

令和6年第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

令和6年2月29日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	2月29日	木	午前10時	・町長招集あいさつ ・議案上程 ○本会議 ・人事案等質疑 討論 採決 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計、企業会計予算案詳細説明)
2	3月 1日	金		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 2日	土		○休 会
4	3月 3日	日		○休 会
5	3月 4日	月		○休 会
6	3月 5日	火		○休 会
7	3月 6日	水		○休 会
8	3月 7日	木		○休 会
9	3月 8日	金	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月 9日	土		○休 会
11	3月10日	日		○休 会
12	3月11日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
13	3月12日	火	午前10時	・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ○本会議 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計、企業会計予算案総括質疑 委員会付託
14	3月13日	水	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
15	3月14日	木	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
16	3月15日	金		○休 会
17	3月16日	土		○休 会
18	3月17日	日		○休 会
19	3月18日	月		○休 会
20	3月19日	火		○休 会
21	3月20日	水		○休 会
22	3月21日	木	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

2月29日上程

専決第 1 号	令和5年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について	2月29日	承認
議案第 1 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 2 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 3 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 4 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 5 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 6 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 7 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 8 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 9 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 10 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 11 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 12 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 13 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
議案第 14 号	長野広域連合規約の変更について	2月29日	可決
議案第 15 号	長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について	2月29日	可決
議案第 16 号	坂城町手数料条例の一部を改正する条例について	2月29日	可決

議案第 17 号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2月29日	同意
発委第 1 号	坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	3月12日	可決
議案第 18 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3月12日	可決
議案第 19 号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3月12日	可決
議案第 20 号	坂城町隣保館条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 21 号	坂城町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 22 号	坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 23 号	坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 24 号	坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 25 号	坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 26 号	町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 27 号	坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 28 号	新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例に関する条例を廃止する条例について	3月12日	可決
議案第 29 号	令和6年度坂城町一般会計予算について	3月21日	可決
議案第 30 号	令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月21日	可決
議案第 31 号	令和6年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月21日	可決
議案第 32 号	令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月21日	可決
議案第 33 号	令和6年度坂城町下水道事業会計予算について	3月21日	可決
3月21日上程			
選 第 1 号	坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	3月21日	当選
議案第 34 号	令和5年度坂城町文化センター耐震補強及び大規模改修工事変更請負契約の締結について	3月21日	可決

議案第 35 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	3 月 21 日	可決
議案第 36 号	令和 5 年度坂城町一般会計補正予算（第 9 号）について	3 月 21 日	可決
議案第 37 号	令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	3 月 21 日	可決
議案第 38 号	令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について	3 月 21 日	可決
議案第 39 号	令和 5 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	3 月 21 日	可決
議案第 40 号	令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	3 月 21 日	可決
発議第 1 号	パレスチナ自治区ガザ地区における即時停戦及び人質の即時解放を求める意見書について	3 月 21 日	可決

令和6年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日 2月29日(木)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	4
○報告第1号～議案第16号の上程、 提案理由の説明、質疑、討論、採決	1 2
○議案第17号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	1 7
○発委第1号、議案第18号～議案第33号の上程、提案理由の説明、詳細説明	1 7

第2日 3月8日(金)

○議事日程	5 2
○一般質問 星 哲夫 議員	5 2
玉川 清史 議員	6 0
水出 康成 議員	7 1
山城 峻一 議員	8 3

第3日 3月11日(月)

○議事日程	9 6
○一般質問 塚田 舞 議員	9 6
中村 忠靖 議員	1 0 7
中嶋 登 議員	1 2 0
柰津 明子 議員	1 3 3

第4日 3月12日(火)

○議事日程	1 4 8
○一般質問 大森 茂彦 議員	1 4 9
宮入 健誠 議員	1 6 1
○発委第1号、議案第18号～議案第28号の質疑、討論、採決	1 7 2
○一般会計予算案総括質疑、委員会付託	1 7 3
○特別会計、企業会計予算案総括質疑、委員会付託	1 8 1

第5日 3月21日（木）

○議事日程	186
○議案第29号～議案第33号の委員長報告の質疑、討論、採決	186
○追加議案上程、提案理由の説明	210
○選第1号、議案第34号～議案第40号、発議第1号、質疑、討論、採決	213
○閉会中の委員会継続審査申し出について	216
○町長閉会あいさつ	216

令和6年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年2月29日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 2月29日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	関 貞 巳 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	宮 下 佑 耶 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	竹 内 優 子 君
保健センター所長	橋 本 直 紀 君
子ども支援室長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 1 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 2 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 3 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 4 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 10 議案第 5 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 11 議案第 6 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 12 議案第 7 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 13 議案第 8 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 14 議案第 9 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 15 議案第 10 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 16 議案第 11 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 17 議案第 12 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 18 議案第 13 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 19 議案第 14 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 20 議案第 15 号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について
- 第 21 議案第 16 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議案第 17 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 23 発委第 1 号 坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 第 24 議案第 18 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 25 議案第 19 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 26 議案第 20 号 坂城町隣保館条例の一部を改正する条例について
- 第 27 議案第 21 号 坂城町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について
- 第 28 議案第 22 号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について

- 第 29 議案第 23 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 30 議案第 24 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 31 議案第 25 号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 32 議案第 26 号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 第 33 議案第 27 号 坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について
- 第 34 議案第 28 号 新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例に関
する条例を廃止する条例について
- 第 35 議案第 29 号 令和 6 年度坂城町一般会計予算について
- 第 36 議案第 30 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 37 議案第 31 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 38 議案第 32 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 39 議案第 33 号 令和 6 年度坂城町下水道事業会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 1 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、教育長 塚田常昭君から欠席の届出がなされており、これを許可してあります。

また、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（滝沢君） 会議規則第 127 条の規定により、13 番 朝倉国勝君、14 番 大森茂彦君、
2 番 中嶋 登君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（滝沢君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月２１日までの２２日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から３月２１日までの２２日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日３月１日、午前１１時までといたします。質問時間は答弁を含め１人１時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第３「町長招集あいさつ」

議長（滝沢君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和６年第１回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心より感謝申し上げます。

さて、今年は年明け早々の元日夕方、能登半島沖を震源とした能登半島地震が、翌２日には、羽田空港滑走路内において民間旅客機と海上保安庁飛行機が衝突する大惨事が発生し、波乱の年明けとなりました。

特に能登半島地震におきましては、地震の規模がマグニチュード７．６、観測された最大震度は７という大変大規模なものとなり、地震の影響から、広範囲において家屋等の倒壊に加え、火災、津波なども重なる大災害となってしまいました。

そうした中で、長野県町村会において、県内町村からの「能登半島地震への公的義援金による支援」を取りまとめ、被災町村へお送りすることとしたところであり、当町におきましても専決処分による補正予算にて対応したところであります。

これと並行しまして、被災地支援として、県と市町村で合同災害支援チームを組織し、当町からも羽咋市へ職員派遣を行い、被災・罹災証明の発行事務を行ってきたほか、今後においても県内市町村で輪番制により、継続的に職員派遣を行う予定としております。

あわせて、被災地からの不足している物資の情報から、町で保管しているブルーシートに加え、企業、住民の皆様にも支援のご協力をいただき、救援物資として提供を行っているところであります。

また、坂城町役場に能登町出身者がおられるということもあり、過日、坂城町農業クラブ、坂城町社会福祉協議会、坂城町役場職員の皆様が災害復旧ボランティアとして活動されました。心より感謝申し上げます。

さらに、役場福祉健康課、町社会福祉協議会窓口において義援金を受け付けており、お寄せいただいた義援金は日本赤十字社を通して被災地へ届ける予定となっておりますので、多くの

皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと考えております。

復興にはまだ遠く、兆しが見えない状況の中、お亡くなりになられた皆様に哀悼の意を表し、被災された全ての方々にお見舞い申し上げるとともに、災害のあった地域全体の日も早い復興を祈念するところであります。

また、義援金とともに専決処分とした補正予算として、物価高騰が続く、住民生活や企業活動にも様々な影響が及ぶ中、特に大きな影響を受ける低所得世帯を迅速に支援するため、現在給付を行っている住民税非課税世帯への7万円の追加給付のほか、新たに3月より、住民税所得割非課税世帯への10万円の給付と、さらには住民税均等割または所得割が非課税の世帯を対象に18歳以下の児童1人当たり5万円を加算給付する事業を行うための経費について、対応したところであります。

さて、現在、策定を進めております「新複合施設 基本構想・基本計画」につきましては、建設委員会での協議内容や利用者等との意見交換を踏まえて素案を作成し、本日まで町民の皆様からの意見募集を行っております。

この「基本構想・基本計画」は、今後の設計立案において踏まえるべき、新複合施設で実現を目指すことや、施設に求められる要件などの基本的事項をまとめたもので、今後、町民の皆様からのご意見も加味し、年度末の策定完了に向け進めてまいります。

次に、令和6年度から3か年を計画期間とする「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の策定につきましては、策定委員会や意見募集による町民の皆様からのご意見により追加や修正等を行ってまいりました。

先日、第3回策定委員会において計画案をご承認いただきましたので、本計画に基づき、来年度より障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保など、各種事業や支援を実施してまいります。

また同じく3か年を計画期間とする「高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」につきましても、今年度見直しを行ったところであります。当町におきましても、後期高齢者の人口増加と高齢化が進む中、今後3年間に必要となる介護サービス量を見込み、高齢者の介護予防事業と地域における自立した日常生活の支援のための事業を行うため、ご負担いただく介護保険料について、13段階に細分化し、基準額とする第5段階の保険料を年額1,200円減額する計画案を、介護保険運営協議会においてご承認いただいたところであります。

続いて、国民健康保険税につきましては、県が財政の運営主体となり、町では県全体の医療費などを賄うための財源として算定された納付金を納める仕組みとなっており、先般、提示されました納付金額に基づき保険税率を算定したところであります。税率の算定にあたりましては、昨今の社会情勢等を踏まえ、加入者の皆様の負担増加を考慮し、町独自の激変緩和措置を講じる中で、令和5年度とほぼ同額程度のご負担をお願いすることとし、国民健康保険運営協

議会にお諮りし、お認めいただいたところであります。

介護保険料、国民健康保険税とも、協議会の答申に基づく条例の改正議案について、今議会に上程させていただいております。

次に、2月7日、坂城テクノセンターを会場に、新春経済講演会が開催され、公立諏訪東京理科大学の濱田州博学長をお迎えして、「高度情報専門人材の育成を目指して」と題してご講演をいただいたところであります。

人工知能、DX、IoT、通信技術等ソフト・ハード両面から情報技術を支える人材や、情報技術を身につけた機械・電気工学分野の技術者等の人材を育成する同大学の取組について、わかりやすくお話しいただき、聴講に来られた多くの町内企業の皆さんが熱心に耳を傾けました。

また、27日には、坂城駅周辺を中心市街地のにぎわいと地域の活性化を推進するため、大日向坂城駅周辺活性化特別委員長をはじめ、町商工会や地元区長、学識経験者の方などにご参加いただき、町並み整備のための意見交換会を開催し、今年度実施しました鉄の展示館北川敷地の竹木伐採等の整備工事や当面の活用方法等について説明をし、将来的な利活用について意見交換を行ったところであります。

地域活性化など、まちづくりの重要なエリアとなりますので、関係者のご意見も踏まえながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

さて、現在、江戸時代から現代までのひな人形を一堂に集めた第9回「坂城のお雛さま展」が3月24日までの日程で、鉄の展示館と坂木宿ふるさと歴史館を会場に開催されています。

県内最大級の享保雛や、現代のつるし飾りの展示のほか、坂木宿とおひな様をめぐるガイドツアーや、おひな様カード、アクセサリなどを作るイベントも開催しておりますので、大勢の皆様にお越しいただきたいと思います。

次に、主要地方道坂城インター先線の整備に係る進捗状況であります。県が事業主体として、国道18号からテクノさかき工業団地入口までの中之条工区、約400メートルの区間につきまして平成27年度から事業着手し、今年度末の供用開始を目指し、現在、舗装工も終了し、最終の仕上げが実施されているところであります。

また、中之条工区の終点から千曲川を渡り、計画中の国道18号バイパス交差点までの約900メートルの区間につきましては、基本計画案について、事業主体である千曲建設事務所において、地権者説明会に続き地元説明会が開催され、当初の計画どおり、令和6年度に国の新規補助事業として採択いただけるよう準備を進めているとお聞きしております。

インター先線につきましては、将来的に国道18号バイパスへ接続することにより、坂城インターチェンジへのアクセス性が飛躍的に向上し、交通混雑の緩和や産業等の活性化とともに、有事の際には、一部区間の途絶による全体の機能不全につながらないよう、交通ネットワーク

の多重化といった効果も期待されることから、町といたしましても、国、県に対し事業区間の早期供用開始と未事業区間の早期着手について引き続き要望してまいりたいと考えております。

続きまして、下水道管渠の整備につきましては、地形等の要因により未整備となっている地区の整備を順次進め、令和5年度末の面整備率は96%の進捗となる見込みとなっており、来年度以降も引き続き未整備地区の整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、下水道事業会計につきましては、令和6年度から地方公営企業法が適用される公営企業会計へ移行してまいります。

また、水道事業につきましては、将来の人口減少や施設・設備の老朽化、多発する大規模災害への対応といった将来的な課題が山積していることから、令和3年に当町を含む上田市から長野市に至る3市1町及び県企業局において、「上田長野地域水道事業広域化研究会」を設立し、地域にふさわしい水道事業の在り方について、検討を行っているところであります。令和6年度には、「上田長野地域水道事業広域化協議会」を設立し、広域化を含めたさらなる検討を重ねるとともに、水道を利用している皆様からのご意見等をお聞きしながら、今後の方向性を決定していく計画となっております。

次に、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなどの各種証明書が受け取れる「コンビニ交付サービス」の運用を昨年1月31日からスタートし、約1年が経過したところでありますが、平均して毎月150件程度の交付をしており、徐々に増加している状況であります。

コンビニ交付サービスの特徴は、「いつでも」「どこでも」サービスを受けることができ、役場の窓口で交付している各種証明書が、閉庁時間帯や休日においても身近な場所で取得できることであり、町内はもとより、県内外の店舗でご利用いただいております。

町といたしましては、引き続き、マイナンバーカードの普及促進を図り、デジタル化の推進を通して、住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカの景気は、昨年10～12月期の実質GDPは、前期比年率プラス3.3%と、高めの伸びとなっており、個人消費を中心に足元の景気は堅調に推移しているものの先行きについては減速する見通しとなっております。

また、ヨーロッパにつきましては、ユーロ圏における景気が低調で、昨年10～12月期の実質GDPは、前期比年率プラス0.1%と、僅かながらプラスと転じたものの、依然低成長が続いており、イギリスにおいても根強い高インフレが景気の重しとなっております。

続いて、中国経済におきましては、内需の回復力が脆弱であり、建設業は持ち直しているもののサービス業の低下が足かせとなっております。また、固定資産投資は、インフラ投資が緩やかに増加したものの、住宅販売の減少を背景に、不動産開発投資の減少が続く中、消費マイノリティの回復の遅れや不動産不況の持続により回復の動きは長続きしない見込みとなっております。

す。

一方、国内の状況であります、内閣府による今月の「月例経済報告」では、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」としており、また、先行きについても、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としながらも、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」と付け加えております。

こうした中で、先週以来、日経平均株価が、約34年ぶりに連日最高値を記録しており、マーケットの状況をしっかりと注視する必要もあります。

次に、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が2月に発表した「金融経済動向」によりますと、設備投資、個人消費、住宅投資、公共投資、生産、雇用・所得の個別観測から、総論として「長野県経済は、持ち直している。」としております。

また、財務省関東財務局長野財務事務所における県内経済情勢におきましても、個人消費、生産活動においては「緩やかに回復し、持ち直しつつある。」との観測であり、総括判断として「県内経済は、持ち直している」というところであります。

当町におきましても、1月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前との比較で、プラスとした企業が6社から11社に増加し、売上げについても、ほぼ同じ状況で、国や県の観測と同様の傾向がうかがえる結果となっております。

また、雇用につきましては、10～12月の実績が、総計で32人の増と、前回調査に比べ26人増加しているとともに、本年4月の雇用予定は、全ての企業が増員または減員分の補充を予定し、全体では116人の増員予定となっており、こちらも国、県と同様の傾向がうかがえるところとなっております。ウクライナ侵攻の長期化や中東情勢など、世界経済の先行きが不透明ではありますが、当町の企業や経済が持続的に成長していくことを願うところであります。

続きまして、令和6年度一般会計当初予算（案）について申し上げます。

来年度当初予算の編成にあたりましては、誰もが心身とも充実し、幸福を感じることができる「well being」を実現するとともに、「SDGsの達成」と「デジタル変革への取組み」を意識した事業の実施と創意工夫による経費節減に努めたところであります。

歳入歳出予算の総額は68億1千万円とし、令和5年度が骨格予算編成でありましたことから、前年度との比較ではプラス7.1%、4億5千万円の増額となっております。

また、歳入といたしましては、町の財政の根幹を担う町税につきまして、コロナ禍から社会

経済活動の正常化が進み、企業の業績は回復基調であるものの、ウクライナや中東地域をめぐる情勢、円安等の影響による物価高騰などの様々なリスク要因もあるため、法人町民税は、前年度と同額、個人町民税は、国の定額減税の影響に伴い4千万円の減額を見込み、町民税で10億7,360万円を計上いたしました。

また、固定資産税につきましては、3年ごとの評価替えによる地価下落の反映に伴う固定資産課税標準額の減額により、前年度に対しまして2,500万円の減額を見込み、町税全体では、前年度対比マイナス2.4%、6,239万2千円の減額となる25億3,553万7千円を計上したところであります。

次に、地方交付税につきましては、子ども・子育て支援事業が、基準財政需要額の算定費目に新たに創設されるなどに伴い、国の地方交付税総額は前年度対比1.7%の増額となるため、前年度に対し1千万円の増額となる11億2千万円を計上いたしました。また、普通交付税の振替分となる臨時財政対策債につきましては、国の発行総額が大幅に抑制される方向であることから、前年度に対し、4千万円の減額となる2千万円を計上しております。

また、国庫支出金につきましては、自治体システム標準化に係る補助金等の増額により、5,469万2千円の増額となる6億1,922万6千円を計上し、繰入金につきましては、長野広域連合のごみ処理施設建設公債費等に充当する広域行政事業基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金、減災基金、財政調整基金からの繰入金など、繰入金全体で7億7,620万8千円を計上いたしました。また、町債につきましては、道路改良事業などに伴う公共事業等債や緊急防災・減災事業債など、総額で2億510万円を計上したところであります。

次に歳出であります。投資的経費につきましては、新複合施設建設に係る基本設計等の費用や中心市街地コミュニティセンター空調設備改修工事などで6億5,872万4千円とし、義務的経費につきましては、人件費が13億9,909万7千円、障がい者へのサービス給付費や児童手当、福祉医療などの扶助費につきましては6億9,339万8千円、公債費につきましては6億1,096万9千円を計上いたしました。

また、その他の経費といたしまして、DX・GX化を推進するため、デジタル技術を活用した住民サービスの向上と業務の効率化を図るデジタル田園都市国家構想交付金事業や坂城テクノセンター施設のZEB（ゼロエネルギービルディング）化の改修に係る補助金を新たに計上したことなどにより、34億4,781万2千円としたところであります。

続きまして、令和6年度の主要な施策について申し上げます。

まず、新複合施設の整備につきましては、今年度策定を進めている「基本構想・基本計画」を踏まえ、基本設計やボーリング調査等を実施してまいりたいと考えております。

また、年間を通じて多くの電力を使用するびんぐし湯さん館に、発電容量約30キロワット

の太陽光発電設備を導入し、温室効果ガス排出の削減を目指しており、今年度新設された脱炭素化推進事業債を財源に、令和6年度に設計及び工事を行い、来年3月の完成を見込んでおります。

次に、公益財団法人さかきテクノセンターでは、令和6年度に国の補助事業を活用して、同センター建物のエネルギー収支を現状の25%以下までに削減すること、これはNearl y Z E B化といいます。これを旨とした施設改修事業を予定しております。

センター開館30周年を記念し、また次の30年に向け、2050年ゼロカーボンの実現に寄与することを目的に実施される本事業につきまして、町としまして『ものづくりのまちのゼロカーボン化』に向けて大いに期待するところであり、改修費用の一部を支援するための必要経費を当初予算に計上いたしました。

また、平成16年度に建築し今年の3月で19年が経過する中心市街地コミュニティセンターでは、冷暖房設備の不具合により、令和6年度に改修工事を予定しております。

工事期間中は、施設を一時休館することになり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、人口減少や少子高齢化が進行する中、国ではデジタル技術の活用により、行政サービスの向上や交流人口の増加などを通じた地域課題の解決と地方創生の推進を図っており、「デジタル田園都市国家構想交付金事業」により、生活や産業、交通、環境、防災などのあらゆる分野における地域のデジタル化を支援しています。

町では、この交付金の採択を目指して、令和6年度の事業としまして、「公共施設予約システム」や「書かない窓口」、「観光・文化 デジタル化」の申請をしており、DXの推進により、住民の皆様の利便性の向上とともに、事務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、町では、ポーランドワルシャワ日本語学校を介して、かねてから交流がある当町と同様、自然豊かで高い技術力といった共通点がある同国のツェレスティヌフ郡との「フレンドシップ協定」の締結に向け、渡航費用など必要経費を当初予算に計上いたしました。

フレンドシップ協定は、地域社会の発展に寄与することを目的として、複数の団体が連携・協力するために締結される協定で、姉妹都市のような責任や義務を負わない緩やかな関係の中で交流を深めていきたいと考えており、議会や国際交流協会の代表の方などとともにポーランドを訪問し、協定の締結をしてまいりたいと考えております。

続きまして、健康増進事業としましては、令和6年度からがん患者の方の外見の変化に起因する心理的負担を軽減するため、ウィッグや乳房補整具などの購入に要する経費に対して助成する「がん患者へのアピアランスケア助成金」事業を新たに実施してまいります。

また、胃がんの早期発見、早期治療を促進し、死亡率を減少させるため、現在の胃エックス線検診に加え、胃内視鏡検診を千曲市と共同で開始いたします。胃内視鏡検診の実施につきま

しては、検査等に関して全面的に千曲医師会にご協力をいただく予定となっております。

次に、地域住民が主体となって設置する有害獣対策の侵入防止柵につきましては、南条地区での設置が進められており、今年度で入横尾地区が完了しましたので、令和6年度からは金井地区での設置に向けて協議を進めているところであります。

各地区において本事業のご理解とご協力をいただく中で、侵入防止柵の設置推進を図り、有害獣による被害を減少させてまいりたいと考えております。

続きまして、松くい虫防除対策につきましては、健康に対する配慮など地域住民や関係する皆様との情報交換によるリスクコミュニケーションの強化に努める中で、引き続き県の指導をいただきながら、空中散布及び無人ヘリでの散布のほか、伐倒駆除、樹幹注入、植樹など、総合的な防除対策を講じてまいります。

また、昨年4月に発生しました林野火災の延焼範囲内におきましても、焼損したアカマツに多数の害虫が集まる状況が確認されていることから、周辺への松くい虫被害を拡大させないために被害木の伐倒駆除を進めてまいります。

町内の主な農業用水路の水門管理につきましては、指定された管理者により適宜行われておりますが、近年のゲリラ豪雨など、急激な増水時における迅速な排水操作と水門管理者の負担軽減を図るため、令和6年度において南条地区で水門2基の自動化を計画しております。

次に、昭和橋の修繕工事につきましては、今年度、国道側1連目から3連目及び7連目から9連目までのおのおの3連の下流側アーチ部補修工事が完了し、令和6年度は、同様に各3連ずつ、今年度施工した反対側の上流側アーチ部補修工事を実施する予定としております。

また、64号橋道路改良工事につきましては、今年度、国道取付部から役場手前の丁字交差点付近までの道路改良工事を終え、令和6年度は役場前庭方面へ延長し、道路拡幅工事を施工する予定としております。

いずれの工事におきましても、通行する皆様には長期間にわたり車両の交通規制等により、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、今年度設計を行いました災害用マンホールトイレ整備事業につきましては、中核避難所に指定されている各小中学校への整備を計画し、令和6年度の村上小学校から順次整備を予定してまいりたいと考えております。

続きまして。子ども・子育て支援を総合的に推進し、全ての子どもたちが健やかに成長するため、子育てに関する総合的な計画である「第2期坂城町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に満了することに伴い、令和7年度から令和11年度までの5年間を新たな計画期間とする「第3期坂城町子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでまいります。

また、令和6年度は、町内の3小学校が創立150周年の節目を迎えます。各小学校では保護者などで組織された記念事業実行委員会において、創立150周年に向けた様々な記念事業

を計画しているところであります。なお、企業や地域の皆様から、創立１５０周年記念事業に対しましてご寄附をいただき、この寄附金を活用して記念事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、町では、これまで信濃村上氏発祥の地として、信濃村上氏について知り、学ぶ機会として「信濃村上氏フォーラム」などを開催してきたところであります。今年は、戦国時代に活躍した戦国武将 村上義清の没後４５０年を記念して、第３回目となる「信濃村上氏フォーラム」の開催を予定しております。

村上義清の功績を再確認し、町の魅力の一つとして広く発信するフォーラムとなるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、学校体育館のトイレにつきましては、既に洋式化を完了している南条小学校を除く各小中学校において、快適な学校施設の整備を図るとともに、各小中学校の体育館が、災害時の避難所として様々な方が利用することからトイレの洋式化を実施してまいります。

また、町では、犯罪の被害に遭われた方やご家族などが、一日も早く、円滑で安心して日常生活を営むことができるよう、犯罪被害者等日常生活支援助成制度を創設することとし、令和６年度当初予算に所要の経費を計上したところであります。

これに伴い、「犯罪被害者等支援条例」の「定義」の一部を見直すとともに、「日常生活の支援」を明記する条例の一部改正議案を上程させていただいております。

今議会に審議をお願いする案件は、専決処分の報告が１件、農業委員会委員の人事案件が１４件、広域連合の規約の変更が１件、広域連合の財産処分の協議が１件、条例の制定、一部改正、廃止が１２件、令和６年度の一般会計予算及び特別会計予算３件並びに下水道事業会計予算の計３４件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

◎日程第４「諸報告」

議長（滝沢君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。また、株式会社まちづくり坂城から第２２期経営状況報告書が提出されております。

議長（滝沢君） 日程第５「報告第１号 町長の専決処分事項の報告について」から、日程第２１「議案第１６号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」までの１７件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、順次ご説明申し上げます。

まず、専決第1号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,070万円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億965万6千円といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、物価高騰対応重点支援交付金事業に係る国庫負担金5,985万円、乳幼児等福祉医療費に係る県支出金250万円、財政調整基金からの繰入金835万円をそれぞれ増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、物価高による低所得の世帯及びその子育て世帯の支援として、物価高騰対応重点支援給付金給付事業に係る経費5,125万円、子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付事業に係る経費790万円、定額減税調整給付事業に係る経費70万円、こども福祉医療費1千万円をそれぞれ増額するとともに、また、令和6年能登半島地震で被災し、被害に遭われた被災者に対する支援として、石川県町長会等を通じ被災町へ贈呈する公費義援金85万円を増額したもので、急を要することから専決処分といたしましたものであります。

次に、議案第1号から第13号まで、「坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」一括してご説明申し上げます。

議案第1号から第13号までは、農業委員会等に関する法律に基づき、新たな農業委員会委員を町長が任命するにあたり、各候補者について、議会の同意を求めるものであります。

任期は現農業委員の任期が満了する日の翌日令和6年5月18日からの3年間であります。

初めに、議案第1号 石間 笑氏、議案第2号 宮下佳明氏は、認定農業者であり、現在農業委員として活動しております。

続く、議案第3号 矢嶋鋭二氏は、認定農業者であった者で、現在農業委員として活動しております。

続く、議案第4号 谷田邊基夫氏は、認定農業者であった者であります。

また、議案第5号 柳沢賢二氏、議案第6号 宮下 卓氏、議案第7号 柳澤一男氏は、現在農業委員として活動しております。

次に、議案第8号 青柳 裕氏、議案第9号 池田邦雄氏、議案第10号 滝沢英俊氏、議案第11号 西澤満善氏、議案第12号 宮崎光明氏、議案第13号 山崎貴勇氏は、いずれの方も農業に関する見識が高く、豊富な経験と知識を有され、また、地域の人望も厚いことから、農業委員としての職務を行うのに適任者でありますので、ご審議の上、ご同意賜りますよ

う、お願い申し上げます。

次に、議案第14号「長野広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

長野広域連合が長野市戸隠地区で運営する特別養護老人ホーム豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センターを令和6年4月1日付で社会福祉法人に移管することに伴い、長野広域連合規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容といたしましては、広域連合の処理する事務、広域計画の項目及び経費の負担割合の規定から、デイサービスセンター及び在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務を削除するとともに、特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する経費の関係市町村負担割合の規定から豊岡荘を削除するものであります。

次に、議案第15号「長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」ご説明申し上げます。

本案は、長野広域連合が運営する特別養護老人ホーム豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センターを令和6年4月1日付で社会福祉法人に移管することに伴い、豊岡荘の土地、建物及び物品類、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センターの物品類を移管先法人等へ譲渡するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第16号「坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、新たに本籍地以外での戸籍謄本等の交付を可能とするとともに、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行を行うほか、戸籍届書等情報の内容証明書の交付及び閲覧を可能とするものなどであります。

以上よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時48分～再開 午前10時58分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第6「議案第1号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第 7 「議案第 2 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第 8 「議案第 3 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第 9 「議案第 4 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第 10 「議案第 5 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第 11 「議案第 6 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第 12 「議案第 7 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第 13 「議案第 8 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第 14 「議案第 9 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第 15 「議案第 10 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第 16 「議案第 11 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第１７「議案第１２号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第１８「議案第１３号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第１９「議案第１４号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第２０「議案第１５号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第２１「議案第１６号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

１４番（大森君） 一番最後から１枚手前のところの下段のところですが、戸籍法第４８条第１項で同法第１１７条におけるという、この文言右端の説明のところですが、１通につき３５０円、ただし上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組等は、１通が１，４００円ということであるんですが、これはどういう理由で上質紙で発行することになるんですか。

住民環境課長（山下君） こちらにつきましては、１通につき、通常ですと３５０円ですけれども、上質紙、いわゆるいい紙といいますか、賞状のような、証書のような紙を用いたもので発行する場合とありまして、主に外国人が本国に証明書としてお持ち帰りいただいて、本国へ提出するというような際にお使いになるということでございます。

１４番（大森君） わかりました。外国では、一般的なあれですか。こういう発行の仕方をしていんでしょうか。そこまで調べてどうこう、当然、国の総務省から通知だからやむを得ないんですが、もしわかれば、ご答弁願いたいと思います。

住民環境課長（山下君） お答えいたします。今回この条例改正によりまして、当町におきましては、新たにこの上質紙を用いた１，４００円の手数料で発行するということを加えさせていただいたので、以前については、当町では発行しておりません。ただ、国のほうにおいては、こういったものを発行できるというような規定がございましたので、今回それに合わせてうちが付け加えたということになります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（滝沢君） ここで、地方自治法第117条の規定により、宮入健誠君の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時19分～再開 午前11時19分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

日程第22「議案第17号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第17号「坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、議案第1号から議案第13号までと同じく、宮入健誠氏を農業委員に任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましても同様に、現農業委員の任期が満了する日の翌日の令和6年5月18日から3年間であります。

宮入健誠氏は、現在も農業委員として活動しておられ、豊富な経験と知識を有され、中立の立場で公正な判断ができ、また、地域の人望に厚いことから、農業委員としての職務を行うのに適任者であります。

以上、ご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第22「議案第17号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

議長（滝沢君） ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前11時22分～再開 午前11時23分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

日程第23「発委第1号 坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」から日程第39「議案第33号 令和6年度坂城町下水道事業会計予算について」までの17件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長（衾津明子君） 発委第1号「坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」趣旨説明をいたします。

本案は、地方自治法の一部改正により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、地方公共団体における議員個人による請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務の執行の適正を図るために、公表に関する条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、地方公共団体に対し、請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など、一定の事項を議長に報告し、その内容を議長が公表することについて規定するものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 続いて、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第18号から第33号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第18号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、町の条例中で引用する地方自治法の条項のずれが生じることから、各条例に関して所要の改正を行うものであります。

議案第19号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、介護報酬改定と併せて指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を改正する指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことから、坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例など、関連する条例に関して、一括して改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、デジタル化の推進に伴う書面揭示規定の見直し、身体的拘束等の適正化の推進、協力医療機関との連携体制の構築など、条例で定める指定地域密着型サービス等の運営基準について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「坂城町隣保館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、隣保館内に新たに冷房設備を設置することに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、冷房設備を設置する教養娯楽室の使用料に関し、暖房使用時となっている別表の規定を冷暖房使用時に改めるものであります。

次に、議案第２１号「坂城町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現に向け、令和２年度に制定した本条例に関して所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、定義の一部を改正し、日常生活の支援に関して新たに盛り込むものであります。

次に、議案第２２号「坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、町の利子補給制度の対象となる融資を受けた町内事業者に対して実施する利子補給事業について、令和５年度においても国の地方創生臨時交付金を原資として事業を実施することができ、今後の利子補給金を積み立てることが可能であるため、本条例の有効期限の延長を行うものであります。

改正の内容といたしましては、本条例の有効期限を令和１０年３月３１日から令和１１年３月３１日に改めるものであります。

次に、議案第２３号「坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に合わせ、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、特定教育・保育施設の重要事項の書面揭示の義務づけに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものであります。

また、特定教育・保育施設等が交付する書面等について、書面等が電磁的記録により作成されている場合に、提供ができるとされている電磁的方法について、「磁気ディスク、ＣＤロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」から、「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図ることとするものであります。

議案第２４号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税の税率を改正することに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

税率の改正につきましては、県の運営方針に沿って資産割を除く３方式による賦課とするため、令和９年度を目途に資産割を廃止するとし、段階的に引き下げてきたところであり、今回の改正におきましても医療給付費分の資産割１．８％を１．０％に、介護納付金の資産割を１．０％から０．８％に引き下げるとともに、医療給付費分の所得割を６．７％から６．７５％に改めるものであります。

なお、税率改正にあたっては、基金を活用した町独自の激変緩和措置を講じる中で、税負担を一定程度に抑えた改正とし、本改正の内容につきましては、今月５日に開催した国民健康保険運営協議会においてご審議を賜り、答申いただいたものであります。

次に、議案第２５号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和６年度から８年度にかけての第９期介護保険事業計画において見込まれる保険給付及び地域支援事業などを実施するため、介護保険料の見直しを行うことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、基準額としております第５段階の保険料を月額で５千円から４，９００円に、年額では１，２００円の減額とし、所得段階は現在の１１段階から国の示す１３段階に細分化を行い、基準所得額等につきましても国基準に合わせ改正を行うものであります。

また、保険料の乗率につきましては、第９段階から第１３段階を町独自の乗率で設定することにより、保険料の上昇幅を抑えた改正としているところであります。

団塊の世代が７５歳となり、高齢化の進展に伴い、介護需要が見込まれる中、保険料の見直しにあたりましては、被保険者の皆さんのご負担に十分配慮し、介護保険支払準備基金を活用することで、保険料額の引下げを実施することといたしました。

次に、議案第２６号「町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、配偶者暴力防止法等ですが、これが改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、ＤＶ被害者単身で入居する要件として、接近禁止命令等がなされた場合について根拠として引用する法条文が分けられたことから、見直すものであります。

議案第２７号「坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町文化センターの耐震改修及び大規模改修工事の実施に伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、文化センター大規模改修に伴い、これまでの和室を多目

的室に、相談室を会議室１に名称変更を行うとともに、新たに会議室２を新設し、施設使用料について新たに設定いたしました。

また、新たに空調設備を整備したことに伴い、これまでのボイラーによる暖房から、空調設備による冷暖房に切り替えるところであり、この冷暖房使用料に関して規定し、昨今の電気料金の変動等に対応できるよう、教育委員会が別に定める実費相当額といたすところであります。

議案第２８号「新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例に関する条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

町では、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、事業活動の縮小等により経営環境が悪化した町内中小企業等の資金繰りを支援するため、「経営安定特別資金 新型コロナウイルス対策」を創設し、必要な資金のあっせんや利子の補給を行ってまいりましたが、同感染症の影響収束により、県の「経営健全化支援資金 新型コロナウイルス対策」が令和６年３月３１日をもって終了することになりました。

これに伴い、町の「経営安定特別資金 新型コロナウイルス対策」につきましても、同日をもって終了とするため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第２９号「令和６年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

令和６年度坂城町一般会計の歳入歳出予算の総額は、６８億１千万円で、令和５年度当初予算が骨格予算編成であったことから、前年度との比較ではプラス７．１％、４億５千万円の増額となっております。

歳入の主な内容について申し上げますと、初めに、町税のうち固定資産税は、評価替えによる土地価格の下落の反映により、前年度対比マイナス１．９％、２，５００万円の減額、法人町民税は前年度と同額、個人町民税は国の定額減税による減収に伴い、マイナス５．５％、４千万円の減額とし、町税全体ではマイナス２．４％、６，２３９万２千円の減額となる２５億３，５５３万７千円を計上しております。

また、個人町民税の定額減税による減収分は、地方特例交付金において国から補填されることから、前年度に対し５，７００万円の増額を見込んでいるところであります。

次に、地方交付税のうち、普通交付税につきましても、子ども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保により、基準財政需要額に子ども・子育て支援事業の新たな算定費目が創設されるため、前年度に対し１千万円増加となる１０億６千万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、自治体システムの標準化に係る補助金等により、５，４６９万２千円の増額となる６億１，９２２万６千円を計上いたしました。

繰入金につきましては、長野広域連合のごみ処理施設建設公債費等に充当する広域行政事業基金、坂城テクノセンターＺＥＢ化改修補助金に係る工業振興施設等整備基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金、減災基金、財政調整基金からの繰入金など、全体で７億

7, 620万8千円を計上したところであります。

また、町債につきましては、中心市街地コミュニティセンター空調設備改修工事や小中学校体育館のトイレ洋式化工事などに係る緊急防災・減災事業債、びんぐし湯さん館への太陽光発電設備整備事業に係る脱炭素化推進事業債、道路改良事業や橋梁修繕事業等の公共事業等債などにより、総額で2億510万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主な内容につきましては、前年度は骨格予算編成のため、経常的経費や継続事業が中心であったことから、投資的経費につきましては、前年度から3億858万7千円増額となる6億5,872万4千円を計上いたしました。金井地区で事業を進めております町道A01号線道路改良事業や、昭和橋等の橋梁修繕事業など、継続事業として引き続き工事を進めてまいります。

また、保健・福祉分野の施策を推進する基幹的な機能に加え、子育て支援センターや図書館の機能を含む新複合施設建設事業として、基本設計等に係る予算を計上し、建設に向け準備を進めてまいります。

義務的経費につきましては、障がい者へのサービス給付費や、児童手当、福祉医療などの扶助費については、0.9%の減となる6億9,339万8千円、人件費は1.3%の増となる13億9,909万7千円、公債費については1.2%の増となる6億1,096万9千円をそれぞれ計上しております。

その他の経費といたしまして、がん患者へのアピアランスケア用品の費用に対する助成や小学校150周年記念事業補助金のほか、デジタル技術を活用した住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金事業を新たに計上いたしました。また、継続事業として、住宅用の太陽光発電設備など再生エネルギー設備の導入を支援するスマートエネルギー設備設置補助金や、町内への移住者や定住者を促進するための移住定住促進事業補助金のほか、子どもたちの教育環境等の充実を図るため、中学校の部活動地域移行に係る経費やGIGAスクール構想推進事業に係る情報通信機器等の保守料などを含めて、34億4,781万2千円を計上しております。

以上、令和6年度一般会計当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

続きまして、議案第30号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、県が財政運営の責任主体となり、町では、県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みとなっております。

本予算案は、保険税収入を主な原資として県へ納める事業費納付金及び県からの交付金を原資に支払う医療費に対する保険給付費等を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３億５，４４６万円とするもので、前年対比８，２４７万６千円、５．７％の減であります。

歳入の主な内容としたしましては、国民健康保険税２億５，４２１万１千円、県支出金１０億１，５５４万１千円、一般会計繰入金８，２４９万６千円であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費１０億６３３万７千円、国保事業費納付金３億１，６６４万６千円であります。

続きまして、議案第３１号「令和６年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険は、３年を１期として策定する事業計画に基づき事業運営を行っており、令和６年度は、第９期介護保険事業計画の初年度にあたります。この事業計画に基づく保険給付と地域支援事業を実施するための予算を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１４億２，３２７万５千円とするもので、前年対比１，８４０万４千円、１．３％の減であります。

歳入の主な内容としたしましては、介護保険料２億９，７１０万円、国庫支出金３億３，１１０万２千円、支払基金交付金３億７，２２２万６千円であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費１３億２，８５６万円、地域支援事業費７，１８４万５千円であります。

続きまして、議案第３２号「令和６年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、７５歳以上の方と、一定程度の障がいがある６５歳から７４歳までの希望者が加入する医療保険制度であります。

市町村では、被保険者の皆様から保険料を徴収し、制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものであります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億８，８２７万９千円とするもので、前年対比３，０４８万８千円、１１．８％の増であります。

歳入の主な内容としたしましては、後期高齢者医療保険料２億３，１２６万６千円、一般会計繰入金５，６４８万７千円であり、歳出の主な内容につきましては、総務費１３７万円、後期高齢者医療広域連合納付金２億８，６３８万７千円であります。

最後に、議案第３３号「令和６年度坂城町下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、下水道事業の円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別会計の設置条例を平成３年６月２９日に制定し、事業を進めてまいりました。

令和３年度において、住居地域の整備がおおむね整い、以降は、点在する未整備地区の整備を行い、面整備率は令和５年度末で約９６％を見込んでおります。

令和6年度からは、総務省による公営企業会計の適用への要請により、下水道事業特別会計から地方公営企業法に適用する公営企業会計へと移行いたします。

これは、人口減少等による料金収入の減少、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大や、国・地方を通じた厳しい財政状況など、取り巻く状況の変化と改革の必要性から、将来にわたって持続可能な経営を確保するために、地方公営企業法の規定する財務規定等を適用し、複式簿記による経理処理など「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要となり、対応するものであります。

令和6年度坂城町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

収益的収入の主な内容としては、下水道事業収益5億5,607万7千円のうち、営業収益1億8,988万9千円、営業外収益3億6,618万8千円であり、収益的支出の主な内容につきましては、下水道事業費用5億6,790万4千円のうち、営業費用5億1,037万5千円、営業外費用4,885万円、特別損失667万9千円であります。

次に、資本的収入の主な内容としては、資本的収入4億3,604万4千円のうち、企業債1億6,080万円、他会計補助金2億5,500万円、補助金1,155万円、負担金等869万4千円であり、資本的支出の主な内容につきましては、資本的支出4億5,280万円のうち、建設改良費9,265万円、企業債償還金3億5,800万円であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 議案の説明が終わりました。ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時59分～再開 午後 1時30分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

続いて、議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長（宮嶋君） 令和6年度坂城町一般会計予算につきまして、初めに、歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから5ページ、飛びまして9ページ第2表債務負担行為、10ページ第3表地方債と附属の当初予算資料1ページから2ページの歳入内訳表により、款別にご説明申し上げます。

予算書2ページ、第1表歳入歳出予算と附属の当初予算資料2ページをご覧ください。

初めに、款1の町税についてでございます。町税全体につきましては、令和5年度対比マイナス2.4%、6,239万2千円の減額となる25億3,553万7千円を計上いたしてお

ります。

項ごとに申し上げますと、項1町民税につきましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、企業の業績は回復基調であるものの、ウクライナや中東地域をめぐる情勢、円安等の影響による物価高騰などのリスク要因もあるため、法人分については、前年度と同額、個人分については、賃金増に伴う所得割の増額により、前年度に対し2千万円増額を見込みましたが、国の定額減税の影響による減収分として6千万円の減額を見込み、総額で4千万円の減額、項2固定資産税につきましては、3年ごとの評価替えによる土地価格の下落の反映等に伴う固定資産課税標準額の減額等により2,499万2千円の減額、また、前年度実績から、項3軽自動車税は250万円の増額、項4たばこ税は前年度と同額、項6入湯税は10万円の増額といたしました。

続きまして、款2地方譲与税でございますが、前年度実績や国の予算要求額等を考慮しまして、地方譲与税全体で、前年度対比プラス3.0%の6,029万2千円を計上いたしております。

次に、款3利子割交付金は、前年度対比マイナス5.4%の53万円、款4配当割交付金は、マイナス31.4%の350万円、款5株式等譲渡所得割交付金は、マイナス30%の490万円としておりますが、いずれも5年度の金融状況や交付実績、また県における交付見込額等を踏まえての予算計上であります。

続いて、款6法人事業税交付金につきましては、前年度と同額の3,300万円、款7地方消費税交付金につきましては、5年度の実績見込み等を考慮する中で、プラス3.2%の3億2千万円を計上いたしております。

3ページに移りまして、款8環境性能割交付金につきましては、環境性能割は、自動車の購入時においてその自動車の環境性能に応じ購入者に対し課税され、交付金として都道府県及び市町村に交付されるもので、400万円を計上いたしております。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金控除の実施に伴う減収分を補填するために市町村に交付されるもので、国の予算要求額等を考慮いたしまして、前年度と同額の800万円を見込み、また、国の定額減税による個人町民税の減収分を補填する交付金として、6千万円を計上し、この交付金分が増額となっております。項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和8年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、固定資産税を軽減する特例措置に対する減収分を市町村に補填するもので、1,600万円を計上いたしております。地方特例交付金全体では、前年度対比プラス211.1%の8,400万円を計上いたしております。

次に、款10地方交付税でございます。国の予算総額は約18.7兆円で、前年度に比べ

0. 3兆円の増額の見通しとなっております。当町の普通交付税につきましては、国の動向やこれまでの交付額を参考に、子ども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保により、普通交付税の基準財政需要額に新たな算定費目「こども子育て費」が創設されることなどから、前年度から1千万円の増額、特別交付税につきましては、交付実績等から前年度と同額を見込み、地方交付税全体では前年度対比プラス0. 9%の11億2千万円を計上いたしております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ、前年度と同額の200万円を計上、また、款12分担金及び負担金につきましては、主なものとして、3歳未満児の保育負担金、養護老人ホーム入所負担金や各種検診等に係る健康増進事業負担金などで、前年度から4万7千円の減額となる3, 372万4千円を計上いたしております。

款13使用料及び手数料につきましては、主なものとして、町営住宅や公園施設の使用料、戸籍・住民基本台帳の証明関係や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料などで、前年度の実績等を考慮いたしまして、前年度から410万1千円の減額となる6, 567万円を計上いたしております。

続いて、款14国庫支出金につきましては、主なものとして、障害者自立支援給付や児童手当などに係る民生費の負担金、道路改良、橋梁修繕事業などに係る土木費の補助金などで、自治体システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金等の増額を見込む中で、国庫支出金全体で前年度対比プラス9. 7%、5, 469万2千円の増額となる6億1, 922万6千円を計上いたしております。

次に、4ページにかけての款15県支出金につきましては、主なものとして、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などで、県の「子育て家庭応援プラン」による、3歳未満児の保育料軽減支援や子どもの通院医療費助成の中学3年生までの拡大などに係る補助金の拡充等により、県支出金全体で、前年度対比プラス9. 0%、3, 345万円の増額となる4億334万円を計上いたしております。

款16財産収入につきましては、普通財産の貸付料や基金積立金利子等で939万3千円、款17寄附金は、ふるさと納税事業によるふるさと寄附金の実績などを踏まえ、1億1千円を見込んだところであります。

次に、款18繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金から事業に必要な財源について繰り入れたものなどで、主なものとしては、長野広域連合へのごみ処理施設建設公債費等に対する広域行政事業基金、坂城テクノセンターZEB化改修補助金に係る工業振興施設等整備基金、バラ公園トイレ改修工事等への公園整備基金の繰入れ、また、ふるさとまちづくり基金などからの繰入れにより、繰入金全体では、前年度から4億371万9千円の増額となる7億7, 620万5千円を計上しております。

一つ飛びまして、款20諸収入につきましては、項5雑入の学校給食費納入金において、子

育て支援の拡充として、小中学生の学校給食費無償化を実施したことにより、前年度から6,053万円の減額を見込み、諸収入全体では、6,439万3千円の減額となる4億1,957万9千円を計上しております。

次に、款21町債につきましては、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債8,980万円、村上小学校災害用マンホールトイレ整備事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債620万円、中心市街地コミュニティセンター空調設備改修工事や小中学校体育館のトイレ洋式化工事などに係る緊急防災・減災事業債3,230万円、びんぐし湯さん館への太陽光発電設備整備事業に係る脱炭素化推進事業債2,160万円、6年度も国の発行総額が大幅に抑制される見込みである臨時財政対策債につきましては、前年度から4千万円の減額となる2千万円を見込みまして、町債全体では、3,370万円の増額となる2億510万円を計上しております。

なお、令和6年度末の町債残高は53億7千万円程度になる見込みであります。

ページ飛びまして、9ページ、第2表債務負担行為につきましては、令和9基準年度固定資産土地評価替関連業務委託及び土地開発公社借入金に対する債務保証について、その期間と限度額を定めたものでございます。

また、10ページ、第3表地方債につきましては、款21町債の内容に関するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

以上、歳入予算の総額は68億1千万円で、前年度と比較いたしまして、プラス7.1%、金額で4億5千万円の増額予算でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（関君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

まず、説明書の27ページから32ページをご覧ください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員と会計年度任用職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金等を計上いたしております。

続きまして、30ページ職員研修事業では、人材育成の研修、接遇研修などを行い、住民サービスの向上に努めてまいります。

31ページにかけての職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

同じく31ページの日2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、庁舎等で使用しているコピー機などの賃借料等でございます。

続きまして、32ページにかけての日3財政管理費、財政一般経費のうち印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては、町全体の経費を計上しております。

会計管理者（大橋君） 続きまして、32ページ、目4会計管理費について、節10需用費のうち消耗品費は役場全体で使用する事務用品の購入費用、印刷製本費は決算書や封筒などの印刷費用。節11役務費は、10月から有料化となる口座振込に係る手数料のほか、公金収納及び指定金融機関の派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、32ページ、目5財産管理費の主なものは、町の普通財産の管理などに要する経費でございます。

33ページにかけての目6企画費、企画政策推進経費の主なものは、長野、上田両広域連合の総務管理に係る経費のほか、町内への移住定住を図るための移住定住促進事業補助金や、首都圏などからの移住者で、一定の要件を満たす方に交付するUIJターン就業・創業移住支援金のほか、高校生のタイ国研修に係る経費などを計上いたしました。

続きまして、34ページにかけての温泉管理事業では、温泉施設の維持補修や太陽光発電設備設置に係る工事費及び設計監理委託費、町民や障がい者、消防団員の入館割引に係る負担金などが主なものでございます。

次に、35ページにかけてのまちづくり推進事業では、行政協力員の謝礼や行政事務委託のほか、自治会活動保険料や地域づくり活動支援事業補助金など、自治区の活動を支援する経費を計上しております。また、県などとの共同調達による入札参加資格受付審査システム導入に伴う負担金、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用したシステム等導入委託を計上し、DXの推進を図ってまいります。また、ふるさとまちづくり基金への積立てについても、併せて計上しております。

続きまして、国際交流事業は、諸外国との民間交流を進めている国際交流協会への補助や、新型コロナウイルスの影響で延期となっているポーランドの自治体、ツェレスティヌフ郡を訪問する海外交流負担金が主なものでございます。

次に、36ページにかけてのスマートタウン構想事業の主なものは、脱炭素化を推進するため、住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備設置補助事業に要する経費でございます。

続いて、ふるさと納税事業は、返礼品に要する経費や、全国から寄附を受けやすい体制を整え寄附者への利便性の向上を図る各種委託経費など、ふるさと納税に係る経費を計上してございます。

複合施設建設事業は、建設委員の報酬のほか基本設計等の委託料、設計業者の選定に係るプロポーザル謝礼などを計上いたしました。

続きまして、37ページにかけての目7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政の情報システムの運用管理に要する経費で、主なものはサーバーや端末などのインターネット関連機器の保守料とリース料でございます。

次に、広報発行业は「広報さかき」発行に要する印刷製本費のほか、ホームページ管理システムに係るインターネットサービス料やリース料が主なものでございます。

38ページにかけての電子自治体事業では、行政間の専用回線である総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続し、国・地方公共団体間での電子文書の交換、電子メールなどを行うための経費を計上しており、機器の保守料や賃借料、回線利用に係る県への負担金、システムの共同調達に係る自治振興組合への負担金などが主なものでございます。

次に、目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務や税業務等の基幹業務システムなどに要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料などのほか、国が進める自治体システムの標準化に係るシステム改修費が主なものでございます。

総務課長（関君） 続きまして、39ページにかけての目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金などや庁舎設備の改修、保守点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有しております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（山下君） 39ページの目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光灯などの消耗品、電気料、新設・修繕の工事請負費と更埴防犯協会連合会への負担金、町防犯協会などへの補助金でございます。

続いて、40ページ、目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報償、新入学児童用のヘルメットなどの消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託、自転車用ヘルメット購入支援事業補助金が主なものでございます。

同じく40ページから41ページにかけて、目13消費生活費でございますが、消費生活展の開催等に係る経費、町消費者の会への補助金、特殊詐欺防止装置取付費補助金が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、41ページの目14男女共同参画推進費につきましては、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」の講師謝金や、関係団体への補助が主なものでございます。

収納対策推進幹（細田さん） 続きまして、41ページから43ページにかけての項2徴税費、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費などの経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

続いて、44ページにかけての目2賦課徴収費は、町税に関わる申告書及び納税通知書等の印刷を行う印刷製本費や発送に係る通信運搬費、町税等の賦課徴収に係る電算処理業務委託のほか、申告による税額更正や過誤納付等による町税の還付に係る税償還金、還付加算金などでございます。

住民環境課長（山下君） 44ページから45ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目

1 戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届出及び証明に係る用紙などの印刷製本費、戸籍住民基本台帳などに係る電算委託、保守点検委託、システム使用料、また、コンビニ交付サービス運用に係るコンビニ交付手数料及び地方公共団体情報システム機構負担金等が主なものでございます。

総務課長（関君） 続きまして、46ページにかけての項4総務費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、46ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費では統計全般に係る経費を、また、47ページにかけての目2委託統計調査費は指定統計調査である学校基本調査、国勢調査調査区設定のほか、世界農林業センサスは本調査となるため、調査員の報酬、指導員の報酬等を計上しているところでございます。

総務課長（関君） 47ページの項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、48ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。50ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、生活困窮者等自立相談支援事業の委託経費、福祉委員協議会への補助金や民生委員の活動費交付金など、福祉関係団体等への補助金、負担金を計上してございます。

社会福祉協議会補助事業では、社協の円滑な運営を支援する社会福祉協議会補助金のほか、結婚相談、心配ごと相談に係る補助金を計上しております。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定繰出金など国保特別会計への繰出金を計上しております。

住民環境課長（山下君） 50ページ、目2国民年金事務費でございますが、国民年金の資格取得・喪失申請や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは二十歳になった方々への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、目3老人福祉費でございます。51ページにかけての老人福祉一般経費は、福祉バスのリース料のほか、長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等に対する負担金、補助金を計上してございます。

老人福祉町単事業は、高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金などの経費を計上しております。

高齢者生活支援事業では、外出に車椅子を必要とする方などの医療機関等への送迎に関する外出支援サービスに係る経費を計上しております。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。

52ページの後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への事務費、給付費に係る負担金、特別会計への繰出金などでございます。介護予防施設管理等運営事業は、

ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。53ページにかけての心身障がい者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等事業への補助金などを計上いたしました。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、重度障がい者を在宅で介護する方への慰労金を計上しております。

福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

54ページにかけての心身障がい者町単事業は、精神障がい者入院費に対する助成、じん臓機能障がい者の通院費や障がい施設などへの通所費等の補助などを計上しております。また、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などを計上しております。

福祉医療給付事業では、福祉医療費給付全体に係る審査等委託費のほか、重度障がい者への福祉医療費、福祉医療受給者の医療費窓口負担の軽減を図る福祉医療費サポート資金貸付金を計上いたしました。

自立支援給付一般事業費は、法定の障がい福祉サービス給付に係る審査手数料等事務的な経費でございます。

55ページの介護・訓練等給付事業費は、法定の障がい福祉サービスとして居宅介護や生活介護などの介護給付と、障がい者の就労を支援する訓練等給付や相談支援など、サービスを提供するための経費と所得の低い方の施設入所等における光熱水費などを助成する特定障害者特別給付費などが主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がいの除去や軽減を図るために、対象となる手術等を受けた場合の自己負担に係る医療費の給付を行う更生医療、育成医療等に係る経費でございます。

補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給・修理に係る経費を計上しております。

56ページにかけての地域生活支援事業費は、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、相談員の委託のほか、訪問入浴サービスや地域活動支援センター、成年後見支援センター等の委託費を、日中一時支援サービスや日常生活用具の支給などに要する経費を計上しております。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、57ページにかけての目5人権同和推進費の主なものは、同和对策集会所の管理委託や協議会への補助金、犯罪被害者等見舞金などのほか、新たに犯罪被害者等日常生活支援助成金を計上いたしました。

次に、59ページにかけての目6隣保館運営費では、職員の人件費と隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費を計上しております。また、

施設改修工事として教養娯楽室へのエアコン設置に係る経費を併せて計上してございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、59ページの目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

60ページにかけての目8地域包括支援センター費の地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料など、地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。

住宅整備事業は、要介護認定3以上の高齢者及び重度障がい者が自宅の居間や浴室等を改修する経費の一部を補助するものでございます。

高齢者在宅生活支援事業は、要介護認定に至らないものの在宅生活に支援が必要な高齢者への活動支援や、高齢者に係る成年後見支援センターの運営に係る委託経費を計上しております。

61ページの家族介護支援事業では、介護者慰労金のほか、寝具洗濯や訪問理美容サービスの委託費とおむつなど介護用品購入費の補助などを計上しております。

緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし高齢者の安心・安全に資するため、訪問員の報償のほか、あんしん電話事業に係る委託料、使用料を計上しております。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。児童手当は、中学生までの子どもを養育している保護者等に支給する児童手当を計上してございます。

62ページにかけての子ども医療給付事業では、18歳までの入通院に係る医療費自己負担分の助成経費を、また、出産祝金事業は、少子化対策の一環としてお子さんの生まれた親御さんに対し町の商品券を支給するものでございます。

障がい児通所等支援事業では、障がい児の施設通所等に係る法定のサービス給付など、経費を計上しております。

子ども支援室長（橋本君） 続きまして、62ページ、目1児童福祉総務費のうち、子ども・子育て支援事業でございます。これは町の子ども・子育て支援に係る事業や取組につきまして、令和7年度からの5か年分を計画するもので、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に関する委託料が主な内容でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭のお子さんの小中学校への入学時と中学・高校卒業時の激励祝金などを、63ページにかけての母子・父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭に係る福祉医療費でございます。

子ども支援室長（橋本君） 続きまして、63ページから64ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費をはじめ3園分の賄材料費、給食調理業務委託等の経常

的経費のほか、他市町村への広域入所に係る負担金を計上してございます。

続きまして、69ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものは、需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設等の管理委託料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などがございます。また、工事費といたしまして、坂城保育園の水路改修工事、村上保育園の下水道接続工事費を計上しております。

70ページにかけての目8児童館運営費は3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費のほか、坂城児童館の遊戯室床改修工事費を計上しております。

目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費が主なものでございます。

70ページから71ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、人件費をはじめ子育て支援センターの運営に係る経常的な経費を計上しており、子育てに関する悩みなどに広く対応できるよう、公認心理師や家庭児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

72ページの目11出産・子育て応援交付金事業は、全ての妊婦及び子育て家庭に対し、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と併せ、妊娠届出時及び出産後に応援金を支給し、経済的支援を行う国の事業でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、項3災害救助費、目1災害救助費では、災害等による見舞金及び炊き出しに係る食糧費を計上しております。

保健センター所長（竹内さん） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。73ページから74ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。

74ページの精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談の開催に係る経費等を計上してございます。

次に、目2予防費でございます。75ページにかけての予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金が主なものでございます。

同じく75ページの結核関係一般経費は、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するための経費でございます。

76ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診及び不妊・不育治療費の助成に係る経費や妊産婦健診、産後ケア事業による医療機関等へ支払う委託料などの経費が主なものでございます。

77ページにかけての予防接種事業は、法定の予防接種を実施するための経費のほか、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成に係る経費などがございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。78ページにかけての健康増進事業は、

19歳から39歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委託料が主なものでございますが、がん治療に伴う外見の変化を補完する頭髮補整具、乳房補整具等の購入費用に対し助成をするアピランスケア助成事業補助金を新たに計上してございます。

79ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、高齢者の保健事業と介護予防の一体化を実施するための経費や、後期高齢者の健康診査、人間ドックの委託料が主なものでございます。

同じく79ページの食育・健康づくり推進事業は、各年代に沿った食育や健康づくりのための教室の開催に要する経費でございます。

続きまして、79ページの下目5保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費を計上してございます。

住民環境課長（山下君） 80ページの下目6環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費は、環境衛生委員の報酬。

雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭雑排水浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の委託。

自治区環境整備事業補助金は、各自治区において、毎年6月の環境保護月間に合わせて実施していただいている環境浄化事業に対する補助。

不法投棄ごみ撤去事業は、シルバー人材センターへの不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託料。

狂犬病予防事業は、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料、犬の登録台帳の管理に伴う負担金が主なものでございます。

同じく80ページから81ページにかけての下目8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費は、空家対策に係る協議会委員の報酬、主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託、また、地域猫活動に取り組む団体への活動補助金及び地域猫不妊去勢手術費の補助金が主なものでございます。

建設課長（堀内君） 続きまして、81ページ、下目9上水道費の主なものは、安全・安心な水道水を将来にわたって安定供給するため、県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町の3市1町による当地域の今後の水道事業について、上田長野地域水道事業広域化協議会において検討を行うための負担金等でございます。

下目10合併処理浄化槽設置費の主なものは、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽の設置に係る補助金でございます。

住民環境課長（山下君） 82ページの項2清掃費、下目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費は、各世帯へ配布するごみ分別収集計画表の印刷、各自治区を通じてのごみ指定袋のあっせんに伴う自治区への手数料、町ごみ減量化推進委員への補助が主なものでございます。

ごみ危険物収集所整備補助事業は、各区において可燃・不燃のごみ収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、８２ページの目２塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費は、消耗品費で可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理委託、長野広域連合負担金、葛尾組合負担金が主なものでございます。

資源物回収奨励事業は、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、個人が生ごみ処理機等を購入した際に、購入費の一部を補助するものでございます。

目３し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合への経常的負担金と、し尿投入量に応じた負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、８３ページ、款５労働費、項１労働諸費、目１労政費からご説明いたします。

８４ページにかけての労政一般経費では、職員の人件費のほか、当町も参画している長野地域若者就職促進協議会事業に係る負担金や、テクノハート坂城協同組合などへの補助金を計上しております。

８５ページにかけての勤労者福祉対策事業では、中小企業退職金共済の掛金や一般財団法人更埴地域勤労者共済会への補助金、また勤労者生活資金貸付預託金などを計上しており、勤労者総合福祉センター管理一般経費は、同センターの施設管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に委託するための経費でございます。

次に、款６農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費でございますが、８６ページにかけての農業委員会一般経費は、職員及び農業委員等の人件費のほか、長野農業委員会協議会への負担金などが主なもので、農業者年金業務では、農業者年金の加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

８７ページにかけての目２農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費でございます。

次に、８８ページにかけての目３農業振興費、農業振興一般経費では、節１８において営農条件の厳しい地域を支援する中山間地域直接支払事業や、若手農業者などを支援する新規就農者育成総合対策事業、また、ワイン用ブドウの苗木などの購入を補助するワインぶどう産地化補助金、新規就農者の家賃や農業機械の購入等を助成する新規就農者支援補助金など、農業振興に係る各種補助金が主なものでございます。

次の地域営農推進事業では、農業支援センターへの農機具保管庫管理委託料やアグリサポート事業などを行うための補助金、また農産物直売所への補助金などを計上しております。

８９ページの需給調整推進対策事業では、米の生産調整を行うための転作推進補助金などを計上し、農振地域整備促進事業では農業振興地域整備促進協議会の委員報酬、また、農地銀行活動促進事業ではファミリー農園の農地借上料、農産物加工施設管理費では農産物加工施設の

光熱水費などを計上いたしました。

90ページにかけてのさかきブランド推進事業では、ねずこんのホームページの管理委託や、地域資源を活用した新商品の開発等を支援するさかきブランドづくり事業補助金などを計上しており、さかきワイン文化推進事業では、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行うもので、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金、ワイン文化推進のためのイベント開催に対する補助金を計上しております。

次の有害鳥獣対策事業では、鳥獣被害対策実施隊や地域と猟友会が連携して実施する集落捕獲隊の報酬のほか、有害鳥獣の駆除に係る委託料、また、地域による侵入防止柵設置に対する資材の支援や、電気柵など予防施設設置に対する補助金などを計上しております。

続きまして、91ページ、目5農地費、農地一般経費の主なものは、節18で計上いたしました六ヶ郷用水組合や埴科郡土地改良区への負担金のほか、土地改良事業の償還負担金などでございます。

次の農道等基盤整備町単事業は、農道や農業用水路等の土地改良施設の整備、維持に係る経費で、92ページにかけての町単補助事業では、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する原材料費及び補助金を計上いたしました。

次の多面的機能支払交付金事業では、農業者が共同して取り組む農地、水路、農道等の維持や機能回復を図る活動を支援するため、7団体への交付金を計上しており、農業水路等長寿命化防災減災事業では、塚田用水及び中之条用水に設置されている水門の自動化工事に係る経費を計上いたしました。

続きまして、項2林業費でございます。93ページにかけての目1林業総務費、林業総務一般経費の主なものは、職員の人件費のほか森林保全に向けた巡視に係る委託料や林産振興に係る負担金などでございます。

次の目2林業振興費松くい虫防除対策事業では、長野県防除実施基準に基づく空中散布及び無人ヘリ散布、伐倒駆除のほか、根茎感染防除、植樹などの松くい虫防除対策を総合的、複合的に実施するための経費を計上しており、昨年4月に発生しました林野火災において焼損したアカマツに多数の害虫が集まる状況が確認されたことから、県とも連携して被害木の伐倒駆除を進めてまいります。

94ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の年報酬や作業報酬、また、町有林の管理に係る経費のほか、当町と千曲市にまたがる岩塊、岩の塊の落石対策に係る負担金を計上し、次の特用林産振興事業では、中之条の原木キノコ生産施設の光熱水費や、「お〜い原木会」への生産振興に向けた補助金を計上いたしました。

続きまして、目3林道事業費、林道事業一般経費では、林道整備などに係る作業員の報酬や管理委託料のほか、補修工事に係る経費が主なものでございます。

９５ページの目４森林環境整備推進事業費は、森林環境譲与税を財源として管理が行き届いていない山林の整備を図るもので、森林経営管理意向調査に係る委託料、また意向調査に基づき森林整備を行う事業体を支援する森林整備推進事業補助金などを計上しております。

続きまして、款７商工費、項１商工費でございます。９６ページにかけての目１商工総務費、商工総務一般経費では、職員の人件費のほか、中小企業能力開発学院への補助金などを計上しております。

９７ページにかけての目２商工振興費、商工振興一般経費では、中小企業の設備投資などに対する商工業振興補助金や、商工会経営改善普及事業補助金及び商業店舗リフォーム補助金などを計上しております。

次の中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や町経営安定特別資金、新型コロナウイルス対策に係る利子補給金、中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大などを支援するため、坂城町出品者協会への出展補助金を計上しております。

９８ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地の町並み整備に向けた検討に伴う委員報酬や中心市街地コミュニティセンターの管理委託料、また、けやき横丁の管理経費などのほか、節１４において鉄の展示館北側の土地における竹木の抜根や整地に係る工事費を計上いたしました。

次に、９９ページにかけての目３観光費、観光一般経費では、観光パンフレットなどの印刷製本費、葛尾城や狐落城などの遊歩道整備委託や、電動アシスト付自転車導入によるレンタサイクル事業運営委託に係る経費のほか、観光推進団体への負担金などを計上しており、町民まつり事業では、町民まつり実行委員会への補助金を計上いたしました。

続きまして、目４商工企画費、商工企画一般経費では、Ｂ．Ｉプラザの光熱水費のほか、節１８において町内企業の振興を図る各種団体への負担金や補助金、また、新製品の開発等を支援するコトづくりイノベーション補助金などを計上し、１００ページにかけての工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街路樹の剪定など、環境整備に係る委託料などを計上いたしました。

次の坂城テクノセンター支援事業では、テクノセンターが行う各種研修事業や試験計測事業などへの運営補助のほか、試験機器の校正や金属３Ｄプリンター導入に係る賃借料などへの補助、また、省エネ及び太陽光発電など、省エネによりテクノセンターのエネルギー消費量を賞味ゼロに近づけるＺＥＢ化改修事業に対する補助金を計上いたしました。

１０１ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経常的な経費のほか、企画展などの開催に要する経費を計上しており、令和６年度では、「第１４回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」のほか、「宮入行平一門展」などを計画しております。

議長（滝沢君） 詳細説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時25分～再開 午後 2時35分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

引き続き詳細説明を求めます。

建設課長（堀内君） 休憩前に引き続きまして、予算書102ページから説明いたします。

102ページから103ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は、職員の人件費など経常的経費が主なものでございます。

104ページにかけての項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費の主なものは、道路橋梁の照明等の電気料、道路台帳などの保守管理委託料などでございます。

続きまして、町単補助事業は、各自治区が実施する土木工事への事業費補助でございます。

次に、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵、路面標示などの交通安全施設の修繕及び設置工事費などでございます。

目2道路維持費は、町道の清掃・除草などの委託料、道路補修に係る原材料費が主なものでございます。

105ページにかけての目3道路新設改良費、道路改良事業（A01号線）につきましては、用地測量、補償算定等の委託料、道路改良工事用地補償費が主なものでございます。

道路新設改良一般事業はA06号線の道路改良工事費及び補償費、道路改良事業（舗装修繕）は町道A01号線坂城地区の舗装修繕工事に係る経費、急傾斜地崩落対策事業は南日名地区の道路のり面の崩落のおそれがある箇所について、安全対策を図るための調査、測量設計及び用地補償費でございます。

目4橋梁新設改良費は、昭和橋などの工事に係る設計施工監理委託料、橋梁の修繕工事費及び道路改良工事費でございます。

106ページの項3河川費、目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、目2河川改良費は水路改良、しゅんせつ工事等に係る経費が主なものでございます。

次に、107ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅などの管理に係る樹木の手入れなどの維持管理経費や修繕工事が主なものでございます。

108ページにかけての空家活用事業は、坂城町空き家情報バンクのホームページの保守管理委託、空き家バンクに登録されている空家の片づけ、改修等に係る費用の一部を補助する事業費でございます。

目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金で、住宅リフォーム補助事業は、住環境の向上に資するため住宅リフォームの費用に補助を行う経費でございます。

続きまして、１０９ページにかけての項５都市計画費、目１都市計画総務費は、都市計画の事務事業に係る職員の人件費、また都市計画等策定に係る業務委託が主なものでございます。

目３下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

１１０ページにかけての目４公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、指定管理者である坂城町振興公社への公園管理業務や遊具等の保守点検の委託料、バラ公園のトイレ改修工事などが主なものでございます。

１１１ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理のための人件費や施設整備の委託料、第１９回ばら祭り実行委員会等への補助金が主なものでございます。

次に、１１２ページにかけての項６高速交通対策費、目１高速交通総務費は、坂城駅等の管理業務、実証実験の運行を行っているデマンド交通乗り合いタクシー事業に係る委託料、循環バスの運行車両の賃借料、しなの鉄道の車両更新に係る負担金などが主なものでございます。

目２高速交通対策整備事業費は、渇水対策事業として設置した井戸ポンプの光熱水費が主なものでございます。

１１３ページにかけての項７地籍調査費、目１地籍調査事業費の主なものは、南日名地区等の地籍調査に係る委託料でございます。

住民環境課長（山下君） 続きまして、１１３ページの款９消防費、項１消防費、目１常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

次に、１１４ページにかけての目２非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、消防団員退職報償金、消耗品費では新入団員や補充用のはっぴ・活動服等の購入、埴科消防協会負担金、分団運営補助金、消防団員出動交付金でございます。

続いて、１１５ページにかけての目３消防施設費は、消防施設、機械器具の整備、維持管理、防災等に係る経費で、主なものは消防団詰所等の光熱水費、消防施設の修繕等に係る工事請負費、消防用ホース、非常用備蓄資機材等の購入に係るものでございます。

建設課長（堀内君） １１６ページにかけての目４水防費は、土のう袋などの消耗品費や機材の修繕に係る経費、水防関連の原材料費が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、１１６ページ、目５防災費につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理費用として、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信費、設備の保守点検委託料、転入・転出・転居などに対応するための戸別受信機の設置などの工事費が主なものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、１１６ページからの款１０教育費についてご説明いたします。項１教育総務費、目１教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市協議会等の負担金が主なものでございます。

117ページからの目2事務局費ですけれども、119ページにかけての事務局一般経費は、特別職・一般職の人件費や、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置しての教育相談、教育支援委員会を運営する経費、そして学校サーバー等のハードウェア使用料、校務用パソコンの更新などが主なものでございます。

次に、教育振興事業は、高校生・大学生等への奨学金、特色ある学校づくり交付金、また今年度は町内3小学校が創立150周年を迎えるにあたり、各小学校の150周年記念事業実行委員会に対する補助金が主なものでございます。

120ページにかけての小中学生国際交流事業では、国際交流村事業と中学生の海外派遣事業に関わる経費について計上してございます。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の幼児教育・保育の無償化に伴う給付費及び町内私立幼稚園への施設型給付費等の交付を行うものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に係る修繕費等が主なものでございます。

学力向上事業は、学力検査を実施し児童生徒の基礎学力の向上を図るための経費と、バランスのよい体力づくりの指導を行うための体力調査等に係る経費でございます。

121ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みのある子どもたちに学習指導や相談、支援を行う指導員の人件費が主なものでございます。

児童生徒支援事業では、様々な特性のある児童生徒への支援や、外国籍児童生徒への支援を行う支援員等の人件費を計上したところでございます。

122ページにかけてのGIGAスクール構想推進事業では、導入した端末、ネットワーク等の保守及びICT支援員やデジタル教材などに係る経費が主なものでございます。

続きまして、項2小学校費、目1小学校総務費でございます。123ページにかけての小学校総務一般経費は、小学校の司書の人件費や外国語指導講師の委託料などのほか、村上小学校昇降口の舗装改修や坂城・村上小学校体育館のトイレ洋式化に係る工事費を計上しております。

建設課長（堀内君） 続きまして、123ページ、災害用マンホールトイレ整備事業は、中核避難所に位置づけられている各小中学校などに災害用マンホールトイレを整備し、避難所の防災機能の向上を図るための設計施工監理委託、トイレ等設置工事費でございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、124ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。小学校管理費につきましては、ページが飛びますが、125ページ、目4坂城小学校管理費、126ページからの目6村上小学校管理費につきましても、ほぼ同じ内容でございます。

次に、124ページにお戻りいただきまして、124ページから125ページにかけての目3南条小学校教育振興費ですが、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、児童図書など教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費等を計上しております。教育振興費につきましても、

ページが飛びますが、１２６ページ、目５坂城小学校教育振興費、１２７ページ、目７村上小学校教育振興費につきましても、ほぼ同じ内容となっております。

続きまして１２８ページ、項３中学校費、目１中学校総務費でございますが、外国語指導講師の委託料や賃借料などのほか、体育館トイレの洋式化やテニスコートの人工芝の貼り替えに係る工事費を計上しております。

続いて、１２９ページにかけたの目２学校管理費は、事務員、司書の人件費のほか、中学校の運営や校舎設備の管理のための経常的経費でございます。

１３０ページにかけたの目３教育振興費は、小学校と同様、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、生徒用図書など教材用備品が主なもので、そのほか、就学援助費等を計上しております。

続きまして、１３０ページ、項４社会教育費でございます。１３１ページにかけたの目１社会教育総務費、社会教育総務一般経費では、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、休日の中学校部活動の地域移行に係る負担金及び文化協会などへの補助金が主なものでございます。

１３２ページにかけたの文化の館事業は、施設管理に係る経常的な経費のほか、庭の野立て用の竹垣の改修に係る工事費を計上しております。

次に、目２公民館費でございます。１３３ページにかけたの公民館一般経費では、館長、副館長の人件費のほか、分館役員等への謝礼、そして２７分館への活動費補助金が主なものでございます。

各種公民館事業では、文化講座、リトミック教室、二十歳のつどいのほか、文化体育事業などに係る経費、公民館報の印刷製本費等を計上しております。

分館施設整備補助事業では、分館活動の基盤となる地区公民館などの整備補助として、令和６年度は５分館等の施設の整備を予定しております。

続きまして、目３図書館費、１３５ページにかけたの図書館一般経費では、図書館長等の人件費、図書館講座に係る講師謝礼、そして館内清掃委託などの施設の維持管理委託のほか、図書の購入費、電子図書に向けた町史等の電子化に係る経費を計上しております。

図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の保守管理、賃借料等が主な内容でございます。

続きまして、目４文化財保護費、１３６ページにかけたの文化財保護一般経費では、文化財保護審議会委員等の報酬、人件費、そして文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助金のほか、旧久保家住宅の文化財指定に向けた建物調査及び施設の維持管理に係る経費を計上しております。また、今年度は戦国時代に活躍した村上義清公の没後４５０年を記念して「信濃村上氏フォーラム」を開催し、その記念誌発行に係る経費などを計上しており

ます。

137ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る費用が主なものでございます。

埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立会い調査、試掘調査に伴う重機借上料などが主なものでございます。

目5資料館管理費は、格致学校の管理運営に係る費用でございます。

続きまして、138ページにかけての目6文化センター管理費は、施設の維持管理に係るものが主なもので、日直、清掃、エレベーターに係る業務委託や下水道接続に伴う受益者負担金などでございます。

139ページにかけての目7青少年育成費は、青少年を育む町民会議への補助が主なもので、青少年健全育成事業を推進してまいります。

続きまして、目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学等の講師謝礼や、コンサート等の出演料及び講座運営等の委託が主なものでございます。また、12月に開催する「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」に係る予算を計上いたしました。

続きまして、項5保健体育費、目1保健体育総務費でございます。140ページにかけての保健体育総務一般経費では、スポーツ推進委員への報酬や体育協会、スポーツ少年団への補助などが主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、幼児から高齢者までを対象とした事業に係る講師謝礼や委託料のほか、施設等の使用料でございます。

141ページの体育施設整備事業は、グラウンド等の体育施設の整備委託や体育施設用地の借上料、施設の占用申請に係る図面作成委託などが主なものでございます。

続きまして、目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

142ページから143ページにかけての目3食育・給食センター運営費は、職員の人件費、施設の燃料費、光熱水費、そして賄材料費が主なもので、そのほかボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託料、空調機のフィルター交換に係る工事費などを計上しております。引き続き児童生徒の健やかな成長のため、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

財政係長（宮嶋君） 143ページから144ページにかけての款12公債費でございます。主に、長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございますが、元金について据置きとなっていた南条小学校蓄電設備設置事業に係る緊急防災・減災事業債や、臨時財政対策債の償還の開始等により、前年度に対し614万1千円の増額、公債費全体では、前年度対比プラス1.2%、722万5千円の増額となる6億1,106万9千円を計上いたしております。

次に、款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千

万円の計上となっております。

続きまして、歳出の性質別内訳につきまして、附属の当初予算資料にお示しをしておりますので、当初予算資料3ページ歳出性質別内訳表の表をご覧ください。

令和5年度は、経常的経費や継続事業を中心とした骨格予算編成でありましたので、投資的経費につきましては、継続的に実施している町道A01号線道路改良工事や昭和橋等の橋梁修繕事業に加え、新たに南条水門の自動化や、村上小学校災害用マンホールトイレ整備事業を行う防災・減災事業、今後、整備を予定しております新複合施設建設事業として、基本設計やボーリング調査等に係る経費などにより、前年度対比プラス88.1%、3億858万7千円の増額となる6億5,872万4千円でございます。

続きまして、義務的経費につきましては、人件費は1.3%の増、障がい者等への福祉サービス給付費などの扶助費については0.9%の減、公債費では1.2%の増となっており、義務的経費全体では前年度対比プラス0.7%、1,892万1千円の増額となる27億346万4千円でございます。

また、その他経費の主なものとして、物件費については、自治体システム標準化に伴うシステム改修委託料や、デジタル田園都市国家構想交付金事業に係るシステム導入費等の新規予算の計上により1億2,379万7千円の増額、補助費等については、継続事業として、スマートエネルギー設備設置補助金や移住定住促進事業補助金のほか、3小学校が創立150周年を迎え、記念事業に係る補助金等を新たに計上し、また、下水道事業が特別会計から公営企業会計への移行に伴い、一般会計からの繰出金について、性質別区分が繰出金から補助費等へ区分されるなどにより、3億1,121万2千円の増額、逆に、繰出金については、2億9,489万9千円の減額、その他経費全体では、前年度対比プラス3.7%、1億2,249万2千円の増額となる34億4,781万2千円でございます。

なお、歳出予算の総額につきましては、前年度対比プラス7.1%の68億1千万円でございます。

以上で、令和6年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） 以上で、議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第30号以下議案第33号までの特別会計予算、公営企業会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第30号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第30号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和6年度の本特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,446万円で、

前年度と比較して8, 247万6千円、5.7%の減でございます。国民健康保険につきましては、県も保険者として財政運営の責任主体となり、本予算案では、主な歳入としまして、国民健康保険税のほか保険給付費に応じて県から交付される普通交付金などを計上し、一方、主な歳出としましては、実績を基に推計した保険給付費及び県へ納める国民健康保険事業費納付金を計上いたしております。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。3ページの款1国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の納付金分について計上し、総額で2億5,421万1千円、被保険者数の減少等により、前年度に対して932万円の減でございます。

4ページの款6県支出金につきましては、保険給付費等交付金として保険給付費に充てられる普通交付金及び財政状況や特別の事情に対する調整分の特別交付金を計上いたしました。

5ページから6ページにかけての款8繰入金は、従来の低所得の方の保険税を公費負担する保険基盤安定分や事務費分などに加え、未就学児の均等割を半額に軽減する措置に伴う公費負担分についての一般会計からの繰入金を計上するとともに、国民健康保険基金からの繰入金を計上してございます。

続いて、歳出について申し上げます。

8ページから9ページの款1総務費は、項1総務管理費で事務の共同処理に係る国保連合会への委託料、項2徴税費で賦課徴収に係る印刷費や電算委託などが主な経費でございます。

10ページから13ページにかけての款2保険給付費は、加入者の医療費に係る保険負担分や出産育児一時金などを計上しており、総額10億633万7千円、前年度対比で6,265万8千円、5.9%の減額計上でございます。

主な内容としましては、療養給付費が総額8億6千万円で、前年度対比5千万円、5.5%の減、療養費が1,200万円で前年度対比200万円、20%の増、高額療養費が1億2,500万円で、1,500万円、10.7%の減でございます。

13ページから14ページにかけての款3国民健康保険事業費納付金は、総額3億1,664万6千円で、前年度対比2,039万2千円、6.1%の減でございます。

国民健康保険事業費納付金は、県全体で見込まれる医療給付費等について、国の負担分など特定の財源で賄えるもの以外を各市町村の被保険者数や所得水準の規模で必要経費を案分し、過去の医療費水準を加味した上で、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに提示されるもので、医療給付費分は1億9,990万8千円、後期高齢者支援金分は8,741万8千円、介護納付金分は2,932万円でございます。

15ページから16ページにかけての款5保健事業費は、特定健診や特定保健指導等の事業

に要する費用のほか、保健事業の事務的経費で総額 2, 184 万 2 千円、前年度対比 54 万 8 千円、2.4%の減でございます。

以上で、令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 次に、議案第 31 号「令和 6 年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第 31 号「令和 6 年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間を事業計画期間とする新たな第 9 期介護保険事業計画における給付見込額等を基本に、本年度の給付実績も踏まえ、歳入歳出それぞれ 14 億 2, 327 万 5 千円を計上するもので、前年度当初予算と比較して 1, 840 万 4 千円、1.3%の減でございます。

予算に関する説明書の 3 ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。

3 ページ、款 1 保険料は、被保険者の所得段階を推計する中で、前年度より 500 万円増の 2 億 9, 710 万円を見込んでおります。

4 ページにかけての款 3 国庫支出金では、保険給付費のおおむね 20%の国庫負担金のほか、調整交付金及び地域支援事業交付金を計上し、総額は前年度に対し 264 万 5 千円減の 3 億 3, 110 万 2 千円でございます。

款 4 支払基金交付金は、保険給付費の 27%と地域支援事業費に係る交付金について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、総額は前年度に対し 486 万 2 千円減の 3 億 7, 222 万 6 千円でございます。

5 ページの款 5 県支出金は、保険給付費のおおむね 12.5%の負担金と地域支援事業に対する定率の交付金で、総額は前年度に対し 326 万 8 千円減の 1 億 9, 913 万 7 千円を計上いたしました。

6 ページの款 7 繰入金は、事業に係る町負担分として、保険給付費の 12.5%と地域支援事業の町負担分、事務費分、低所得者の保険料軽減に係る公費負担分等を合わせ、2 億 622 万 4 千円を一般会計から、また 1, 698 万 3 千円を介護保険支払準備基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8 ページから 11 ページにかけての款 1 総務費は、保険料の賦課徴収及び要介護・要支援認定に係る経費、長野広域連合への負担金、制度の普及費及び運営協議会に要する経費など、総額で前年度より 180 万 4 千円減の 2, 092 万 1 千円を計上してございます。

11 ページからの款 2 保険給付費は、総額 13 億 2, 856 万円で、前年度に対し 2, 042 万円、1.5%の減でございます。

主な内容でございますが、11ページから17ページにかけての項1介護サービス等諸費は、要介護1から5と認定された方が利用する保険給付費で、総額12億3,074万円、17ページから22ページにかけての項2介護予防サービス等諸費は、総合事業に移行した訪問介護と通所介護を除く要支援認定者のサービスに係る保険給付費で、総額3,648万円をそれぞれ計上してございます。

23ページにかけての項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料でございます。

23ページから24ページの項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用で1,910万円を、25ページから26ページにかけての項5高額医療合算介護サービス等費では、1年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用として385万円をそれぞれ計上いたしました。

26ページから28ページにかけての項6特定入所者介護サービス等費は、施設利用者に係る食費、居住費等の自己負担分について、利用者の所得に応じて軽減し保険給付で補う費用で、総額3,726万円を見込んでございます。

29ページから35ページにかけての款5地域支援事業費は、総額で前年度より281万円増の7,184万5千円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、29ページから31ページにかけての項1介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援認定者とチェックリスト該当者に対する訪問型・通所型サービス給付費とこれに係るケアマネジメント費用が主なもので、前年度に対し236万4千円増の4,698万円を計上しております。

31ページの項2一般介護予防事業費では、高齢者の介護予防事業として、地域住民グループ支援事業や各種健康づくりに係る事業経費のほか、独居高齢者把握事業など307万6千円を計上いたしました。

また、32ページから35ページにかけての項3包括的支援事業・任意事業費では、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センターでの相談事業経費とともに、住み慣れた地域で高齢者を包括的に支援していくための各種任意事業費や在宅医療・介護の連携推進、生活支援体制整備のための経費2,178万9千円を計上しております。

以上で、令和6年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 次に、議案第32号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第32号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度において、市町村は徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付す

ることとされているため、必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ2億8,827万9千円とするもので、前年度当初予算と比較して3,048万8千円、11.8%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療広域連合の算定によるもので、目1特別徴収保険料につきましては1億5,041万5千円、目2普通徴収保険料は8,085万1千円で、総額では前年度より2,394万1千円増の2億3,126万6千円を見込んでおります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金につきましても広域連合の算定によるもので、保険料軽減に係る公費負担分として、前年度より647万円増の5,512万円を見込んでおります。

続きまして、歳出について申し上げます。

5ページ、款1総務費では、保険料の徴収に係る印刷製本や通信経費などがございます。

6ページにかけの款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて医療広域連合へ納付するもので、対前年度3,041万1千円増の2億8,638万7千円を計上いたしております。

以上で、令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 次に、議案第33号「令和6年度坂城町下水道事業会計予算について」。

建設課長（堀内君） 議案第33号「令和6年度坂城町下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

まず、下水道事業会計につきましては、国からの公営企業会計の適用の推進についての要請を受け、令和6年度からは公営企業会計へと移行をいたすことから、新様式での予算書となっておりますので、よろしくお願いいたします。

予算書1ページ、第2条業務の予定量につきましては、こちらに記載のとおりとなっており、主な建設改良事業といたしましては、令和5年度より管渠工事を実施いたしました上平及び中之条地区の舗装本復旧工事や、葛尾組合周辺の管渠工事に向けた実施設計業務を実施してまいります。

続いて、第3条収益的収入及び支出につきましては、主に下水道事業の維持管理、業務運営に係る経費となっており、下水道事業収益5億5,607万7千円、下水道事業費用5億6,790万4千円を計上いたしております。

続いて、資本的収入及び支出につきましては、主に管渠工事などの建設投資に係る経費となっており、資本的収入4億3,604万4千円、資本的支出4億5,280万円を計上いたしております。

それでは、詳細につきまして、予算に関する説明書、下水道事業会計予算実施計画書の1ページから収益的収入及び支出の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入から。款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料にて下水道使用料を計上いたしました。

項2営業外収益、目1他会計負担金は、一般会計からの繰入金のうち、企業債利子の償還分を計上いたしました。

目2長期前受金戻入は、過年度既に受け入れている国庫補助金や受益者負担金、下水道事業債などを計上いたしました。

続きまして、収益的支出の主なものでございます。款1下水道事業費用、項1営業費用、目2総係費は、職員の人件費のほか下水道使用料及び受益者負担金の賦課徴収業務に伴うシステム使用料や保守料が主なものでございます。

目3流域下水道管理運営費負担金は、千曲川流域下水道上流処理区への維持管理に伴う負担金でございます。

目4減価償却費は、管渠などの構築物やポンプなどの機械及び装置の有形固定資産と、流域下水道施設利用権の無形固定資産に伴う減価償却費でございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息分の償還金でございます。

続きまして、2ページ資本的収入及び支出について。こちらも主なものについて申し上げます。

初めに資本的収入から。款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良等企業債は、公共下水道事業及び流域下水道事業費負担金に係る事業分の企業債を計上しております。

項2他会計補助金、目1他会計補助金は、一般会計からの繰入金のうち、企業債元金の償還分を計上いたしました。

項3補助金、目1国庫補助金は、管渠工事や実施設計業務などの事業費に対する交付金でございます。

項4負担金等、目1受益者負担金は、下水道の建設費の一部を受益者の皆様にご負担いただいている受益者負担金を計上しております。

続きまして、資本的支出の主なものでございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1補助事業建設改良費は、補助対象となる管渠工事实施設計業務などでございます。

目2単独事業建設改良費は、補助対象事業に付随する単独事業や個人宅への新規取り出し、既設水道管移設補償などでございます。

目3流域下水道建設負担金は、千曲川流域下水道上流処理区の処理場の施設整備などに係る負担金でございます。

項3企業債償還金、目1建設改良等企業債償還金は、企業債元金分の償還金でございます。

以上で、令和6年度坂城町下水道事業会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了しました。

お諮りいたします。

明日3月1日から3月7日までの7日間は、議案調査等のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月1日から3月7日までの7日間は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は3月8日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時22分）

3月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	関 貞 巳 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
財 政 係 長 補 佐	竹 内 優 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	
保健センター所長	
子 ども 支 援 室 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 耕作放棄地対策についてほか | 星 哲 夫 議員 |
| (2) 子育て支援についてほか | 玉 川 清 史 議員 |
| (3) 防災計画についてほか | 水 出 康 成 議員 |
| (4) 犯罪被害者支援の広報・啓発についてほか | 山 城 峻 一 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 質問者は、お手元に配付したとおり10名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、8番 星 哲夫君の質問を許します。

8番（星君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、元日に起きました能登半島地震では、犠牲になられた方にはお悔やみ申し上げるとともに、被災された全ての皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、1. 耕作放棄地の対策について。

近年、住宅地における耕作放棄地が散見され、雑草が生い茂るなど、生活環境の悪化が懸念されています。町内においても、生活環境の悪化は住宅地としての価値が下がり、このまま放置すれば坂城町のイメージの損失につながるおそれがあります。

生活環境の劣化とは、景観を損ねることによる町のイメージダウン、雑草や害虫の発生による住民の健康被害や衛生面への悪影響、野生動物による耕作物の被害や人身被害につながる可能性、水路の維持管理ができていないことによる水害懸念、廃棄物の不法投棄の温床の可能性

なども考えられます。

これらの問題は、住民の快適な生活を脅かすだけでなく、放棄地を含む当該住宅エリアは住宅として不適格と判断され、坂城町のイメージを損ね、人口流出も懸念されるところと考えます。

そこで、イとして、住宅地周辺の耕作放棄地の状況について。

町は住宅地周辺の耕作放棄地の状況などをどのように把握しているか、また、この状況をどのように認識しているか、面積、分布状況などを含めてお聞きします。

ロとして、町の対応について。

町民から耕作放棄地の雑草などをどうにかしてほしいと苦情や要望を受けたとき、耕作放棄地の所有者、県外者に対し、町ではどのような対応しているかをお聞きします。

ハとして、今後の取り組みについて。

今後、耕作放棄地の対策にどのように取り組んでいくかをお聞きします。

町長（山村君） ただいま、星議員さんから耕作放棄地についてのご質問をいただきました。イの住宅地周辺の耕作放棄地の状況はから、ロ、ハ、順次お答えいたします。

さて、耕作放棄地というのは、過去1年以上耕作がされておらず、また、この数年の間に再び耕作をする意思のない土地と定義されておりまして、5年に一度調査が行われる農林業センサスにおける統計上の用語となっております。

このような耕作をされていない農地の把握やその発生防止を目的に、農業委員会では、毎年8月に、住宅地周辺を含む町内全域の農地を対象に農地パトロールを行っており、農地の現況を一筆ごと、目視による確認をすることで、荒廃状況などの把握に努めているところでございます。

また、年1回の農地パトロールに加えて、農業委員会では、担い手への農地の集積や遊休農地の解消・発生防止のため、農地の最適化活動を行っており、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地の見回りや農業者からの相談等による意向の確認など、ふだんの活動においても農地の利用状況の把握に努めているところであります。

当町の農業上の土地利用につきましては、千曲川沿いの平たん部に広がる水田地帯と、平たん部の外縁から山間にかけての中山間地域における畑作・樹園地帯とに大きく分けられ、中山間地域では、急傾斜地など不利な営農条件の農地において荒廃化が多く見られ、山林原野化が進んでおり、また、近年は、平たん部や住宅地周辺においても耕作放棄地が発生している状況が見られます。

また、町内の荒廃農地等の面積につきましては、令和5年度に実施した農地パトロールの調査結果は現在取りまとめ中であるため、令和4年度の調査結果で申し上げますと、町内の調査対象となる農地の面積770.9ヘクタールのうち、草刈りや基盤整備事業等により再生利用が可能となる農地が21.4ヘクタール、荒廃が進み山林原野化するなど、農地としての再生

利用が困難な農地が210ヘクタールでありました。

耕作放棄地発生の主な要因といたしましては、農業者の高齢化や担い手不足が考えられ、そのほかには、農産物の価格低迷や農業資材費の高騰など、農業経営条件の悪化も要因として考えられます。

また、今後も高齢化が進むことによる後継者不足や農業に携わったことのない土地所有者、土地持ち非農家が増加することが予想されることから、耕作放棄地につきましても増加することが懸念され、このような農地が荒れてしまう前に、早い段階で農地の状況を把握し、新たな担い手へと農地をつないでいくことが重要であると考えております。

次に、町民から耕作放棄地についての苦情・要望を受けた際、所有者に対してどのように対応しているのかとのご質問ですが、耕作放棄地は、病虫害の発生や雑草の繁茂、鳥獣の住みかとなるなど、周辺地域の営農環境や生活環境へ悪影響を及ぼすおそれがあるだけではなく、不法投棄の誘発や火災発生の原因となるなど、災害等のリスクの増加も懸念されることから、その適正な管理が求められるところであります。

農地の権利を有する者の責務につきまして、農地法第2条の2において「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と規定されており、農地の適正な管理は、その所有者などがするものとされております。

そのため、町では荒れている農地について町民からの苦情や相談を受けた際には、現地を確認した上で、農地の所有者に対し通知をし、農地の適正な管理についてお願いをしております。

また、所有者が高齢であったり町外に住んでおられるなど、ご自身での管理が難しいと思われる方へは、シルバー人材センターや民間業者などへ草刈りの作業を委託できることも併せてお知らせし、その管理をお願いしているところでもあります。

続いて、今後の耕作放棄地への取り組みについてのご質問ですが、農地は一度荒れてしまうと、農地として再生するのに費用も労力もかかるため、早い段階において荒廃地を防止することが最も重要であると考えております。

農業委員会で実施している農地パトロールの結果に基づき、新たに発生した遊休農地については、所有者に対して今後の農地の利活用について意向調査を行うとともに、日頃から農業委員等による農地の見回りや声かけなどを行うことで、農地の状況の把握に努めております。

その中で、今後、遊休化が見込まれる農地については、経営規模の拡大を考えている農業者や新規就農者へと紹介ができるよう、農地バンクへの登録を進めるなど、早い段階で新たな担い手へとつなげられるように取り組んでおります。

また、水路や農道などの保全・管理などに対して補助する多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度を活用した地域ぐるみの保全活動も、遊休農地の発生防止に役立ってお

り、地域の皆様が一体となった農地保全の取組について、引き続き支援をしてまいります。

高齢化が進み、農業者が減少している中で、今ある農地を守っていくためには、新たな担手の確保・育成も重要であり、県やＪＡとも連携する中で、相談会を実施したり、各種補助制度や研修制度のご案内をするなど、新規就農者の確保に努めるとともに、農地の確保に当たっては、農地バンクへ登録のあった農地をあっせんするほか、荒廃農地を活用して農地再生などの経費を一部助成する荒廃農地等再生利用補助事業の活用をご案内するなど、農地の有効利用と荒廃農地の解消を推進してまいります。

８番（星君） ご答弁をありがとうございました。坂城町の美しい景観と住みやすい環境を守り、未来へとつなげていけることを期待して、次の質問に移ります。

２．空家対策について。

能登半島地震では多くの方々が犠牲となり、甚大な被害が発生しました。家屋の倒壊や火災延焼による被害は特に深刻であり、私たちも大きな教訓としていかなければなりません。坂城町においても老朽化した空家が増加しており、地震による倒壊や火災・延焼の危険性が懸念されています。町における老朽化した空家問題の取組は、町民の安全と安心を守るため不可欠です。

そこで、イとして、老朽化した空家に対する町の認識について。

一つ目として、町では老朽化した空家の倒壊や火災へのリスクなどをどのように認識しているか。

二つ目として、町で進めている空家対策についてお聞きします。

ロとして、今後の取り組みについて。

空家解体費用の一部助成は、北安曇郡松川村が実施しております。また、東御市は空家を除去後、３年間の固定資産税の減免を実施しております。解体したくても費用の負担が重いこと、税が大きくはね上がることから、解体したくても解体に踏み切れない事情が多いとされています。町内の災害発生リスクを軽減するために、空家の取壊しの費用の町一部負担や、解体整地後の固定資産税軽減の制度を検討できないかお聞きします。

住民環境課長（山下君） ２．空家対策についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イの老朽化した空家に対する町の認識はとして、空家の倒壊や火災へのリスクへの認識についてのご質問ですが、町におきましては、令和４年度の統計調査によりますと、家屋の数については５，４５２棟あり、そのうち、空家の数につきましては、町の調査において２９８棟を把握しております。

空家においては、空家等対策会議において、外観から倒壊の危険性や壁・屋根等の破損、草木の繁茂、ごみの放置等の状況を確認し、倒壊等の危険性、衛生上の有害、景観を損なっている、防犯面などで放置が不適切の項目により、適切な管理がされている空家等１９３件と、適

切な管理がされていない空家等 99 件、準特定空家 3 件、特定空家 3 件と判定されております。

適切な管理がされている空家等 193 件につきましては、所有者または管理者が管理を行っており、常に人の手が入っていることで倒壊や火災などの心配は少ないと認識している一方で、適切な管理がされていない空家等 99 件と準特定空家 3 件、特定空家 3 件につきましては、全てが倒壊の危険性が高いものではありませんが、管理が行き届かない空家は、基礎や柱、壁、天井などの強度が弱まり、大きな地震の際に倒壊するおそれもあると考えるところであります。

また、空家は倒壊により避難路が塞がれ避難に支障を来すことや、火災が発生した場合の延焼につながるおそれもありますので、そのような空家に対しては、所有者等に状況を十分理解していただき、適切な管理を行うよう注意を促しているところでございます。

同時に、空家は私有財産のため、倒壊した場合、原則として所有者の責任により解体・撤去を行うこととなることもご理解いただけるよう、注意を促しているところでございます。

仮に災害が発生し、空家の被害が甚大である場合におきましては、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止につながることにによる迅速な復旧を図るための措置として、解体・撤去が国の災害等廃棄物処理事業の補助対象となり、公費解体を行うことができる場合もありますが、その場合にも私有財産の撤去・解体となりますので、慎重に判断しなければなりません。

こうしたことから、空家の倒壊のリスクは、空家の管理者または所有者の責務となることを、所有者等に十分認識していただくよう、周知してまいりたいと考えております。

次に、町で進めている空家対策についてお答えします。

空家につきましては、関係課とも連携する中で、所有者、管理者、相続人の方を特定し、該当する方に適切な管理をしていただくよう、ご連絡しているところでございます。

空家の所有者や管理者の方には、空家等の放置や相続登記をせずに世代を重ねることのリスクを知っていただくとともに、問題意識や利活用意識の高揚により適切な管理が促進されること、空家の流通促進や将来の空家発生を抑制を図ることを目的として、長野県空家等対策支援専門家派遣事業を活用し、空家対策住民啓発講座・相談会を開催しているほか、司法書士や宅地建物取引士を講師に迎え、空家にすることのリスクなどを知っていただくセミナーを開催しているところでございます。

また、空家の利活用をテーマとして、宅地建物取引士、建築士、町空き家バンク担当者が相談をお受けする個別相談会の開催や、賃貸や売却を希望する空き家所有者の方には、町ホームページ等を活用し、空家の利用を希望する方への情報提供を行う空き家バンク制度、町内にある空家の利活用の活性化を目的として、空き家バンクの登録物件を対象に、住宅内にある家財道具等の片づけや、住宅の改修工事に対して補助を行う制度を設けているところであります。

そのほか、町内への移住・定住の促進につなげるための移住体験ハウスへの空家の利活用についてなども検討しているところでございます。

続いて、ロ、今後の取り組みについてお答えします。

空家の解消につきましては、短期間で解決するものではありませんので、今後におきまして、今申し上げましたような様々な対策を継続して実施してまいりたいと考えております。

また、固定資産税の納税通知書をお送りする際に、空家についてお困り事はないかといったチラシを同封し、空き家バンクの制度についても併せて同封して周知を図っております。

町内の災害発生リスクを軽減するために、空家取壊し費用の町の一部負担や、整地後の固定資産税の軽減措置を検討できないかのご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、空家は私有財産のため、解体・撤去を含む管理につきましては、原則として所有者等の責任となることから、費用についても責任者等が負担するものと考えます。

また、家屋におきましては、住家、空家にかかわらず、解体・撤去の生じる場合がございますので、家屋を管理する所有者等の公平性といった点からも、空家取壊し費用の町一部負担については、慎重に判断するべきものと考えるところであります。

整地後の固定資産税の軽減措置につきましては、住宅用地の固定資産税は、住民の日常生活に必要と認められる住宅用地の税負担を軽減するという住宅政策上の見地から、住宅用地の課税標準額は、200平方メートル以下の部分について6分の1、200平方メートルを超える部分について3分の1の額とする特例が設けられております。

住宅を除却し更地とした場合は、固定資産税の本特例が適用されなくなり、税額が特例前の額となることから、空家の除却が進まない要因の一つとされているところであります。

しかしながら、空家対策につきましては、まずは所有者が適正な管理を行うことが重要であり、ご質問の空家取壊し費用の町の一部負担や、整地後の固定資産税の軽減措置につきましては、町としましては、他自治体の事例等を参考に研究してまいりますが、家屋を管理する所有者等の公平性と、他の更地との税負担の公平性の観点から、慎重な対応が必要であると捉えているところであります。

8 番（星君） それでは、再質問をさせていただきます。今の件について、町長の考えはいかなもののでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（滝沢君） 何の件でしょうか。

8 番（星君） この一部負担ですね。軽減とか、そういうことについて。

町長（山村君） 先ほど、松川村の例などもお話いただきましたけれども、今、担当課長が申し上げましたように、これは重要な問題でありますので、いろいろほかの事例なんかも参考に、もう少し慎重に検討していきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

8 番（星君） 今、町長から前向きに検討していただけるということですので、よろしくお願いします。ご答弁ありがとうございました。安心・安全なまちづくりが進むことを期待し、最後の質問に移ります。

3. ゴミの出し方について。

近年、坂城町では、アパートなどに居住する外国人住民が増加しており、その一方で、ごみ出しルールが守られないケースが散見されています。この問題は自治区にとっても大きな負担となっており、解決に向けた取組が必要と考えられます。

そこで、イとして、ごみ出しルールの遵守状況について、3点お伺いします。

一つ目として、町全体の現状はどのように把握されているか。

二つ目として、アパートなどに入居する外国人のごみ出しルールの遵守状況について、現状認識はどのようにされているか。

三つ目として、外国人へのごみ出しルールの説明の実施状況についてお聞きします。

ロとして、自治区との連携はとして、外国人住民のごみ出し問題は課題となっている地区もあると思います。そうした場合、ごみ出し、分別でトラブルになった際には、まず区で対応することになりますので、区に対しても外国人向けのごみ出しルールのパンフレットを配布することができないかについてお聞きします。

住民環境課長（山下君） 3. ゴミの出し方についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イのごみ出しルールの遵守状況はとのご質問ですが、ごみ出しのルールにつきましては、主に必ず町指定の可燃物専用袋に入れること、プラスチック製容器包装、紙類・布類など、資源物は分別すること、町の収集計画に従って出すことなどがございます。

一つ目として、町全体の状況をどのように把握されているかとのご質問ですが、可燃物や不燃物などの収集所は、各地区において管理していただいております、各地区の環境衛生委員さんや地区役員さんにより、地域の皆様にご周知いただいているところでございます。

各収集所において、ごみ出しのルールが守られずに出されたごみは、収集業者が回収して行きますので、収集所に残され、環境衛生委員さんや地区役員さんでは対応できない場合については、担当の係に連絡をいただきますので、対処方法について、一緒に考え、対応しているところでございますが、現在のところ各地区からそのようなご連絡はあまりなく、どの地区においても、ごみ出しのルールはおおむね遵守されていると考えているところでございます。

時折、特に転入の多い4月には、転入した方が十分に把握しておらず、ごみ出しのルールが徹底されていない場合がございますが、その都度、環境衛生委員さんや地区役員さんにお話をさせていただき、ルールを徹底していただいているところでございます。

次に、アパートに入居している外国人のごみ出しルール遵守状況について、現状認識はどのようにされているかとのご質問ですが、アパートに入居している方につきましても、そのアパートの属する地区の収集所へごみを出されていることから、先ほど申しあげました収集所の管理の中で把握されており、ごみ出しのルールが徹底されていない場合におきましても、環境衛生委員さんや地区役員さんにご対応いただいているところであり、アパートに入居して

いる外国人のごみ出しのルールについても、おおむね遵守されているところと認識しております。

次に、外国人へのごみ出しルール説明の実施状況につきましては、当町は企業にお勤めの外国人の方が多く、町への転入転出も多い状況にございますが、町内へ転入されてきた方には、住民係の窓口にて転入手続に併せ、ごみの出し方のルールやごみの出し方のパンフレット、ごみ収集計画表をお渡ししながら、説明をしているところでございます。

その際に、日本語で作成されたパンフレット、ごみ収集計画表では外国の方にはご理解が難しいため、パンフレット、ごみ収集計画表につきましては、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タイ語の5種類を作成しており、転入された方が理解できる言語のものをお渡ししているところでございます。

また、ごみ収集所の場所についても、お住まいの地域によって異なっておりますので、住宅地図で場所をご案内し、可燃ごみ・不燃ごみの収集場所、資源物の収集場所などをお示ししております。

こちらからご説明する際は日本語でお話ししているところですが、転入の手続の際には通訳できる方が同行されていらっしゃる人が多いことから、その方を介して説明を差し上げているところでございます。

続いて、ロの自治区との連携はについてお答えします。

各地区で管理されているごみ収集所につきましては、ご要望に応じ、ごみ出しのルールの貼り紙を外国語で表記したものをお渡しし、収集所に掲示していただいているところであります。

外国人が出されたごみで、ごみ出しのルールが守られておらず収集がされないものについては、該当地区からお話があれば確認し、ごみを出した方が特定できる場合には、分別についてご説明に伺うなど、各地区と連携して取り組んでいるところであります。

外国人向けのごみ出しルールのパンフレットにつきましては、先ほど申し上げた5か国語に対応したものがございますので、転入の際には、窓口にてお渡しするか、各地区の方々が直接アパートに説明に伺うなどの対応もしていただいております。

また、収集所につきましては、各地区に管理をお願いしているところであり、管理上収集所の建て替えや修繕が必要な場合には、整備費用の一部を町で補助しているところでもあります。

当町におけるごみの出し方のルールにつきましては、各地区の環境衛生委員さんや役員さんのご尽力により徹底されているところでございますので、今後も各地区と連携する中で、町といたしましても、転入の際には、窓口での丁寧な説明に努めることや、ホームページや広報にごみの出し方とルールなどを掲載し、周知してまいりたいと考えます。

8番（星君） ご答弁ありがとうございました。自治区、行政が連携し、情報の提供をし合い、理解を含めることで、より快適な住環境が実現することを期待して、私の一般質問を終わりと

します。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時30分～再開 午前10時40分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、9番 玉川清史君の質問を許します。

9番（玉川君） ただいま、議長より発言の許可をいただきました。質問の前に、元日の能登半島地震で犠牲になられた方、被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、自分が所属します社文の常任委員会で、11月に視察でお世話になりました中能登町をはじめ、被災地域の日も早い復興をお祈りいたします。

通告に従い、一般質問をします。子どもの医療費助成による子育て支援、犯罪被害者支援の体制、交差点の安全対策、学校での安全対策について質問をします。

最初の質問です。1. 子育て支援についてお聞きします。

イ. 18歳までの子どもの医療費の完全無料化を

当町では、福祉医療として、窓口でのレセプト代500円の支払いを除く18歳までの医療費の助成を行っています。県によると、今年1月時点で、全県では全体77自治体のうち75市町村が18歳まで、中野市と茅野市が中学卒業15歳までを対象として、窓口負担分に独自で助成しており、令和6年度からは茅野市も18歳までに拡大予定となっています。

県が助成しているのは、患者の窓口負担分のうち、一つの医療機関で支払う自己負担金、1レセプト当たり500円を除いた半額、残りの半額は市町村が助成しています。県の集計では、令和5年8月1日時点で、このレセプト代自己負担金について、20市町村が負担金なし、15の町村が300円、残り42市町村が坂城町のように500円としているということです。

自治体の財政状況によるところが大きいと思いますが、国や県がもっと支援を充実することで多くの自治体での実施や継続が可能になり、住んでいる場所による負担の差もなくなります。住民をはじめ、自治体も一緒になって国・県に働きかけていくことが大切ですし、大変な財政の中でも優先して独自支援をする自治体が増えることで、国・県を動かすことができるのではないかと考えています。

そこで、1、現行の福祉医療制度で助成する子どもの医療費の町の年間負担額は。

2、レセプト代500円を助成する場合に必要な町の負担額は。

3、さらなる子育て支援の充実を図るために、18歳までの子どもの医療費を完全無料化にするべきと考えるが、町の考えはどうかについて。

以上三つ、1回目の質問として子育て支援についてお聞きします。

福祉健康課長（鳴海さん） 1. 子育て支援について、イ. 18歳までの子どもの医療費の完全無料化をのご質問についてお答えいたします。

福祉医療制度は、健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、子ども、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子を対象に、市町村が医療費の自己負担の一部を助成することで、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすい環境を整えているものであります。

また、この福祉医療制度につきましては各市町村が実施主体となり、町におきましては坂城町福祉医療費給付金条例に基づき実施するもので、ご質問の子どもの医療費については、これまでも拡充を図ってきたところでございます。

町では、安心して子育てをしていただける環境づくりを行うため、平成24年度に通院等外来診療について、従前の小学校就学前という対象を小学校6年生までに、平成27年度には小学校6年生から中学生まで拡大し、平成28年度にはさらに18歳に到達した年度末までの子どもを入院及び通院等外来診療の対象に拡大したほか、平成30年度からは県内の医療機関や調剤薬局において、受給者負担額の500円の支払いを除いては、窓口で医療費を支払わなくても済む現物給付化を導入し、子育て世帯の医療費等の負担軽減と利便性の向上につなげております。

県が行う医療費助成制度の内容につきましては、現在、入院については就学前から中学生まで、外来診療については就学前から小学校3年生まで医療費の2分の1に対する助成があり、令和6年度からは、外来診療が現行の小学校3年生から中学校3年生まで対象が拡大される予定になっております。

さて、ご質問のありました現行の福祉医療制度で町が助成する子どもの医療費に係る年間の負担額であります。令和5年度の実績をベースに算定しております令和6年度当初予算では、子ども福祉医療費として3,900万円、心身障がい者福祉医療費の子ども分として約200万円、母子・父子福祉医療費の子ども分として約300万円、合計で約4,400万円を見込んでおります。

続きまして、現在、家庭に診察の際負担いただく500円のレセプトであります。レセプトとは、医療機関が保険者に提出する月ごとの診療報酬明細書のことで、診察、治療、処方など医療行為の対価として医療機関に支払われる個々の技術・サービスを点数化したものになります。

令和6年度当初予算の算出基礎として見込んでいる福祉医療の子どもに係るレセプトの件数は約2万5,100件で、1レセプトの単価が500円でありますので、年間で約1,260万円の予算確保が必要になるものと考えております。

ご質問の18歳までの子ども医療費の完全無料化につきましては、今まで受給者負担の在り方等について、様々な議論や検討、意見等をいただいておりますが、福祉医療制度を将来にわたって持続的に行うため、医療機関を受診する皆様に負担いただくことも、一つの方法として踏まえつつ、検討してまいりたいと考えているところであります。

9 番（玉川君） お答えいただきました。国の動きなんですけど、昨年の6月に閣議決定されたことも未来戦略方針では、自治体が独自に行う子ども医療費・医療助成制度への国民健康保険の国庫負担の減額調整措置、いわゆるペナルティー、これの廃止が決定されました。当町でも相当額見込まれると思います。

先ほどもお話にありました、長野県では、24年度以降助成対象が拡大するということですが、これらが実現されれば、今まで町独自で助成していた予算をレセプト代、先ほどのお話では1,200万円超えるようですが、その助成に回すこと、こういうことも可能だと考えます。

まだ見込みの段階もありますが、答えにくいとは思いますが、町はそういったことが実現された場合にですね、町は子どもの医療費の完全無料化に向けて迅速に対応できるのか。これは、再質問として町長に伺いたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 再質問についてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、子どもの医療費につきましては、町では早い時期から独自の医療費給付として対象年齢を段階的に拡大し、子育て世帯に対し経済的負担の軽減を図ってまいりました。現在、保護者の方にご負担いただいているレセプト代、500円につきましては、制度を共に支えていただくという趣旨からご理解をいただきたいと考えているところがあります。

受給者負担金の在り方につきましては、今後、県の施策についても確認を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

9 番（玉川君） 国への要望とともに、窓口完全無料化の実施をもう一度強く要望して、次の質問に移ります。

2. 犯罪被害者支援について、二つお聞きします。

坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金として、具体的な支援事項が助成額、回数などとして明示されました。被害者の方も、評価できると喜んでいただいています。

この具体例について、イ、日常生活支援助成金について。

1、助成内容を検討する中で、当事者、被害者や支援者からの意見の聞き取りは行われたのか。

続いて、被害者や関係者の方のお話を伺う中で、1人で悩み続け、例えば固定資産税について、どうしようもなくなってから減免制度などの支援に行き着いたとお話を伺いました。また、最初の担当者の違いによっても情報に差を感じたともお聞きしています。

このような事例は少なくないということですので、支援内容の周知について、ロ、支援について。

1、警察の協力を得て、助成金の対象となる方に対して、できるだけ早く支援の内容を伝える体制を整えることが大切だと考えますが、支援内容の周知を町はどのように考えているで

しょうか。

2、今までの支援の経験を共有し、職員が被害者に寄り添った十分な説明ができるようなマニュアルの作成や研修会の開催などの考えはとして、以上、2. 犯罪被害者支援について、イとロとして三つ、1回目の質問として伺います。

町長（山村君） ただいま玉川議員さんから、2番目としまして、犯罪被害者支援について、イ、ロとご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

今いろいろお話がありましたけども、犯罪被害者等への支援につきましては、国による犯罪被害者等給付金制度と並んで、都道府県や市町村など、より身近な地方自治体による支援も大変重要なことと考えており、基本的な支援を行う第一歩は、それぞれの自治体が条例を整備することにあると考えております。

当町におきましても、従前、当時の千曲警察署長とも犯罪被害者の支援に関する条例について検討、相談を始めようとしていた矢先の令和2年5月に、大変痛ましい事件が発生いたしました。

町といたしましても、この事件を大変重く受け止め、令和2年9月に議会の皆さんにもご協力いただきまして、県内では初めての犯罪被害者等支援条例の制定を議会でお認めいただき、併せて、犯罪被害者等見舞金支給要綱を定め、犯罪被害に遭われた方やそのご家族などの支援を行っているところであります。

犯罪被害者等支援条例は、被害に遭われた方などが、再び平穏な日常生活を取り戻していただけるよう、二次被害への配慮と町や町民等の責務、相談や情報の提供、見舞金の支給、居住の安定などについて規定するとともに、犯罪被害者等への理解を深めるための広報や啓発を行うことなどを定めております。

県内での条例制定につきましては、令和4年4月、長野県において犯罪被害者等支援条例が制定されたことで、市町村にも徐々に広がり始め、昨年5月に中野市で発生した殺人事件以降、その動きはより活発になるとともに、最近では、被害からの早期回復や軽減を図るための支援として、日常生活を営む上で必要な民間または公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成する市町村が増えている状況であります。

当町におきましても、4月から新たに日常生活支援を行えるよう、犯罪被害者等支援条例に、日常生活支援を明記した条項を追加するなどの改正案を本議会に上程させていただいているところであります。

日常生活支援の内容としましては、別途要綱を設ける中で、犯罪被害者及びその家族、遺族が日常生活を営む上で必要な民間または公共のサービスを利用した際、その費用の一部を助成するもので、1として家事、育児、介護、2として配食、食事ですね。3として一時保育、4として転居、5としてカウンセリング、6として報道対応、7として弁護士相談について、

支援をしてまいりたいと考えております。

さて、助成内容を検討する中で、当事者からの意見の聞き取りは行ったのかとのご質問であります。個人情報の観点から細かいお話はできませんが、犯罪被害者等との面談の際にご要望いただいた経過や、講演会などで当事者の方の思いをお聞きする中で、支援の必要性を認識し、既に日常生活支援を実施している他市町村の状況も参考にしながら、内容を検討してきたところであります。

続きまして、口の支援についてのご質問であります。まずはこうした支援制度があることを町民の皆様に知っていただけるよう、町ホームページや広報誌で新たな日常生活支援について掲載するとともに、公共施設等へのチラシの設置、人権に関わる研修会等でのチラシの配布など、機を捉えて、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

一方、犯罪被害に遭われた方に対して確実に支援が届くようにするには、最初に被害者等と接することが予想される警察との連携が大変重要であると考えているところであります。

犯罪被害者等への支援につきましては、千曲警察署や千曲市、坂城町、法テラス等で支援ネットワークを組織しており、千曲警察署はもとより、県警や法テラス、NPO法人長野県犯罪被害者支援センターなどにも制度についてお知らせし、犯罪被害者等への制度のご案内について協力をいただけるよう、依頼してまいりたいと考えております。

次に、職員向けのマニュアルの作成や研修会の開催についてのご質問にお答えします。

犯罪被害に遭われた方は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件後も様々な問題を抱えることになることから、犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、気持ちに寄り添った適切な確な対応が求められます。

町では、新たに実施を予定しております犯罪被害者等日常生活支援助成金制度に合わせ、職員の窓口等での対応マニュアルにつきましても、現在作成を進めているところであり、県などが作成した、犯罪被害者支援を行う際の留意点や連携方法をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック」と併せて活用することで、犯罪被害に遭われた方に、適切で迅速な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

また、職員の研修につきましては、県など関係機関で実施する各種研修会や勉強会などへの積極的な参加を促し、職員自身が犯罪被害者等への支援について理解を深めるよう取り組む中で、マニュアルの共有と浸透を図ってまいりたいと考えているところであります。

9番（玉川君） お答えいただきました。被害者等、関係者からの聞き取りは行われたということで理解をしました。

二つ目の答えの中で、マニュアルも検討されているということだったんですが、犯罪はいつ起きるか分からない。できるだけ早めのマニュアル作成が望まれると思うんですが、そのマニュアル完成の見込みについては、どのような予定でしょうか。お答えいただきたい。再質で

す。

企画政策課長（伊達君） マニュアルの作成についての再質問でございます。お答えをいたします。

先ほど町長からご答弁をいたしましたけれども、今回実施を予定している日常生活支援助成金制度に合わせてというお答えをさせていただきました。まさにそのとおりですね、できればその施行に合わせて、マニュアルのほうも作ってまいりたいと考えているところでございます。

9 番（玉川君） 理解しました。条例制定時にも、随時改善をして使いやすいものにしていくとお話をいただいております。関係者からもご意見をいただいたということですが、やはり利用する当事者の要望、全国の情報に関係者の皆さんに頼るところが大きいと思いますので、積極的に情報を集めていっていただきたいと思います。県で最初に条例制定した町です。引き続き制度の充実に関係者の皆さんとともに進めていってほしいと要望して、次の質問に移ります。

3. 道路の安全対策について

以前も質問しましたが、公安委員会と相談しながら対策をしていくとの答えでした。私たちが交通ルールに従っていれば、多くの事故は防げるはずですが、交差点での出会い頭事故は、双方に交差点であることを認識してもらい、ルールに従って一時停止や徐行をしてもらうことが基本だと考えます。

町内での最近の施工事例では、南条地区で一方向だけのカラー舗装が施工されましたが、交差点であることを優先道路の通行車両にもはっきりと示すほうがさらに効果的だと改めて感じました。

また反対に、月見区の交差点では、交差点内部にカラー舗装がされました。現場を確認しましたが、やはりどの方向から来てもしっかりと注意を促されます。ほかにも、交差点ではありませんけれども、学校の出入口や通学路で横断歩道の設置ができない箇所、こういったところにも以前からカラー舗装がされています。運転者の注意を促しているように、ここは危険な箇所である、何かあるというようなことを運転手さんに示すことに、カラー舗装は効果的であります。

今回は交差点に絞ってお聞きしていますが、イ. 交差点での事故防止対策について。

1、町内での対策の状況は。

2、出会い頭事故の防止には、全方向から進入する車両に交差点を認識させることが重要である。それには交差点内へのカラー舗装が効果的であり、町においても1か所整備された。今後の推進の考えは。

以上、1回目の質問として、3. 道路の安全対策について、二つお聞きします。

建設課長（堀内君） 3. 道路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

道路の安全対策につきまして、特に通学路に関しましては、これまで全国各地で発生した痛ましい事故がきっかけとなり、様々な対策を講じてきた経過がございます。

平成24年4月に起きました京都府亀岡市の無免許運転による事故や、令和元年5月の滋賀県大津市交差点内での巻き添え事故のほか、3年6月の千葉県八街市の飲酒運転による事故の発生後には、通学路はもとより町内各保育園及び幼稚園のお散歩コースなどの園児等の移動経路における交通安全の確保につきましても、千曲警察署と県建設事務所、町教育委員会、町担当課などで現地合同確認を行った上で、改善要望をいただいた箇所について対応をしてきたところであります。

近年における道路に対する交通事故防止の安全対策といたしましては、交差点付近のカラー舗装化による注意喚起や、歩道のない通学路などへの路側帯へグリーンベルトを設置することで車道と路側帯を視覚的に区分し、交通事故を防止する方法などがあります。

町内におきましても、これまでに交差点付近へのカラー舗装や、各学校のPTA役員の皆様のご協力により、通学路などのグリーンベルト化を進めてきております。

主な実施箇所といたしましては、交差点付近へのカラー舗装化に関しましては、坂城地区のホームセンター前交差点や坂城高校下交差点、そして南条山金井交差点などにおいて実施しているところであり、グリーンベルトの設置に関しましては、坂城小学校周辺やA01号線産業道路四ツ屋地区交差点から国道四ツ屋信号交差点付近、南条町横尾地区及び金井地区の通学路、そして村上上平地区及び上五明地区の通学路などにおいて実施しているところであります。

また、今年度におきましても、地元自治会及び各校PTAなどから安全対策のご要望をいただいた中では、南条地区の金井橋付近交差点につきまして、徐行の路面標示が以前から設置済みではありましたが、さらに安全対策を図るため、国道方面へ向かう車両が一時停止をせずに交差点へ進入し、出会い頭の事故などを防止するため、谷川沿い町道の車両一時停止位置手前両側にカラー舗装を実施いたしましたところであります。

また、村上地区の月見区内交差点につきましては、通学路であることも考慮し、より注意喚起を促し、交差点であることを認識させ、車両の速度を落としてもらうことを目的に、交差点内のカラー舗装を実施いたしましたところであります。

また、カラー舗装実施と併せ、坂城地区の坂城小学校北側幸橋付近と村上地区の上平団地入り口付近及び上五明自動車販売店様周辺にグリーンベルトを設置いたしました。

なお、令和6年度には坂城地区の旭ヶ丘点滅信号交差点につきましても、以前から改善要望をいただいていた箇所であり、町の主要幹線道路で交通量が多く大型車両の通行もある重要な交差点であることや、通学路となっていることも踏まえ、交差点内のカラー舗装化の実施に向け、警察署をはじめ建設事務所等、関係機関との協議を進めているところであります。

今後につきましても、さらなる交差点のカラー舗装化やグリーンベルト設置工事を進め、道

路の安全対策を図ってまいりたいと考えており、交差点それぞれの特徴や実態を十分に把握し、交通量や大型車両の通行など地域の実情を見る中で、より安心・安全な道路となるよう、特に通学路や園児等の移動経路を重点的に捉え、交通安全対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

9 番（玉川君） お答えいただきました。一つ再質させてください。今後もカラー舗装は必要に応じてやっていただけるんですが、その際に地元の住民の皆さんのご意見というものは、やはり区を通して上げたほうがよろしいのか。P T Aさんということもあるでしょうが、その点について、地元で実際にその交差点を通る皆さんの意見というのはどのように集めていくのかということについて、1 点再質をお願いいたします。

建設課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

どのように意見・要望等を拾い上げていくかといったことについてのご質問ですが、これまで町単補助事業ですとか、地元区からのそういった要望、あとはP T Aからの要望を受けるほか、特に危険な箇所については、その都度関係する警察署ですとか、そういったところからの情報もありますので、いろいろ広くこの方法でしか聞かないということではなく、広く皆さんのご意見をお聞きする中で、町の交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

9 番（玉川君） 承知しました。これからも交差点内のカラー舗装を含め、交差点の安全向上のための対策を要望しまして、最後の質問に移ります。

先月末、学校給食で喉を詰まらせて亡くなるという痛ましい事故が起きました。お悔やみ申し上げます。報道によると、担任の教諭が背中をたたくなどしたけれども、児童は自分で立ってられない状態になり、養護教諭なども加わって、心臓マッサージや人工呼吸をしたものの改善せず、その後ドクターヘリで病院に搬送され、亡くなってしまったとありました。

当町では、このような場合に学校としての対策はどうなっているか。また、そのほか侵入者などその他の緊急事態の対応はどうかを、4. 学校での安全対策について。

イ. 校内での緊急事態への対応について

1、福岡県みやま市で、児童が給食で喉を詰まらせて亡くなるという大変痛ましい事故が起きた。そのようなことが起きないように、町では対応をどのようにしているか。

2、不審者の侵入などへの対策はとして、以上、4. 学校での安全対策について二つ、1 回目の質問としてお聞きします。

教育長（塚田君） 4. 学校での安全対策についてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、学校給食の安全対策についてであります。学校給食は、栄養バランスの取れた給食を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体力の向上を図るとともに、実際に食べるという体験を通じて、栄養バランスの取れた食事の在り方を学ぶとともに、給食の準備を共同で行うことや、同じ教室内で食事を取ることで社会性を養うなど、単なる昼食ではなく、学校

における教育活動の一環として行っております。

ご質問の学校給食の安全対策につきましては、先月、福岡県みやま市の小学校において、小学1年生の児童が給食を喉に詰まらせて死亡する痛ましい事故がありました。亡くなった小学生のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご家族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。町教育委員会といたしましても、どこでも起こり得る重大な案件として、事故防止に向けて対応してまいりたいと考えております。

全国の学校給食においては、過去にも食材をそしゃくせず誤って飲み込んだことによる窒息事故が発生しており、文部科学省では、食に関する指導の手引きにおいて、学校給食におけるリスクマネジメントとして、窒息事故の未然防止、発生時の対応を示しており、町内小中学校においては、この手引に沿って学校給食での対応を行っております。

この文部科学省の手引きによる窒息防止の具体的な対応では、まず、未然防止対策としては、児童生徒へ、大きな塊のまま飲み込んだり、早食いをしたりすると喉に詰まらせてしまうといった窒息する原因、誤嚥の危険性について説明し、食べ物は食べやすい大きさにして、よくそしゃくし、ゆっくり食べるよう指導しております。また、給食時に学級担任等が児童生徒の様子を観察することに、特別な支援の必要な児童生徒については、教職員が付き添うなどの対応をしております。

また、事故発生時においては、他の教職員に119番通報を依頼するとともに、救急隊の到着まで背中をたたく背部叩打法や、腹を突き上げるハイムリッヒ法により、詰まった食物の除去を試みるなどの応急対策を行うとしています。

今回の事故を受け、町教育委員会といたしまして、各学校に対し、この手引きの内容の再確認と教職員への周知徹底を依頼し、各学校では職員会において情報共有を行い、同様の内容を各保育園にも情報共有し、注意喚起を行っております。

また、給食を提供する食育・学校給食センターにおきましては、子どもたちへの心理的な影響も考慮し、当面ウズラの卵の使用を控えることといたしました。

しかしながら、学校給食におきましては、成長期の児童生徒の健全な発達を図るため、学校給食法に基づく学校給食摂取基準にのっとり様々な食材が使用されており、ウズラの卵以外にも、同じく小さくて丸い、例えばミニトマトや白玉団子など、喉に詰まる可能性があるものを使用する場合があります。

これらの食材を使用するに当たっては、食材を切り分ける際は、大きさなどに注意して調理するとともに、学校と連携し、児童生徒によくかんでゆっくり食べることの大切さの指導を行い、食物を喉に詰まらせる事故の防止、誤嚥防止に努めてまいりたいと考えております。

学校給食では、栄養面に加え、児童生徒の望ましい食習慣の形成、食に関する正しい知識、地域の食文化への理解を深めるなど、大切な食育の場でもありますので、今後も引き続き、食

に関する指導の手引きに基づき、窒息事故や食物アレルギーなど様々な事故防止に向けて努めてまいりたいと考えております。

続きまして、学校における不審者の侵入など、緊急事態への対応についてのご質問にお答えいたします。

町内小中学校においては、校内での事故や負傷、地震や火災などの災害、不審者の侵入など学校を取り巻くリスクに対して、事故の未然防止と被害の最小化を図るため、危機管理マニュアルを策定し、非常時に対応できるよう体制を取っております。

各学校の危機管理マニュアルのうち、不審者対応においては、不審者を廊下で見かけたら氏名、用件を尋ねる。また、不審者が教室等に侵入したときは、速やかに警察に通報するとともに、児童生徒の安全を確保するため、不審者と距離を保ち、職員が連携し児童を反対側のドアから隣の教室へ避難させる、負傷者への対応として、心肺蘇生法やAEDの取扱いの実技講習を定期的に受講することなど、具体的な対応を定めております。

各学校では、職員等にマニュアルの周知を図るとともに、災害時の避難訓練をはじめ、不審者侵入への対応、教職員に対する心肺蘇生法やAEDの取扱いの実技講習、食物アレルギー発生時に医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤であるエピペンの使用など、非常時に児童生徒の命を守る行動が取れるよう、訓練に取り組んでおります。また、危機管理マニュアルに加え、不審者や校内事故に対応する設備面の対応といたしましては、平成30年度に町内小中学校に防犯カメラを設置しました。

町教育委員会といたしましては、各校が策定したマニュアルがより実効性のあるものに常に更新され、いざというときのための訓練が実施されるよう、指導してまいりたいと考えております。

9番（玉川君） お答えいただきました。先日ですね、社会文教常任委員会で食育・学校給食センター視察をさせていただきました。衛生管理については、これ以上ない十分な配慮がなされていると感想が委員から出るほど、おいしくて安全な給食の提供に努力されていることには感謝をいたします。

数点、再質をお願いしたいと思うんですが、まず、子どもたちが喉に詰まらせた場合、その場合の救命措置で吐き出すとかというようなお話がありました。それは消防の皆さんに来ていただいて、実際に経験をするのか、講習みたいなことを受けるのかということ。

それと、今回は原因となった食材を当面使用を見合わせるということだったんですが、これの、またしばらくして再使用ということもあるのだろうか。もしそれを再使用するとして、対応としては、大きさはやはり考えなきゃいけないんじゃないかということで、その点についてどのようにお考えになるのか。

それともう一つですね、みやま市の事故について、子どもたちの意見としてね、こういった意見がありました。急いで食べた。時間がね、給食終わってすぐに遊びに行きたいから、できるだけ早く食べちゃったということもあるんじゃないかというような意見がありました。ですから、その点、給食の時間についてですね。どのように指導されているのかということについて、再質問させていただきたいと思います。

教育長（塚田君） 再質問にお答えします。まず、叩打法、ハイムリッヒ法の救急救命につきましては、これは講習の中で扱うことがあります。AEDの取扱い等の中で扱うときはありますが、必ず毎回というわけではありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目です。再使用の対応についてですが、先ほどのミニトマトや白玉等、ほかに加えて、コンニャク、またはセロリ、肉の塊等々を考えると、喉に詰まらせるものはたくさんあります。実際のところ、それを全て除去することは不可能ですので、食育・給食センターでは、適正な大きさに切って子どもたちに与えるようにしております。

特に気をつける点に関しましては、小学校1年生から3年生ぐらいは、歯がたくさん抜けてしまいます。そうすると、そしゃくすることがなかなか難しくなりますので、その点、しっかりとかむということを特にその学年では重点的に指導していきたいと考えております。

3点目、給食の食べている時間ですが、最低でも20分は確保しております。早く食べ終わっても、ごちそうさまは一斉にするので、遊びには行きません。子どもたちにはその時間をしっかりと確保して、ゆっくりと食べるようにということで最低20分、または、低学年の場合には、それ以上の時間をかけてしっかりとそしゃくして食べるように指導しております。以上です。

9番（玉川君） お答えいただきました。その時間についてね、すみません。こっちがちゃんと理解していなかったもので、食べ終わりは、みんなでもってごちそうさまということでもって20分の時間を取っていただいていると。20分ね、はい。ありがとうございます。

しかし、先ほども教育長がおっしゃったように、どうしても事故というのはね、続きます。続くというか、そんな多くはないんですけども、過去にも佐渡や大阪は、2015年とか2021年に、そういった痛ましい事故が起きたということでもあります。

それで、先ほどの講習ですね。毎回やっているわけじゃないんだけどもというようなお話がありましたけれども、これはぜひですね、何でもそうなんです、経験を積んでいかないとどうしても忘れてしまうとかね、忘れてというかやりにくくなるとか、そういうことも考えられますので、できれば、いつ起きてもおかしくないような事故でありますので、その講習の中で必ずやるような形を考えていただけないかと思います。

最後になります。最後、これはまとめにします。学校や行政としてはですね、しっかりと自分で食べられるように意識して時間を取っていただいているということです。先生方は給食時の

様子、変化の確認、これは大変ですよ。本当に。なんだけれども、頑張って確認をしていた
だくと。万一のときの救命対策の徹底、最終的には食材や何かよりも、命が一番大切というお
考えであることを確認しましたので、これを徹底していただくということでお願いをして、以
上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） ここで昼食のため午後１時まで休憩いたします。

（休憩 午前１１時３０分～再開 午後１時００分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、５番 水出康成君の質問を許します。

５番（水出君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を
行います。

今年の元日に発生しました能登半島地震から２か月が過ぎました。改めてこの場をお借りし
て、亡くなられた方にお悔やみ申し上げ、被災された方にお見舞い申し上げます。

ここへ来て復旧支援が進み始めたところであります。当町でも、町内の若手農業者で構成さ
れる坂城町農業クラブのほか、社会福祉協議会、町職員など延べ１３名が代表して、復興作業
に２月１６日から１週間、石川県能登町でボランティア活動を実施されたとのことであります。
参加された皆様に敬意を表する次第です。

また、皆様もそれぞれの立場でできる支援をされているところと思われます。そして、防災
に関する認識を改めた方も多いのではないのでしょうか。そこで防災計画について質問します。

次に、町内人口の減少に関して心配の声を多くいただきました。その中、町内企業への就職
者を増やす施策を講じて、人口減少の抑制を進めてほしいとの声が寄せられましたので、二つ
目に移住・定住施策について質問いたします。

まず、一つ目の防災計画について。

近年、頻繁に発生する自然災害について。平成７年の阪神・淡路大震災、平成２３年の東日
本大震災、今年の能登半島地震など、災害の規模が大きいほど救援活動を行う行政機関も被災
する可能性もあり、職員自身も被災し、行政マンパワーのダウン、救援に向かう道路の損壊や
情報伝達の支障など、救援活動に時間を要しています。特に東日本大震災においては、自助・
共助・公助がうまくかみ合わず、災害対策がうまく働かないことが強く認識されたそうです。

その教訓から、平成２５年の災害対策基本法の改正に合わせ、自助及び共助に関する規定の
増強に伴い、地域コミュニティーにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村の一定
地区の居住者並びに事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設さ
れました。

地区防災計画は、地区の特性に応じて自由な内容で計画を作成するものですが、内閣府ガイ
ドラインにより作成方法を示しています。さらに内閣府では、地区防災計画制度を広く全国に

展開させる観点から、市町村と連携してコミュニティレベルで防災活動に取り組んでいる地区を、44か所ですが選定して、地区防災計画策定を支援しています。

このように、最近の大規模自然災害の発生を通じ、自助・共助に基づく地域防災力の向上が課題であり、自主防災活動が重要とされております。自主防災組織は、当町もほとんどの自治区で組織活動をされております。災害対策基本法の改正に合わせ、地区防災制度が平成26年4月に施行され、地域のさらなる防災力向上のため、地区防災計画の策定を行政としても推進することが求められています。

そこで、イとして、地区防災計画策定の推進について。

一つ目として、町内の地区防災計画の策定状況を伺います。

二つ目として、地区防災計画推進強化への考えを伺います。

また、災害が発生した場合、まず自らの命を守る活動が最優先です。そして、災害状況により避難所へ一時避難を余儀なくされることもあります。その避難所について、坂城町ホームページの災害時避難場所では、応急避難所と中核避難所が示されています。

災害対策基本法施行令第20条の6では、1.「避難のための立退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。」2.「速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。」3.「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。」4.「車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。」5.主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであることと定めています。災害対策基本法施行令第20条の6、1から4号を全て満たしている施設を指定避難所として、同じく1から5の全てを満たしている施設を福祉避難所として指定できることになっています。

ロ. 避難所について。

一つ目に、この基準に該当する坂城町地域防災計画に定める指定避難所、福祉避難所の当該施設を伺います。また、災害が発生したら自分の命は自分で守ることが重要ですが、要配慮者の方は共助の力が必要となります。

二つ目に、避難情報発令により、要配慮者の避難誘導については行政担当課では限界があります。平時より地域と連携した情報共有や訓練が求められるが、現状の対応状況と今後への考えを伺います。

イ、ロ、以上について質問いたします。

町長（山村君） ただいま、水出議員さんから防災計画についてのご質問をいただきました。私からは、イの地区防災計画策定の推進についてと、ロの避難所についてのご質問のうち、指定

避難所と福祉避難所についてお答えし、その他の項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

初めに、地区防災計画策定の推進についてであります。一般に防災計画と呼ばれるものには、国レベルでの対応をまとめた防災基本計画と都道府県及び市町村がそれぞれの自治体の対応をまとめた地域防災計画がございます。

ご質問にありましたとおり、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、26年4月に地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設され、防災基本計画、地域防災計画に続く地区防災計画の策定が施行されたものであります。

その背景といたしまして、東日本大震災において、自助・共助及び公助がうまくかみ合わなかったことと、大規模災害後の災害対策がうまく働かなかったことが強く認識され、市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まず自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要でありつつも、その上で地域コミュニティでの相互の助け合いの重要性が改めて認識されたことによるものであります。

地区防災計画制度の特徴といたしましては、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画であるということが挙げられます。この地区防災計画と市町村が策定する地域防災計画が連携することにより、さらに地区の防災力の向上を図るというものであります。

地区防災においては、地域ごとに異なる地理的条件や人口構成、建築物の特性などがあるため、一律の防災計画だけでは地域の特性に適した対策が取れないことも想定されるところであり、より地域の実情に合わせた対策をあらかじめ想定することで、より有効な対策につなげるという考え方であります。

しかしながら、地域住民や地区防災組織が主体となって地区防災計画を策定・実施することは、地域の自助、共助の意識を高め、地域コミュニティを効果的に活用し、迅速な対応が可能となることから、町内の地区防災計画の策定は、地域防災力の向上や自主防災活動の促進にとって大変有効であると言える反面、計画の策定には、災害対策や防災技術に関する専門的な知識、地域ごとの構成人口や地形の脆弱性に関する正確な情報や、昨今の気象状況の変化や地域の置かれている状況など、社会的な移り変わりにも対応が必要となる場合もあることから、当町各地区における地区防災計画の策定は、あまり進んでいない状況であります。

次に、地区防災計画策定推進強化への考えについてのご質問であります。町では、これまでも各地区の自主防災組織の長であります区長さんなどを対象に防災説明会を開催し、防災に対する基本的な知識や、災害時における避難行動について説明をさせていただくとともに、地域と町の役割等について意見交換を行っているところであります。

また、町総合防災訓練の際、開催地区の自主防災組織の皆様に応急避難所から中核避難所までの安全な避難経路の確認を行っていただくとともに、段ボール間仕切りや段ボールベッド、簡易トイレなどを組み立てる避難所設営訓練、土のうなどにより浸水被害への対策を行う水防訓練などに参加していただき、体験を通して、防災について学ぶ機会を設けております。そのほか、ご希望に応じ、職員が地域へ赴いて防災学習を行う出前講座なども実施しているところでもあります。

また、土砂災害におきましては、近年の地球温暖化の影響と思われる気候変動によるゲリラ豪雨や台風の大型化など、災害が発生するリスクが高まっていると言われております。

そのような状況を受けて、県では、地区防災計画作成の一環として、地域特性に配慮した地区防災マップの作成支援を行っており、平成22年度から令和5年3月末現在までに、71の市町村において地区防災マップのデータの作成の支援を行っているところであります。

町におきましても、この制度を活用した地区防災マップ作成について県に支援をいただく中で、平成28年度には上平区、29年度は金井区、令和元年度は鼠区、4年度は小網区、そして令和5年度には坂端区と、町内5地区で地区防災マップを作成したところであります。

そのほかにも、町の地域づくり活動支援事業を活用いただき、多くの区で地域独自の防災マップの作成など、地域防災力の向上に取り組んでいただいております。

町といたしましては、今後も地域の防災力の向上に向けて、防災説明会や町総合防災訓練、地区防災マップの作成支援などを継続的に実施するとともに、地域との意思疎通を図りながら、各地区における実情に合った地区防災計画策定について、支援できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、口の避難所についてであります。平成25年改正の災害対策基本法等の一部を改正する法律により、避難所については、自治体で定められた指定避難所と、高齢者や障がい者など、配慮が必要な方の避難所となる福祉避難所の大きく二つに分けられたところであります。

ご質問のありました応急避難所と中核避難所ですが、町の地域防災計画では、小中学校や文化センターなどの公共施設を中核避難所、各地区の公民館などを応急避難所としており、中核避難所、応急避難所など49施設全てを指定避難所に位置づけております。

町地域防災計画では、福祉避難所の指定はされておりませんが、指定避難所の中に老人福祉センターとふれあいセンターの2か所を要援護者収容施設として指定しており、この2か所を福祉避難所の機能を有する施設としているところであります。

避難所につきましては、被災された方々の居場所として大変重要であることから、町といたしましても、避難所の充実を図るべく、地域防災計画の定期的な見直し等の中で、必要に応じて新たな避難所を追加するなど、柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（鳴海さん） 私からは、ロ、避難所についてのご質問のうち、要配慮者の避難誘導等の対応状況についてお答えいたします。

平成25年6月に改正されました災害対策基本法に基づき、地震や台風など大きな災害が起こったときに、自力で避難することが難しい高齢者や障がい者等の避難支援の基となる避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられました。

この名簿は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成され、平常時から避難支援等関係者へ提供しており、地域における共助の取組を行う上で、日頃からの見守り活動や交流、有事の際の対応方法の検討などに活用いただいております。

この名簿を利用するために、自主防災会、民生児童委員などの関係機関は、町と協定を結び情報提供を受けているところであり、防災訓練や地域の自主防災会による訓練など、有事を想定した訓練の際には、避難行動要支援者の確認なども行っているところでもあります。

避難行動要支援者名簿につきましては、毎年開催する各地区の自主防災会にお集まりいただく防災説明会で、名簿の概要や目的、有効性や利用方法などを説明しております。

現在27地区のうち22地区と協定を締結しておりますので、協定を締結していない自主防災会に対しては、引き続き協定の締結に向け働きかけをしてまいりたいと考えております。

今後も有事の際におきましては、実際に避難支援を担っていただく各地区の自主防災会と連携・協働・情報提供等を行うとともに、地域住民の皆さんには、日頃から日常生活での隣近所などの地域でのつながりを通じ、お互いの理解や信頼関係等を築き、そしてその関係性を維持いただくことで有事の際の安心と安全を確保し、共助となる地域内での助け合いの基盤を築いていただきたいと考えております。

5番（水出君） ただいま、答弁をいただきました。まず避難所についてなんですけれども、坂城町の地区防災計画書の文書内の資料として、指定避難所一覧表というのがあります。これは資料38になります。

1. 緊急避難場所、大地震や大規模火災発生直後の屋外避難場所。2. 収容避難所として、住家が被災した場合の宿泊可能な屋内避難所、それで、アとして応急避難所、イ、中核避難所。中核避難所は、括弧書きで緊急避難場所を兼ねると書いてあります。それと各小学校、保育園、文化センター、坂城町体育館等々の名前が連ねております。それで、ウとして要援護者収容施設ということで、先ほどご説明いただいた坂城町老人福祉センター、坂城町ふれあいセンターの2か所が設定されております。この災害対策基本法からすると、この資料にあるとおりでよいかなと思います。

恐らくそれが指定避難所とか法的なものに該当していると思うんですけれども、我々一般市民が、やっぱりそういう資料の奥深くまで見て確認するということはなかなかできていないのかなと思うんですけれども、ホームページ上で、今は応急避難所と中核避難所が出ているん

ですけれども、福祉避難所とか、そういうやっぱり用途別、こういうふうに分けて作ってありますので、そういった用途別に分かるような表示をしていただければなと思うんですけれども、特に避難情報が発令した場合に、町がここへ避難してくださいよじゃなくて、自分でまず先に難を逃れることを考えます。それで、自分が必要な避難所までどうやって行けるのかなというふうに考えると思うんですよね。そのときに、今までの情報でできるだけわかりやすい中で確認しておく上では、やっぱりここはどういうときの避難場所になるのかということを中心に把握しておく。特に、要援護者の方については、やっぱり自力で行けませんので、その辺があらかじめこの施設だったら自主的に避難しても可能なのかな。そういうことがわかる必要があると思うんです。そんなところで、ホームページのそういう表等をまた改訂してもらうようなことについて、担当課としてはどのように考えるのか、お聞きしたいと思います。

そして、あと二つ目の再質問になります。福祉関係の避難で、これも同じく坂城町地域防災計画、第8節の要配慮者支援計画、この中に、2. 避難行動要支援者に関する対策というのがありまして、町は避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、令和7年度の完了を目標として、個別避難計画の作成推進に努めると書いてあります。この令和7年度に向けた個別避難計画の作成というのがどの程度進んでいるのか、担当課のほうでご説明いただきたいと思います。以上、2点についてお願いします。

住民環境課長（山下君） 最初の指定避難所の一覧についての再質問にお答えいたします。

ご質問の内容にもあったとおり、地域防災計画の資料編38には、指定避難所、緊急避難所、そういったものが一覧で掲載されております。また、町のホームページにおいては、避難所の一覧の掲載はされておりますが、一部抜粋となっております。

こちらにつきましても、今後、皆様に情報発信をしていく中で、皆さんの混乱が生じないように、内容については随時確認をしながら、修正が必要な場合には修正、修正といいますか新たなものに差し替える等の対応を行ってまいりたいと考えております。

福祉健康課長（鳴海さん） 個別避難計画の再質問についてお答えいたします。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動に実効性がある個別避難計画の作成促進が重要であるとされた取組指針が示され、高齢者や障がい者などの円滑・迅速な避難につながるための避難を支援する者の確保や避難訓練の実施、関係機関、地域との情報共有等について取組を進めることとなっております。

この個別避難計画につきましては、個人に関する情報として、かかりつけ医やサービスの利用状況、必要な支援等を記載しますが、個人の置かれている状況ですとか環境などから、優先度の高い要支援者から作成をする必要性も含め、計画の趣旨や有効性を丁寧に説明するとともに、各地域での、また、町としても計画の作成が速やかに行われますよう取り組んでまいりた

いと考えております。

5 番（水出君） ただいまの福祉健康課長からの答弁に関しまして再質問をさせていただきます。今は個別避難計画を推進するように努めているということですが、今はどのくらい進んだのかとか、そういう進捗で数的な確認というのはされているのでしょうか。以上、お願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） お答えいたします。各地区の自主防災会で、こちらの個別避難計画についての作成の説明等を行う中で、各自治区から作成についての状況については、まだ個々にできているというご報告はいただいているんですが、各地域での取組でいろいろな方法によって進められているということをお聞きしております。

5 番（水出君） 今、取組やら説明したりお願いしている段階ということで、どのぐらいその自治区で代表者がいて、どのぐらいできましたよという確認は、まだだなというところでの認識でおります。やはり、その辺をまた確認することまでが一つの仕事かなと思いますので、そういったことは続けていただければなと思います。

今回、防災計画についていろいろご答弁いただきましたけれども、地区防災計画というのは、やはり先ほど来、説明も町長をはじめいただきましたけれども、やはり個別の町内のいろんな地区でやっぱり災害の状況というのが違うところがありますので、地区の避難の仕方等々は必ず確認して作っておく。そういったことは、我々住民が地域ごとで取り組む大変必要なことかなと思っております。

町としてもですね、ホームページにマイタイムラインの作成を掲示しています。このマイタイムラインの作成というのは、特に水防被害とかは、時間を追ってですね、刻々と状況が変わるもので、自分はどう避難したらいいのか、そういったものを作成していくものでございますが、やはりこういった簡単なマイタイムラインみたいなものを地域の自治会同士の中でやっぱり作っていくと、地区防災計画の策定ができるのかなと思います。

防災訓練や防災講座等を通じて、やはりそういった指導をしていただいておりますが、やっぱりこれも同じように、やっぱりこれをやってくださいよ、それを必ずやっぱりどこかのところでやった状況を確認に行く、これがやっぱり行政として一番大切なことじゃないかなと私は考えます。やはりそうしたことで、地域の住民が安全安心に暮らせる町になっていく。それがやがて、坂城町が防災に強い町になる。そんなことを思いながら、やっぱり与えられて決められた内容、それをいかに今度は自分たちのものにしていくのか、そんなことを町民みんなで考えられるようにしていければなと思います。そんなことを期待して、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、移住・定住施策についてです。

町内人口の減少が危惧され、歯止めをかける施策として即効性のある若者世代の就業者を

もっと町に呼び入れることをやってほしいと。事例として、中野市の企業に転入した従業員に向け、家賃手当を補助する施策等を話された町民の方がおります。私も非常にいいことだなと思ってですね、就業に含めた施策は当町もないかなと思って、またホームページを見てみました。そうすると、坂城町U I J ターン就業・創業移住支援金について準備されており、よいことだなと思ったわけですが、内容を確認すると、県内他市町村と支援内容では差別化が、よいほうですね。その関係で図れないなと思いました。

そして、あと当町の人口というのは、どのくらいやっぱり減少の推移をたどっていくのかなということで、その辺も確認してみました。坂城町の総人口は、昭和60年（1985年）1万6,918人をピークに減少傾向にあり、直近の令和2年の国勢調査の総人口は1万4,004人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所、略称社人研と言うそうですが、こちらの資料を基に、日本の地域別将来推計人口令和5年推計を公表してありましたので、坂城町の将来推計人口を確認してみました。令和2年、2040年ですが、総人口が1万207人。令和2年から比べると3,800人減少すると予測されています。これは、年間平均で約190人減少することになります。直近を見ると、町の統計資料の令和4年度総人口数は1万3,530人。令和2年から比較すると、実際2年間で474名が減少しており、社人研の予測を上回るペースにあります。やはり、すぐさま人口を増やすことは難しい話ではありますが、人口減少を抑制することは、やはり最重要課題と再認識したところであります。

そして食い止めるため、環境を整える施策も、行政として移住・定住施策の中に新規就農者支援事業補助金、坂城町移住定住促進補助金、就業、結婚、子育て支援と様々な観点で展開されております。

その中の、就業に関する移住定住施策内に坂城町U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金がありますが、これは坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏、東京圏というのは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を指しています。それと愛知県、大阪府から移住した者に対し、長野県が選定した企業等に就業した方、または創業支援金の交付決定を受けた方に、国・県・町が共同で予算の範囲内で補助金を交付することを要旨として要綱を定めています。町のホームページの支援補助金のサイトにあります長野マッチングサイトをクリックすると、長野県が選定した登録企業を確認できます。

そこで、まず質問として、坂城町U I J ターン就業・創業移住支援金について。この支援金についての一つ目の質問として、開始から各年の移住支援金の交付決定数と、そのうち当町企業へ就業した件数を伺います。

二つ目として、就業に関する要件。一般の場合、就業先として長野県マッチングサイトに掲

載されている求人に募集し、採用されたものであることとあり、他の要件もありますが、長野県マッチングサイトの坂城町登録企業は2社のみです。多くの町内企業を紹介できることが望ましいと考えるが、企業へ登録の働きかけについて考えを伺います。

ロとして、当町独自のU I J ターン者支援事業創設について。1として、坂城町U I J ターン就業・創業移住支援金については、県の事業要件があり、県内他市町村と支援内容では差別化が図れませんが、新卒から30代のU I J ターン者向けに当町独自の優遇支援事業を創設し、坂城町を選択しやすい条件を整備し迎え入れることを要望したいが、考えを伺います。以上、イ、ロについて質問いたします。

企画政策課長（伊達君） 2として、移住・定住施策について、イ、ロのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イのU I J ターン就業・創業移住支援金についてのご質問であります。令和元年から町で実施しているこの事業につきましては、平成30年に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針2018における、東京圏への一極集中の解消、地方における中小企業を中心とした担い手確保のため、交付要件を定め実施されている国の地方創生移住支援事業を基にして、国の交付要件に定められた東京、神奈川、埼玉、千葉といった東京圏に加え、県及び町におきましては、独自に大阪、愛知も移住元の対象地域として支援金の交付要綱を整備しているところであります。

事業の内容といたしましては、移住元の該当地域に在住し、就労していた世帯等が当町に定住し、要綱に定める就業・創業をした場合、最大で100万円を補助するもので、国の交付要件に該当する場合は国・県・町が、県と町が独自に拡充した要件に該当する場合は県と町が、それぞれ負担をする中で実施をまいりました。

また、当町におきましては、今年度、子育て世帯への支援として、18歳未満の世帯員も帯同して移住される場合に、子ども1人当たり100万円を加算して交付するよう、要綱の改正を行ったところであります。

ご質問の当町における支援金の交付決定件数につきましては、令和3年度に1件の実績があり、町内でお勤めをされております。そのほか、支援金のご相談をいただいたものの、国の定めた交付要件が細かく定められていることに加え、手続きが煩雑になっており、希望する条件に合わなかったことなどから、申請に至らなかったケースもございました。

また、本支援金交付対象の企業を登録する長野県移住支援金対象求人情報サイト、いわゆるマッチングサイトでありますけれども、このサイトへの町内企業の登録につきましては、過去にも町商工担当と連携し、企業の皆様にご案内をしたところでありますが、登録にあたっては書類の作成や証明書類の取得など複数の手続きを要し、県全体で見ましても登録企業数は380社程度、そのうち2月末現在で求人があるのは284社と、決して多くはない状況とい

うことであります。

町といたしましては、移住施策の一つとして、引き続き制度の周知・広報に努め、町外企業への就職であっても、居住地として坂城町を選んでいただけるよう町のPRを行うとともに、町内企業の皆様には、企業規模による一定の制約はありますが、マッチングサイトへの登録のご案内や、サイトに登録がなくても支援金が交付になる要件などもご案内し、社員の募集活動にあたり、本制度を活用していただきたいと考えているところでございます。

次に、ロの当町独自のUIJターン者支援事業創設についてのご質問であります。UIJターン就業・創業移住支援金の取組につきましては、県内全ての自治体を実施しているわけではなく、令和5年度では11自治体が未実施となっております。

また、当町と同じく、交付限度額を国・県の定める上限としている団体は、県の事業実施団体の半分以下であるなど、既に町・県の定める要件が国の要件を拡大していることも含めまして、県内外の他団体での実施内容と比べても有利な条件であると考えているところであります。

そのほか、町では、自らが居住するため町内に住宅を新築等した方への移住定住促進補助金や、住宅新築時に太陽光発電設備などの設置に対する住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金、空き家バンクの整備と空き家バンク利用促進補助制度、転入者への30万円助成金や未成年者1人当たり20万円の助成などを行う町土地開発公社分譲地の販売促進キャンペーン、39歳以下のご夫婦の結婚新生活を支援する事業など、UIJターン就業・創業移住支援に限らず、幅広く移住定住の促進を図るため、当町独自のものも含め数多くの支援施策を展開しているところでございます。

このうち、移住定住促進補助金につきましては、昨年度までの直近2か年、令和3年、令和4年度でありますけれども、この2か年で68件の交付実績のうち、住宅取得に伴う県外からの転入は2件、県内他市町村からの転入は20件で、今年度の状況は、2月末現在で31件の申請のうち、県外からの転入が2件、県内他市町村からが8件という状況であります。

なお、転入時には一旦町内の賃貸住宅等に居住し、その後、町内で住宅取得を選択された方も多く、町独自の移住定住支援施策として一定の効果があったものと考えております。

こうした施策に加え、町では坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、町内における就業機会の拡大や多様な産業の創出、町への愛着の醸成や住みやすさの向上など、多面的な取組を進め、移住を検討されている方や現在お住まいの方、就学などで転出された方などに坂城町に住みたい、住み続けたいと思っていただけるよう全庁横断的に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、新卒から30代のUIJターンの方に限らず、幅広い年齢の方にこうした取組を知っていただけるよう、広報やホームページだけでなく、移住相談会などでも積極的に発信し、人口の流出抑制と流入促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

5 番（水出君） ただいま答弁いただきました。そしていろいろと、やっぱり町内に戻ってきてもらう、そんな施策、また転入してもらう、その辺が今施されているというところは改めて認識したところでございます。

このU I J ターン支援についてなんですけれども、やはり当町はものづくりの町とか工業の町ということで大分名をはせているんじゃないかなと思っております。そして、こういったようなところに、これは県のもので、このサイトをどうこうというところはしょうがないんですけれども、やはり町として、町の企業をこういった施策のところを見に行ったときに、やっぱり坂城町の工場の案内とかね、そういったものがやっぱり素早く出てくる。できるだけ1面、そういったところにやっぱり出てくる工夫というのは、県のもを活用するときに、やっぱりそういう考えを持っていただきたいなと。

特に坂城町は中小の企業さんが非常に多くございます。この県の施策ですと、三親等の経営者にいる方は駄目だったりとかもありますし、新卒等も対象にはなっていないかと思うんですけれども。ただ、要件の中に、町長が認めたものはオーケーになりそうな要項も入っておるんですけれども、実際、当町のマッチングサイトに登録になっていない企業に戻られてきて就職した場合については、このU I J ターン支援金の交付対象者としてなるのか、1点質問いたします。

そして、あとやっぱり町の企業さんをもっと紹介する上で、もうちょっと一緒にこういう施策に、紹介ページを上げていく、そんなことについての取組、その辺について可能なかご意見を伺いたいと思います。以上です。

企画政策課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

このU I J ターン就業・創業移住支援事業は、基本的には町で要綱は持っていますけれども、財源の関係上、県の要綱に沿ってということになりますので、あまり町としての裁量が利くかという、そういうことではありませんけれども、先ほどご質問にありましたように、いろいろなケースがございまして、例えば一般的な場合ですとか、専門人材として来る場合ですとか、テレワーカーとしてここに定住するとか、いろいろな要件のある中で、例えば関係人口という考え方がありまして、そのカテゴリーを通じて定住をしていただくといったような場合については、少し要件が緩やかになってきますので、またそういった場合にはご相談をいただければと思っております。

それと、マッチングサイトの登録企業の増というようなご質問でございましたでしょうかね。すみません、ちょっと二つ目のご質問が聞き取れなかったんですけれども。

5 番（水出君） わかりにくいことで申し訳ございませんでした。マッチングサイトを使うというのは、県の先ほどご説明のとおり、あそこをどうこうしようというところは無理かなと思うんですけれども、そこにやっぱり坂城町のU I J ターン施策ということで挙げているんですけ

れども、そういったところの副ページじゃないですけれども、坂城町の企業にはこんな企業がありますよということで、そういうページをちょっと同じレベルぐらいのところで開くように紹介できないかと言うつもりで話をしております。

それで、もしそういったことが、絶対にこれは県のものなので無理なんだよということであれば、先ほどロの質問でしたとおり、やはり坂城町としてももう少し幅広く、企業に転入なり戻ってこれる、そんな施策を検討してほしいというのが趣旨でございます。以上です。

企画政策課長（伊達君） 大変失礼いたしました。再質問のほうにお答えをいたします。

マッチングサイトに登録されている企業、今、町のホームページ上では、U I J の移住支援金のご案内のページを持っていますけれども、例えばそこにですね、町内企業、こんな企業が登録していますという個別の表示は、できないことはないと思っています。それは県のほうで何か言われるということはないと思いますので、まずその辺は工夫をさせていただきたいと思っています。

それと併せましてですね、マッチングサイトへの登録は、今ご質問にありましたように2社でありますけれども、これについてはですね、求人サイトは様々ございまして、民間のサイトですとか、そういったところとの掲載への手続の比較ですとか、そういったところでの課題は若干あるのかなという感じは正直しておりますけれども、いずれにしてもですね、入り口になる部分でありますし、今、企業さんのほうでも人材確保という課題は度々お聞きするところでございますので、この登録については、私ども支援金の担当課である企画政策課あるいは企業さんの窓口である商工農林課、それと併せてですね、テクノハート坂城ですとか、町の商工会ですとか、そういったところとも連携しながら、町内企業の皆様に広くお伝えできるように工夫をしていければいいなと、そんなふう考えているところでございます。

5 番（水出君） 今、非常に紹介等のサイトについては前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。

それで、町独自のこういう就業施策をつくることに関しての考えというところは、どのようになるでしょうか。

企画政策課長（伊達君） 町独自の施策ということでのお尋ねでありますけれども、これは最初のまた答弁の中でも申し上げましたけれども、様々な今施策を打ってはいるところであります。今のお話ですとU I J ターンというところにスポットを当ててはいますけれども、私どもとしては、それだけに限らず、あらゆる方への発信をしていきたいという思いがございますので、そういった観点も含めた中で、もし必要なものがあれば、今後の検討課題とさせていただきたいと考えているところであります。

5 番（水出君） ただいま、ご答弁をいただきました。具体的にずばりここですぐU I J ターンに絡めて新しい支援金の創出というところでは、まだ先なのかなというところでございます。

その辺は理解いたしました。

やはり今、非常に当町は人口が減少しているというところは、当然今ここにご出席の皆様を含め、町民の皆様はひしひしと感じているところでございます。特にやっぱり工業の町というところで、この町に進学で出て行って戻ってくる新卒の方、それとかあちらでまた就職されちゃって戻ってくる方、その辺というところは、やはりできるだけ優遇されたところで人を確保していきたい。

特に、今はやっぱり産官学を含めて、非常に今はテクノハート坂城さんなどを中心に講演などに伺っても非常に頑張っているところであります。そういったみんなの力の結集、そういったところがまたこういう町の紹介につながってくる、坂城町ってやっぱり工業に関してはすごいんだなというような伝わり方、そんなこともこれから工夫していただいて、何とかこの町を守り立てていっていただくようお願いしまして、以上で一切の質問を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時55分～再開 午後 2時05分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、10番 山城峻一君の質問を許します。

10番（山城君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

質問に入る前に一言申し上げます。1月1日、元日ですね。先ほど同僚議員からも度々お話があるとおりの、能登半島での地震、多くの方が亡くなられ、そして今も復旧・復興が進んでいないというか、これからどんどん進んでいくという期待もありますが、被災された皆様には改めてお見舞いを申し上げます。

私も、ちょっとこのことに触れさせていただくと、1月1日は、ちょうど発災当時町内にいたんですけども、能登半島に何人かの友人がいました。ただ、当然というのは失礼ですが、発災直後に現地に電話して電話等がつながるわけではないので、いろいろ考えて3日後くらいにその友人に電話をしました。私に何ができるかということを考えたときに、そのときは相手を気にかけて、大丈夫とか何かできることがあったら言ってねとか、それぐらいしかそのときはできることはなかったので、それぐらいでもできたという気持ちもあったり、すごい複雑な気持ちでありました。

このことを最初に言いたかったのは、質問に入る前にちょっとお時間をいただいて、ある記事を読んだときに、息の長い支援をとにかく書いてあったり、触れられる方がいました。それはそのとおりなんですよ。いっときの支援、短期的な支援、それは大事なこともあるかもしれませんが、息の長い支援というのがやはり必要だと思います。

震災と同じに論ずることは失礼かもしれませんが、ガザ地区で起きている戦争、またウクライナの戦争、これも新聞等で報道されておりますが、支援疲れという言葉が報道で拡散されております。どう支援するか、これはもっと国際的な話なので難しいのは承知しております。ですが、こちらもそれぞれの考えがあるので、支援するしないは個人の自由かもしれませんが、そういった答えも坂城町、町長も度々おっしゃっているのです、息の長い、もちろん戦争が終われば、紛争が終われば支援は必要ないと考える方もいるかもしれませんが、そういった息の長い支援を坂城町として、または個々人として、私としてもやっていければというか、やっていきたいという決意というわけじゃないですが、それを述べさせていただいて、一般質問の本題に入ります。

今回の一般質問の内容ですが、1として犯罪被害者支援の広報・啓発、そして、二つ目として子ども・子育て支援事業計画についてという、大きく二つについて質問させていただきます。

まず、1の犯罪被害者支援の広報・啓発についてです。

これは、午前中にも同様の質問が同僚議員からありましたので、重複するところがあるかもしれませんが、ご答弁いただく担当課長におかれましては、重複するところがあるかもしれませんが、ご丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

今議会に、先ほど同僚議員からもあるとおり、犯罪被害者支援条例の一部改正が上程されていて、そこには犯罪被害者の日常生活を支援するための新たな助成金制度がつくられるということですが、この概要をちょっと丁寧に説明をいただきたいというのが質問の一つです。

改めて言うまでもないですが、町犯罪被害者支援条例が制定されて3年が経過していますが、昨年12月には、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会で、犯罪被害者のご遺族の方の講演会が行われたというふうになっております。この集会、犯罪被害者に関する集会、関するというか、そういう集会を開いてほしいと、開催したらどうかと提案した者の1人として、その集会ができたこと、そういった講演会が開かれたことというのは誠にありがたく、担当課、担当者の皆様のお力に感謝を申し上げます。

それで、この集会の参加人数、どれぐらいであったかということも、この集会が終わった後ですので確認をさせていただきたいと思います。また、講演会、これは集会全体、講演会プラスほかの子どもたちの発表もあったと記憶しておりますが、講演会そのものはもちろんですけども、集会の感想ですね。反響はどんなものであったかということも質問をさせていただきます。

それでですね、前回、実はこの犯罪被害者支援についての広報・啓発と同じような話について、3年前の12月に議会において、広報・啓発はこれからどうやっていくんですかと。被害者理解をどう広めていくんだという質問をした際に、改めて会議録を見たところ、町長からですね、毎年、町内企業の社員を対象に、企業人権同和教育推進協議会と連携し、新入社員人権

同和教育研修会や、企業内人権同和教育推進員研修講座とかを開催し、企業を対象とした人権啓発を行っている。この年にですかね、今年は犯罪被害者についての内容も一部取り入れた研修を行っております、この時点で行ったという回答がありました。

もちろん、条例制定した年ですから、いろいろ取組をされているという理解でいいと思うんですが、ではその後、2022年ですね。2021年の後3年くらい経過していますが、企業に関してですかね、そういったところでの研修会で犯罪被害者支援とか理解だとか、そういったことについて触れたりとか、勉強会、学習会はその場で開いているのかということのをイとして質問をさせていただきます。

そして口ですが、広報・啓発の今後です。犯罪被害者への理解促進については、以前何度も申し上げましたが、一般質問の場でも、その重要性については取り上げてきました。先ほども触れましたが、昨年12月に開催された町民集会で、犯罪被害者ご遺族の方の講演会が開催されたわけではありますが、この講演会について、何名かの方からですね、参加された方からですね、犯罪被害者遺族の方の心情を理解するいい機会となりましたという意見を複数名の方からですね、いただきました。

やはり、犯罪被害者支援条例を制定した県内一つ目の自治体であるわけなので、これからも町民向けの広報・啓発ですね。特に心情の理解だとか支援内容はもちろん、今回の条例にもなっているような話も含めてですけれども、やっぱり度々の講演会や勉強会というのは継続してやる必要があると考えているわけでありましたが、例えば同じ形、いわゆる町民全体向けの講演会は、毎年というのは難しいと思うんですけれども、例えば例を挙げますと、区長さんあるいは民生委員さん、または町職員の皆さんなど、そういう小規模ですね。10人、20人もしくは30人とかという、町民向けの大きな集会ではなくて、小規模グループを対象とした勉強会。犯罪被害者への理解だとか、犯罪被害者の方、遺族もそうですね。への支援はどんなものがあるかとか、いろいろな勉強会というのも今後開く必要があるし、開けるのではないかな。これは、むしろ開いたほうがいいんじゃないかという思いでありますので、このことについても質問をさせていただきます。

ちなみにこの質問ですけれども、3年前の一般質問でもしております。ですので、前向きな答弁があることを期待して、1回目の質問とさせていただきます。

企画政策課長（伊達君） 犯罪被害者支援の広報・啓発についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、日常生活を支援するための新たな助成金制度の概要はありますが、町では犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族に対し、犯罪被害者等支援条例に基づく相談事への対応や情報の提供、また、犯罪被害者等見舞金支給要綱に基づく見舞金の支給などの支援を行っているところであります。

しかしながら、犯罪被害に遭われた方などは、精神的に大きなショックを抱える中で日常生活を営まなければならないことに鑑み、少しでもその負担の軽減の一助としていただけるよう、日常生活の支援について明記した条項を追加するなどの条例の一部改正を今議会に上程するとともに、新たに犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱を設け、犯罪被害に遭われた方の日常生活に対する支援を実施してまいりたいと考えているところであります。

助成金制度の概要であります。犯罪被害者及びその家族、遺族が日常生活を営む上で必要な民間または公共のサービスを利用した際、その費用の一部を助成するもので、具体的には家事・育児・介護支援として1時間当たり5千円を上限として72時間まで、配食支援として1日当たり1千円を上限として利用初日から30日以内、一時保育支援として1回当たり2,800円を上限に10回まで、転居支援として1回当たり20万円を上限に2回まで、カウンセリング等支援として1回当たり5千円を上限に10回まで、報道対応支援として23万円を上限に、また、弁護士相談支援として1回当たり5千円を上限に3回までの支援を行うもので、いずれも原則として、犯罪行為が行われたときから1年以内を申請期限としております。

次に、昨年12月に開催いたしました「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」の参加人数、またその反響というご質問でございますが、昨年は人権学習発表として、南条小学校3年生の児童代表による人権の花運動についての発表と、犯罪被害者をテーマとして、2007年に闇サイト殺人事件により突然大切な娘さんを亡くされ、現在は犯罪被害者の置かれた状況を正しく理解し、犯罪被害者や遺族の人権、司法の在り方について考えていただくために講演活動をされている磯谷富美子さんによる記念講演を行い、犯罪被害者の方々への理解を深めていただいたところであります。

集会の参加者は75名で、記念講演について、当日のアンケートをお出しいただいた60人のうち、大変満足が39人で65%、満足が14人で23.3%、普通が3人で5%、無回答が4人で6.7%という状況でございました。

また、アンケートでは、「大変な心情の中、わかりやすい講演だった。娘さんの言葉が心にしみる。」といったご感想や、「当事者の非常につらい思いの中での発言は、心に深く残った。」あるいは、「今日の講演から、自分に何かできることがあるのか考える機会になった。」などの意見・感想をお寄せいただいたところであります。

次に、犯罪被害をテーマとした研修会の開催状況についてのご質問でございますが、ご質問でもいただいたとおりですね、令和3年12月議会の一般質問に対する答弁で、町長から新入社員人権同和教育研修会や企業内人権同和教育推進員研修講座において、犯罪被害者についての内容も一部取り入れた研修を行っている旨、お答えをいたしました。

その後、昨年度も今年度も同様にでありますけれども、企業人権同和教育推進協議会と連携をいたしまして、新入社員人権同和教育研修会や企業内人権同和教育推進員研修講座において、

企業の皆さんを対象に、犯罪被害についても人権課題の一つとして研修を行っているところがあります。

今後も引き続き、犯罪被害者を含めた人権意識の向上を図るため、研修会を実施してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、口の広報・啓発の今後についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の例として、区長や民生委員、町職員など小規模グループを対象に犯罪被害者への理解や支援について学ぶ学習会等の実施についての考えということでもありますけれども、区長会あるいは民生児童委員会などは、それぞれの団体のスケジュールがございますので、十分な調整が必要であろうと考えているところであります。

そうした中でありますので、区長さんや民生児童委員さんなどには、毎年11月下旬から12月上旬にかけての犯罪被害者週間あるいは人権週間に合わせて開催をしております「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」について、人権学習の機会としていただけるよう個別にご案内をしているところであります。

また、町職員につきましても、町民集会につきましてもは周知をし、参加を促しているところで、今後は、県や関係機関で開催する研修の機会やその内容などについても情報を共有してまいりたいと考えているところでございます。

今後も引き続き、関係機関・団体等と連携を図りながら、犯罪被害者も含めた人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

10番（山城君） 今、担当課長より答弁をいただきました。まず、集会への参加者が75名、これが多いと見るか少ないと見るか、私としては人数だけにこだわらず、先ほど課長からもあったとおり、感想にもあったとおりですけれども、やはりいろんな人権課題があると、課長も今の全体の質問の中で少し触れられましたが、せっかく年に1回開催している町民集会ですので、いろいろな方に参加していただいて、多様性の時代でもありますので、いろんな考えを持っていただく、いろんな感想を持っていただくというのがすごい大事なんじゃないかなということだと思います。なので、この人権集会、犯罪被害者支援ということにこだわるわけではないですけれども、また時期が来た際には、ぜひそういう大きな集会で取り上げていただきたい、繰り返しの学習に努めていただきたいということは、改めて述べさせていただきます。

そして、新入社員人権同和教育研修会だとか企業内人権の関係も、課題の一つとして、まさにそのとおりだと思います。やはりこの犯罪被害者に特化した研修というのは、確かに難しいかもしれません。でも、今答弁にもあったとおり、課題の一つとしてしっかりと研修をしていただく。ちょっと私がその研修を聞ければいいんでしょうけれども、いつか聞く機会があれば聞いてみたいんですけれども、しっかりとこれもバージョンアップしていただいて、よりよい研修にしていきたいという、これも要望ですが、させていただきます。

そして、次ですね。この小規模の話は、やっぱりちょっとこれはもうちょっと進めてほしいなと思うことが1個あって、確かに例に挙げた区長、民生委員、そして町職員、これはあくまでも三つしか例示をしていませんけれども、それぞれの団体さん、もちろん町職員の方も決して余裕があるわけではないというのは失礼に当たるんですけども、ただ、そのスケジュールは、何とか確保する中で少しでも触れていただく。今も触れているのかもしれませんが、やっぱりこれからも触れていただく課題というか、できればちょっとテーマに挙げていただくことも必要ではないかと思います。

そして、町職員の方の研修に関して、課長から答弁がありました。情報共有という言葉をお使いになられましたけれども、町職員も結構やっぱり町の中で、仕事をしている最中は町役場にいるわけですけども、やっぱり土日とか休日は、地域の中にいらっしゃる場合があるわけですから、それだけじゃないですけども、やっぱり町の中でのキーマンの1人となることは間違いないわけで、ここはもうちょっと、今後勉強会、学習会を町としてやっていったらどうかなど。

もしくは、町長自らこれから制定するであろう、要は犯罪被害者支援条例の制定を準備している町とかに行行って話をするのもいいんじゃないかなとか、ちょっとこういろいろすみません、頭の中を駆け巡っている。ちょっと町長、その辺の職員への研修も含めて、これからどういふうに理解を進めていくかということも含めて、ちょっとご答弁いただけたらありがたいんですけども、いかがでしょうか。

企画政策課長（伊達君） 再質問として、町職員への研修ですとか勉強会というお話を頂戴しました。午前中の玉川議員さんのご質問の中で若干触れたところもあるんですけども、今回、犯罪被害者等の日常生活支援といった中の助成金、助成制度をやっていききたいというところに併せてですね、犯罪被害者等の方の窓口への対応マニュアルというものも併せて作成していきたいというお話をさせていただいたところであります。

そのマニュアルについては、これは当然職員に情報を共有しなければいけませんし、ある程度犯罪被害者という方への理解を深めるためのものも一緒に勉強しなければいけないということになるかと思います。そうした機会を利用してですね、そんな形のものは取ればということはあるところではあるんですけども、

10番（山城君） 再質問について、担当課長からご答弁をいただきました。マニュアルについては、午前中に同僚議員から質問をした中で答弁があったことですので、これからマニュアルについての勉強会というのは、確かにぜひとも必要ですし、犯罪自体は決して起きてはいけなものですし、だけれども起きてしまったときに、やはりしっかりと制度的な、いわゆるその支援の内容も含めて、当事者の方へ説明をしなければいけない、できなければいけない。それと併せてですね、心情の理解というところもやっぱり不可欠だと思うんですね。

例えば理屈だけ淡々と述べて、こういう制度ですよ、こういう制度ですよ、失礼いたしました。やはりその辺の人として、職員としてはもちろんなんですけれども、やはりその辺の寄り添った支援というの、より深めていかなければいけないということは、条例を制定した第1号の町としてというか、これはその部分も含めて真剣に取り組んでいただきたいということは、改めてこちらから要望ではないですけれども、私の気持ちとしては思います。

では、次の質問に移ります。次の質問ですが、子ども・子育て支援事業計画についてです。

この点については、一つだけ、イとして計画策定についてのみ質問をさせていただきます。

平成27年、2015年に1期5年となる坂城町子ども・子育て支援事業計画が策定され、そして、現在は第2期の計画が実行中です。ちなみに、この計画も来年度ですね、令和6年度で終了し、令和7年度、2025年度からは新しい計画、第3期計画がスタートいたします。

その計画がスタートする前ですね、町ではこの第3期計画の策定に向けてアンケート調査を実施しているということが、ホームページに書かれておりました。現在、第2期計画の中の計画書の中ですね。中の言葉に、「坂城の子は坂城で育てる」という言葉、これは同僚議員さんもよくおっしゃられるフレーズ、スローガンですけれども、切れ目のない支援による子育て環境のさらなる充実を目指すため、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定したというふうにあります。今回第3期計画をつくるにあたって、以下のことをお伺いいたします。

それが第3期子ども・子育て支援事業計画の策定方針、こちらとまた第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、この策定メンバー、これは第2期も記されておりましたが、このメンバーは替わるのかということです。メンバーと言っても、そのお名前が変わるということもあるかもしれませんが、どういった立場の方がいるのか。その立場の方も変わるのかということもお聞きできればと思います。

そして次ですが、第3期子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、アンケートを実施しているんですが、その内容ですね。主なもので構いません。あとはこれですね、アンケートの対象だとか、アンケートの回答期限だとか、そういったこともお聞きできればと思います。

また、これは後で詳細を述べていただくんですが、ちょっとアンケートの対象とならない学年の子どもがいらっしゃるんですね。その子どもたちもしくは世帯からの意見聴取はどうされているのか。

そして、この質問で最後ですが、その第3期の計画までのスケジュール、これについてどうなっているかお伺いをいたします。

町長（山村君） ただいま、山城議員さんから子ども・子育て支援事業計画についてのご質問がありました。ご質問にお答えする前に、子ども・子育てに関する施策、それに関係する少子化対策などにつきましては、非常に重要なテーマであると認識しておりまして、私も今年度、阿部知事を座長とする県の少子化・人口減少対策戦略検討会議に市長会の佐久市の柳田市長さん、

あるいは県の経営者協会の堀越副会長さん、また日本労働組合総連合会長野県連合会町田副部長さんといった方々と少人数ではありますが、議論をさせていただきました。

国において少子化対策が議論される中で、県と市町村が地域の関係者と連携して一層の取組を進めることや、今後長期にわたり継続する人口減少を前提とした社会づくりについて議論させていただいているところであります。

さて、子ども・子育て支援事業計画についてのご質問に順次お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、内閣総理大臣が定める基本指針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための指針となるもので、市町村が定めることとされております。

町では、平成27年度から5年間を計画期間とする第1期目の坂城町子ども・子育て支援事業計画に続き、令和元年度には令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期計画を策定する中で、様々な子ども・子育て施策を推進してきたところであります。この第2期計画の計画期間が来年度をもって終期となることから、来年度中に、令和11年度までのその先の5年間を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定することとしているところであります。

第3期計画の策定方針につきましては、来年度開催を予定している子ども・子育て会議にお諮りする中で策定を進めていく予定としておりますが、策定にあたりましては、今年度実施しているアンケート調査の結果を踏まえ、現在の第2期計画を検証するとともに、子どもや子育てを取り巻く社会的な動向や国の考え方も取り入れる中で、上位計画である第6次長期総合計画の趣旨も踏まえた計画としてまいりたいと考えております。

また、「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンとした第2期計画の基本理念を引き継ぎ、現状の課題を整理し、引き続き様々な子どもへの支援の在り方や、社会全体での子育て支援の取組などについて検討してまいりたいと考えております。

ご質問のありました第3期計画の策定メンバーにつきましては、子どもの保護者や、子ども・子育て支援に係る当事者の意見を広くお聞きするために子ども・子育て会議を設置し、計画について協議していただくこととしております。

この坂城町子ども・子育て会議の委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業関係者、学識経験者、関係団体の代表者などの方から20名程度を委嘱することとしております。

次に、計画策定に向けてのアンケート調査ですが、計画の策定にあたって、子どもの数や幼稚園、保育園、児童館などの施設利用に関する保護者の意向、子どもや保護者が置かれている環境などを踏まえて策定するため、ご質問にありましたとおり、今年度、アンケート調査を実

施しているところであります。

アンケート調査の内容といたしましては、まず、町内の未就学児童がいる世帯の保護者全員を対象として、お住まいの地区、兄弟関係などの家族状況、子育てに日常的に関わっている方や子育てについて相談できる人がいるかなど、子どもの育ちをめぐる環境をはじめ、保護者の就労状況、幼稚園や保育園、一時預かり事業の利用状況及び利用希望などを主にお聞きしております。

これに加えまして、町内の小学校1年生から3年生の児童がいる世帯に対しましては、児童館や習い事など、放課後等の居場所の現在の状況や今後の利用希望などについてもお聞きしているところであります。

なお、アンケート調査の方法につきましては、町内の保育園、幼稚園、小学校に通うお子さんにつきましては、それぞれの園や学校を通じて調査票を配布、回収させていただく形で行っており、そのほかのお子さんにつきましては調査票を郵送し、返送させていただく形で行っております。

また、それらのアンケートの対象とならない、小学4年生以上の子どもの意見聴取につきましては、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見を表明する機会の確保や、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見の尊重されることなどが規定された、昨年4月施行のこども基本法の趣旨を踏まえ、今回新たな取組として、小学校4年生から中学3年生の児童及び生徒を対象に、学校で配付した1人1台端末を活用したアンケート調査を実施しております。

アンケートの内容といたしましては、放課後の過ごし方や心配事などの相談先についてなどではありますが、子どもさん本人の生の声をお寄せいただける新たな方法として興味を持っているところであります。また、アンケートとしてお寄せいただいた回答は、その内容を集計、分析する中で、必要とされる事業について、できる限り第3期計画に反映してまいりたいと考えております。

続きまして、第3期計画策定までの今後のスケジュールについてであります。先ほどのアンケート調査の集計、分析を行い、幼稚園、保育園などの幼児期の教育・保育の利用や児童館や一時預かりといった地域子ども・子育て支援事業の利用の見込み及び確保方策の目標量を設定し、子育てに関する事業の推進計画と併せ、計画の骨子案を作成し、先ほど申し上げました子ども・子育て会議で協議していただいた上で成案とし、来年度末までに計画として公表したいと考えているところであります。

なお、計画策定の過程では、繰り返しになりますが、アンケートをはじめ、幅広く町民の方々や関係の方々の声をお聞きする中で、ニーズを的確に捉えた実効性のある計画にしていきたいと思いますと考えているところであります。

10番（山城君） ただいま、町長から2番の全ての質問のご答弁をいただきました。町長から

昨年6月のこども基本法について触れさせていただいたときに、やはり子どもからの意見聴取についての思いもお聞きしたわけであります。答弁の中にもアンケート調査の対象とならないご家庭については、タブレットですかね。そういったものを使いながらやっていく。しかも今回初めての取組ということで、どんなふうな回答、どんなふうにまとまっていくかというのは、興味深いですし、楽しみと言うのは失礼かもしれませんが、期待を持っております。

やはり子どもたちも教育の主体者の1人でありますので、そういったところからも、子ども・子育て支援ということなので、支援という名がつくわけで、なかなか子どもにアンケートを取るというのはどうなんだろうというご意見も、この一般質問をするに当たって言われたりだとか、考える機会がありましたが、やはり子どもに関連する計画ですので、なるべく全ての子どもと言われる年齢の人たちから意見を頂戴する機会を設けていただいていることは感謝というか、評価できるのかなと思います。

それで、ちょっと1点。策定メンバーのことについては、お名前まではもちろん伝えられないというのは承知の上でメンバーはどんなふうになるのかとお聞きしたわけですが、例えば上田市だったかな。あと他県でも、この計画、あくまでもいろいろ調べた中では、第2期計画、つまり今進行中の計画について他市町村でどんなふうに行っているかを見たんですね。そしたらいくつかの自治体で、上田市もそうでしたけれども、ホームページでこの計画、第2期計画ですね。それについてご意見をくださいと。いわゆる一般市民、町民に向けて意見募集をしているページがいくつかありました。

もちろん、いろいろな書き方をされているホームページもありました。ある自治体では、在学者を対象にしている。あるいは、ある自治体では、小中学生としている自治体もありました。そういった形で、広く一般市民、町民、あと在学者という書き方はすごい興味がありまして、高校生を対象にしているんでしょうね。なので、子ども計画ですので18歳までが対象になるということを考えれば、それもそうだなということも私は率直に思ったわけです。

つまり、そういった坂城町として、第3期計画にはもしかしたら間に合わないかもしれませんが。でも今後、ちょっとそれるかもしれませんが、やっぱりそういう広く意見を募集する機会を設けられないかということが一つ。

そして二つ目が、公募の委員というのも設けてもいいのではないかと思います。坂城町はいろいろな審議会とか、町民が委員さんとなる機会があると思うんですが、その公募もできないのかなというのが率直な疑問として思ったわけですが、その二つ。ホームページ等で意見の募集ができないかということと、公募の委員というのを設けられないかということも併せて再質問をいたします。

子ども支援室長（橋本君） 計画策定に対しまして広く意見を取る、また計画策定の委員を公募することは考えていないかとの再質問にお答えをいたします。

子ども・子育て支援事業計画を策定する際には、関係者の方のいろいろなご意見をお聞きすること、また、審議会等を設置している場合には、その意見を聞かなければならないとされていることから、先ほどの答弁にもありましたように、町子ども・子育て会議を設置し、学識経験者をはじめ、子どもの保護者や子ども・子育て支援に係るまさに子どもの当事者の意見をそれぞれの視点から広くお聞きをしていることとしております。

その委員の公募につきましては、現時点では考えておりませんが、引き続き様々な方々の意見が計画に反映され、より実効性のある計画となるよう、意見聴取などの方法につきましては、今後他の自治体などの方策などを見ながら研究していきたいと考えております。

10番（山城君） 再質問について、担当課からご答弁をいただきました。なかなか公募を設けるというのはなかなかハードルが高いなとは思いますが、やはりメンバーがある意味増えるわけですし、単純にどういったメンバーで議論をするかというところまで関わる話ですので、答弁はおおむね予想できたわけですが、県と比較しては何ですが、例えば県に関して言うと、私も県の事業に関わっていた者として、かなりの計画だとか、計画数が町とは全然違いますので、委員を公募するパターンが多いんですよね。単純比較なので、理解不足があったら申し訳ないですが、どんどん坂城町としても、ここに関係することはこの関係者だけではないけれども、その幅広くと言いながら、ある種決められた方々だけで議論するのではなく、関心のある方を委員に入れて、どんなふうになっていくんだろうというのも、これから町として議論していかなければ、私も若い高校生だとか大学生と意見するときに、なかなかそういう意見なんかないというのは言うんですよ。だからやっぱり公募するという意味は、結果的にゼロ。子ども・子育て支援事業計画についても、アンケート募集をしたけれどもゼロだったということが実はありました。でも、ゼロという回答が出たことが大事で、やっぱりみんなに聞いているんですよという姿勢は、これからの自治体はすごい問われていると思うんです。それがちょっとどうしても伝えたくてこの質問をしたと言っても過言ではないんですね。なので、そこは改めて、この計画に限らず、町としても考えていっていただきたいというのは、要望ではなく提案として述べさせていただきます。

そして、この質問として簡単にまとめますけれど、コロナも昨年法律の改正があってインフルエンザと同じになったと。そして21世紀になって20年以上経過して、時代も令和になって、いろんな考え方があるということを先ほど申し上げましたが、やっぱり考え方をシフトチェンジだとかバージョンアップだとか、グレードアップだとかいろいろ言う方がいますけれども、そういうふうに町も進化していかなければ、昔がこうだったからだとか、以前がこうだったからだとかというのは、参考にはなるけれども、それにがんじがらめになってはいけないと思っています。

ちょっと私も、なかなか話合いの中で難しい場面がいくつかあって苦労することがあるんで

すけれども、町としても、先ほど同僚議員からもいろいろ町へ提案がありましたが、いい町にするために、いいものは残しつつ、そうでないものは改めていくということも、やっぱりこれから町はしていかないと、今いる１０代、２０代がやっぱりちょっと厳しめな意見を言っているというのは、耳が痛いのは私もそうですけれども、それをしっかり町としても取り組んでいていただきたいという若干蛇足になりましたけれども、それを伝えまして、今回の一般質問は終わりにします。以上です。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、１１日午前１０時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 ２時５１分）

3月11日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名

1番議員	滝 沢 幸 映 君	9番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	関 貞 巳 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
財 政 係 長 補 佐	竹 内 優 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	
保健センター所長	
子 ども 支 援 室 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 健康寿命の延伸についてほか | 塚 田 舞 議員 |
| (2) 防災・減災対策についてほか | 中 村 忠 靖 議員 |
| (3) 胃がんの原因ピロリ菌についてほか | 中 嶋 登 議員 |
| (4) 防災・減災についてほか | 祢 津 明 子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、3番 塚田 舞さんの質問を許します。

3番（塚田さん） おはようございます。一般質問に入る前に、本日は東日本大震災から13年という節目にあたり、一言申し上げたいと思います。あの日、多くの人命が奪われ、壊滅的な被害を受けました。3.11の記憶を、悲劇を風化せず、未来へ教訓をつなぎたいという強い願いは様々な形で続けられています。また、私たちの心の中にもあります。

岩手県陸前高田市では、津波到達地点沿いに2,213本の桜を植樹する、津波の記憶を桜に託す活動が実施されています。これは津波の到達ラインを桜並木で示し、後世に災害の記憶を伝えるとともに、復興のシンボルとする壮大なプロジェクトです。行政だけでなく、地元企業やボランティア団体も協力し、植樹や苗木の育成、イベント開催など、様々な形で活動に参加されています。これから桜の季節を迎えます。この桜並木が復興のシンボルとして、また平和の象徴となることを願ってやみません。それでは、通告に従い一般質問を行います。

1. 健康寿命の延伸について

2000年代以降、日本は急速な高齢化社会を迎えており、社会保障制度への負担の増加、労働力不足、地域社会の低下、医療・福祉サービスの需要増加など、その深刻さが暮らしの中で実感されています。2025年には団塊の世代が全て75歳以上となり、超高齢化社会に入ります。現在、日本の65歳以上の人口は3,624万人、総人口に占める割合は29%に達し、3割に迫っています。これは4人に1人が高齢者であることを意味します。

2023年度版内閣府高齢社会白書によると、2065年には平均寿命が男性84.95歳、

女性91.35歳に達し、3人に1人が90歳以上となる見込みです。男女ともに過去最高を更新し、人生100年時代が現実のものとなりつつあります。WHOが発表している世界の平均寿命に関するデータによると、日本は世界平均寿命ランキングで男性81.5歳、女性86.9歳と男女ともに1位を獲得しており、世界一の長寿命国です。

平均寿命とは、0歳児が生まれた時点で、平均的にあと何年生きられるかを示す指標です。日本が世界一の長寿命国になった理由には、医療体制の充実、健康的な食生活、生活習慣の改善などが挙げられています。寿命が長いということは、健康で自立した生活を長く続けられるという意味で、よいことと言えます。

しかし、一方で健康寿命と平均寿命の差が大きいという課題があります。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活に制限なく過ごせる期間を示す指標です。これは単に長生きすることだけでなく、健康で自立した生活を送ることを重視した概念です。WHOが2000年に提唱した新しい指標で、単なる寿命の指標ではなく、健康状態と生活機能に着目することで、高齢者の健康と社会参加を促進することを目的としています。WHOが発表した世界保健統計2023年度版では、日本人の健康寿命は、男性で72.6歳、女性で75.5歳と、健康寿命も男女ともに世界第1位となっています。

そこで注目すべきなのは、平均寿命と健康寿命の差です。平均寿命と健康寿命には、男性で8.9年、女性で11.4年の差があり、日常生活に制限のある期間が男性では約9年、女性では約11年にわたり、健康上で何かしら問題を抱えながら日常生活を送っていることになり、今後平均寿命が年々長くなっている現在、平均寿命と健康寿命の差がさらに大きくなることが懸念されています。

高齢化社会の進展は、社会保障制度への負担増加や労働力人口の減少など、様々な課題を生み出しています。中でも、健康寿命の延伸は、これらの課題を克服し持続可能な社会を実現するために不可欠な取組です。健康寿命を延伸することで、高齢者のQOL、生活の質向上、医療・介護費の抑制、社会参加の促進、労働力人口の確保など、様々なメリットが期待できます。

また、健康寿命を延伸するためには、バランスのよい食生活、適度な運動、十分な睡眠などの生活習慣の改善、定期的な健康診断や予防接種の実施、ストレスマネジメント、医療・介護サービスの充実、バリアフリー化の推進、高齢者向けの健康情報提供、高齢者が社会参加できる機会の創出など、様々な取組が必要だと考えます。

そこで、イ. 健康寿命の延伸に向けた取り組みについて、5点お尋ねします。

町では、高齢者が生きがいを持って生活できる地域づくりを進めるとともに、医療・介護、生活支援などのサービスの充実、施設設備など、総合的な高齢者福祉の推進を図っていますが、一つ目として、坂城町の男女の平均寿命は。

二つ目として、長野県の男女の平均寿命と健康寿命と、その差は。

三つ目として、平均寿命と健康寿命の差をいかに縮めるか、健康寿命をいかに伸ばすかが重要とされていますが、健康寿命延伸に向けた取組の現状は。

四つ目として、フレイル予防教室、高齢者の食生活の改善、高齢者の口腔ケアなどの状況は。

そして五つ目として、高齢者が健康や生きがいを生み出し、それがさらなる活動につながり、コミュニティづくりにも貢献するという健康の好循環を創出するためには、個人の健康意識を高めることが重要です。町では、様々な取組が行われていますが、個人での健康意識を高めるための啓発は、また、教室等の参加者増加に向けての考えはについてお聞きします。

以上の5点について、ご答弁をお願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 1. 健康寿命の延伸についてのご質問に順次お答えいたします。

日本は、世界の中でも健康寿命や平均寿命が長く、厚生労働省が掲げる健康寿命延伸プランでは、国民の誰もがより長く元気に活躍でき、全ての世代が安心できる全世代型社会保障の実現のため、高齢者をはじめ意欲のある方々が多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、その前提として予防と健康づくりの強化を図り、2040年までに健康寿命を男女ともに2016年と比べて3年以上延伸して75歳以上とすることを目指しています。

公表される平均寿命については、全国市町村や都道府県の男女別に、5年ごとの国勢調査による人口と前後3年間の人口動態統計を基に作成されるもので、令和2年度国勢調査の結果に基づき算出された坂城町の平均寿命は、男性が82.4歳、女性が88歳となっております。

続いて、長野県の平均寿命につきましては、同じく令和2年度国勢調査による数字となりますが、男性82.7歳、女性88.2歳となっております。健康寿命の算定については、厚生労働省が3年ごとに実施する国民生活基礎調査、日常生活に制限のない期間の平均と人口動態調査を基に算出しているもので、直近では令和元年度の数字で、男性72.55歳、女性74.99歳という状況であります。

長野県の平均寿命と健康寿命の差でございますが、男性では10.15歳、女性では13.21歳で、健康寿命が短く、10年以上の差が生じている状況でございます。

このように、平均寿命が長くても健康寿命との差が大きくなると、介護が必要な期間が長くなったり、生活の質が低下し、医療費や介護給付費など社会保障の負担も大きくなることが懸念されます。

これらの差を縮めるための健康寿命延伸に向けた取組といたしましては、高齢者の方が感じる物忘れなどについて、認知機能が低下しないための認知症予防のための体づくり講座の開催や、75歳以上の方の生活習慣病重症化予防として、高血糖、高血圧の重なりのある方を対象に訪問指導や学習会を開催しております。

また、健康を損なう要因とされる生活習慣病について、その発症に気づかなかつたり、放置することによって重症化が進んでしまうなど要介護状態になりやすいことや、乳幼児期からの

健やかな生活習慣形成として、乳幼児健診等の際に生活リズムの重要性や授乳、離乳食、幼児食の指導を行っております。

このほかにも、夏休み期間に児童館において、食育教室としてバランス食実現や適切な食事量・減塩を実践し、小学5年生、中学2年生を対象に実施する生活習慣病予防健診の結果に応じて、ハイリスク者や希望者には保健師・栄養士による相談会を実施しております。

加えて、19歳から受診できる一般健診や40歳以上の国保加入者の特定健診受診者には、血液等の健診結果と食事量や内容、食事時間などが生活と体に与える影響について、結果報告会でわかりやすく説明すると同時に、数値が基準値を外れる方に対しては、継続した介入による特定保健指導等の取組も行っているところです。

続きまして、フレイル予防教室、高齢者の食生活の改善の状況についてでございますが、フレイルになりやすい要因には、加齢に伴う筋力や消化能力の低下などが考えられるため、ストレッチやヨガ教室をはじめ、理学療法士の指導による介護予防体操を実施し、体力の維持・向上に努めているところです。

健康寿命の延伸につきましては、介護予防に向けた運動ばかりでなく、様々なレクリエーション活動を行ういきがい広場は、家に閉じ籠もりがちな高齢者の方にも参加を促し、趣味の活動や季節の行事を通じて参加者同士が交流を楽しむ場となっており、多くの皆さんにご利用いただいております。

高齢者の食生活に関しましては、消化のよい食べ物と適切な栄養、調理方法などの食生活情報等を提供し、低栄養の改善等フレイル対策にもつながっております。

また、高齢者の口腔ケアにつきましては、口の中を清潔にするだけでなく、歯や口の疾患を予防し、口腔機能を維持することにあるため、地域グループなどに歯科衛生士を派遣し、ご自分で日々の習慣を振り返っていただく機会となっているところです。

ご質問にありますように、健康意識を高めるために一人一人が健康に関心を持ち、ご自身の健康状態を把握した上での取組が重要でありますので、自主的に活動するグループや団体からの要望により実施している出前講座が各地域で普及するような働きかけや、広報等で健診の必要性を周知してまいりたいと考えております。

今後、高齢者の方などを対象とした教室につきましては、介護予防、認知症予防のほか、全ての人の健康づくりとして、より多くの方が参加できるよう、健康に身近なテーマや関心のある内容を検討し、参加しやすい日時や会場の設定を行うなど、引き続き皆さんの声をお聞きし、実施してまいりたいと考えております。

3番（塚田さん） ありがとうございます。健康寿命を延ばし、高齢者が社会に積極的に参加することは、個人の幸福度向上だけでなく、地域全体の活性化にもつながります。高齢者が健康や生きがいを生み出し、それがさらなる行動につながり、コミュニティづくりにも貢献でき

るという健康の好循環を創出することで、誰もが安心して暮らせる、活力ある地域社会を実現することを期待して、次の質問に移ります。

２．持続可能な町づくりについて。

近年、地球温暖化の影響による異常気象や、それに伴う災害が世界各地で頻発しており、日本においても、数十年に一度と言われる災害が毎年のように発生する異常事態が続いています。特に令和元年東日本台風は、千曲川の堤防が決壊、多くの家屋が浸水するなど、県民生活や経済活動に深刻な被害をもたらしました。この台風は、地球温暖化の影響を受け大気中の水蒸気量が増加し、降水量が約１４％増加していたと推定されています。

こうした地球温暖化に起因する異常気象や気象災害は、世界各地でも頻発しており、気象変動は、今や人類共通の課題となっています。このまま何も対策を講じなければ、さらに被害が拡大する可能性が高いことから、国際社会全体で温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があるという認識が高まっています。

１．７６度、この数字は昨年夏、日本の平均気温が例年と比べて１．７６度高かったという数字です。昨年夏は、全国各地で記録的な猛暑となりました。４０度を超える猛暑日が観測され、熱中症による死者・搬送者数は、過去最多を更新しました。また、気温の上昇は、大型で強い台風が相次いで日本を襲い、各地で洪水や土砂災害が発生しました。そして冬は、日本海側を中心に記録的な大雪となり、交通機関の乱れや停電などが発生し、生活に大きな影響を与えました。１．７６度は、一見するとぴんと来ないかもしれませんが、決して小さな変化ではなく、私たちの生活の基盤を支える自然環境に様々な影響を与えています。

２０１５年に採択されたパリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて２度より十分低く保ち、１．５度（同日「１．５度」に訂正あり）に抑える努力をすることが目標として掲げられ、この目標達成のためには、各国の温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要があるとされています。

温暖化は、人間活動による化石燃料の大量消費が主な原因と考えられていることから、地球温暖化を抑制するためには、化石燃料への依存度を減らし、再生可能エネルギーへの転換を進めることが重要です。また、エネルギー効率の向上や森林保護などの取組も必要となります。

この気候危機とも言える非常事態を突破するキーワードが２０５０年カーボンニュートラルです。２０５０年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることで、世界各地における海面上昇や気象災害で生命の危機に直面する人口を大きく減らすことができるとされています。

また、世界各国では、新型コロナウイルス感染症からの復興を持続可能な社会への転換のチャンスと捉え、世界中でグリーンリカバリーという考えが広がっており、再生可能エネルギーの導入促進、エネルギー効率の向上、グリーンなインフラ整備など、様々な分野での取組が進んでいます。

2011年3月11日、東日本大震災が発生し、それに続く原子力発電所の事故により、日本のエネルギー需給が深刻な状況に陥りました。このとき電力供給が逼迫し、国はエネルギー政策の再検討を余儀なくされました。この危機的な状況を受けて、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー技術への関心が高まりました。これらの技術は近年急速に発展し、そのコストも低下しています。その結果、脱炭素社会への移行が現実的なものとして認識されるようになりました。

また、多くの企業が環境への配慮や社会的な責任を果たすために、温室効果ガスの排出削減目標を設定しています。企業の脱炭素化の取組は、サプライチェーン全体に影響を与えるため、社会全体の脱炭素化を加速させる効果があるとされています。

長野県においては、全国に先駆けて2019年に長野県SDGs推進企業登録制度を創設し、SDGs先進県です。これはSDGs（持続可能な開発目標）の達成に積極的に取り組む県内企業等を登録し、その活動を支援、PRすることを目的とした制度であり、現在2,229社が登録され、登録企業は、製造業、サービス業、卸売小売業など、様々な業種にわたり、そのうち坂城町では15社が登録されています。

また、長野県は、都道府県で初めて気候非常事態を宣言した県として、2021年3月に長野県ゼロカーボン戦略が策定され、2050年ゼロカーボン実現に向けた基本的な方針と具体的な施策がまとめられました。この戦略では、社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくりが基本目標とされ、二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を2030年度6割減、2050年度ゼロを目指すことが数値目標とされています。

再生可能エネルギー生産量については、2010年度と比較して2030年度までに2倍増し、2050年度までに3倍増しを目指す。最終エネルギー消費量については、2010年度と比較して2030年度までに4割減、2050年度までに7割減を目指す。また、分野別の施策として、交通、建物、産業、再生可能エネルギー、吸収・適応、学び行動と六つの分野で施策が掲げられ、ゼロカーボンに向けた様々な取組が進められています。

そこで、イ．ゼロカーボンの推進に向けた取り組みについて、3点お尋ねします。

町でも、2050年カーボンニュートラルを目指して様々な取組を進めていますが、目標達成に向けた取組について。

一つ目として、公共施設における省エネルギー化や太陽光発電などの導入状況は。

二つ目として、坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金の過去3年間の助成実績は。

三つ目として、2022年2月14日、当町を含む長野地域連携中枢都市圏9市町村では、各自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、脱炭素事業を共同で創出・実施し、圏域全体で脱炭素化を推進するため、共同で2050年ゼロカーボン宣言が発出されました。

地球温暖化の影響から住民を守り、将来にわたり持続可能な地球環境を次の世代に残すために、住民、事業者、自治体が一丸となって脱炭素に向けた意識を共有し行動できるよう、町ではこれまでも続けてきた数々の施策を推進するとともに、長野地域でスクラムを組み取り組むとありますが、長野地域連携中枢都市圏 2050 年ゼロカーボン宣言に基づいた取組の状況についてお聞きします。

次に、ロ. テクノセンター ZEB 化について。ZEB 化とは、建物エネルギー消費量を実質ゼロにする取組です。ZEB とは、Net Zero Energy Building の略で、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロになることを目標とする建物のことです。

一次エネルギーとは、石油、石炭、天然ガスなどのエネルギーを採取・加工する段階で消費されるエネルギーを含めたエネルギーの総量です。ZEB 化を実現するためには、断熱性能の向上、省エネルギー設備の導入、太陽光発電などの再生エネルギーの導入など、様々な技術を組み合わせて活用する必要があります。

新築される建物であれば、太陽光発電システムを搭載し高断熱材を使用することで、ZEB Ready 相当以上の省エネルギー性能を実現することができます。オフィスビルでは、LED 照明に交換し、BEMS (Building Energy Management System) を導入することで、エネルギー使用量を大幅に削減することができます。建築物からのエネルギー消費は、日本の温室効果ガス排出量の約 4 割を占めており、地球温暖化対策における重要な課題となっています。

ZEB は、建物におけるエネルギー消費量を大幅に削減することで地球温暖化対策に大きく貢献するとされ、具体的には、2050 年までに建築物部門全体でネット・ゼロ・エネルギーを実現することで、日本の温室効果ガス排出量を約 20% 削減できると推定されています。

2021 年 10 月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2030 年度に温室効果ガス排出量を 2013 年度比 46% 削減するという中期目標と部門別内訳が示されており、業務部門、事務所ビル、商業施設などの建物においては、エネルギー起源、CO₂ 排出量を同年度比 51% 削減するといった厳しい目標が設定されています。ZEB 化は、地球温暖化対策、エネルギー、安全保障、経済活性化などの観点から重要性が高まっています。そこで 3 点お尋ねします。

1 点目として、テクノセンターを ZEB 化する目的は。

二つ目として施設改修の目的は。

三つ目として、期待される効果はの 3 点についてお聞きします。

次に、ハ. 今後の取り組みについて。

ゼロカーボン社会の実現には、町民一人一人の意識と行動が不可欠です。ゼロカーボンを推進していくために、町民への意識開発はどのように行っていくのかお聞きします。

以上の点について、ご答弁をお願いします。

議長（滝沢君） 塚田議員にちょっと1点確認でございますが、先ほど、質問の中で世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて1.5度に抑える努力をということで発言されました。これは1.5度でよろしいですか。

3番（塚田さん） 1.5度です。

議長（滝沢君） では、1.5度ということで修正ということでよろしいですか。

3番（塚田さん） お願いします。

町長（山村君） ただいま塚田議員さんから持続可能な町づくりについてのご質問を非常に丁寧に整理していただいて、ご質問いただきました。私からは、ロのテクノセンターZEB化についてと、ハの今後の取り組みについてお答え申し上げまして、イのゼロカーボンの推進に向けた取り組みについては、担当課長から答弁いたします。

まず近年、地球規模での気温上昇による災害の頻発化、激甚化が問題視される中、2015年、国際連合において持続可能な開発のための2030アジェンダと、その17の持続可能な開発目標（SDGs）が採択されるとともに、国連気候変動枠組条約締結国会議、これはCOP、において採択されました温室効果ガス排出削減等のための協定が発効され、持続可能な地球環境を維持するため、全世界において、2050年ゼロカーボンを目指す動きが高まっております。

当町におきましては、かねてより再生可能エネルギーの導入推進やごみの排出抑制、緑化の推進などの取組も含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めておりましたが、その効果をより高めるため、バイオマスの利活用推進や再生可能エネルギー設備等の普及促進など、脱炭素に資する事業で複数連携をしてきた長野圏域において、2050年ゼロカーボンを目指す包括的な共同宣言を令和4年の2月に行ったところであります。

また、令和3年の「さかきものづくり展2021」におきましては、町内企業が既に脱炭素社会に向け製造過程や新たな製品の開発など独自の努力や取組を進めていることが報告されるとともに、さかきテクノセンター、町商工会、テクノハート坂城協同組合により、「環境にやさしいモノづくり共同メッセージ」が発出され、町内企業も含めた脱炭素社会を目指す機運が高まったところであります。

さて、ご質問の坂城テクノセンターZEB化についてであります。このようなゼロカーボン達成に向けた動きの中、本年、開館から30周年を迎える公益財団法人さかきテクノセンターにおきまして、この30周年を記念すると同時に、次の30年を見据え、2050ゼロカーボン達成に寄与するための坂城テクノセンターZEB化事業の着手に向けた準備が進められております。

塚田議員さんからもご説明がありましたとおり、ZEBとは、Zero Energy B

u i l d i n g の頭文字を取ったもので、快適な室内環境を維持しながら、建物で消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した業務用の建物のことであり、2050ゼロカーボンの達成に向けた重要な手段として注目されているところであります。

また、このZEBには段階があり、省エネと発電、これは創エネであります。これを組み合わせ、エネルギー消費を正味ゼロまで達成できたものがZEBと定義される一方で、その前段階で、標準エネルギー消費の25%以下までの削減が達成できたものをNearl y ZEB、また、省エネのみで50%以下までの削減であればZEB R e a d yと定義されております。

さかきテクノセンターでは、令和6年度に、国の補助金を得ながら、まずはNearl y ZEB、つまり25%以下までの削減から着手することを予定しており、このために必要な設備導入、施設改修の計画が進められているところであります。

このテクノセンターZEB化事業の目的としましては、ものづくりのまち坂城の中核施設である坂城テクノセンター建物のZEB化を実践し、その実証データやノウハウを町内企業と共有することで、企業も含めた地域全体のゼロカーボン化を先導的に推進することと伺っております。

このような目的の下、坂城テクノセンターにおける施設改修の内容であります。大きく分けて四つあります。

一つ目は、太陽光発電設備、蓄電池、コージェネレーション発電設備の導入といった創エネによるエネルギーの自家消費化であります。

二つ目は、現状の灯油を使用した冷暖房設備を、電力使用の高効率な空調設備（ビルマルチエアコン）に更新すること。

三つ目として、BEMS（B u i l d i n g E n e r g y M a n a g e m e n t S y s t e m）を導入し、エネルギー消費のデータ収集と需要予測などから、創エネ設備、エネルギー使用設備をコントロールすることで、エネルギーの効率的な利用を実践すること。

四つ目として、建物の窓ガラスや天井の断熱化による建物の省エネ性能の向上であります。

これらの設備導入・改修により、50%以上の省エネと、25%以上の創エネにより、正味75%以上のエネルギー消費削減を実践し、Nearl y ZEBを達成するというものであります。

ZEB化により期待される効果といたしましては、まず一義的には、光熱費の大幅削減と併せてCO₂排出量の大幅削減が見込まれるところでありますが、坂城テクノセンターZEB化事業の主眼は、単に建物単体でのCO₂削減効果にとどまらず、企業を含めた地域全体への脱炭素意識の浸透と波及、そして企業のゼロカーボン化実践支援による地域全体のゼロカーボン化であります。

町といたしましても、「ものづくりのまちのゼロカーボン化」に向かうフラッグシップとして、地域全体を盛り上げていくことを大いに期待するところであり、本議会に上程いたしております令和6年度予算案に、このテクノセンターZEB化改修に必要な費用の一部を支援する補助金の計上を行っているところであります。

次に、今後の取り組みについてであります。町では、長期総合計画第4章第6節において、再生可能エネルギーなど新たなエネルギーの導入推進、省エネルギーの推進、二酸化炭素排出削減の推進といった三つの項目を位置づけており、エネルギーに関する取組だけでなく、ごみの減量化や人や社会・環境に配慮した消費行動、エシカル消費の啓発、利便性の高い地域公共交通の整備などの取組による温室効果ガスの排出抑制、また、松くい虫対策による松林の保全や緑化推進のための苗木の配布、植育樹祭による森林保全の普及活動など、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO₂吸収量の拡大など多岐にわたる取組を実施しているところであります。

今後も、二酸化炭素排出量の抑制と同時に、吸収量を高めることで2050年までに排出量の実質ゼロを目指し、国や県の動向、社会情勢などを的確に捉えた取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、ゼロカーボンを推進していくために、町民への意識啓発はどのように行っていくのかとのご質問であります。これまでも住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金を活用して設置された設備による発電容量等の実績を町ホームページや「広報さかき」でお知らせしているほか、町の公共施設において発電される太陽光発電の発電量や、省エネ、クールシェアについても町ホームページで紹介するなど、町民の皆様が脱炭素の取組を身近な事例として感じていただけるような情報の発信に努めているところでもあります。

そのほか、個人向け以外にも、クリーンエネルギー化・省エネルギー化を推進する国・県等の支援情報を町ホームページに掲載するとともに、さかきテクノセンターと協力し、町内企業の皆様にご利用いただけるタイムリーな支援事業の情報提供などを行っており、今後も官民が協力してゼロカーボンに向けた取組が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、町内の民間事業所も含めた脱炭素社会を目指す機運が高まる中、この機会を逸することなく、継続してゼロカーボンにつながる多面的な取組の情報を適切にお伝えしてまいりたいと考えております。

企画政策課長（伊達君） 2. 持続可能な町づくりについて、私からは、イのゼロカーボンの推進に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、公共施設における省エネルギー化や太陽光発電などの導入状況といたしまして、町では、これまで平成17年度の南条保育園を皮切りに、21年度は食育・学校給食センター、24年度は村上小学校、27年度は南条小学校、29年度は役場庁舎、そして令和3年度は坂

城小学校にそれぞれ太陽光発電設備を整備し、再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいりました。

さらに、文化センターにも、現在施工中の耐震補強・大規模改修工事において、太陽光発電設備の整備を行っているところであり、びんぐし湯さん館につきましても、設備の整備に係る経費を来年度当初予算案に計上させていただいたところでございます。

また、再生可能エネルギーの導入以外にも、役場庁舎には平成21年度に電力モニターを設置し、ピークカットなどの省エネに努めるとともに、25年度には、木材が吸収したCO₂量とその木材を燃焼させたときのCO₂排出量が等価とされるバイオマスボイラーを整備したほか、30年度には庁用車に電気自動車を導入し、役場に整備した太陽光発電パネルで発電した電気により充電をし、運用しているところであります。

そのほか、庁舎内の照明のLED化や、低燃費の公用車への買換え、省エネの空調機器への更新などを順次行うとともに、クールビズやウォームビズ、節電など職員のソフト面での対応も図ってきたところでございます。

次に、再生可能エネルギーの積極的な活用と環境に優しいまちづくりを推進するため、住宅用スマートエネルギー設備の設置に要する経費に対し補助金を交付する坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金につきましては、平成22年度から、まずは住宅用太陽光発電システムの設置について支援をしてまいりました。

その後、平成27年度には、省エネに資する蓄電池やホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS）など、スマートエネルギー設備として支援する機器の対象範囲を広げ、さらに今年度は住宅用太陽光発電システムの設置に係る限度額を拡充したほか、新たに電気自動車等充給電設備（V2H）を対象機器に加えるなど、技術の進歩に合わせた対応を行ってまいりました。

そうした中、過去3年間の補助実績といたしましては、令和2年度は、太陽光発電システムが20件、蓄電池27件、HEMS11件で730万7千円、3年度は、太陽光発電システム25件、蓄電池19件、HEMS9件で585万3千円、4年度は、太陽光発電システム33件、蓄電池27件、HEMS8件で792万7千円でありました。

続いて、長野市を中心とした、当町を含む9市町村で構成される長野地域連携中枢都市圏が連携して取り組む事業のうち、共同で行った「2050年ゼロカーボン宣言」に基づいた取組は、脱炭素化推進連携創出事業として、中心市である長野市が策定した「長野地域スクラムビジョン」に計画として記載され、再生可能エネルギーの活用や低炭素・資源循環型社会の形成などに向け、持続可能な生活環境を維持・形成する取組を行うものとしております。

この事業の実施状況といたしましては、各市町村における取組状況について情報共有・意見交換を行う担当者会議や合同での研修会などを通じ、圏域全体としての知見を高めるとともに、

剪定枝等を処分したい農家と、まきとして取得したい個人とを圏域内でマッチングし、不要な焼却処分を抑え、まきストーブを推進する果樹剪定枝・薪ストーブ活用推進事業などが実施されており、当町でも令和4年に8名、5年度も2月末現在8名の方が利用されています。

また、圏域のビジョンに位置づけられた事業の概要としましては、再生可能エネルギーや省エネルギーに係る設備について、各地域の特色を生かして調査研究を重ねつつ、圏域で連携して導入推進を図ることとしており、晴天率が高いなど太陽光発電に適している当町において実施している住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金や、豊富な水源を持つ自治体での小水力発電設備の導入なども、圏域での脱炭素化を推進する事業の一つとしているところであります。

そのほか、圏域のスケールメリットを生かした事業がさらに展開できるよう検討が進められており、具体的な内容や時期につきましては、連携市町村の中で調整を図り、実施のスケジュールが明確になった段階で、町民の皆様にも広くご案内してまいりたいと考えているところでございます。

3番（塚田さん） ありがとうございます。近年、地球規模の課題である地球温暖化や資源の枯渇に加えて、人口減少や高齢化といった地域課題がますます顕著になっています。こうした課題を解決し、持続可能な社会を実現するために、環境、経済、社会の三つの側面においてバランスを保ちながら、未来世代に豊かな生活環境を引き継ぐまちづくりが重要となります。この取組は、単に環境負荷を減らすだけでなく、住民の幸福度や地域の活性・向上にも貢献します。地域全体で取り組む持続可能なまちづくりが進むことを期待して、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時45分～再開 午前10時55分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖君の質問を許します。

7番（中村君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

初めに、元日に発生しました能登半島地震では、マグニチュード7.6、最大震度7を記録、この大地震により、石川県輪島市、珠洲市ほか近隣の多くの市町村が被災し、多数の家屋が焼失、倒壊しました。翌日、羽田空港においては、被災地支援に向かおうと待機していた海上保安庁の輸送機と日本航空機が衝突、炎上するという大事故が起きました。まさに連続した天災、人災に息をのむ思いでした。また、本日は、東日本大震災から13年目にもあたります。お亡くなりになりました皆様のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興・復旧を祈念し、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

そうした中、千曲坂城消防本部からの救助支援活動、並びに坂城町職員皆様による被災罹災証明の発行事務活動に対し、敬意と感謝を申し上げます。

今回の一般質問では、3点質問させていただきます。1点目は、防災・減災対策について、2点目は、農地の有効活用について、3点目は、坂城駅周辺の活性化について、順次行います。

まず、1点目の防災・減災対策についてです。

防災・減災対策について。近年は、能登半島地震があったように毎年災害が発生しており、地震災害はいつ起こるか予測できない、また、いつ起きてもおかしくない状況にあります。そのため、その対策・準備がますます重要となってきております。今回、地震などの防災対策上の教訓として、何点かの指摘がありました。一つ目に耐震化の大切さが挙げられます。多くの瓦屋根の古い木造住宅が倒壊する一方、比較的新しい家屋は倒壊を免れていた。古い建物の耐震調査・補強を進めるべきと考えます。

二つ目に、家具などの固定の必要性です。家が無事でも家具や家電の壊れている家がたくさんあったとのこと。けがを防ぐためにも、家具などの転倒・落下防止対策が重要となります。一方、地震による災害だけでなく、長野県でも2019年に起こった台風19号の豪雨災害による千曲川の一部決壊は記憶に新しいところです。

この災害で千曲川上流の佐久地方では、10月12日に日降雨量が300から400ミリの豪雨となり、中流の立ヶ花観測所では、穂保地区は70メートルにわたり堤防が決壊して、氾濫水が堤内地に流れ込み、住宅が流失や全壊する被害が発生。長野市北部の浸水面積は約934ヘクタールに及び、2メートル以上の洪水浸水想定区域とほぼ一致し、全壊1,034棟、大規模半壊285棟、半壊360棟、一部損壊292棟の計1,971棟に達しました。翌日13日、3時20分に過去最高の12.46メートルの水位を観測した。このほか、千曲川沿線の坂城町、千曲市ほかでも床上・床下浸水などの被害が発生。

この台風19号災害で私の豊野地区の友人宅も被災しました。状況が収まるのを待ち、友人数人と被災した友人宅に、ボランティアで数日間、後片づけ作業に入りました。友人宅は豊野支所のすぐ近くにあり、過去の浸水災害も考慮し、道路から基礎部分を1メートル上げて建てられていました。それでも千曲川の堤防の一部決壊という想定以上の状況で、1階部分の天井近く、地盤面から約3メートル近くまで水位が到達。数日間、泥出しや倒壊した災害ごみの処理・搬出作業を行いました。

また、昨年8月の坂城町の豪雨では、役場付近の水路で一部越水し、周辺家屋への床上・床下浸水なども発生しております。

他方、例年防災の日前後に行われている各地区の防災訓練ですが、通常、午前中に実施されているところが大半であると思います。しかし、実際の災害はいつ起こるかわかりません。阪神・淡路大震災のように冬の朝早い時間帯であったり、また東日本大震災、能登半島地震では

夕方であったり、さらに熊本の地震災害は夜半の時間帯に発生しました。このような状況から、いつ起こっても対応できるような防災訓練が必要ではないかと考えます。例えば、夜間時に非常用の発電機等を始動させ、照明設備を使用しての体験をするなど、実際に行うのは難しく、課題も多いと思いますが、準備・検討の必要があると感じました。

そこで、まず住宅耐震化の推進について、2点お聞きします。

一つ目に、坂城町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの内容は。

二つ目に、木造住宅耐震診断、耐震改修工事の実施状況は。また、今後の考えは。

ロとして、防災訓練について、1点お聞きします。

町総合防災訓練は、毎年8月末の日曜日の午前中に行っているが、他の季節や夜間実施の考えは。

以上、3点について答弁を伺います。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんから防災・減災対策について、イ、ロとご質問をいただきました。私からは、ロの防災訓練についてお答え申し上げまして、イの住宅耐震化の推進につきましては、担当課長から答弁いたします。

国では、関東大震災の発生した9月1日を防災の日と定めるとともに、防災の日を含む1週間を防災週間と定めて、地震や台風を含む災害の知識を深めて備えを強化し、災害の未然防止及び軽減につなげることを目的に、この期間を中心に全国的に防災知識普及のための講演会や展示会、防災訓練が行われているところであります。

当町におきましても、この防災週間に合わせまして、防災の日の前の日曜日を活用し、総合防災訓練を実施し、毎年多くの住民の皆様にご参加をいただいているところであります。

全国的に防災への関心が高まる時期に、地域の住民や関係機関が協力して防災訓練を実施することは、防災活動を推進する体制の強化を図り、災害時の適切な行動や対応策を身につけるより有効なタイミングであると考えているところであります。

そうした中で、近年のコロナ禍において、防災訓練を中止する市町村も多くなってきているところでありますが、当町では、この間も引き続き総合防災訓練を実施し、感染症流行時の避難所の運営等についても、訓練に取り入れてきたところであります。

また、防災訓練の実施にあたりましては、訓練におけるテーマを定め、特に令和元年東日本台風を教訓として、令和2年からの4年間は、台風災害、特に浸水害を想定した水防訓練と、自主防災組織による避難及び避難所設営訓練に重点を置き訓練を実施し、今年度までに全ての地区で訓練を実施してきたところであります。

ほかの季節や夜間の訓練実施についてのご質問であります。まず、実施時期につきましては、全国的に防災への関心が高まる防災週間は、より多くの住民の皆様にご参加いただきやすいことに加え、台風シーズンの前にもあたる、より効果的なタイミングであると捉えていると

ころであります。

また、防災訓練の日程につきましては、町全体の行事予定を調整する中で、地域や関係機関のご理解の下、8月末の実施が定着しているということもあり、令和6年度につきましては、例年と同時期となる8月25日の日曜日に実施を予定しているところであります。

また、夜間の防災訓練の実施につきましては、夜間の災害に対し想定外のリスクを減らすことに有効であるといったメリットが示される一方で、暗闇による視界の制限などの安全上の懸念があり、参加者の安全を確保しづらい状況の中、安全対策や監督体制の強化が必要であるとともに、参加者が減ってしまうということも想定され、訓練の対象が限定されてしまうようなデメリットが指摘されているところでもあります。

このような状況を考えますと、実際に夜間に訓練を行うのではなく、防災訓練の一つの内容として、夜間を想定した訓練を研究し、取り入れていくことも考えているところでもあります。

町といたしましては、総合防災訓練において、様々な場面を想定した訓練内容について研究し、より実効性の高い訓練にしていきたいと思いますと考えているところでもあります。

建設課長（堀内君） 防災・減災対策について、私からは、イの住宅耐震化の推進についてのご質問にお答えいたします。

本年、元日の夕方、能登半島沖を震源とした能登半島地震が発生し、最大震度は7という大規模なものとなり、広範囲において木造家屋等が倒壊いたしました。

木造家屋のうち、昭和56年以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の、いわゆる旧耐震基準によって建築され、耐震性が不十分なものが多く存在しております。

住宅の耐震化に向けましては、まずは耐震診断を実施し、自らの建物の耐震性を把握し、耐震診断の結果、耐震性が不十分であった場合は、耐震改修や建て替えについて検討いただくことが必要となります。

町では、住宅の耐震化を促進するための取組として、令和2年度から坂城町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、地震等により被害を受けやすい木造住宅のうち、昭和56年6月1日施行の新耐震基準以前に建築確認を受け、旧耐震基準で建てられた木造住宅につきまして、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震補強事業を実施しております。

この取組は、「県内における住宅・建築物の耐震化を図り、安全で安心できる住まい・まちづくりを実現する」ことを目標に掲げる長野県全域耐震改修等整備計画に位置づけられた住宅・建築物耐震改修総合支援事業として実施する県と市町村との連携した取組となっております。

木造住宅耐震診断事業につきましては、長野県の主催する養成講習会を受講し、県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された建築士の資格を有する方による耐震診断を受けていただき、

家屋がどの程度耐震性があるか調査した後、補強方法の提案をいただくものであります。

診断の結果につきましては、総合評点として数値化され、1.0 以上の場合、「安全と思われる」といった判定となりますが、1.0 未満の場合、「やや危険」、0.7 未満の場合、「倒壊等の危険があると思われる」といった判定となります。

この耐震診断事業につきましては、国と県から補助を受け町が実施するもので、住宅の所有者の負担が生じない中で実施しており、過去5年間の補助実績といたしますと、令和元年度3件、2年度4件、3年度4件、4年度3件、そして5年度2月末時点ではありますが、実施の4件を含めまして、合計18件となっております。

次に、木造住宅耐震補強事業についてですが、この事業につきましては、耐震診断実施後に、耐震診断での総合評点を上げるための補強工事を実施していただくもので、具体的には、柱を金属部品で補強、筋交いの増設、壁体に耐力増加のための合板補強を行うなどの工事となります。

本事業につきましても、国と県から補助を受ける中で、対象経費に対し補助率5分の4、または上限100万円の補助を行うもので、この補助を受け実施された補強工事は、過去5年間の実績といたしますと、令和2年度と5年度に各1件ずつ実施され、合計2件となっております。

令和6年度につきましては、当初予算において、耐震診断4件、耐震改修2件の補助について計上いたしておりますが、住宅・建築物の耐震化につきましては、改修費用等のコスト問題のほか、必要な情報・知識不足等により、耐震診断や耐震改修が進んでいない状況もうかがえることから、県と市町村が連携し、それぞれが策定するアクションプログラムに基づき、毎年更新をする中で、継続した取組を行っております。

今後も引き続き県と協力する中で、大規模地震に備え、町の広報誌、ホームページや防災行政無線のほか、県作成のチラシを活用し、全戸配布や回覧等を行う中で耐震化の意識啓発及び補助制度の周知を図り、住宅の耐震化事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、町長、建設課長のほうから丁寧な説明をいただきました。地震はいつ起こるかわかりません。そして、毎年発生している豪雨災害による河川の氾濫、土砂崩れなどに、日頃から準備と対策に万全を期していくことが重要であると思います。また、防災訓練の実施方法・内容などについても、研究・検証していくことが必要です。耐震診断、耐震工事については、これからは周知をますます徹底していかなければと思います。

私としては、同情ではなく、同苦する気持ちを大切にし、まさに地域の共助に不可欠である寄り添い合う心を大切にしていきたいと思います。

次の質問に移ります。2点目は、農地の有効活用について行います。

2. 農地の有効活用について

町の第6次長期総合計画の中で、令和5年から7年にかけては、基本的施策を具体的に実施していくための3か年の細部計画となっております。第3章 技術と魅力が集うものづくりのまちの主な事業の中で、特色ある地域農業では、農地活性化奨励金による農業経営の規模拡大と人・農地プランや農地中間管理事業による農地集積・集約化を促進し、農地の有効活用を推進、荒廃農地解消のための農地再生を支援とあります。

その中で、以下のような取組が考えられます。1、農地の有効活用では、耕作放棄地を有効活用するために、地域の農業生産性の向上や農業経営の多様化が図られているかもしれません。また、農地の管理者や地域の農業者と連携して耕作放棄地を再利用し、新たな農産物の栽培や畜産業の拡大を推進する取組が行われることがあります。

2、農業者支援では、耕作放棄地の耕作再開や管理を希望する農業者に対して、助成金や補助金、農業技術の提供などの支援が行われることもあります。これにより、農業の持続可能性や地域経済の活性化が図れることが期待されます。

また、地域振興では、耕作放棄地の再生や農業活動の促進を通じて、地域の活性化や地域住民の雇用創出、地域経済の発展が促進されることがあります。また、地域住民や地域団体との協力や連携を通じて、耕作放棄地の問題に対する地域独自の取組が推進されることになります。

また、環境保全では、耕作放棄地が自然環境に与える影響を考慮し、その管理や保全が行われることがあります。そして、生態系の保護や地域の景観の維持に配慮しながら、耕作放棄地の適切な管理が行われることが重要です。

そして、地域の特性に合った取組では、坂城町の地域特性やニーズに合わせた耕作放棄地対策が実施されることがあります。さらに、地域の農業者や地域住民との協力や意見交換を通じて、効果的な対策が検討されることが必要と思います。

そこで、まず、イとして耕作放棄地対策について、2点お聞きします。

一つ目に、全農地面積に対し、耕作放棄地面積は、5年前との比較でどう変わったか。

2点目として、荒廃農地等再生利用補助事業の利用状況と今後の推進は。

ロ．新規就農について、2点お聞きします。

一つ目に、新規就農者に関する相談件数と相談内容は。また、過去5年の認定新規就農者数は。

二つ目に、認定新規就農者を増やすための今後の取り組みは。

以上、4点について答弁を伺います。

商工農林課長（竹内君） 2．農地の有効活用についてのご質問に順次お答えをいたします。

農業委員会では、毎年1回、町内全域の農地を対象に農地パトロールを行い、耕作放棄地を含め、農地の利用状況について調査をしております。

ご質問の耕作放棄地面積の5年前との比較であります。令和5年度の調査結果については、

現在取りまとめを進めておりますので、令和4年度の調査結果と5年前の平成29年度の調査結果について申し上げますと、調査の対象となる農地の面積が、平成29年度は829.8ヘクタールであったのに対し、令和4年度は770.9ヘクタールであり、そのうち草刈りや基盤整備事業等により再生利用が可能であると見込まれる農地が、平成29年度は25.8ヘクタールであったのに対し、令和4年度は21.4ヘクタール、続いて荒廃化が進み農地への再生が見込まれない農地が、平成29年度は246.8ヘクタールであったのに対し、令和4年度は210ヘクタールであり、いずれの面積も減少している状況であります。

これは、遊休農地を解消して営農を再開した農地ももちろんありますが、中山間地域においては急傾斜地など不利な営農条件や農業者の高齢化に伴い、山林原野化といった荒廃が進んでおり、今後も農地としての利活用が見込めない土地については、農業委員会において非農地判断をした上で、農地から除外する手続を進めたため、農地全体の面積とともに荒廃農地も減少しているものであります。

農地は一度荒れてしまうと再生には費用と労力がかかることから、今後も農地パトロールや農業委員等による見回り活動を通じて、荒廃化している農地所有者に対しては、早い段階での対応を促してまいりたいと考えております。

次に、荒廃農地再生利用補助金の利用状況と今後の推進についてであります。この補助制度は平成29年4月に施行され、荒廃農地及び低利用農地を耕作可能な農地に復旧するために要する経費の一部を補助する事業であり、具体的には農地に繁茂した樹木等の伐採や抜根、耕うん・整地等の再生作業のほか、再生作業と一体的に行う施肥や緑肥作物栽培などの土壌改良を補助の対象としているものであります。

補助の内容としましては、再生作業の場合、原材料費、消耗品費、借上料などを対象として、その補助対象経費合計の2分の1、もしくは補助対象とする農地10アール当たり10万円を乗じて得た額のいずれか少ない額を補助しているほか、土壌改良の場合は、補助対象経費合計の2分の1、もしくは補助対象農地10アール当たり5万円を乗じて得た額のいずれか少ない額をそれぞれ補助しているところであります。

直近5年間、令和元年度から令和5年度における利用実績は11件で、単年度当たり1件から4件の補助を行いました。

また、この補助事業を活用して復旧した荒廃農地の総面積は、5年間で238.6アールであり、復旧後の農地においては、ブドウ、アスパラガス、ねぎみ大根などが栽培されています。

荒廃農地は、農作物の生産資源喪失にとどまらず、有害鳥獣のすみかとなり農作物被害の発生を招くことや、近隣の農地や住環境の悪化にもつながることから、この荒廃農地再生利用補助金の活用により農地の再生を促すべく、引き続き補助事業の周知を図っていくとともに、新規就農者など新たな担い手の確保・育成に努め、農地の有効利用と荒廃農地の解消に努めてま

いりたいと考えております。

続きまして、ロの新規就農についてお答えします。

全国的に農業従事者の高齢化や農業の担い手不足が叫ばれる中、農業従事者の減少は、農業生産力の低下はもとより、農地の維持や管理が難しくなるなど、様々な面で影響を及ぼすことから、新規就農者をはじめとする農業従事者の確保は喫緊の課題となっております。

町では、新規就農者を増やすための取組として、県とも連携する中で、栽培技術研修や農地あっせんなど様々な就農支援を行っておりますが、その第1段階と言える就農相談については、U I J ターンにより就農を希望する方、定年を機に就農を希望する方など、就農を希望する方ごとに、随時、個別相談を行っているほか、県内外で開催される就農相談会やオンラインによる就農相談会に参加しており、広域による新規就農者の確保にも努めているところであります。

なお、町の就農相談において、前もって就農希望者からご連絡があった場合には、町担当者だけではなく、長野農業農村支援センターの担当者も同席して、就農面談を行っているところであります。

就農相談の実績であります。過去5年間、令和元年度から令和5年度において、32名の方からご相談をいただいております。相談者の年齢は10代から50代と幅広く、居住地も坂城町内だけでなく、県外在住で町内への転居も併せて新規就農を検討されている方もいらっしゃいます。

相談内容としましては、生産品目を何にすべきかといった初期段階の相談から、シャインマスカットやナガノパープルなど、ブドウの生産を行うことを前提とした研修制度、営農に関する補助事業のほか、農地に関する相談や、親から農業を引き継ぐ営農継承に関する相談など、多岐にわたった相談内容となっております。

それらの相談においては、国・県・町で実施する研修制度や各種補助事業のご案内、また、農業委員会や農地中間管理機構で保有する空き農地に関する情報提供とともに、町・県の農業技師による具体的な営農・農業経営に関するアドバイスなども併せて行っており、毎年2名から3名の方が新規就農をされている状況であります。

このような中、認定新規就農者についてであります。認定新規就農者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域農業の担い手として人材育成をすることを目的に、就農段階から農業経営の発展段階に至るまで一貫して支援を行うための認定制度で、青年等就農計画により市町村の認定を受けた場合に利用できる国庫補助事業や融資制度などの支援策が用意されております。

認定対象者は、新たに農業経営を営もうとする原則18歳以上45歳未満の青年等で、農業経営を開始してから5年以内の者としており、新規就農者全てが認定を受けているわけではありませんが、令和元年から令和5年の5年間において、町内では9名の方を認定新規就農者と

して認定しております。

認定新規就農者の皆さんには、地域農業の担い手・牽引役としてご活躍いただけるよう、町としても支援を継続してまいりたいと考えております。

新規就農者を地域農業の担い手として育成していくためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要であり、農業者の高齢化や担い手不足の中で、地域農業を振興し、維持していくためには、認定新規就農者の確保・育成は今後さらに重要になってくるものと考えております。

国等においては、青年等就農資金や経営開始資金など早期の経営安定に向けた支援措置を集中的に実施しております。

今後も、新規就農を希望される方には認定制度の内容とともに農業経営の確立に向けた支援措置のほか、県、ＪＡ、町などが連携して、農業経営全般についてサポート体制を整えていることなどをご紹介していく中で、認定新規就農者の確保や増加に努めてまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、商工農林課長より、現状などについて説明をいただきました。今後も新規就農者の減少や耕作放棄地が増えていくものと予想されます。人間の食を支える農業及び耕作放棄地対策は、農業の持続可能性を支援するなども含め、今後ますます重要となると思います。他の市町村の取組事例なども参考に、耕作放棄地対策及び新規就農者支援に取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問に移ります。3点目は、坂城駅周辺の活性化についてです。

3. 坂城駅周辺の活性化について

今年1月24日、25日の2日間、町議会の総務産業常任委員会の先進地視察研修、閉会中の調査において、福島県の白河市（株）楽市白河と会津若松市のスマートシティＡｉＣＴ（アイクト）の2か所の行政視察に行きました。

その中で、白河市の（株）楽市白河では、行動理念や活動状況について多角的に事業展開されておりました。これらを行うこととなった経過や行政、商工会議所との関わりなどについて、（株）楽市白河の担当者からの説明内容を何点か紹介いたします。

事業内容1、えきかふえ s h i r a k a w a 飲食事業では、大正時代の建物であるＪＲ白河駅の待合室を改装し、駅カフェや地域の物産販売コーナー、地域情報の発信基地として活用しております。従業員の接客技術やメニュー充実などを自発的に行い、収益事業に成長しました。

事業内容2、チャレンジショップ創業支援事業では、空き店舗2店舗を改修し、城下町にふさわしい景観の店舗を演出し、新規事業者の育成を目的として美容室、カフェをオープン、また、街なか駐車場整備では、チャレンジショップ中央の建物を解体し、駐車場として整備しております。

事業内容3、中町小路楽蔵テナント事業では、歴史的建造物を含む既存施設を生かしたテナントミックス事業により、近隣の不足業種の解消を図りながら、来訪者・市民ニーズに応え、街なか回遊の拠点として、周辺商店街の活力づくりに貢献する施設の整備を行ってまいりました。店舗数は全部で9店舗あり、うち各種の飲食店7店舗が現在営業中であります。

事業内容4、あったかステーション楽、弁当宅配事業では、高齢者の買物サービスの一環でスタート。地元食材を使用し、管理栄養士の助言に基づいたバランスのよい安心・安全なお弁当を提供している。なお、個人にお弁当を届けるため、運送費がかかり、事業としては厳しく、現在は近隣高校などへの宅配も行うなどして、利用者販路拡大を行っているなどなど。

この中で、計画の遂行にあたり、タウンマネジメント会議が大きな役割を果たしました。会議メンバーは、白河市、白河商工会議所、(株)楽市白河の3者が中心に、必要に応じて各種団体を招集する形式であります。会議中、できない理由ではなく、どうすればできるかを意識し、腹を割って話すことで一致団結の事業推進体制を構築したとのこと。

そこでまず、坂城駅周辺活性化について、3点お聞きします。

一つ目に、駅前けやき横丁の利用状況は。

二つ目に、今年度、坂城駅周辺で行われたイベント開催と町各施設との連携状況は。

三つ目に、中心市街地街並み整備の意見交換会の内容と今後坂城駅周辺の活性化に向けた考えは。

以上、3点について答弁を伺います

商工農林課長（竹内君） 3. 坂城駅周辺の活性化についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず、坂城駅前けやき横丁の利用状況についてであります。商業インキュベータ施設けやき横丁は、新しく商業を始められる方にテナントをお貸しして、創業に伴う初期費用の軽減を図るとともに、新規事業者の支援・育成などを行うことを目的として、平成16年に整備しました。

江戸時代の旧北国街道坂木宿のはたごをしのばせる木製格子戸を取り入れた木造平屋建ての建物で、名前のとおり大きなケヤキの木がシンボルとなり、坂城駅を利用する皆さんのほか、地域の方々にも気軽に立ち寄っていただける施設となっております。

貸しテナントは5部屋あり、近年の入居状況を申し上げますと、令和3年度は3部屋の入居でありましたが、町広報誌や町ホームページ等で周知を図り、令和4年度は4部屋、令和5年7月からは、5部屋全てに入居されております。

現在入居されている店舗は、美容室、衣服等の販売店、福祉施設による自主製品や農作物の販売店であり、町商工会において、必要に応じて経営方針等についての相談や助言などの支援を行っております。

今後も、鉄の展示館や坂木宿ふるさと歴史館、169系電車など、周辺の観光資源との回遊

性を高め、商業の活性化だけでなく、商店街の利用促進やにぎわいの創出を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、今年度、坂城駅周辺で行われたイベント開催と町内各施設との連携状況についてお答えします。

坂城町の玄関口である坂城駅周辺は、旧北国街道の宿場町として繁栄し、今もその当時の面影を残す建造物や長屋門などが残っており、この歴史や文化を生かした施設である鉄の展示館や坂木宿ふるさと歴史館のほか、全国から鉄道ファンが集まる169系電車など、町を代表する観光施設、観光資源が集積しております。

また、多くの方にお越しいただいている町民まつり坂城どんどんや坂城駅前葡萄酒祭、ふーど市といったイベントの多くは坂城駅周辺で開催され、公共交通機関を利用しても参加しやすい場所となっております。

昨年の5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行され、全国的にも様々なイベントがコロナ禍前のように開催されるようになりましたが、町におきましても、感染状況を注視しつつ、様々なイベントを開催してまいりました。

坂城駅周辺で開催されたイベントの開催状況についてであります。まず、昨年の5月28日に坂城駅前多目的広場において「坂城駅前葡萄酒祭2023」が開催され、町内外のワイナリーをはじめとした37店舗の自慢の味とコンサートなどを約2,800人もの方に楽しんでいただきました。

この葡萄酒祭は、5月27日から6月11日まで、さかき千曲川バラ公園において4年ぶりに通常開催され、約2万5千人もの方にご来園いただいた「第18回ばら祭り」とのコラボレーションにより、ワインとバラの両方をお楽しみいただけるよう、坂城駅前とばら祭り会場間を無料シャトルバスで結びました。

なお、ばら祭りの期間中には、鉄の展示館やびんぐし湯さん館の入館割引券の配布やスタンプラリーを実施し、町内の他の施設や店舗などにも足を運んでいただけるよう取り組み、各イベントや町内店舗等において相乗効果を高めることができたものと考えております。

また、8月5日には、坂城駅前横町・立町通りにおいて、第46回町民まつり「坂城どんどん」を4年ぶりに開催いたしました。

昼の部は、メインステージにおいて、子どもたちによるステージ発表や特別ゲストまなまるさんのライブのほか、恒例の子ども広場やビアガーデンに大勢の方が訪れました。

夕方からは時折雨が降る中、勇壮な太鼓演奏とみこしの練り歩きが行われ、横町・立町通りが熱気に包まれましたが、その後、強い雷雨に見舞われたため、残念ながら夜のおどり流しは中止とさせていただきます。

なお、お祭り当日は、鉄の展示館の入館料を半額にし、今年度、鉄の展示館の西側に新たに

整備した駐車場を子ども広場として活用したり、隣接の中心市街地コミュニティセンターを休憩所とすることで、鉄の展示館への誘導を図り、子どもたちや保護者の方などが鉄の展示館に興味を持っていただけるよう取り組みました。

続いて、10月29日には、坂城駅前多目的広場、坂城駅、中心市街地コミュニティセンターにおいて、169系電車の静態保存10周年を記念し、「鉄道フェスタ with ワイン&ふード市」が開催されました。

当日は、169系電車の開放やNゲージ・ジオラマ走行の展示、鉄道グッズの販売、169系電車が活躍していた時代の自動車などの展示やボンネットバスの乗車体験のほか、ねずこんと小海線沿線のご当地キャラクターハイぶりっ子ちゃんの楽しいステージやコンサートなどが行われました。

また、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の参加市町村が連携しての広域ワインイベントである「千曲川ワインバレーに恋する10月」と町商工会による「ふード市」も同時開催され、鉄道ファンや旧車好きの方から小さな子ども連れの家族やワイン好きの方まで、約2,300人の方が会場を訪れ大盛況となりました。

続いて、12月15日から1月末までにおいては、中心市街地の活性化とにぎわいを図ることを目的に、坂城駅前のイルミネーションと169系電車のライトアップを実施しました。

イルミネーションは、今年も長野県信用組合坂城支店様のご協力により、株式会社まちづくり坂城の皆さんが同支店駐車場の壁をLED電球で装飾し、12月15日に開催した点灯式などで記念撮影をする方が訪れていらっしゃいました。

鉄の展示館においては、昨年の3月29日から5月21日まで「どうしよう家康の頃の日本刀展」、5月27日から8月27日まで「第13回新作日本刀・刀職技術展覧会」、9月2日から11月19日まで「第16回お守り刀展」、11月21日から2月4日まで「魅惑の備前刀展」を開催し、2月7日から3月24日までは坂木宿ふるさと歴史館との2会場において「坂城のお雛さま」を開催しております。

このように年間を通して様々な展示会を開催することで、町が生んだ重要無形文化財保持者故宮入行平刀匠の作品やその伝統を受け継ぐ宮入一門の作品などのほか、日本刀の魅力と匠の技の集大成である刀剣美術について、より多くの方に興味を持っていただけるよう企画してまいりたいと考えております。

坂城駅周辺でのイベントの開催については、今後も町内各所における観光施設や観光資源と結びつけ、創意工夫により活用することで、より多くの観光客が周遊して楽しんでいただけるよう関係機関と連携して取り組み、にぎわいの創出や地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、中心市街地街並み整備のための意見交換会の内容と、今後の坂城駅周辺の活性

化に向けた考えについてお答えいたします。

坂城駅前中心市街地におきましては、およそ20年前から鉄の展示館や中心市街地コミュニティセンター、坂木宿ふるさと歴史館、けやき横丁等の整備を進めてまいりました。近年は、令和2年度に鉄の展示館の西側の土地を取得し、4年度に既存建物の解体、整地等の整備を行い、当面の間、駐車場やイベント・地域行事のためのスペース等として活用できるよう整備いたしました。

令和4年12月には、鉄の展示館の北側の土地が町に寄附され、地元区から、安全、衛生を確保するため環境整備の要望が寄せられていたことを踏まえ、今年度、既存建物の解体、竹木の伐採、仮設駐車場整備等の工事を行ったところであります。

これらの土地を含めた鉄の展示館周辺一帯は、坂城駅周辺の観光施設、商業施設、地域のコミュニティ施設の中心に位置しており、中心市街地のにぎわいと地域の活性化など、まちづくりの重要なエリアであります。

このことから、将来的な利活用については、関係者や地域の皆さんのご意見を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えており、先月27日に、町議会坂城駅周辺活性化特別委員長をはじめ、町商工会や地元区長、学識経験者の方などにご参加いただき、中心市街地街並み整備のための意見交換会を開催いたしました。

意見交換会では、今年度実施いたしました鉄の展示館北側の土地の整備工事の内容と当面の間の利活用方法や、中心市街地の現状、鉄の展示館周辺一帯の将来的な整備について昨年度までにいただいた意見等について説明し、参加された皆さんからは、地域の交流の場の創出や、イベント、防災面での活用などについて意見が出されました。

町といたしましても、鉄の展示館やふるさと歴史館などの観光施設等を有機的に結ぶ回遊性や鉄のほそ道を中核とした特産品や食事の提供などによる観光と商機能の充実、イベント会場や駐車場の確保、地域の皆さんが集い交流する公園・緑地などの憩いの空間、有事の際における避難場所といった、様々な可能性が広がり、新たな期待も膨らむエリアであると考えております。

今後は、周辺エリアを含めた面的な視点で、大勢の人が行き交い、集まる、魅力ある中心市街地として環境を整え、にぎわいによる波及効果で、地域経済の活性化につなげられるよう、関係者や地域の皆さんからのご意見を伺う中で、利活用方法などを検討してまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、商工農林課長より利用状況及び今後の取組などについて説明をいただきました。ご説明にあったとおり、現状を踏まえ、広く町民の皆様からのご意見、ご要望をお聞きしながら、坂城駅周辺の活性化が図られることが重要です。

また、広く意見を聞く意味では、町内の小中高の皆さんへのアンケート調査なども一考では

ないかと思います。町議会の一員として、坂城町、商工会並びに関係機関との連携を密にし、一致団結、協力していく所存です。

以上で、私からの一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで昼食のため、午後１時３０分まで休憩といたします
(休憩 午前１１時４７分～再開 午後 １時３０分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、２番 中嶋 登君の質問を許します。

２番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

まず初めにですね、今もテレビで映っておりましたが、例の東日本大震災からもう１３年も過ぎてしまいました。大地震発生当時、坂城町議会では委員会審査が行われておりました。その後でございましたが、相当大きな揺れが長く続き、ここは４階でありますので、余計にちょっと船酔いになるような、気持ちが悪いぐらい揺れたということでありました。

そしたら、こんなことを覚えているんですが、そんなとき誰かがおい早くテレビをつけてくれやとどなるような声が聞こえたので、慌ててテレビをつけると、東北地方の町が映し出されており、大津波が来て車がどんどん流されていく様子が映し出されたのでありました。これはえらいことになったぞと、東北に大きな地震が来て、大津波が襲っているんだなということがわかりました。まさに１３年前の今日でした。２０１１年３月１１日、午後２時４６分の出来事でございました。それが後で名前がつけられたんですが、東日本大震災が起こり、東北がとんでもないことになっているということが、時がたつにつれてどんどんわかってきました。当時の恐ろしい思い出であります。

震災で犠牲となった、数字が少しあれかもしれませんが、２万２，８０４名の御霊に心より哀悼の意を表するとともに、原発問題もあり、今なおふるさとに帰れない皆様方に心よりお見舞いをするものでございます。

何人かの同僚議員も、全員なのかな、きつとね。おっしゃっていましたが、さて、本年も年始めの１月１日、４時過ぎだったと思いますが、能登半島地震が起こり、２４１名の尊い命が失われております。避難者が７，４９１名、家屋被害が６万９，８９９棟との報告がなされておりました。亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、被災地の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧と復興を心から願うものであります。

その日でございます。私はプライバシーがないから、うちのことをこんなところでも言っちゃうわけですが、我が家では、子どもたちと孫、３家族が正月で帰ってきて、みんなでお茶を飲んでテレビを見ていました。そのときにガタガタッと地震が来て騒然となりましたが、落ち着けと言って、テレビが倒れないようにしっかり押さえつけていました。数分たつとNH

Kニュースで能登半島で最大震度7の地震が起きたことが報道をされました。これはまたえらいことになっちゃったなと、そういうふうに思いながら、私も中之条の自主防災会の役員、会長を引き受けておりますので、すぐ軽トラに乗りまして、中之条区内をくまなく回って、ブロック塀が倒れていないのか、屋根から瓦が落ちていないか、確認に回りました。

そしたらよかったです。何もなかったです。1か所もなかったですね。今の瓦が落ちているとか、ブロック塀が傾いて何とかなんてことがなかったのも、これはよかったです。それで、私も今中之条区の自主防災会のほうも仰せつかったり、このたびは中之条の区の副区長なんかも仰せつかっていますので、そのまんま心配になりましたので、区長の自宅へ飛んでいきまして、今一回りしたけど、区長、何もなかったわいと。地震の影響はないようだわいと言ったら、何だおいも行ってくれただやかなんて。俺も今さっき帰ってきたところで、一回りしてきただわいなんて言って、よかったじゃないかいと言って、まあ何も無いから、区の役員に連絡することもないし、これで解散だわななんて言ってうちへ帰ってきたんですが、ただ、自主防災会のほうは、何人もうちへ電話をよこして、どうするだい、公民館でも集まるだかいなんていうようなことがあった。

自主防災会に二十五、六人いるわけですが、幹部には私から連絡しまして、俺も今、区長もそうだったんだけど、一回りしてきたけれども、よかったわ、今回はと。中之条は何もないわと。そんなに心配しなくもいいわやなんていうようなことで、それじゃあどこかに集まるだかいと。そんなことはしなくてもいいと。そんなようなことが坂城町の中之条で起きた事実でございました。これも自主防災会の仕事であると、そういうことで、そんな動きをしたというそういうあんばいでございました。

ちょっと冒頭が長くなりましたが、質問に入ります。この質問はですね、中沢町政の頃から私は少子高齢化問題に取り組んでおりました。子どもがどんどん少なくなっちゃうわなど。今から20年前ぐらいに、そんなことも少し言い出していたということでございます。それで、結婚しない人も多いから弱ったぞと、そういう時代でありました。

そのときにですね、子どもの命を守るために、子ども3ワクチンを無料にするように提言をしまいいりました。ちょっとおさらいをいたしますと、当時は、オギャーと生まれた赤ちゃんから3、4歳までやるんだというお話でしたが、それがヒブワクチンです。それから小児用肺炎球菌ワクチン、そこへ子宮頸がんワクチンであります。これを称して、子ども3ワクチンなんていうような言葉がありました。それを無料にしようじゃないかと。

もともと、当時は3ワクチンは有料でありましたが、私も議場のこの場所ですね、中沢町政の頃でございましたが、一般質問を何度か行いました。ただにしてくれやと。そんなようなことを言ったらですね、ちょうどその一般質問をする当日、駒ヶ根市が長野県で一番真っ先に3ワクチンを無料にするという。国の補助も当時はございました。ちょうど中沢町長は、国が

国がばかり言っていたんだけど、やろうじゃないかと、初めて。昔の政治言葉じゃないですが、善処しましょうなんて言っていたのが約束になっちゃったんだ。町長、国がやっているから、やろうじゃないかと言ったら、やると。そんなところからですね、長野県下で2番目に子ども3ワクチンを無料にしたと、こういうことでございました。

その後もですね、中沢町政から山村町政にバトンタッチしたときも、それこそ今の町長もご存じのように、3. 11の時代でしたので、そっちへうんとお金を使っちゃうから、ちょっとワクチンは有料になるんじゃないかという心配をしたときに、町長は、そこでは、いや、それはしないよと。無料にしようよと、そういうお言葉をいただきました。ああよかった、立派な町長が来てくれてよかったななんて、その当時は私も思いましたね、うれしかったんです。

それがずっと継続してきたんですが、いろいろこれも。私もその後も一般質問をしておりますが、子宮頸がんワクチンだけはですね、皆さん当然ご存じのようにですね、後遺症問題が起きちゃいまして、積極的にはもう勧めないよと。勧めちゃいかんぞと、国がね。そんなものは、私に言わせればつまらないことを言ってやがるなんて思って、頭にきていたんですけれども、そうは言ったって、そのときには数年間の間は、ほとんど接種を受ける人がいなくなり、もう限りなくゼロに近いような少数となってしまったということでございました。

ただ、ついこの間ですね、国の方針も変わり、やっとなですね、積極的に子どもたちも受けるようになり、私の念願であった3ワクチンで、子どもたちの命を大人が守ってやろうじゃないかということがまた始まったと。よかったなと思いました。私は議員の立場として、これで正々堂々と町民の皆さん、テレビを見ている人たちも言いたいんだ。これは、少子化問題に私は少しであるが、歯止めがかかったと思っています。

がんで死ぬなんていうようなことは、それはゼロとは言いませんよ。だけでも今の医学でいけば、限りなくゼロに近いという状況になっている。がんにならないと。ヒブワクチンだとか小児用肺炎球菌にもならないと。子宮頸がんワクチンにもならないと。このぐらいの私は言葉を使ってもいいと思っています。ということは、やっぱり今申し上げましたようにですね、国のほうとしたって結局やったんですからね。やらないんだったら、俺は絶対やるなと言ったんですよ。結局、先進国では、アメリカでもイギリスでも、フランスでもドイツもみんなやっていたのに、日本だけ止めちゃっていたんですよ。ふざけるなと思ったんですよ。後遺症問題だ、後遺症問題だからしょうがない。

ただ、でも今考えれば、またそれもですね、山村町長も、あのあれです。いくつからいくつという年齢があったが、高校生ぐらいまで延ばしてやろうじゃないかと。高校2年生ぐらいですか。その辺は、町長、私も大いに評価するものです。国の規則で来たやつは、何とか頑張っていて、やっていない子どもたちにもやってあげないようじゃないかと。そういう施策を町長がひとりになったことに対して、私は敬意を今でも表しております。

それで、今いろんなことをお話し申し上げましたが、ただ、今の3ワクチンはよかったんですが、これからやるのが大事なんですけれども、結局、今の子どもたちを守るために、私は今の3ワクチンがオーケーになってうんとうれしかったということでしたが、残念ながらもう一つありまして、これはじゃあ何だいと言われますとですね、胃がんのもととなるピロリ菌の除去も医師会のほうからも提言がなされておりますが、やらなきゃいけないよと言われておるわけです。

何だいと言われますとですね、胃がんの原因で、すみません、やっとここから問題に入るわけですが、1. 胃がんの原因ピロリ菌について。イ. 集団健診でピロリ菌検査を。

これはですね、井戸水を飲んだ世代、私はもう年寄りであれなんですけど、ざっくり言いますと50代中頃からの人たちは、井戸水を飲んでいるはずですよ。その人たちは約9割がピロリ菌がいて、胃がんの人を解剖すると、何と100%ピロリ菌が出てくるということでもあります。要は、ピロリ菌を持っていると胃がんになりやすいと、こういうことです。

実は、私もですね、もうあれですけど、このコロナの前でございましたけれども、この問題がちょっと出てきたときに武市医院に行って検査をしてもらいました、何と私も井戸水のせいです。ピロリ菌がしっかりいました。先生にどうしたらいいかと言ったら、1週間ほど抗生物質のお薬をしっかり時間を守って飲んでくださいよなんて言われました。また1週間後にそれを飲んだ後行きましたら、先生が言うにはよかったぞと。どうなりましたと聞いたら、ピロリ菌がゼロになったと。そういうことで私は安心しております。胃がんじゃ死なないぞと、こんなふうに思っております。

それで、団塊の世代がいよいよ、町長、私らの団塊の世代が後期高齢者となってきております。ここで大事なことは、坂城町も今までワースト5番だ、3番だなんて時代もあったんですが、国保の医療費を私はもう心配しているんです。それこそ団塊の世代なんていうのは山といいますから、私らの頃は、中学を統合中学なんて言いましたね。旧坂城中学、村上中学、中之条中学が合併して一緒になって、統合中学なんていう名前で、今じゃもう坂城中学は当たり前でございますが、そんなふうになったわけです。

我々の頃は、もう8クラス、1クラス50人。そういう時代でした。今はなんか聞くところによると、教育長に聞かなきゃいけないんですけど、何だか3クラスぐらいになってきちゃったなんて、えっそんなに少なくなっちゃったんだかいと。そんな今は時代なんですよ。それが今私が申し上げましたようにですね、やっぱり今の後期高齢者がいよいよ、8クラスあったような子どもたちが大人になりまして、我々ですが、それが国保がやばいんじゃないかと。やたらこれから病気になりますから。

そこでですね、今の国保の医療費を抑制するためにですね、町でいつもは集団健診をやっておるわけでございます。そこへですね、私の考えているのはですね、ピロリ菌検査の項目を加

えていただきたいんです。そうするといつかいにかかわるので、そうすると、おいピロリ菌がいただくと。そしたら、また今の武市先生、色川先生のところに行って、1週間の薬なんかで治っちゃうと。こんなふうになるとですね、今私が申しあげましたように、国保の医療費がそんなにたんと使われないで済むんじゃないかと、こんなふうに思うものであります。その辺のところの町のお考えをお尋ねしたいと。ちょっと長くなりましたが、そんなあんばいです。

それから、ロといたしまして、先ほども申しあげましたが、子ども3ワクチンがいいんだが、ロとして、小学生にピロリ菌検査を。

数年前に千曲医師会による講演会が町の文化センターで開かれました。信州医療センターの副院長、これは有名な先生です、胃のほうでは。赤松先生です。その赤松先生が「ピロリ菌と胃がん」という話を出されたんですが、その中で、何と子どもたちにもピロリ菌感染者が5%いると。水道を飲んでいる子どもたちなんかは、絶対ピロリ菌がいないと思ったんですよ。そしたら先生が突然そんなことを言い出して、しかも5%いるぞと。そんな講演内容でありました。

先生によるとですね、医師会でありましたから千曲市と坂城町であります。だから、千曲市と坂城町の中高生は約4千人今いるんだと。そのうちで200人がピロリ菌に感染しているはずなんだと。そのうち15%の約30人が大人になって、必ずや胃がんになるんだぞと。そのうちの12人が胃がんで命を落としてしまうということでもあります。ということが、これは千曲医師会の私はデータだと思いますので、だからそういう部分を考えると、千曲市、坂城町はちょっと真剣に考えなきゃいけないんじゃないのかと、こんなふうに思うわけであります。

私がちょっと考えたのはですね、子どもたちが小学校の頃でもいいし、中学、高校でもいいんですけども、10代の間にやればいいという話もちょっと聞いておりましたので、一つのこれは提案ですが、子どもたちを守るために、小学校5年生のときに集団健診で貧血検査を行うようです。なんかそれは血液を採ってやるというようなことを聞いておりましたので、ただそこへピロリ菌もやってもらえばいいと、ただそれだけのことなんです。特別ピロリ菌をやるから集団でもって血を採ってしまおうと、そんなようなことじゃなくて、そういうところでやればいいと。

それが今の小学校5年生ぐらいは、ちょっとまたお医者様にも聞いてみなければわからないが、ちょっとまだ若過ぎるかななんて言ったら、中学生ぐらいになったときに、何かそういう検査があるときに一緒にやってもらえればありがたいのかなと、こういうふうに思っている。

それで、いろいろ調べると、このピロリ菌の検査方法というのはいくつもあるんですよ。胃カメラでも大丈夫だそうです。それから、何と尿検査もいいみたいです。それから検便もいいようです。それから、あとさっきも申しあげましたが血液検査もいい。それから、私が武市医院でやったのは、これはなんかちょっとよく意味がわからないんだけど、尿素呼気試験法

という、袋みたいなのがあって、そこでふうっと風船を膨らますようなことをして、その空気の中から何か調べるというやり方だそうです。

だから、今私が子どもたちにやらせたいのは、貧血検査のときに血液というお話をちょっと聞きましたので、それなら血液検査の中へピロリ菌と今の貧血検査と両方できちゃう、そんなふうに思っただけで提案を申し上げるわけでございます。ですから、今申し上げたようなことのちょっと今二つ、三つ提案を申し上げましたが、町のお考えをお尋ねするものであります。

以上であります

保健センター所長（竹内さん） 1. 胃がんの原因ピロリ菌について、イ. 集団健診でピロリ菌検査をから順にお答えいたします。

がんは、日本において昭和56年から死因の第1位となり、現在では2人に1人が生涯のうちにがんにかかる可能性があると言われております。

国立がん研究センターがん情報サービス、がん統計によりますと、令和2年にがんで亡くなった方は全国で約38万人となっており、そのうち、がんの部位別に多い順に申し上げますと、肺がん、大腸がん、胃がんと、胃がんは3番目に多い状況でございます。

また、長野県では、多い順に肺がん、大腸がん、膵臓がん、胃がんとなっており、胃がんにより亡くなられた方は、4番目に多い状況となっております。

ご質問の胃がんの原因とされるピロリ菌につきましては、胃がんの原因のほとんどを占めるとも言われており、まだ免疫力が低い幼児期に、主に親子間で感染すると考えられ、胃に取りついて炎症を起こす菌で、ピロリ菌の感染が長期間にわたって持続すると、胃の粘膜が薄く痩せてしまう萎縮が進行し、胃がんを引き起こしやすい状態をつくり出すと言われております。

ピロリ菌の感染の有無を調べる検査につきましては、血液を採取して行う血清抗体検査や吐き出された息（呼気）による尿素呼気試験のほか、内視鏡による検査などがございますが、検査方法により検査の精度に差がある状況でございます。

町の健診におきましては、集団で行う町の特設健診において実施できる検査は、血清抗体検査となりますが、この検査法は精度が高くないとされ、実際には陰性であるにもかかわらず、かなりの方が陽性と判定されてしまうことから、この検査で陽性となった場合は、医療機関において再度検査をしていただく必要が出てまいります。

また、町が委託をしております千曲医師会管内の医療機関において個別で特定健診を受診する場合につきましては、ピロリ菌検査の実施はできないとの回答をいただいているところであります。

なお、ピロリ菌検査において陽性となり、ピロリ菌の除菌治療をされる場合は、内視鏡による診察の有無により保険の適用となる場合、ならない場合があります、費用も様々となるため、健診項目に加えるには大変課題が多く、現状では難しいと考えております。

一方で、胃がんを発症する原因は、ピロリ菌の感染だけではなく、塩分の多い食品のとり過ぎ、喫煙、多量の飲酒、野菜や果物の摂取不足などからも発症すると言われております。

胃がんの予防といたしまして、胃がんの大きな原因となるピロリ菌を除菌することも有効ではありますが、除菌後も胃がんなどの病気にならないわけではないため、定期的に胃がん検診を受診していただくことが大変重要であります。

町におきましては、現在40歳以上の方を対象に胃のエックス線検査を実施しておりますが、さらなる胃がんの早期発見と早期治療を推進するため、千曲医師会にご協力をいただき、千曲市と共同で令和6年度から新たに胃の内視鏡検診を実施いたします。

胃の内視鏡検診につきましては、50歳以上で実施年度に偶数年齢となる方を対象といたしますが、詳しくは今後、広報、町ホームページ等でご案内をまいりますので、該当される方におかれましては、ご検討いただき、お申込みいただきたいと思いますと考えております。

続きまして、ロ．小学生にピロリ菌検査をについてお答えいたします。

ピロリ菌は、まだ免疫力が弱い幼児期にピロリ菌が混入している水や食べ物のほか、家族間の唾液などから感染すると言われており、感染率は中高年で高く、若年層では近年の衛生環境の向上等により低下傾向にあると言われております。

松本市が平成30年度から中学2年生の希望者を対象に実施しているピロリ菌検査につきましては、小児生活習慣病予防検診に合わせて実施されており、一次検査は血清抗体検査となりますが、この検査法によりますと、実際には陰性であるにもかかわらずかなりの方が陽性と判定されてしまうことから、この検査で陽性と判定された場合には、尿素呼気試験法による二次検査を実施していただく必要があります。

二次検査で陽性と判定された生徒さんで、除菌をする場合は個別に医療機関に行っていただきますが、除菌につきましては全額自己負担となり、胃の内視鏡検診を受けない場合には保険の適用にならないなど、除菌方法や料金も様々となります。

また、小学生の児童が胃の内視鏡検診を受診することにつきましては、心身への負担が大きいことなどが挙げられ、日本小児栄養消化器肝臓学会が作成している「小児期ヘリコクター・ピロリ感染症の診療と管理ガイドライン2018」におきましては、内視鏡を必要としない検査法が強く推奨されている状況でございます。

町が小学5年生及び中学生を対象に実施をしております小中学生生活習慣病予防検診において、松本市と同様にピロリ菌検査を実施した場合の検査方法につきましては、松本市と同じく血清抗体検査となり、二次検査が必要であることや、陽性の場合の除菌に係る診療方法は医療機関の判断とされていることなどを踏まえ、今後、国・県等の動向を見極めながら、慎重に検討する必要があると考えているところでございます。

2番（中嶋君） ただいま、保健センターの所長よりですね、懇切丁寧なるご答弁をいただきま

した。ご丁寧な答弁ではありましたが、何かいろいろお調べになっていただいでですね、松本あたりはやっているんですよね。ただ、その二次検査までしなきゃって、その辺までちょっと私も研究していなかったんで、先ほど申し上げましたように、一番いいのは内視鏡で胃カメラだと思うんです。あと尿検査、検便、それから血液検査、あと尿素呼気、ふわっと風船を膨らますような、そのような方法もある。

血液検査というのは、やっぱりあの血液の検査なんですか。ただ、私もこの場所で申し上げるんですが、武市先生にやっていただいて、おまえにはいないよと、ゼロだぞと言われたんですが、ついでということも考えまして、いつでも1年に1回、私は松代病院で1晩泊まりでドックをやっているわけです。そこにちょうどピロリ菌もできるというようなことが書いてありましたから、それじゃあわざわざ風船を膨らますとか、そういうのじゃないんだったら、血液でやったと思います。内視鏡はやっておりません。

検便もそれはやっておりませんでした。だから血液だったと思うんですが、何といなかったんですよ、やっぱり。だから、武市先生のことを疑ったわけじゃないけれども、俺もそれが自分で、ここでいつもピロリ菌のをやったらどうですかなんていうようなことを言う立場ですから、私がそういうことを言うと、自分でもやっぱりやってみなきゃ、人様に勧めるときにどうなるのか。

そしたら、2回ともやっぱりいなかったと。そのようなことがありましたので、今、課長にはご答弁をいただいて、二度の検査なんていうようなことがありましたが、それは、今、課長に二度も三度もここへまた来て、どうなっているのなんて私は言いません。丁寧に説明していただいたから。

ただ、町長にはちょっとお願いしておきたいんです。松本市でもうやっているんです。その辺が町長、私は大事だと思います。行政の立場としてやっぱり。その辺のところは、またその血清問題もあるから、みんな陽性になってしまうなんて、あれがある。であるんでしょうけれども、もうほかでもやっている部分もあるんだから。私がこれを毎回毎回、コロナの前だったら、私はここで相当騒いでいました。コロナがあつて少しあれしてたし、それから、今の3ワクチンも、どっちかと言ったら子宮頸がんをやれよなんてことを昨日ここで言っていましたからあれなんです、最終的な部分を言えば、子どもたちの命を守るには、3ワクチンと私はこのピロリ菌に対してしかないと思っております。

その辺のところをまた。だから、所長の答弁はもう要らないから安心してください。町長には、ここで私は宿題を出させていただきます。ご検討なされて、またぜひ坂城町の子どもたちを町長守ろうではありませんか。大人の使命だと私は思っております。

それではですね、次の質問に移っていききたいと思います。次の質問に移るわけですが、ふるさと納税は、この場所で私がちょっと提案したときに、課長にちょっと小言を言われまして、

海老で鯛を釣る税金の集め方はいかなものかなんて言われたんですが、それで、もう課長の答弁なんか要らないわと、町長どうするんだと言ったら、町長はここで英断をしていただきました、あのときに。やりましょうよと。うれしかったですね、あのときは。課長は、海老で鯛を釣るような税金の取り方はいかなものかなんて言って。だから、町長にどうするんだと言ったら、町長にやりますと言っていただいてうれしかった。そこから始まりました。町長、今に至っておるわけであります。

2. ふるさと納税について

イ. 今までの寄附額の推移と今後の見通しは

お尋ねをしたいと思います。まさにこれも私のライフワークとなっていたような質問ではありますが、ここ数年、億を超えるようになってきております。提案者として、私もとってもうれしく思っておりますが、今までの寄附額の推移と今後の見通しと寄附金が増額するような施策をですね、お尋ねをしたいと思います。

ロ. 選べる使い道は

ふるさと納税は、寄附金の使い道が見えるすばらしい制度であると私は思っております。4項目の使い道と金額の状況をお尋ねいたします。これがよく言われる税金の見える化です。こんなすばらしい、しかも他市町村からいっぱい坂城町に頂く税金でありますから、私はこんなすばらしいことはないと思っていますし、これももうどんどん増やしていかなきゃいけないと、こんなふうに思うものです。

以上2点、質問をいたします。

町長（山村君） ただいま、2番目の質問としまして、ふるさと納税について、イで寄附額の推移と今後の見通し、ロで選べる使い道はというご質問がありました。

私からは、ロの選べる使い道はについてお答え申し上げまして、イの今までの寄附額の推移と今後の見通しについては、担当課長から答弁いたします。

今までも中嶋議員さんから何回もご質問やお話がありましたふるさと納税制度については、国民の多くが地方で生まれ、教育を受け、やがて進学や就職を機に移った都会で納税をする中、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思でいくらでも納税できる制度があってもよいのではないかとの考えから、国において検討がなされ、平成20年度から導入されたものであります。

ご案内のように、坂城町におきましても、平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、寄附の受付をスタートいたしました。そのとき、私が町長になってからですけれども、なかなかお土産つきでは寄附金が増えないということもありまして、よく調べてみたら坂城町の方が外でふるさと納税をしているという、そっちの出るほうが大きいのということがありましたので、これをじゃあやっぱり何とかしなきゃいけないということで、平成28年度からは協

力事業者を募りまして、町の様々な特産品を返礼品として用意するとともに、インターネット上のポータルサイトによる寄附金の受付を開始するなど、全国から寄附を受けやすい仕組みとして運営しているところであります。

このようにして全国の皆様からお寄せいただきました寄附金は、一旦ふるさとまちづくり基金に積み立て、毎年1月から12月までにいただいた寄附額を翌年度の各種事業の財源として活用させていただいているところであります。

さて、選べる使い道はというご質問ですが、町では、寄附申込みの際に四つの分野から使い道をお選びいただいております。直近の令和5年1月から12月までに頂いた1億3,841万1千円は、今議会に上程しております令和6年度当初予算案に反映しております。

使い道と金額について申し上げますと、まず、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援」が5,334万4千円で、令和6年度では、高校生のタイ国研修事業や中学生海外派遣事業、あるいは保育園、3歳児以上副食費無償化、坂城児童館遊戯室改修、あるいは特色ある学校づくり交付金事業、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラー配置などに活用させていただいております。

「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援」につきましては、691万2千円で、文化財として価値のある旧久保家住宅の建物調査や、坂木宿ふるさと歴史館の管理、文化財保存団体等や千曲川坂城陣太鼓保存会への支援などに使っております。

また、「花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援」が718万4千円で、オリジナルローズのさかきの輝等の増殖やばら祭りの支援などに使わせていただいております。

そして、「ふるさとさかきのまちづくりを応援」、これは町にお任せということなんですけれども、これは7,097万1千円で、有害鳥獣対策ですとか、ねずみ大根の振興、ワインブドウの産地化、テクノセンター支援、中心市街地活性化などの産業振興事業や消防団の活動、消防防災設備、地域猫活動など、町の安心安全な環境づくり事業のほか、本当に様々な分野の事業に活用させていただく予定であります。

いずれの事業も、ふるさと寄附金として町を応援してくださる方々の意に沿い、それぞれの分野で町独自の事業を含め、各種事業の充実発展に活用させていただいており、こうした使い道については、希望される寄附者の皆様に対してもご報告をしているところであります。

今後につきましては、この後の担当課長の答弁と重複するかもしれませんが、引き続き寄附を通じて町を応援していただき、第二のふるさととして坂城町に思いをはせていただける方が一人でも増えるよう取り組むとともに、いただいたご寄附は大切に活用させていただきたいと考えております。以上であります。

企画政策課長（伊達君） 私からは、ふるさと納税についてのご質問のうち、イの今までの寄附額の推移と今後の見通しについてお答えいたします。

まず、今までの寄附額の推移につきましては、インターネットによる寄附金の受付を開始した平成28年度以降の寄附額の状況を申し上げますと、平成28年度が2,846万円、29年度は4,558万8千円、30年度は7,979万4千円、令和元年度は1億4,857万2千円、2年度は1億8,926万1千円、3年度は2億5,835万4千円、4年度は1億2,983万5千円のご寄附をいただいております、それぞれご指定の使途に従い、有効に活用をさせていただいている状況でございます。

また、今年度につきましては、前年の同時期と比べますと、2月末現在で、寄附の受入件数では1,907件、受入額では838万4千円の増となります、合計で言いますと8,960件、1億3,763万5千円の寄附をお寄せいただいておりますところでありまして、返礼品の充実やインターネットによる寄附の受入体制を整えた平成28年度以降は、今申し上げましたように大変多くのご寄附をいただいておりますという状況でございます。

次に、今後の見通しと寄附金増加への施策であります、現時点で具体的な寄附額の目標というものは設定してございませんが、これからも寄附を通じて町を応援していただき、第二のふるさととして、坂城町に思いをはせていただける方が一人でも増えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど町長からも申し上げましたとおり、町では、平成28年度に町内事業所のご協力の下、特産品などの返礼品を設け、インターネットによる寄附金の受付、クレジット決済の導入などを行いました。

以降、人気を博していたブドウなど果樹類を提供いただける登録事業者を増やす取組や、人気返礼品の数量確保といった返礼品の充実とともに、寄附の申込みを行うインターネット上のポータルサイトを増やし、電子決済やふるさと納税に伴う特例申請のオンライン化に対応するなど、寄附者の利便性向上に努めてまいりました。

今年度も、国が定める基準を遵守する中で、ポータルサイトをさらに1社増やすとともに、ポータルサイトの掲載内容の見直しや、新たな返礼品協力事業者3者の登録のほか、既に返礼品のご協力をいただいている事業者から新たな返礼品の提供をいただくなどの取組を進めてきたところであります。

返礼品は、町の魅力を知っていただく大変重要な要素でありますので、今後も事業者の皆様のご協力をいただく中で、新たな魅力ある町の特産品を積極的に取り入れながら、返礼品の一層の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、より多くの全国の皆様に坂城町を知っていただき、魅力をお伝えする機会とするための体制の充実につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

2番（中嶋君） ただいま、課長にこれまた懇切丁寧なご回答をいただきました。町長にもです、ね、今どこに使われているんですかと、さっき私も言いましたように見える化でございます

からね、これはいい税金の使い方ですね。私なんかも、大した税金は町へ払っていないんですが、そうは言いましても、どこへ金って使われているんだよと、道を直したからなんていうような話があるんでしょうけれども、このふるさと納税の見える化はすばらしいです。今、町長が細かに、子どもたちの分が多く使われていて、とってもうれしく思うわけです。

それから、またあとは消防団もやっている。ありがたいですね。消防団もなかなか若者たちの入る人がいなくなってきた、みんな苦労しているようです。

そういうちょっと手の届かないようなところへ、全国からいただいた税金をおあげしていくというような、一番これはまた見える化で、消防団の団長でも、ここへ連れてきたいようですね。一生懸命おめたやってくれやと。そんな部分もありました。

それから、先ほど課長に一生懸命答弁していただいたんですが、町長、よかったですね、やって。あのときにやっていなければ、こんな金は坂城町に集まってきませんよ。28年度に町長がやれやと言ったら、やるわと手を挙げて、あそこからが快進撃ですね。最初は2,800万円だったんです。それが何と元年頃から1億円超えになったと。このときはうれしかったね。それこそこれはいい制度だと私は思っていました。よそ様の市町村から合法的に坂城町へ1億円からのお金が出てくるから、こんなすばらしいことはないやと。そんなふうに思いました。

ましてや、今、町長がいろいろご検討なされて、これは考えたやり方ですが、子どもたちなんかは、私はうんとうれしいです。とにかく少子化で子どもは大事でありますので、そこへたんとお金を使っているんだということを今ご報告いただきました。また、町長に敬意を表するものであります。ありがとうございます。

またちょっと課長にはもう一言言っておかなきゃいけないんだけど、今の3年のときには2億5千万円もあれしなのに、また1億円台へ戻っちゃったから、このようなところは、また、課長あれです。さっきも言いましたように、私も覚えているんですが、レッドフォースという会社をお願いをしまして、そこから始まって、ポータルサイトとか何とかやってやっね。あれをたんと増やせなんていう。課長、一言でいいけれども、私もテレビをしょっちゅう見てやっているんだけど、さとふるなんていう人気のあるのがやっていたけれども、あんなところはやっているんですか。ちょっとそこだけご答弁を。

企画政策課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

特定の事業者の名前を挙げてというわけにはいきませんが、ご質問のサイトにつきましては、現在やっておるところでございます。

2番（中嶋君） 役場の職員、課長らしいご答弁をいただきました。いろいろ制約があるんでしょうね。私はもうあれです。えらい恐れるものはいないから、もうみんなさっきもね、どこでおまえは具合が悪くなってきたなんて、武市先生ですかね、色川先生とかみんな言ってしま

うんだけど、別にそれを言ったってね。昔ね、中沢町政の時代に、各会社を言うときに謎かけ問答だとこの場所で怒ったんですよ。例えばあれですよ。南条にあるN樹脂なんて言うんだよね。N樹脂がどうした。今度、最近、建機の関係で一生懸命頑張ったなんてあの時代でしたから、とても伸びてきた会社があるなんて、村上のT製作所だなんて言って、こういう問答をやったことがあったんです。怒ったんですよ、俺は。こんな謎かけみたいなことはやめたらいいでしょうと言って。そしたらコマーシャルになっちゃうから、どうのこうの。コマーシャルになっていいじゃないかと言ったんですよ、ここで。やたらここでコマーシャルして宣伝して、今の日精樹脂がやたらでかくなったり、竹内製作所がすてでかくなったりいいじゃないかなんていってやった時代もあったんですが、それでも私、登は荒っぽいことを言う人間ですから、こんなところでこういうことを言っちゃうんですが、課長のお立場を考えて、私はそれ以上言いませんが、やんわりとですね、やっているよと言われましたけれども、テレビで宣伝するさとふるなんてところも一生懸命、日本中であれば宣伝しているでしょうから、そこへなんかサイトがどうたらとあって、こんなことをやったら坂城町が出てきた。すごいな、シャインマスカットなんていってね、またみんな坂城のおいしいシャインマスカットを日本中の人に食べていただければ、こんなうれしいことはありません。

そんなことも含めて、またいろいろ課長には宿題を出しちゃって申し訳ないんですが、できればですね、せっかく1億円を超えてきていますので、すぐまた前のように2億円にしろということは言いませんが、1億2千万円が1億3千万円になってきていますので、できるだけ努力をなされてですね、1億5千万円ぐらいを取りあえず目標にして頑張ってください。

ただ、一言最後に言うておきますが、1億円を割らないようなご努力だけは、この場で私はお願いしておくものであります。第2、第3質問はよろしゅうございます。そんなことで、ひとつ町長にも宿題を出しました。課長にも宿題を出しました。よろしく坂城町のためにですね、頑張ってくださいと思います。決して登のためではありません、坂城町の町民、坂城町の子どもたちのために私はお願いをするものであります。

ばちばち時間も迫ってまいりました。さて、前段で話したようにですね、日本では大きな自然災害に見舞われており、また、世界に目を向けると、まだロシアとウクライナが戦争を始めてもうどうですか、皆さん、2年もたっちゃった。こんなことが起きています。そうしたらまた始めた。中東では、もうイスラエルによるガザ地区へのこれまた攻撃。悲惨ですね、これは。見れば子どもたちがもう栄養失調でばたばたと死に始めています。えらいことが今起きております。そして、この二つの戦争がいつ終息、終結するというめども立っておりません。えらいことです、人類もね。

そして、今度はその裏で世界的に今何を言い出したかということ、さっきもちょっとお話が出ていましたが、SDGsだなんていってね、未来の環境のためだなんて言ってね、今できるこ

とは持続可能な未来と社会をつくること、そして何と、これもまた町長、坂城町としては頭が痛いわね。2030年にはカーボンを半分にするぐらいのことをが言われているんだし、ましてや50年になったらゼロにするなんて言われているんだからね。そんなことを言っていて、片一方じゃ戦争なんかしている。どうなっているんだと私は思うんですが、そういうふう to 考えるとですね、地球が病んでいるのか、はたまた人類が病んでいるのか、皆さん、何とか平和で明るい未来になってほしいものでありますね。

これ以上やっていると、年寄りのぼやきになるように聞こえる方もいると思いますので、このぐらいにしておきたいと思います。それでは、恒例により一句を添えます。ある私の支持者に言われました。中嶋君、議長さんがお休みになっているから、おまえが議長の代わりをやるのも大いに結構だけれども、二場所休んじゃっているぞと。もう3回目をやらなきゃ角番だぞと脅かされまして、今回は2場所、相撲になっちゃっていけません、2回空きましたが、3回目ということで一般質問をさせていただきました。それでは、もう一度言います。最後に一句添えます。雪とけて 世界中に 春よこい。雪とけて 世界中に 春よこい。これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分～再開 午後 2時31分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、11番 柗津明子さんの質問を許します。

11番（柗津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、令和6年能登半島地震による甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われました。お亡くなりになられた方と、そのご家族の皆様方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、坂城町農業クラブ、坂城町社会福祉協議会、坂城町役場職員の皆さんが災害ボランティアとして活動されたことに加え、現在も復興・復旧にご尽力いただいている方々にも感謝申し上げます。

では、質問に入ります。

1. 防災・減災について

イ. 災害時の協力体制について

近年、災害が激甚化や頻発化しています。また、南海トラフ地震、首都直下地震など、広域的な大規模災害の発生も懸念されています。災害の激甚化や頻発化、災害時に支援が必要な高齢者の増加などにより突発的に発生する災害に対し、自治体は住民の生命・財産を守るため、関係機関と連携した迅速な救助や救援体制の確保、そして地域全体の復旧を進めることが大きな使命として求められていますが、行政主導の対策のみで対処することは、ますます困難に

なっています。能登半島地震でも大きな課題の一つとなりましたが、災害が発生した直後の復旧には特に共助が重要となっていきます。そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、災害時の道路復旧やインフラの早期復旧には、必ず地元、地域の業者の皆さんが復旧工事にあたります。現時点での協力体制はどうなっているのでしょうか。

2点目として、現在、町が協定を結んでいる団体等はいくつあるのでしょうか。また、広域での連携はあるのでしょうか。さらに昨年、坂城町は町内の企業と災害時の建機提供で協定を結びました。ショベルカーやクローラーローダーなど、災害時に重機の運転ができる人の確保をどのように考えているのでしょうか。

3点目として、平成29年の改正道路交通法の施行により、法改正以降に取得した普通免許証では、消防ポンプ車が運転できなくなりました。この対策はどのように考えているのでしょうか。

次に、ロ．配慮が必要な人に対して。

日本防災政策には、災害時に最も配慮すべき対象を指す言葉として、災害弱者、災害時要援護者や要配慮者といった言葉があり、その対象は高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人を指します。これは災害が起こった場合のハンディの有無や、環境変化などの影響を受けやすいかどうかはその根拠となっています。配慮が必要な方にとって、避難場所への移動、避難所での生活、言語、トイレ対策が特に重要な課題だと思います。

令和4年4月に改定した避難所におけるトイレの確保管理ガイドラインを確認しますと、トイレの課題は多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする避難者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながる。被災者支援の中で、避難生活におけるトイレの課題は、今まで以上に強い問題意識を持って捉えるべきである。避難所のトイレは、原則として男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置するとともに、建物内のトイレを優先して障がい者、高齢者、女性や子どもに使用させるなどの工夫に努めることが必要であると記されています。災害時は、配慮が必要な人の尊厳を守るためにも、しっかりとした対策が必要であると考えます。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、女性、子ども、高齢者等に配慮した災害時のトイレについての対策はどのように考えているのでしょうか。また、組立式簡易トイレ、バイオトイレ、マンホールトイレなど、設置場所について、あらゆる場面を想定し種類別に検討しておく必要があると考えますが、ご見解をお尋ねします。

2点目として、障がい者や車椅子利用者等が参加する避難訓練を実施すべきと考えますが、ご見解をお尋ねします。

3点目として、避難所等での文字や言葉での意思伝達困難者に有効なコミュニケーション

ボードなどの設置や、支援できる人には医師、看護師、手話できます、英語話せますなどのビブス等を用意し、支援を求める人にはヘルプマークのシールを貼るなど、支援ができる人と支援を求める人の明確化が必要だと考えますが、ご見解をお尋ねいたします。

次に、ハ．ＢＣＰについて。ＢＣＰとは、災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画のことで、日本では平成１７年以降、内閣府や中小企業庁が中心となり、ＢＣＰの普及を推進してきました。ＢＣＰは、企業の事業継続性を確保し、災害や緊急事態に対してリスクを最小限に抑えるために重要な役割を果たします。

そこで、２点お伺いいたします。

１点目として、介護事業者は、製造業など他の業種と異なり、利用者の生活、健康、生命と直接的に関わっています。そのため、令和３年度介護保険制度の改正に伴い、今年４月より介護事業者はＢＣＰの策定が義務化されることとなりました。事業者への周知はどのようにしているのでしょうか。

２点目として、災害対応は自治体が担う重要な役割であると考えます。令和５年３月、消防庁から地方公共団体における業務継続計画等の策定状況の調査結果が発表されました。調査対象は都道府県４７団体、全国市町村１，７４１団体、令和４年６月１日時点でのＢＣＰ策定済み団体数は、長野県が７７団体中７５団体で策定率は９７．４％、市町村は、全国１，７４１団体中１，７０５団体で策定率は９７．９％。

そして、ＢＣＰの中で特に重要な６要素についても発表されました。重要６要素とは、１、首長不在時の明確な代行順位や職員の参集体制、２、本庁舎が使えなくなった場合の代替庁舎の特定、３、電気・水・食料等の確保、４、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、５、重要な行政データのバックアップ、６、非常時優先業務の整理の六つです。

この重要６要素全ての策定済み団体数は、都道府県が４７団体中４３団体で、策定率が９１．５％。全国市町村は１，７０５団体中６８９団体で、策定率は半数以下の４０．４％でした。

そこで、町のＢＣＰについて、策定状況はどのようになっているのでしょうか。また、重要６要素は網羅しているのでしょうか。

以上、イ、ロ、ハについてご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから防災・減災についてということで、イ、ロ、ハと具体的に、なおかつ詳細にたくさん質問をいただきました。私はですね、防災・減災についての基本的な考え方をお答え申し上げまして、おのおの詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

近年の町の災害につきましては、異常気象によるゲリラ豪雨や、台風による浸水被害が発生しており、特に令和元年東日本台風では、千曲川の氾濫による浸水のおそれもあったことなど

から、災害対策本部を設置し、避難所も開設するなど、これまでにない対応を取ったところがあります。

その後、町では、令和元年東日本台風の検証を行う中で、様々な課題を精査し、以降の対応指針としていくために、全課横断的に組織する災害検証委員会を開催し、有事の対応について検討するとともに、情報の共有を図ってまいりました。

その中では、避難所における停電時の電力確保の必要性や避難情報の発令の在り方の見直しのほか、自主防災会との連携強化の必要性といった課題などが挙げられたところであります。

その一つとして、避難所における停電時の電力確保に関しましては、これまでに中核避難所となる3小学校への蓄電設備の整備が完了したところでありますが、今年度はさらに、文化センターに太陽光発電設備と蓄電設備を整備しているところであります。

また、令和2年度から、地域との連携強化を図るため、自主防災組織の長である区長さんを対象に防災説明会を毎年開催しているほか、希望する地区に担当職員が出向き、防災に関して意見交換を行う出前講座を随時開催するなど、各地区との連携の強化に努めているところであります。

また、令和元年東日本台風の教訓を生かしまして、町と地域の防災力の向上を図るため、令和2年度の町総合防災訓練から内容を見直し、台風による浸水被害を想定した水防訓練と自主防災組織による避難経路の安全確保のほか、避難所設営訓練を実施しており、令和2年度には村上地区、3年度は坂城地区、4年度は中之条地区を会場に、また今年度は南条地区で訓練を実施したところであります。四つの地区全てでの自主防災組織と連携した訓練が一巡したところであります。

こうしたことから、令和6年度からの町総合防災訓練につきましては、新たなテーマによる訓練を取り入れることを考えており、現在、その内容を検討しているところでありますが、今年1月1日に発生しました能登半島地震の状況からも、住民の避難や避難所開設、避難所の運営に関する訓練は重要であると改めて考えているところであり、引き続き実施していく必要があると考えております。

総合防災訓練について申し上げましたが、町としましては、自分たちの命は自分たちで守る自助、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、防災・避難活動に取り組む共助、行政が行う公助が円滑につながり、有事の際に最大限の効果が発揮できるよう、地域や企業、関係機関と協働して、地域防災力のさらなる向上につなげてまいりたいと考えているところであります。

住民環境課長（山下君） 私からは、防災・減災についてのご質問のうち、イの災害時の協力体制についてと、ロの配慮が必要な人に対してのうち、災害時のトイレと障がい者等の参加する避難訓練実施に関するご質問について、順次お答えいたします。

初めに、イの災害時の協力体制についてとして、災害時の道路復旧・インフラの早期復旧にあたっての地元、地域の業者との協力体制に関するご質問でございますが、災害時には、災害復旧の迅速な初動体制が非常に重要であることから、町では町地域防災計画の災害予防計画において、発災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時から連携を強化していくとしております。

これを受け、平成23年3月の東日本大震災の教訓から、24年7月には、町内建設業者で組織する坂城町建設業災害防止協会と災害時の応急措置に関する協定を締結いたしました。この協定は、風水害・地震などの災害発生時及び災害発生のおそれがある場合において、路上障害物の除去などの応急措置を円滑に行うことを目的として締結しております。

具体的な取組といたしましては、関係機関との協力体制の整備として災害が発生し、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があることから、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しているところであります。

また、令和4年2月には、県千曲建設事務所の発起による仲介の下、更埴地区の建設業者17社で組織する長野県建設業協会更埴支部とも同様に、災害時における応急対策業務に関する協定を締結いたしました。

これにより、災害時の応急対策が広域的となり、より迅速かつ円滑となることも期待されるところであり、必要な資機材や労力の確保、災害の備えがより強固なものとし、発災時には、町の地域防災計画に基づき、関係機関との連携の下、障害物の除去処理を進めてまいりたいと考えております。

次に、現在、町が協定を締結している団体数と広域での連携についてであります。現在、町が災害時応援・協力協定を締結している数は17協定あり、そのうち長野県市町村災害時相互応援協定は、広域市町村相互の応援協定であり、長野ブロック9市町村において食料・飲料水・医薬品・資機材等の提供と人員派遣を行うこととしております。

また、長野県消防相互応援協定として、千曲坂城消防組合が北信地区の5消防組合と締結しているものもあり、現在は17協定35団体と締結しているところでございます。このほかにも、長野県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町による応急給水活動、水補給施設の相互利用を目的として協定を締結しているところでもあります。

次に、昨年締結した町内企業との建機提供に係る協定に伴う重機運転者の確保についてのご質問でございますが、建設機械の操縦には専門の免許が要ることから、災害復旧に迅速に対応できるよう町建設業災害防止協会に依頼することとしているところでございます。

続いて、消防団員の消防ポンプ車運転に要する運転免許証に係る対策についてでございますが、道路交通法の改正により、新たに準中型自動車免許が創設され、法改正以降に普通自動車免許

を取得した方が運転できる車両は、総重量3.5トン未満に限定されました。

消防団の保有する消防ポンプ車は、総重量4.5トンあり、法改正により運転には準中型免許が必要となるところであり、活動するために準中型免許を取得する必要がある団員に対しましては取得費用を補助してまいりたいと考えております。この補助事業を令和6年度から実施したいと考えており、当初予算案に計上、今議会に上程させていただいたところであります。

次に、ロ. 配慮が必要な人に対しての質問にお答えいたします。

初めに、女性、子ども、高齢者等に配慮した災害時のトイレの対策についてのご質問でございますが、災害時に中核避難所となる各小学校体育館と文化センター体育館におきましては、男性用トイレ、女性用トイレのほかに多目的トイレを設置しております。

多目的トイレにつきましては、障がい者、高齢者の方が安心して使えるよう、手すりが設置されており、また、広くスペースを確保してありますので、妊産婦や乳幼児を連れている方にも、安心して使用していただけるものと考えているところであります。

また、組立式簡易トイレ、バイオマストイレ、マンホールトイレなどの設置場所に関するご質問でございますが、災害時に避難所となる各小学校や文化センターのトイレは、下水道に接続されており、地震などでは下水道管の破損や断水によりトイレが使用できなくなる可能性があります。その場合には組立式簡易トイレ、バイオマストイレ、マンホールトイレなどが有効とされているところでございます。

組立式簡易トイレにつきましては、排せつ物凝固剤と組み合わせて使用することで、下水道が使えない場合であっても使用が可能となり、被災状況により、避難スペースが確保できる避難所においては、大変有効であると考えているところであります。

また、有事の際に、清潔で衛生的なトイレ環境を整備し、避難所の防災機能の向上を図るため、県企業局で整備された安心の蛇口を活用し、来年度から町地域防災計画により中核避難所に指定されている各小中学校へのマンホールトイレの整備を予定しております。

マンホールトイレにつきましては、様々な構造のものがございますが、当町は、その中でも貯留型を採用する予定であります。貯留型を採用する理由といたしましては、維持管理頻度が1日1回から2回と少ないことや、地中に埋設されている排水管にあらかじめ水洗用水を貯水することが可能なため、有事の際に迅速に対応できることがございます。

トイレの設置基数につきましては、障がい者用1基、女性用2基、男性用2基の計5基を予定しており、プライバシーの配慮として男性用と女性用の間隔を3メートル空けることや、トイレの仕切り材は一般的なテント式ではなく、施錠のできるパネル式を採用する予定であります。

設置位置につきましては、接続先の既設下水道管路との位置関係や避難施設からの距離、利用の障害になる段差がないこと、また水洗用水の確保のため、安心の蛇口や学校プールの位置

関係などを勘案し、学校と相談した上で設置位置を選定しております。

バイオマストイレにつきましては、生物学的なプロセスを利用して有機物を分解処理することから、通常の水洗トイレと異なり、水を使わずに排せつ物を処理することができるため、災害時には大変有効なトイレであると考えております。

しかしながら、分解された排せつ物の処理や、微生物の補充などを定期的に行う必要があり、寒冷地や高温多湿地などの特定の気候条件下での適性が問題となることで、微生物の活動や排せつ物の分解プロセスが影響を受ける場合がございます。そのため、バイオマストイレの設置につきましては、設置場所や技術的な面も含め、研究が必要と考えております。

次に、障がい者や車椅子利用者等が参加する避難訓練実施に関する町の見解についてのご質問にお答えいたします。

町では、毎年8月に町総合防災訓練を実施しており、町内4地区で毎年会場を変えて実施しておりますが、主会場となる地区に要支援者施設がある場合には、訓練にご参加いただくようお声がけさせていただいており、避難訓練に参加いただいた経緯もございます。

コロナ禍も明け、以前のように住民の皆さんが参加しやすい状況に戻ってきたところであり、来年度の訓練からは住民の皆さんもご参加いただける形で検討してまいりたいと考えております。その際には、要支援者施設にも参加をお声がけさせていただきたいと考えておりますが、それ以外の各地区にお住まいの障がいをお持ちの方や車椅子をご利用の方々にもご参加いただけるよう内容を検討し、情報提供しながら参加を促してまいりたいと考えております。

福祉健康課長（鳴海さん） 私からは、1. 防災・減災について、ロ. 配慮が必要な人に対してのうち、避難所等での支援者と避難者の明確化についてと、ハ. B C P（事業継続計画）についての介護事業者への周知についてのご質問にお答えいたします。

災害の発生時に避難所等への避難される方の中には、自ら避難することが困難な配慮を必要とする高齢者の方や障がいのある方、妊産婦や乳幼児、難病患者の方など様々な方がいらっしゃいます。

災害が発生し、避難所が開設された際には、避難者等が安全で安心できる場所を確保し、スムーズに避難所内へ避難でき、さらに誰もが過ごしやすい環境づくりを行うことが必要であると考えております。

毎年行う町総合防災訓練では、避難所開設・運営訓練を実施し、避難所を円滑に利用いただくために男女別の更衣室やトイレ、授乳室、食料等の設置場所などを表示しているほか、情報を共有するためのホワイトボードを配置しており、また支援者側は避難所を運営する受付担当や、食料・物資担当等がビブスを着用するなど、それぞれの役割分担が明確になるよう配慮しているところであります。

さらに今後におきましては、避難者等の中で支援にあたることができる方と一般の避難者が

一目で見分けができるようビブスを有効利用していくことや、個々に特性のある方との意思伝達方法についても検討し、町防災訓練から取り入れてまいりたいと考えております。

また、支援や配慮が必要な方を避難所で受け入れる際には、障がいの内容や食物アレルギーの有無などを確認し、避難所で生活する上で、本人や家族だけでなく周囲の方と共有を図るなど、必要な情報をわかりやすく知らせるための周知・伝達方法も検討してまいりたいと考えております。

避難所内におけるよりよい環境づくりと、避難者の心身の健康を守るため、平時から関係団体と連携し、研究してまいりたいと考えております。

続きまして、ハ．BCP（事業継続計画）についての介護事業者への周知についてのご質問にお答えいたします。

初めに、BCP（事業継続計画）とは、自然災害等の不測の事態が発生した場合に備えるために、身体・生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針・体制・手順等を示した計画であります。

介護施設及び事業所においては、高齢者など日常生活上の支援が必要な方が大勢利用していることから、自然災害等により建物の倒壊、電気、ガス、水道等のライフラインが停止し、サービス提供が困難になった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため災害発生時には、介護サービスを提供する要介護者に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要となってまいります。

介護事業者が策定する事業継続計画については、大地震や水害等、自然災害や感染症の蔓延など不測の事態が生じた場合でも、介護業務を中断させないよう準備するとともに、中断した場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、平時から準備・検討しておくことが求められています。

また、入所施設においては入所者に対して生活の場を提供しているため、施設が被災しても自力でサービスを提供する場合と、ほかへ避難する場合の双方について、事前に準備を進める必要があります。通所事業所や訪問事業所においては、業務の縮小が余儀なくされる場合であっても、極力業務を継続できるよう努めることとされております。

介護事業者は体が弱い高齢者等に対するサービス提供を行うため、利用者の安全を確保することが最大の役割であり、利用者の安全を守るための対策が肝要になります。

この計画策定については、令和3年度の介護保険制度改正に伴い、国から通達がなされ、介護事業所においては、令和6年4月1日より義務づけられるものであります。

各事業者への周知がされてからの3年間は、経過措置期間とされ、町内の介護事業所の策定状況について確認を行ったところ、ほとんどの事業所は策定済みとなっており、現在策定中の

事業所においても3月末までに策定完了予定とのことでありました。

今後、町といたしましては、各事業所が策定した計画について、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等に沿って策定されているか、また計画する研修や訓練が実施されているか確認を行い、定期的な見直しや変更を要する際などについても、必要に応じて助言、指導等をしてまいりたいと考えております。

総務課長（関君） 私からは、町の業務継続計画（BCP計画）の策定状況等に関するご質問にお答えいたします。

坂城町業務継続計画は、有事があった際、町行政の中核拠点である役場庁舎が被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務の継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的として策定している計画であります。

国の中央防災会議で定めています防災基本計画におきましては、「地方公共団体等の防災関係機関は、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。」とされているところであり、町におきましても、令和2年3月に計画を策定いたしました。

さらには、令和元年東日本台風の発生後、後日各部署の対応等を検証していった中におきましては、業務継続計画で述べている災害応急対応業務や通常業務優先再開レベル等に関しましても、再度見直しを行い、業務を開始するまでの目標時間に関しまして、経験を得た上での、より実際の災害対応に沿ったものに見直したところでございます。

次に、内閣府防災担当が示す重要6要素は網羅しているかのご質問でございますが、国の防災基本計画におきましては、地方公共団体等が業務継続計画を策定するにあたりましては、議員さんから先ほどご質問もあったとおり、一つ目として、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、二つ目としまして、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、三つ目として、電気・水・食料等の確保、四つ目としまして、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、五つ目として、重要な行政データバックアップ、六つ目としまして、非常時優先業務の整理について定めておくものとするとしておるところでございます。

これを受けて、当町におきましては、これらの要素を踏まえた計画としているところでありまして、町の地域防災計画の内容に基づく中で、各要素に関する対応内容を定めているところであります。

まず、一つ目としまして、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制であります。町長不在時におきましては、副本部長であります副町長以下、教育長、総務課長と代行する順位を立てる中で取り決めているところでございます。

また、職員の参集体制に関しましても、大雨・洪水等の場合と地震等の場合に分けて、今後

災害が発生するおそれが考えられる準備段階から状況に応じた参集体制を取り決めているところでございます。

二つ目の本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定という点に関しましては、文化センターを代替施設として位置づけているところであり、三つ目の電気・水・食料等の確保といたしましては、庁舎で確保している非常用発電設備や蓄電設備の状況、光熱水のインフラ、備蓄品について取り決めているところでございます。

四つ目でございます。災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保といたしましては、防災対策として確保している通信手段として、国や県で整備する衛星回線等のほか、町独自で整備する防災行政無線など様々な回線を確保しているところであります。

また、五つ目の重要な行政データのバックアップに関しましては、各業務で使用しているシステムや保有する台帳類を整理し、バックアップ体制や保管状況を取りまとめているところでございます。

六つ目の非常時優先業務の整理に関しましては、発災後の経過時間ごとに区分し、各区分においてあたるべき業務の基準を記載しているところでございます。

これらの内容に関しましては、検討内容を踏まえる中で、状況に応じて更新されていくものであり、必要に応じて内容を修正し、より実際の行動に資するものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、引き続き町行政の継続的な運営が常に求められることを前提として、各職員が業務継続計画や地域防災計画に基づいた体制を確実に進められるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

11番（祢津さん） ご答弁いただきました。イについては、重機操作オペレーターの確保は必要不可欠だと考えます。能登半島地震でも消防車や救急車が通行できず、自衛隊などが現地到着する前にすぐに行動したのは地元の方々やボランティアで活動されている重機オペレーターです。災害時には、すぐに行動できる方々との協力体制が非常に重要となります。

また、今後自治体と民間の連携による防災体制をどうするのか、自治体間の支援をどうするのか、ボランティアなどを含め、被災自治体になった際、スムーズに支援を受け入れられる準備はどうするのかなど、この機会にもう一度しっかりと議論してください。

行政と民間が平時から連携して、あらゆる場面のシミュレーションを行い、対応できる体制をつくり強化していくことが大きな鍵になると考えます。

ロについては、災害時には誰一人取り残さない地域社会とは何なのか、一人一人の尊厳とは何か、災害は弱い者いじめという社会から決別し、災害時も誰一人取り残さない、そしてしっかりと尊厳が守られる安心で安全な地域共生づくりを切に願います。弱い人ほど劣悪な環境に追い込まれる事態は、もうやめましょう。

ハについては、市区町村が作成する個別避難計画、地区防災計画、介護事業者BCP、この三つの計画で支援者の危機管理能力の向上を図り、災害時に連携体制を強化してください。また、町のBCPについては、災害緊急時の職員の負担は想像以上だと推測できます。根性論では人は働けません。しっかりと職員が働ける実効性あるBCPの充実を望みます。

災害の種類や発生する時間帯、気象状況などによって被害は大きく変わります。想定される事態への具体的な対応を検討し、定期的な訓練や他地域での災害発生などを機に、その都度計画を見直し、更新していくべきだと考えます。

偶然にも今日は3月11日です。あの日から13年がたちます。災害大国と言われる日本に住む私たちが今できることは何か。2011年3月11日午後2時46分、あの日何が起きたのかをもう一度振り返り、住民の生命、尊厳、財産を災害から守りましょう。

次に、2. ハラスメントについて。

イ. 事業所等へのカスタマーハラスメント対策の周知について

カスタマーハラスメントの問題は、幅広い業種で働く労働者にとって切実な課題です。また、労働者に過度の精神的ストレスを与えるのみならず、通常の業務に支障を生じさせるケースもあり、経営者にとっても切実な問題であります。

意欲や目標を持って仕事に就いた方たちが、商品・サービスの改善などではなく、直接関係ないことで心身の健康を害され、心の病となり離職を余儀なくされるケースも見られ、非常に理不尽だと感じています。カスタマーハラスメントとクレームの違いが曖昧なため、判断が難しい場合が多く、対策として明確な基準を設け、対応策を準備する必要があると考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目として、令和4年2月に厚生労働省が作成したカスタマーハラスメント対策企業マニュアルを活用し、医療・福祉などの公共サービス、ガス・水道・電気など生活インフラ、物流やスーパーなどの小売業など、我々が日常生活を維持するために不可欠な職業に就き、最も影響があると考えられるエッセンシャルワーカーの方々や個人事業主の皆さんへ内容を広く周知し、浸透させていくことが重要だと考えますが、ご見解をお尋ねします。

2点目として、企業や個人事業主などに向けた学習会、研修会などの開催の考えはあるのでしょうか。

以上、イについてご見解をお尋ねします。

商工農林課長（竹内君） 2. ハラスメントについて、イ. 事業所等へのカスタマーハラスメント対策の周知についてのご質問にお答えします。

令和元年6月に、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

これを踏まえ、令和2年1月に、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起

因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針が策定され、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントに関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められました。

厚生労働省が実施した令和2年度職場のハラスメントに関する実態調査によると、企業に対する調査では、過去3年間に顧客等からの著しい迷惑行為の相談があった企業の割合は19.5%、また同調査の労働者に対する調査では、過去3年間に勤務先で顧客等からの著しい迷惑行為を一度以上経験したと回答した割合は15%となり、こうした行為に悩む企業、労働者は少なくありません。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省では、令和3年度にカスタマーハラスメントの防止対策の一環として、カスタマーハラスメント対策企業マニュアルを作成しました。

本マニュアルによると、カスタマーハラスメントとは、「企業や業界により、顧客等への対応方法・基準が異なることが想定されるため、明確に定義することはできないが、企業へのヒアリング調査等の結果、企業の現場においては、『顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの』と考えられている」としております。

顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合の例としては、企業の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合や、要求の内容が企業の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合が想定されます。

また、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動の例としては、要求内容の妥当性にかかわらず不相当とされる可能性が高いものとして、暴行・傷害などの身体的な攻撃・脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言などの精神的な攻撃、威圧的な言動、土下座の要求、継続的あるいは執拗な言動、不退去・居座り・監禁などの拘束的な行動、差別的な言動、性的な言動、従業員個人への攻撃・要求など、また、要求内容の妥当性に照らして不相当とされる場合があるものとして、商品交換の要求、金銭補償の要求などが想定されます。

カスタマーハラスメントの判断基準は、業種や業態、企業文化などにより、企業ごとに違いが出る可能性があることから、各社であらかじめ判断基準を明確にした上で、企業内の考え方、対応方針を統一して現場と共有しておくことが重要とのことであります。

なお、カスタマーハラスメントとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為で従業員の就業環境が害され、就業に支障が生じるようであれば、企業として従業員からの相談に応じる、複数名で対応する等の措置が必要となります。

また、カスタマーハラスメントの影響は、大きく分けて三つあります。一つ目は、従業員への影響として、精神的な負担が大きく、業務のパフォーマンスが低下することをはじめ、深刻な場合には健康不良や精神疾患を招き、配置転換や休職、退職につながるケースもあります。

二つ目は、企業への影響として、時間の浪費、業務上の支障、従業員の離職等に伴う人員確保、商品・サービス等の値下げや慰謝料要求への対応、代替品の提供等による金銭的損失、他の顧客等のブランドイメージの低下などが考えられます。

三つ目は、現場に居合わせた他の顧客等への影響として、利用環境や雰囲気悪化、また業務遅滞によってサービスが受けられなくなる可能性があります。

このような事態にならないよう、企業が具体的に取り組むべき対策として、事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発、従業員のための相談対応体制の整備、対応方法、手順の策定、社内対応ルールの従業員等への教育・研修、事実関係の正確な確認と事案への対応、従業員への配慮の措置、再発防止のための取組が推奨されております。

また、これらの措置と併せて、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ従業員に周知することや、相談したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、従業員に周知することも講ずべき措置として挙げられております。

なお、カスタマーハラスメントに発展させないためには、現場対応者による初期対応において、まずは顧客等の主張を傾聴し、誠意ある対応をしつつ、状況を正確に把握し、事実確認をした上で、現場監督者または相談窓口の情報共有を行う必要があると示されております。

カスタマーハラスメントが疑われる場合の対応としましては、録音・録画・対応記録・時間の計測など検証可能な証拠を収集し、悪質性が高いと疑われる場合には、単独での対応をせず複数名で対応することが重要とのことです。

また、このような対策に積極的に取り組むことによって、企業においても複数のメリットが確認されているとのことであります。

具体的には、業務において経験が蓄積されることで迷惑行為への対応がスムーズになった、迷惑行為をする顧客が来なくなった、職場環境が明るくなった、会社としてカスタマーハラスメントに対する姿勢を示したことで従業員の安心感が生まれたなどのほか、副次的な効果として、従業員を守るということを行動で示す大事さを会社組織として再認識できる、職場環境をよくすることで離職者を減らすことにつながるなどが挙げられています。

このように、企業においては、対策を進めることでプラスの効果が期待でき、対策に取り組む意義は大きいと考えられています。

町といたしましても、カスタマーハラスメントは、従業員に過度の精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務に支障が出るケースも見られるなど、企業や組織に金銭、時間、精神的な苦痛等、多大な損失を招くことが想定され、課題であると認識しております。

厚生労働省が作成したマニュアルや、その概要版であるリーフレットには、学識経験者等の議論や顧客と接することが多い企業へのヒアリングを踏まえ、カスタマーハラスメントを想定した事前の準備、実際に起こった際の対応など、カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みが記載されています。

いずれも厚生労働省ホームページからダウンロードできるようになっておりますので、これらを活用し、事業主等に対して町広報紙や町ホームページ等において周知してまいりたいと考えております。

また、学習会等の開催につきましては、多くの事業主や関係者にカスタマーハラスメントについての正しい理解が促され、接客等の現場におけるカスタマーハラスメントの防止と適切な対応につながり、働きやすい職場づくりに生かされるよう、長野労働局や町商工会等、関係機関・団体と連携して、今後検討してまいりたいと考えております。

11番（柊津さん） ご答弁いただきました。パワーハラスメントは労働施策総合推進法、セクシュアルハラスメントは男女雇用機会均等法、マタニティハラスメントには育児・介護休業法などの法律に定義や責務が記載されていますが、カスタマーハラスメントは、これらのハラスメントとは異なり法律上の記載がありません。

現在、東京都がカスタマーハラスメントを防ぐための条例制定に向けた検討を進めています。条例ができれば、企業や個人事業主は、カスタマーハラスメントへの対策をより打ち出しやすくなりますので、東京都以外の自治体でも条例の制定の動きが広まってほしいと切に願います。

まとめとしまして、現在、人口減少に歯止めがかかりません。その影響が時折表面化されます。それが今回の高齢化率約50%の過疎地域を襲った能登半島地震ではないかと感じています。能登半島地震は、少子高齢化、人口減少がさらに進む未来に対し大きな課題を与えたのではないのでしょうか。今後人が減ることで、あらゆることの維持が難しくなります。何を残して何を諦めるのか、早く覚悟を決めたところから希望が生まれるのではないかと思います。

以上で、私の一般質問は終わります。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、明日12日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑、公営企業会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午後 3時24分）

3月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	関 貞 巳 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
財 政 係 長 補 佐	竹 内 優 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ど も 支 援 室 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 子育て支援についてほか 大 森 茂 彦 議員

(2) 地震災害への対応についてほか 宮 入 健 誠 議員

第 2 発委第 1 号 坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

第 3 議案第 18 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 4 議案第 19 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 5 議案第 20 号 坂城町隣保館条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 21 号 坂城町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 22 号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 23 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 24 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 25 号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 26 号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について

第 12 議案第 27 号 坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について

第 13 議案第 28 号 新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例に関する条例を廃止する条例について

第 14 議案第 29 号 令和 6 年度坂城町一般会計予算について

第 15 議案第 30 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 16 議案第 31 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 17 議案第 32 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

第 18 議案第 33 号 令和 6 年度坂城町下水道事業会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、子育て支援についてお尋ねいたします。

厚労省が2月27日発表した人口動態統計の速報値、外国人も含んでいますけれども、それによりますと、2023年に生まれた赤ちゃんは過去最少の75万8,631人。初めて80万人を割った2022年から5.1%減り、少子化が一段と進みました。婚姻数も90年ぶりに50万件を割り、また、死亡数は過去最多の159万503人となり、出生数を引いた人口の自然減は、83万1,872人と最大の減少幅となっています。厚労省の国立社会保障・人口問題研究所は、将来推定人口で76万人を割るのは2035年と見込んでいました。しかし、実際は12年も早まっているという分析をしております。

また、長野県でも3月1日付の信濃毎日新聞が一面トップで、県の総人口200万人を割ると報じています。当町においても同じ傾向ではないかと思います。しかし、人口増を特に移住と出生数の増加で人口増を成し得ているところがいくつかあります。そのうち県下トップの出生率を誇る南箕輪村があります。

長野放送が2月29日の夕方のニュースの中の特集番組で報道しました。メモをしましたので、若干報告いたします。南箕輪村の人口は、1965年は6,146人、1万人超えは1990年、そしてこの3月1日付で発表されました人口が1万6,071人で、約3倍近くまで増えております。村営保育園が5か所あり、定員の合計が720人となっています。子育て支援を他の市町村よりも早く取り組むことで口コミで広がって、近隣市町村からの転入につながっているといいます。最近では、県外からの転入もあり、村で出産する世帯が増えているとのことです。また、子育てからの復職を希望する女性などと地元企業の求人をマッチングする事業も力を入れており、2016年からこれまでに300人の女性が就職を決めております。このように藤城村長は、村の状況を紹介しております。

坂城町には、現役世代が近隣から多くの皆さんが働きに来ていらっしゃいます。若者や女性に選ばれる町になることも必要ではないでしょうか。そのためには、1歩も2歩も先を行く政策が必要だと考えます。

それでは、質問に入ってまいります。

イといたしまして、保育の保護者負担軽減のために。

県は、新年度から保育料について、これまでの要件を問わずに第3子以降の子の保育料の無

償化と第2子は半額とするため、市町村の協力を得て実施するとしています。坂城町では既に実施しており、県から財源の協力を得られるので、同時入園の条件をなくして第2子も無償化にできないか。お答えください。

次に、これまでの保育行政では考えられなかった事業が次から次へと打ち出されています。保育料や副食費の無償化、おむつの保育園での処分などが実施されてきました。私の子どもはもうすぐ50歳になるわけですが、当時は布のおしめを2枚使い、毎日保育園から持ち帰り、便の状態を確認し洗濯をしておりました。今では、子どもの着替えや紙パンツや紙おむつなど一式をリースする事業者も出てまいりました。リースを採用すればいいと思うのでありますが、リース料が数千円かかるとのことでもあります。

ここで提案ではありますが、保育士の負担軽減と保護者への子育て支援として、公費で保育園児のおむつの常備はできないか、お尋ねいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

子ども支援室長（橋本君） 子育て支援についてのご質問に順次お答えいたします。

町では、子育て世帯への経済的支援として、これまでも段階的に行ってきており、平成28年度からは第3子以降のお子さんについて無料とする保育料軽減の施策を行ってきたところであります。

また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、引き続き徴収することとなった給食費のうち、食材料費にあたる副食費につきまして、当初、町独自の施策として、同時通園の第2子は半額、第3子以降につきましては、子どもの年齢に関係なく無償とし、さらに、令和3年度からは、同時通園などを問わず無償としたところであります。

こうした中、県では、人口減少の緩和、女性や若者から選ばれる県を目指し、子育てしやすい環境づくりを目的として、多子世帯や所得の少ない世帯の保育料の軽減に取り組む市町村に対し補助を行うための予算を盛り込んだ新年度予算案を、現在開会中の県議会に上程しております。

今回、県が拡充または新設しようとしている補助制度の内容は、国の無償化の対象外となっている3歳未満児の保育料軽減策として、同時通園であることや所得による要件を設けることなく第3子以降を無償化、第2子を半額とするほか、年収360万円未満相当の世帯については、第2子以降を無償化、第1子を半額とする保育料減免事業を市町村が行った場合、その減免額の2分の1を県が補助する事業で、県では令和6年4月から、遅くとも令和7年4月からの実施に向けて市町村が取り組むよう要請があったところであります。

第2子の保育料無償化をとのご質問でございますが、町といたしましては、まずは既に実施している第3子以降の無償化以外の、同時通園等の要件を問わない第2子の半額、年収360万円未満相当の世帯については第2子以降の無償化、第1子を半額とするといった県の

補助事業の内容に沿った方向で実施を検討しており、保育料算出のシステム改修などの準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、保育園で使用するおむつについてのご質問でございますが、子育てに関する経済的支援として、町では第3子以降の保育料や、全ての園児の副食費の無償化に加え、不妊・不育症治療費の助成といった出生前の支援をはじめ、学校給食費の無償化のほか、町奨学金制度、医療費を高校卒業まで助成するなど、子育て世帯の経済的負担を軽減し、全ての子どもが等しく心身ともに健やかに成長していけるよう取り組んでいるところであります。

また、昨年度、国において創設された出産・子育て応援交付金事業は、子育て世帯の経済的支援を行い、安心して出産・子育てができる環境を整えることを目的として、全ての妊婦・子育て世帯に対し、保健師との面談等による伴走型の相談支援と併せ、子育て用品の購入やサービス利用などに使用していただくため、給付金として妊娠届出時や出産時にそれぞれ5万円を支給しているところでございます。

保育園では、園で使用するおむつにつきましては、主に3歳未満児が紙おむつを使用しており、紙おむつは保護者に持参していただいております。使用済みのおむつにつきましては、昨年7月より保育園において衛生的に処分できる使用済みおむつの回収ボックスを導入し、保護者負担及び保育士の負担軽減を図ってきたところであります。

保育園に保護者が持参していただく紙おむつにつきましては、直接肌に触れるということもあり、メーカーにより肌触りやサイズ感などがそれぞれ違うことを踏まえ、皮膚の敏感なお子さんなどをはじめ、日々成長するその子に合ったメーカーや銘柄、サイズを考慮して保護者に持参していただいているところであります。

こうしたことから、紙おむつを保育園で常備することとなりますと、それぞれの子どもに合った様々なメーカーの全てのサイズを準備するということとなり、難しい面がございます。また、保育園を利用せず自宅などで子育てを行っている保護者などとの公平性の観点からも課題があることから、現時点では、保育園において公費でおむつを常備することは考えておりません。

今後、保護者が子育てを行うという観点や、おむつを購入することによる経済的負担などを考慮し、近隣市町村の状況等を踏まえまして、研究してまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 1回目の質問の答弁をいただきました。これまでの町の子育て支援について、ただいまの答弁の中でいろいろ紹介をしていただきました。まず、3歳未満児の保育料をやはり減額していくということと併せて、無償化へ向けての取組も、やはりより一層進めていく必要があるのではないかというふうに思います。

妊娠中からのいろんな支援、出産用の支援なども準備されていますけれども、子育てはそれ

だけで終わるわけではありません。やはり保育園を卒業するまでは、それなりの入学前までの費用というのがかかるようになります。そういう点でも、今後検討していただくということをぜひ、今の答弁にもありましたけれども、今後ともぜひ検討していただくということだと思います。

おむつを保育園で公費で常備するという点で、いろいろと品質の問題だとか、あるいは皮膚の問題だとかいろいろ、かぶれたりということもあるかもしれません。それも、いろんな条件を調査などし、また、保護者の協力を得てどういうものがあるのかということも研究しながらですね、やっぱり準備していただくということを提案しておきたいというふうに思います。

次に、2番目の質問といたしまして、町の公共交通のあり方ということで質問してまいります。

イ．デマンド交通について

今、国民の移動手段が大変な時代になってきています。以前、国民の共有財産であった国有鉄道、国鉄は民営化に移行し、6ブロックに細分化、そして貨物会社になりました。国は新幹線網を張り巡らせながら、JR各社は採算の取れる在来線は確保し、地方の採算の取れない路線は廃止にしていこうという動きが強まっています。国民の日常生活に欠かせないローカル線はずたずたにされ、関係自治体の負担で赤字覚悟で経営せざるを得ない状況をつくり出しています。しなの鉄道もその一つであります。

また、運輸の2024年問題で大きな問題となっています。働き方改革関連法によって、2024年4月1日、もうすぐですが、これ以降、自動車運転の業務が見直され、運転手の確保ができず、長野市のぐるりん号をはじめ、多くの自治体で地域交通の減便がニュースになっています。

公共交通は、住民の生存権を保障し、誰にも制限されない移動する権利であります。また、どこに住んでいても制限されない居住権も保障しております。国民の基本的な権利です。町の地域公共交通政策は、従来の循環バスの運行と新たにデマンド交通の実証実験を行っております。特に高齢者の移動する自由を保障するため、デマンド交通の導入に実証実験を実施し、この4月から3年目になります。この1年間で、より充実した成果を出し、次年度には本格運行できるようにしていただきたいと思います。

そこでお尋ねいたします。まず、現在のデマンド交通の登録者数、そして利用者数などは、昨年度の比較でどのようになっているのか、ご答弁願います。

また、各種要望の点ですが、私のところに村上地域に住む人からの要望がありました。長野の病院で診察が終わって、テクノさかき駅に着くと3時を過ぎてしまう。タクシーを利用せざるを得ない。デマンド交通の終わりの時間を延ばしてほしいという要望がありました。循環バスはありますが、公民館に止まるだけで、そこから自宅まで相当な距離を歩かざるを得ないと

いうことも訴えておりました。利用者の意見や要望は、これまでどのようなものがあったのか、ご答弁願います。

次に、この2年間実証実験をやってきましたが、今後の1年見直しを行うとすれば、どんな点があるのか、お答えください。

また、利用料が1回500円、往復1千円ということで、年金暮らしなので、できれば安くしてほしいという要望もあります。事業者との関係もあると思いますが、1回300円にできないかという要望が出されています。これについてどのような見解か、ご答弁願います。

ロといたしまして、循環バスの後は。

デマンド交通の運行で循環バスへの影響はどのようにになっているか、お答え願います。

また、循環バスの小型化は考えられないのか。

次に、循環バスとデマンド交通は両立できるのか。

以上3点。そして、今度新しい方向といたしまして、新複合施設は、公共交通の拠点との計画をしておりますが、新複合施設竣工時に合わせ、循環バスの小型化で運行コースを半周回りにすることなど、そしてきめ細かな運行はできないのか、この検討をぜひ進めてほしいと思いますが、そのご見解を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから町の公共交通のあり方ということで、イ．デマンド交通について、ロ．循環バスの後はということでご質問をいただきました。今、ご質問の中で大森議員さんからいろいろお話を伺いましたが、ほとんど解決策を言っていたいただいたような感じがいたしますけれども、非常に今、公共交通については重要な時期になっていると思っております。デマンド交通は令和6年度までの実証実験でございますが、その間2年近く経過しましたけれども、いろんなご意見をいただいておりますし、それから循環バスについても後ほど申し上げますけれども、ちょうど今走っている2台のバスが購入して10年になりまして、走行距離数もかなりのものになりまして、買い換えなければいけないと。そのときに、今の大きさでいいのかということで、方向としては小型のものに切り替えていくんだらうと思っております。

それから、新複合施設は、今度中間の拠点になってくる可能性がありますので、循環バスとオンデマンド、もっと言えばしなの鉄道を組み合わせたような新しい公共交通の在り方を、ここ少なくとも数年の間に議論しなければいけないというふうに思っております。ご質問いただきました内容について、順次お答え申し上げたいと思っております。

まず、イのデマンド交通についてでありますけれども、町におけるデマンド交通、これは実際には乗り合いタクシーという形になっているんですけれども、これにつきましては、令和4年4月から道路運送法に基づき、町内のタクシー運行业者の協力の下、最長3年間の予定で実証実験を行っております。

運行計画では、利用対象を75歳以上の高齢者とし、利用料金を1回500円、既存のタクシー車両を使って、土日を除く平日の午前9時から12時までの3時間と、午後1時から3時までの2時間の1日計5時間で運行しております。

利用にあたりましては、事前に利用者登録をしていただき、自宅から買物先や医療機関などの指定された停留所までの間を、予約いただいた複数の方が乗り合いにより運行をするというものであります。

登録状況につきましては、1年目の令和4年度末では229名の方が登録され、直近の令和6年1月末の時点では278名と、プラス49名、21%の増となっております。

また、利用者数につきましても、令和4年度末で延べ人数は2,793名、1か月当たりの平均利用者数230名に対し、今年度につきましては、これは期の途中ですけど、1月末の時点で2,641名、一月当たりの平均利用者数は265名と、前年度に比べプラス30名、15%の増となっている状況であります。

デマンド交通の利用先といたしましては、医療機関が最も多く、続いて商店などの買物先、金融機関、駅、公共施設といった順となっており、こうした利用状況から、車を持たれない高齢者の方々の貴重な交通手段となっていることがうかがえるところであります。

利用者からのご意見やご要望につきましては、地域公共交通会議等の場や運行事業者を通してお聞きする中で、高齢者の方の利用が多いコンビニエンスストアや葬祭場などの停留所の増設について、今年度対応させていただいたところであります。

次に、運行時間の延長や料金の見直し等についてのご質問であります。今年度開催しました公共交通会議や地域交通利用促進協議会におけるアンケート調査等では、運行時間や利用料金等について、新たな要望はお聞きしておりませんが、デマンド交通を導入するにあたり、北陸信越運輸局等と協議を重ねる中で、町内のタクシー運行と乗り合いタクシーが共存できるよう、運行時間、運行日や料金設定を行った経過もあります。町といたしましては、3年間の実証実験期間を通じて、より利用しやすい仕組みになるよう、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、タクシー料金についてでございますけれども、令和5年10月からタクシー料金そのものの料金改定が行われ、値上げとなっている状況であります。新年度からデマンド交通を委託しているタクシー事業者への支払いにつきましても増加することとなりますが、デマンド交通の利用者にご負担をいただいている利用料につきましては、実証実験期間中でもありますことから、当面据置きにして運用してまいりたいと考えております。

今後につきましては、引き続き、利用者の皆さんからのご意見、ご要望をお聞きするとともに、見直しにつきましても、運行事業者をはじめ、デマンド交通を所管する運輸局や関係機関との協議の上、本格運行に向けて、よりよい仕組みとなるよう努めてまいりたいと考えており

ます。

続きまして、ロとして循環バスの今後はとのご質問であります。循環バスにつきましては、坂城地区から中之条・南条地区を経由して村上地区を回る北まわり便と、その反対を回る南まわり便がございます。

運行は月曜日から土曜日で、祝祭日および日曜日と年末年始、31日から3日までですけれども、これは運休となります。

また、平日の北まわり便の一部では、上田便として上田市の塩尻、下秋和、信州上田医療センターへも向かう便も運行しております。

循環バスの利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者が減少傾向でありましたが、令和4年度からは、前年度と比較し、若干増加傾向で推移しており、利用者が戻りつつある状況となっております。

デマンド交通の運行で循環バスへの影響はどうかとのご質問でございますけれども、デマンド交通が浸透するにつれ、行きは循環バスを利用して、帰りはデマンド交通を利用する方の増加や、上田市の医療機関を利用していた高齢者の方が、循環バスとデマンド交通を併用することで町内の医療機関への通院に切り替え、併せて帰宅時に買物ができ、非常に便利になったなどのご意見もお聞きしております。

利用者の皆さんが、地域公共交通をご自分の生活様式の中で工夫し、利用されてきていることがうかがえるところであります。また循環バスとデマンド交通の利用に相乗効果が出てきており、ある程度バランスよく両立できているのではないかと考えているところであります。

先ほどちょっとお話ししましたけれども、続きまして、循環バスの小型化と新複合施設計画における公共交通の拠点としての位置づけによる循環バスルートや運行計画の見直しについてのご質問でございます。

現在、循環バスの運行に使用している車両は導入から10年近くが経過し、走行距離もこれは今40万キロ超になっておりますけれども、これも伸びてきており、車両の修繕も頻繁に必要となってきたことから、車両の更新計画について、検討を行っているところであります。

車両の更新にあたりましては、これまでの利用状況をはじめ、本格運行を目指すデマンド交通の利用状況等も踏まえる中で、より効率的な運用となるよう現在のマイクロバス規格も含め、10人乗りワンボックス車など、車両の規格につきましても改めて検討を行ってまいりたいと考えております。

また、新複合施設による公共交通の拠点につきましては、町全体からの利用が想定される坂城駅及び役場周辺を中心拠点として、また中之条地区の老人福祉センター、文化センター、町立図書館等が立地するエリア周辺を福祉交流拠点として捉え、今後車両サイズ等の検討と併せ、運行ルート及び運行計画について、住民ニーズを踏まえた公共交通の維持・充実を目指し、関

係機関と協議を進める中で、その中で検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、新たな公共交通システムとしてのデマンドによる乗り合いタクシー事業と循環バスのシステムをバランスよく運用し、より多くの皆さんが便利にご利用いただけるよう、実証実験による運行についての十分な検証を行い、町の地域公共交通がより利用しやすい仕組みになるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） 町長より答弁をいただきました。今、小型化のことも考えていらっしゃるということですが、私はかねてから提案しているんですが、今は北まわり、南まわりということですね、やっぱり見直して、小型化にし、そして半周回りにするということで、今は立ち寄っていないところがまだいくつもあるんですね。だから、そういうところをもう少し。あるいはほとんど利用されないところの地域から少し離れたというか、利用しやすいところへ停留所を移すとか、そんなことも含めながら検討していく必要があるかと思います。

ただ、どなたでも利用できる、利用しやすい、循環バスは、バス停から自宅までまた歩いて行く距離というのは、場所によっては相当な距離が出てきます。そういうようなことも含めてですね、やはり見直していくということで進めていっていただきたいというふうに思います。

1点、ちょっと質問なんですが、登録されている方、令和4年度、令和5年度1月までは自然増ですか。それとも何かアピール、あるいは宣伝、町民の皆さんに利用の促進の呼びかけをするというような、そのような取組があったのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

建設課長（堀内君） 登録者増、利用者増の再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど町長から答弁いたしました、登録者についても2割近く増えていると。利用者についても15%ほど増えているといった状況でございます。

こちらにつきましては、毎年新たにチラシを作成しまして、全戸配布等を行っている中での周知に努めているといったこともありますし、あと利用されている方からの口コミによる効果といったものがあるかと思えます。

先ほどの答弁にもありましたが、それぞれ行きは循環バス、帰りはデマンドタクシーといったような使い方をして、なかなか使い勝手がいいといったようなお話から増えているものと考えております。

14番（大森君） 循環バスとデマンド交通を併用するという方がいらっしゃるわけですが、できれば何かデータを作りましてね、例えばここの地域の人で、こういう時間にお医者へ行って、この時間に買物をしてという例題をつくって、そのときにはデマンドを使っただいて、このときは循環バスというような、何通りかの例題を用意して、そして皆さんにもっと利用しやすい方法を提示するということはいかがでしょう。ぜひそれを提案したいと思うんですが、その辺について、お考えをよろしくお願いいたします。

建設課長（堀内君） 再質問にお答えをさせていただきます。

利用者増に向けた取組として、例題を設けての周知といったことにつきましては、どんなやり方ができるか、どういうふうにやっていくのが一番効果的かといったところも踏まえて、検討させていただきたいと思います。

14番（大森君） 検討していただくということですが、特に一人住まいの方で、誰とも相談できないという方の場合、だから、私に相談したテクノさかき駅で降りてという方もですね、やはりタクシーじゃなくても、恐らく長野の病院行くときにはデマンドを使っていってしやるかと思うんですが、あるいはデマンドで停留所まで出て、そして循環バスで行くという方法もあるかと思います。だから、いろんな例示を示して、こんな方法があると。

例えば、ここの地域の方でこういうふうになれば、例えばどこかのお医者さん、ここのお医者さんへ行くときには、こんな感じでやれば費用もそんなにかからない。1千円というふうにならないでね、循環バスも併用してできるよということ。やっぱりそういう例示をいくつか示してですね、これは便利だなというふうに見えるような例示も、ぜひ要望しておきたいというふうに思います。

それでは、3番目の質問といたします。3. 行政と町民との協働についてであります。

まちづくりは、町行政と住民が協力してつくり上げていくものであります。町の諸政策や事業などの決定には、幅広い住民の意見や協力がなければなりません。そのためには、広報広聴の在り方はどうあるべきなのか、新複合施設建設委員会を例に考えていきたいと思います。

伊といたしまして、広報広聴のあり方は。新複合施設建設委員会の会議が3回開催されました。ここの会議でいろんな意見が出され、どんな議論があったのか、町民には全く知らされておりません。この3回で素案が公表され、パブリックコメントの募集がありました。私が大事な点として思うのは、素案の公表までの審議経過が大切ではないでしょうか。例えば、各回の建設委員会の会議での審議内容をホームページに掲載し、町民からの意見も受け付けていく、こういう方法もあるかと思います。そして、次の建設委員会の会議に追加として報告する、そしてその内容を充実させていくと。こういうことも必要ではないかと思っております。以下質問をいたしますので、その見解を求めます。

今後、第4回以降の建設委員会に傍聴の席を設ける考えはいかがでしょうか。

次に、建設委員会の会議録を公表することにより、議論が漏れることや議論がしにくくなるという12月議会でのご答弁でした。委員の皆さんに秘密遵守を強いているのかどうか、この点についてもお聞きします。

町が持つ各種の計画や事業を進めるにあたり、積極的に情報を開示していく考えはどうか。

以上、この点について質問いたします。

企画政策課長（伊達君） 行政と町民との協働について、イとして広報広聴のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問については、新複合施設建設委員会を例にということでございますけれども、新複合施設につきましては、老朽化が進む保健センターと老人福祉センターを核とし、子育て支援や図書館の一部機能を付加することで、多様なニーズへの対応と幅広い世代のつながりや交流を創出する施設として、町の公共施設個別施設計画や長期総合計画において、整備を進めるとされています。

これを踏まえ、今年度は建設委員会による協議のほか、子育て、ボランティア、高齢者、障がい者といった利用者の方々や中・高校生を対象としたワークショップによる意見聴取などを通じて、複合施設整備で実現を目指すことやそのための施設要件等を整理しながら、町民の皆様に基本的な考え方をお示しする第1段階となります基本構想・基本計画の策定を進めてまいりました。

また、今回の基本構想・基本計画の策定にあたりましては、関係者の方々に複合施設が目指すテーマを明確にした上で、施設や利用する場面のイメージを共有しながら、必要となる部屋やスペース、実施される事業などを計画に反映するよう努めてきたところであります。

そうした中、一部の建設委員さんには実際にワークショップへご参画いただき、利用者の皆さんからのご意見や部門相互の事業連携のアイデアなどについて共に意見交換をして、議論の深化を図るなど、これまでの計画策定とは異なる手法で、関係する方々の意向を把握しながら素案を取りまとめたところであり、現在は町民の皆様から意見募集を終えたことから、再度、建設委員会にお諮りする中で、今年度の策定完了を目指しているというところでございます。

また、令和6年度におきましては、今年度策定しました基本構想・基本計画を踏まえ、プロポーザルによる基本設計と、地質などを調べるボーリング調査を予定しており、関係経費について当初予算案に計上をさせていただいたところであります。

基本設計につきましては、基本構想・基本計画に示す基本的な要件が適正に反映されているかに加え、設計段階で盛り込む要素などの新たな観点を含め、建設委員会や利用者等の皆様のご意見を伺う場面を設けるとともに、今年度の計画策定に携わった支援事業者にも参画いただきながら、目指す施設のイメージをさらに高めていく必要があると考えております。

また、基本構想・基本計画という基本的な考え方をお示し、今後はこれをどう形づくるかという段階になる中では、検討の過程を皆様に知っていただきながら進めることも重要であると考えており、建設委員会における今後の設計立案に向けては、傍聴の席を設けることも検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、建設委員会の会議録公表についてのご質問ですが、行政からの広報広聴につきましては、町民の皆様へ適切なタイミングで正確な情報をお伝えすることが重要であると考えており

ます。

今年度の基本構想・基本計画の策定につきましては、形のないものから、町民の皆様にお示しできる第1段階の案を作るという過程に照らし、ホームページ等での公表という形は取っておりませんが、この間、建設委員さんへ秘密遵守などをお願いした経過はございません。

続いて、町が行う計画立案や事業を進めるにあたっての積極的な情報の公表の考えについてですが、町では、様々な審議会や委員会において、関係団体の代表者や専門家、学識経験者の方など、様々な見識のある方を幅広く委嘱することで、多様なご意見により協議が深まることや、様々な見地からの議論の公平性の確保に努めているところであります。

また、広報広聴の目的として、町民の皆様には正しい情報を伝えることで、相互の信頼感を高めることや、協働によるまちづくりへの参画、住民自治を促すことにもつながるため、積極的な情報の公表は行政と住民をつなぐ、相互の意思疎通の上で非常に重要であると考えております。

一方、会議の性質や協議の内容によっては、公表に適さない場合も想定されますので、全て一律に対応することは難しい面もありますが、それぞれの状況に応じ、適切な情報の発信を心がけてまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 1回目の答弁をいただきました。こういう今のご答弁をいただくと、最初をお願いした第4回以降の建設委員会の傍聴の席を設けるということもしないということでしょうか。

企画政策課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどご答弁の中でも申し上げましたけれども、今後については、傍聴の席を設けることも検討してまいりたいと考えております。

14番（大森君） 申し訳ございません。再三のご答弁ありがとうございます。検討していただくということですので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、議論が漏れることや議論がしにくくなるということで、秘密厳守ということの会議になっているのかとお聞きしたんですが、そういう状況にはしていないということです。これについては、撤回ということになるんですか。それともどんな扱いになるのでしょうか。

企画政策課長（伊達君） ただいまの再質問でありますけれども、これも先ほどのご答弁の中で申し上げたとおり、会議の内容の秘密遵守をお願いした経過はないということでもありますので、撤回ですとか、そういったお話にはならないかと考えております。

14番（大森君） でも、議論が漏れることや議論がしにくくなるということですので、これを聞けば、皆さん秘密にしてくださいねと、安易に言っていることではないでしょうか。結構です。今後、傍聴席のことも検討していくということですので、その辺について、ぜひ実現していただきたいというふうに思います。

それから、パブリックコメントが募集されて、内容的にはまだ今精査されていると思うんですが、何件ぐらい、あるいは報告できれば内容、若干内容などがあれば、例えば建物についてとか、あるいは連携の内容だとか、いろんな意見があったかと思うんですが、そういう状況について、報告できる範囲でお願いします。

企画政策課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

町民の皆様からの意見募集の結果ということでありますけれども、基本的に結果については、建設委員会のほうにお諮りをしてということで考えておりますけれども、今現在、2月末まで受付をしまして、ご意見をいただいた実人数といたしましては、11名の方からご意見を頂戴しております。意見の件数は、お一人で何件もという状況でありますので、ちょっと今それは整理していますので、件数については今精査中ということであります。

内容については、細かいことはちょっと申し上げられませけれども、施設に関すること、それと今回の計画とは全くちょっと離れてしまっていることについてもご意見をいただいていると、そんなような状況でございます。

14番（大森君） 11人の方からのパブリックコメントが寄せられたということで、注目されているなというふうには感じます。また、要望など、こんなふうにしたらどうですかという提案なんかがあった場合について、何か事務局としての回答なんかはされるんですか。その扱いはどんなふうになるでしょう。それを採用したとかしないとかいうことだとか、そういうのもあるかもしれませんが、こういう意見をいただいて、事務局は今こんな考えでいますという、建設委員会を通さなくて、そういう事務局の考えをお示しするということはあるんですか。

企画政策課長（伊達君） ただいまの再質問でございますけれども、基本的にはですね、個人が特定されないように、ご質問、ご意見であった内容を一覧にして、それに対する町の考えというような形でまとめた中で、皆さんにお示しはしたいなと思っています。

基本的にはですね、これについても建設委員会でこういう方向でどうでしょうかということ、委員さんのご意見を伺った中で、そういった形を取っていきいたいなと思っておりますので、建設委員会を通す前に、皆様にこうですということはないということでもあります。

14番（大森君） 昨日の同僚議員が福島県に視察に行くということでのお話がありました。行ってきた話がありました。私も白河市へ行政視察するというので、ホームページを調べてみましたら、複合施設の基本設計検討委員会の会議録が公表されています。もう竣工しているんですが、今でも公表されています。白河市の複合施設整備基本計画検討懇談会の概要、これも7回開かれまして、7回全てが概要として公表されています。しかし、先ほど私は3回までのを公開したらどうかというところ、概要とか要約とかいう形でも公にされるということもぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そして、住民参加のまちづくりは、行政と住民との協働が必要であります。そのためには、

議論の前提となる情報公開の徹底が欠かせません。住民の声、意見が町政に反映されるように、積極的に町民の声を聞く姿勢が必要ではないでしょうか。私たちは、坂城町の過去から未来への歴史の通過点の一瞬間を担っているだけであります。複合施設は、今後50年以上も利用する施設となると思います。町が行う事業や建物については、公共財、町民の財産として、多くの町民の意見が反映された施設、みんなが関わった施設だと言えるものをぜひ造っていただきたい。このことを提案し、一般質問を終わりといたします。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時53分～再開 午前11時03分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠君の質問を許します。

6番（宮入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、元日の夕方に発生しました石川県能登地方を中心とする地震は、2011年の東日本大震災、2018年の北海道地震以来となる観測された震度は7を記録し、大規模な地震災害となりました。地震発生から既に2か月以上が経過しました。今回の地震によりお亡くなりになられた方にはお悔やみを申し上げ、被災された方にはお見舞いを申し上げるとともに、一日でも早く平穏な生活が取り戻せますよう心よりお祈り申し上げます。

私ごとですが、会社員時代には資材調達のため、特に全国でも取引先の多い石川県には数多く足を運んでおりました。そんな中、東日本大震災の際には、各地からの部品調達が滞り、生産計画の維持が困難に陥ったことから、発注量が多い石川県の取引先には、大幅な生産調整と納入品の先送り等の難題をお願いしたところ、快く協力をしていただきました。既に退職して5年以上が経過しましたが、当時ご支援をいただいた取引先には、今でも感謝の念に耐えません。

本題となりますが、地震発生から1か月後の1月31日の信濃毎日新聞には、県内防災 能登の教訓をとの見出しに始まり、物資の受入れや孤立集落への支援は、に続いて、自治体は対策見直しの動きと大きく報じました。

内容としては、今回の地震は激しい揺れによる土砂崩れなどで多くの集落が孤立し、断水や停電からの復旧にも時間を要するといった課題が浮かんできた。中山間地域が多い長野県は、活断層が広く分布しており、同様の被害が発生する懸念がある。そのことから、県内の自治体は大規模災害への警戒心を強め、防災対策の見直しを始めつつある。また、このことから阿部知事は、2024年度の当初予算案の編成作業にあたり、能登半島地震を踏まえて、長野県の防災対策について見直す考えを示したとの記事でした。

さて、これより質問に入ります。最初に、地震災害への対応について、次に空家対策につい

てと順次お聞きします。

１．地震災害への対応について

イ．災害時の避難場所等について

１、応急避難所と中核避難所、それぞれの避難所の運営主体が町民に周知されているか。

２、令和元年東日本台風から５年が経過しますが、その後の教訓から年度別の中核避難所における改善点はこの２項目をお聞きします。

ロ．中核避難所における備蓄状況について

１、備品庫の設置場所とブルーシートなどの防災準備品の内容は。

２、備蓄、特に飲料・食料等の内容と何日分及び何人分が確保できているか。

３、中核避難所における全般的な備蓄の状況は。

４、賞味期限のある備蓄品の更新の状況と賞味期限の切れたものへの対応は。

５、乳幼児、妊産婦等に配慮した備蓄品の確保がなされているかの５項目をお聞きします。

特に最後の５については、２月５日の信濃毎日新聞で内閣府の調査にて２０２２年度の末時点で、離乳食を備蓄していたのは全市区町村の１４．３％、妊産婦用の衣類は０．５％で、調査対象２０品目のうち１６品目で３０％を下回ったと報じたことからお聞きするものであります。

ハ．災害ゴミについて

２月７日の信濃毎日新聞によると、石川県は今回の能登半島地震で倒壊した建物の瓦礫など、県内の災害廃棄物の推定量が２４４万トンに上ると発表しました。また、石川県は海上輸送も活用して県外を含めた広域処理を進める方針で、２０２５年度末の処理完了を目指すとのこと。なお、過去の災害として、阪神・淡路大震災では約１，５００万トン、東日本大震災では津波による堆積物を除いて約２千万トン、熊本地震では３１１万トンの災害廃棄物が発生したとの記載がありました。

そこで、２点お聞きします。

１、現在、災害ごみの置き場所の設定状況は。

２、置き場所の運用開始の判断基準はこの２項目をお聞きします。

ニ．職員の参集について

地震の際、職員を参集する基準についてお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いします。

住民環境課長（山下君） 私からは、イの災害時の避難場所等についてから、ハの災害ゴミについてまでのご質問にお答えいたします。

初めに、イのご質問のうち、応急避難所と中核避難所の運営主体が町民に周知されているかとのことでありますが、応急避難所は、災害が発生した際に、一時的な避難場所として町地域防災計画では、主に各地区の公民館などを指定しているところでございます。

公民館は、平常時から各地区で管理運営しており、地域のコミュニティーの拠点として活用していただいておりますので、災害時の応急避難所として開設する場合においても、各地区の自主防災会などにおいて、運営していただくこととしております。

なお、応急避難所の開設につきましては、各地区の自主防災組織の長であります区長さんを通じて、防災説明会などの際などにおいて、ご説明させていただいているところであります。

また、町総合防災訓練の際に実施する避難訓練におきましても、各地区の皆様には、応急避難所として開設した地元公民館に一旦お集まりいただき、その後、中核避難所へ避難していただくこととしており、各地区の自主防災会が応急避難所の運営にあたることについてご理解をいただいているところであります。

そのほか、多くの自主防災組織では、町の地域づくり活動支援事業などを活用して、防災備品や保存食、避難用品などを取りそろえているほか、地区防災マップを作成しており、その際、地域の皆様にも、そうした活動をご紹介いただいていると考えております。

中核避難所につきましては、より多くの方々が避難することが想定されますので、規模としては、大規模な施設、町体育館や文化センター、小中学校、保育園などを町地域防災計画において指定しているところでございます。

有事の際には、地域の皆様が中核避難所に避難し、より包括的な支援を受けることができますよう、中核避難所につきましては、職員を配置する中で、町が開設することとしているところでございます。

これらの避難所につきましては、町のホームページや各戸に配布しております防災ハザードマップにも掲載されており、住民の皆様にも周知しているところでございます。

次に、令和元年東日本台風の教訓から年度別の中核避難所における改善点はとのご質問でございますが、中核避難所は、住民の皆様が安全に避難できますよう、適切な立地に配置され、十分な設備が整備されている必要があります、災害時のリスクを考慮した、堅牢な建物や避難場所の確保が求められております。

十分な食料、飲料水、寝具等の備蓄品を備えている必要性やトイレなどの設備も整備されていることも求められており、町地域防災計画では、こうした対応に努めてまいりました。

避難所における停電時の電力確保の必要性から、令和2年度には、中核避難所となる村上小学校体育館に蓄電設備を整備して以降、令和3年度に坂城小学校体育館に、今年度においては南条小学校体育館に蓄電設備の整備が完了し、現在文化センターで整備しているところであり、各地域の中核避難所が停電した際にも一定の電気が使える体制を整備しているところであります。

また、各小中学校体育館のトイレ設備につきましても、マンホールトイレの設置や便器の洋式化を順次進めていく予定であります。

そのほかにも、避難所を開設した際に最低限の備品はすぐに必要となることから、令和2年度に各小中学校と文化センターに簡易備蓄倉庫を設置したところであります。

また、令和2年度からは、東日本台風の教訓を生かし、地域住民と町が連携して災害対応に取り組むことができるよう、町総合防災訓練では、台風災害を想定した水防訓練や避難訓練、避難所開設訓練を実施し、令和2年度には村上地区、3年度には坂城地区、4年度には中之条地区で実施しており、今年度は南条地区で行ったため、全ての地区で訓練を実施いたしましたところであります。

そのほかの訓練では、令和2年度より、情報伝達訓練として実際に区長さん方にも各公民館に設置してある移動系町防災行政無線を使用していただき、災害対策本部との情報伝達訓練を実施することで、有事の際にも慌てずに機器の使用ができるよう訓練していただいております。

次に、ロの備蓄の状況についてお答えいたします。

初めに、備品庫の設置場所とブルーシートなどの主な防災準備品の内容についてでございますが、備品庫は避難時における町民の安全を確保するため、町内4か所に設置されており、具体的には坂城地区の防災センターと村上地区の第10分団詰所横の防災備蓄庫、南条地区の第3分団詰所横の防災備蓄庫、中之条地区の文化センターであります。

これらの備品庫には、災害時に迅速な対応が可能となる主な防災準備品が備蓄されており、ブルーシートをはじめ毛布、ポータブルトイレ、排せつ物凝固剤、段ボールベッド、段ボール間仕切りなど、避難時での町民の安全や衛生面を確保できる備品を備蓄しております。

次に、備品の内容と量についてでございますが、町では保存食等における備蓄の方針として、人口1万5千人のうち、その1割にあたる1,500人分の防災準備品を常時確保することとしており、食料については特に重要視し、1,500人の2日分の食料を確保することを目指しております。

次に、中核避難所における備蓄の状況はについてであります。先ほども申し上げましたが、坂城小学校、村上小学校、南条小学校、坂城中学校の4か所が備蓄品の備えのある中核避難所として指定しております。

これらの避難所では、災害時に迅速な支援を行うため、食料を含む必要な備品が備蓄されており、備蓄品としましては、食料のほかにブルーシートや毛布、段ボールベッドなどの用意がございます。

次に、賞味期限のある備蓄品の更新の状況と賞味期限の切れたものの対応についてでございますが、保存水については、賞味期限が切れた場合でも、飲料用ではなく有事の際はトイレなどの衛生管理に使用することができるため、ある程度の量を確保し、飲料用としての保存水は賞味期限が切れる際に入れ替えるようにしております。また、食品に関しましては、賞味期限が切れた場合、食品の品質や安全性が低下する可能性があるため、賞味期限が切れるタイミング

で定期的に入替えを行っているところであります。

次に、乳幼児、妊産婦等に配慮した備蓄品の確保がされているかとのことですが、乳幼児につきましては、粉ミルクや液体ミルクなどの乳幼児向けの飲料や哺乳瓶を現在確保しているところでありますが、それ以外のものに関しましては、ニーズを把握する中で、必要な備蓄品の選定や確保に努め、より充実した支援につながるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、ハの災害ゴミについてのご質問にお答えいたします。

町では、令和5年に坂城町災害廃棄物処理計画を策定し、災害により発生するごみの処理について対応を定めております。

まず、災害ごみの仮置場としましては、役場北側駐車場、びんぐし公園第2駐車場、バラ公園駐車場、文化センターグラウンドを候補地として指定しているところであり、災害ごみが多岐にわたり、生活ごみから始まり、木くず、コンクリートがら、ガラス、陶器、瓦、粗大ごみ等が想定されるため、1か所で全て受け入れるか、ごみの種類によって受入場所を分けるのか、状況に応じて対応を図ることとしております。

続いて、運用開始の判断基準としましては、坂城町防災計画に基づき、地震だけでなく、風水害も含め災害対策本部が設置されたところから運用が開始されるものと考えております。

災害により発生したごみは災害廃棄物とされ、一般廃棄物となることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により町が処理の責任を負うことになります。

災害ごみにつきましては、被災の状況にもよりますが、相当な量となることが想定されます。それらの災害ごみを迅速に排除することが、復興の第一歩と考えておりますので、災害時には、迅速に状況を把握し、いち早く置場を指定することにより、復興・復旧に向け努めてまいりたいと考えるところでございます。

総務課長（関君） 私からは、二の職員の参集についてのご質問にお答えいたします。

地震などの災害が発生した際の、町職員の参集や活動体制に関しましては、町地域防災計画において、発災の状況に応じた参集基準や参集対象者を明確化し、また、連絡手段の確保や参集途上での情報伝達手段等に関して規定しているところであります。

ご質問の地震発生における参集基準に関しましても、町内で震度3または4の地震が発生した場合などの準1号配備「準備体制」から震度6弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生するおそれが生じた場合などの3号配備「非常体制」まで、震度の大きさや町における被災の状況により配備区分を設けているところであります。

具体的に各区分の配備基準を申し上げますと、当初の準1号配備の「準備体制」としましては、町域に震度3または4の地震が発生した場合や災害等が発生するおそれがあり、配備が必要と判断した際に体制を整えることとしており、構成する配備検討会の構成員である課長等の

ほか、担当課の主査以上の職員を配備することとしております。

さらに、災害等が発生し、その状況から必要と判断した際には、1号配備の「警戒体制」を整えることとし、「準備体制」の職員に加え、理事者のほか、正副消防団長と担当課の職員を配備することとしているところであります。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合には、災害対策本部を設置することとしており、震度5弱または5強の地震発生時や激甚な災害が発生するおそれがある場合などにおきましては、2号配備の「即応体制」を整えることといたしております。その際は、さらに全課の主査以上の職員と各消防団の分団長を招集し、対策にあたることとしているところであります。

さらに、震度6弱以上の地震が発生した場合や大規模な災害が発生し、または町全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合には、3号配備の「非常体制」として全職員のほか、全消防団員も配備する中で、各分掌事務に沿った災害対応にあたることとしております。

これらの配備区分に応じた配備体制や活動内容について、職員に対しましては、平時から自身が招集される場合をあらかじめ把握しておくよう指示しているところであります。

実際に配備を指示する際の伝達といたしましては、町長からの指示の下、総務課長からの配備指示をはじめとして、関係職員を招集する形としておりますが、その方法としましては、緊急連絡網に登録している固定電話や携帯電話を使うほか、すぐメールにおいても伝えることとしております。

なお、災害の発生などにより、電話などの通信手段が利用できないことも予測される中、職員については自ら情報を収集し、情勢を判断することで、災害対策本部における自身の役割を果たし、自主登庁や上司等に連絡するなど行動に移せるよう周知を図っているところでもあります。

また、毎年度、定期的に情報伝達訓練を実施し、全職員に対して確実に伝達ができるよう努めているところでもあります。

6番（宮入君） 各項目について丁寧な答弁をいただきました。今回の地震災害における教訓として、私が改めて思ったことと今後の要望についていくつか述べたいと思います。

1として、地震直後に大津波警報が発生した際の、NHKの女性アナウンサーによる高台への避難を呼びかける声が一段と大きかったこと。

2として、地震の翌日の2日には、羽田空港にて日本航空の旅客機が着陸直後に海上保安庁の航空機と衝突、炎上するという事故が発生しました。日本航空機には幼児8人を含む乗客367人と乗員12人の計379人が搭乗していました。後日、けが人の報告はなされましたが、全員が無事に機体から脱出し、奇跡的に死亡事故に及ぶ大惨事には至らずに済みました。当時の状況から、日常的に厳しい訓練を重ねているとはいえ、燃える機体と煙が充満する機内においての明確な呼びかけと限られた僅かな脱出口への誘導を行った客室乗務員の勇気ある行

動には深く感動を覚えました。

この2件についての共通点は、常日頃から有事の際の心構えと命の尊さへの思いが身についており、今回の冷静な行動に結びついたと思います。以上のことから、地震災害に対するさらなる認識の向上、今回の地震から得た教訓を次に生かすことを目的とした提案を2件申し上げますので、検討のほどお願いします。

1、町職員の防災士の資格取得の拡大について。職員の防災に関する人材育成をさらに高めるため、現在、消防団の分団長経験者は取得済みかと思いますが、職員の部署及び男女を問わずに毎年少しずつでも取得拡大を検討していただきたい。

2、災害発生時の早急な相談窓口の設置。飯綱町は、災害時の住民のよりどころを第一とするため、また災害対応に追われる自治体職員の住民への相談に対する時間的な余裕が困難との見方から、災害時の被災者相談として、2月14日に県弁護士会と協定を締結した。

以上、いずれも簡単な内容ではないかと思いますが、鉄は熱いうちに打てのことわざにもあるとおり、また、少しでも防災の輪を拡大するための第一歩としてご理解いただき、実施に向けた検討をお願いして、地震災害への対応についての質問を終わります。

2. 空家対策について

次に、空家対策についての質問をいたします。今回、空家対策についての質問を検討するに際し、本年1月19日に開催された坂城中学校の3年生による中学生模擬議会においても、町における課題として、近年の空家の増加傾向、人口の減少、土地所有者の高齢化、空家への対策と幅広く質問がなされました。これからの坂城町を背負っていくであろう若い年齢層からの関心度の高い質問に驚いたところであります。

また、私としては、空家対策につきまして昨年6月の一般質問でも取り上げ、空家の状況、件数、分類、住民からの苦情等についてお聞きしました。今回は、他市町村の事例を含めて、空家対策へのさらなる取組の考えについてお聞きします。

イ. 空家等対策計画について

1、第2次坂城町空家等対策計画、令和3年度より令和7年度までの進捗状況について。2、令和5年度における主な事業内容とその成果についての2項目についてお聞きします。

ロ. 官民連携した取り組みについて

このことは、職員のマンパワーや専門知識の不足に悩む市町村が多いことから、民間の技術やノウハウの助けを得ながら、空家の利活用や移住者の拡大に結びつける狙いがあるとされています。参考例として、2023年の4月に下伊那郡根羽村は、空家活用を専門とする企業と官民連携事業の協定を締結しました。このことは、締結した企業におんぶに抱っこだけでなく、職員の人材育成も並行して行うことを目的としているとのこと。

また、中野市は、2021年に空家を100円もしくは100万円の100均物件として掲

示し、売手と買手をつなぐマッチングサイトを運営する東京、横浜などの企業と連携協定を締結して活性化に努め、100均空家を8件紹介し、5件の成約に至るなどの成果を上げているとの内容が、2月5日の信濃毎日新聞に紹介されました。

以上のことから、他市町村では民間企業、NPOと連携した空家の利活用に対する取組が活発化し、実績を残しております。町においても、ノウハウのある民間企業やNPOとの連携ができないかについてお聞きします。

ハ、今後の空家対策について

参考例としまして、2月12日の信濃毎日新聞に空家対策への逆転の発想として取組を紹介しました。内容としては、放置されれば、朽ちて維持管理のコストがかさむ負の遺産となりかねない空家を、そうなる前に新しい町の拠点として生まれ変わらせようという動きについて、上伊那郡箕輪町の一般社団法人による取組や諏訪郡下諏訪町における移住交流スペースの運営など、県内でも広がりつつある取組の事例が掲載されました。

また、別の空家対策の参考例として、昨年12月16日の信濃毎日新聞には、空家20万戸時代と題して、所有者が元気なうちに住まいを後継者に引き継ぐ準備をしてもらい、空家が生じることを防ぐ目的とし、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村の4市町村が書き込み式の住まいの終活ノートと題した家のことを作成しました。それぞれの窓口にて配布しているほか、各市町村で開く空家対策セミナーの教材としても活用され、今年の4月1日より開始となります。相続登記が義務化されることを踏まえ、また将来空家になる可能性がある空家予備軍への対策も考慮した内容とのことでした。

以上のことから、1、管理不全空家の定義と今後の取組について、2、今後の空家対策の取組の考えはの2項目についてお聞きします。以上の質問について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま2番目の質問としまして、宮入議員さんから空家対策について、イの空家等対策計画について、ロの官民連携した取り組みについて、また、ハの今後の空家対策についてというご質問をいただきました。私からは、この中のロの官民連携した取り組みについてお答え申し上げまして、そのほかの項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

今いろいろご指摘がありましたけれども、近年、地域における人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化等に伴い、全国的に空家が増加しており、使用目的のない空家は、この20年で2倍近くに増え、今後も増加していくことが予想されております。

そうした状況の中、町では、平成26年に制定されました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年10月に坂城町空家等対策協議会を組織し、それぞれの担当課で行っていた空家等の対策について、横断的な連絡体制を整えたところであります。

また、平成29年3月には、坂城町空家等対策計画を策定し、町空家等対策協議会による空家等対策会議において、各地区の区長さんと連携し、町内の空家を把握し、適切な管理がされ

ている空家等と適切な管理がされていない空家等とに区分をし、適切な管理がされていない空家等につきましては、所有者または管理者に対し、適切な管理を行うよう連絡するなどして管理されていない空家等の減少に努めてきたところであります。

ご質問の官民連携、こうした取組につきましては、現在、町空家等対策協議会の委員として、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、建築士の方々にもご参画いただきまして、専門の立場で空家対策にご協力をいただいているほか、町が主催します空家対策講座、空家対策セミナーにおきましても、司法書士、宅地建物取引士を講師にお招きしまして、不動産としての空家の価値や、空家の利活用のメリットなどについて、わかりやすくご説明いただいているところでもあります。

また、空家の流通促進や将来の空家発生の抑制を図ることを目的として、長野県空家等対策支援専門家派遣事業を活用し、空家対策住民啓発講座・相談会を開催しているところであります。こうした取組を通じまして、空家の解消につながった事例も数多く出てきております。官民連携による大きな成果と捉えているところであります。

さらに、町空き家バンク制度につきましては、長野県宅地建物取引業協会上田支部と実施協定を締結し、町内の空家等を売手と買手、貸手と借手をマッチングさせる仲介をしていただいております。

この制度は、平成27年度から施行されておまして、現在もいろいろ成果は出ておまして、現在まで82件の物件が登録されており、これまでに125件の賃貸等の利用と、47件の売買等の成約がされております。

また、空き家バンクの利用促進を図るため、空家等の片づけや改修につきまして、補助制度を設けており、現在までに片づけの補助が13件、改修工事等の補助が18件、利用されているところでもあります。

町といたしましても、今後、空家対策のノウハウを持つ民間企業やNPO法人など、今いろいろお話がありましたけれども、などともさらに連携した空家の解消や利活用の方策について、研究してまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 私からは、空家対策についてのうち、イの空家等対策計画についてと、ハの今後の空家対策についてお答えいたします。

まず、イの空家等対策計画についてのうち、第2次坂城町空家等対策計画の進捗状況についてであります。国は、空家等対策の推進に関する特別措置法を平成26年に制定し、市町村が空家等対策に取り組むための法整備を行ったことを受け、町では平成29年3月に、第1次となる坂城町空家等対策計画を策定しました。

この計画は5年間を計画期間として、対策を進めてまいりましたが、空家等の対策を総合的に計画するために、令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする第2次坂城町空家等

対策計画を策定いたしましたところでございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法において、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める」ものとする規定されているところであり、第2次計画におきましては、所有者等による空家等の適切な管理の促進と空家等の利活用の促進について進めるものとしております。

現在までの進捗状況であります。令和3年2月に行政協力員である区長の皆様と連携し、平成29年に実施した空家等実態調査のリストに基づき、リストにある空家等を再確認するとともに、新たな空家についての実態調査を実施したところであります。

実態調査後、調査により把握した空家等のうち、適切な管理がされていない空家等につきましては、適切な管理がされるよう、所有者や管理者に連絡し、対応を図っていただいているところであります。

次に、令和5年度の主な事業内容とその成果につきましては、固定資産税の納税通知発送の際に、空家にお困り事の相談についてのチラシを同封させていただいているほか、7月、8月には、町が主催し、空家対策講座、空家対策セミナーを開催し、司法書士、宅地建物取引士を講師にお招きして、不動産としての空家の価値や、空家の利活用のメリットについてなどのご説明をいただいたところであります。

また、個別の相談があった際には、空き家バンクをご紹介したほか、相談機関をご案内させていただいたところであります。

そのほか、空家等の近隣から寄せられた草木の繁茂などの苦情につきましては、所有者もしくは管理者をお調べし、現在の状況の改善をお願いしたところでございます。

現時点におきましては、苦情のあった空家等に連絡することで改善していただいているケースも多くあり、その後に定期的な管理につながることもあることから、今後も引き続き所有者等と調整を図る中で、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハの今後の空家対策についてお答えいたします。

まず、ご質問のありました管理不全空家の定義と今後の取組でございますが、管理不全空家は、令和5年12月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律により新設された空家の区分となります。

具体的には、完全に放置されているわけではないが、壁や窓の一部が腐食、破損、落下の可能性があり、雑草や枯れ草が管理されていない、敷地内にごみなどが散乱、放置されているといった状況にある空家を指しております。管理不全空家は、空家の管理を促すための基準となり、当町におきましては、管理がされていない空家の一部に相当いたします。

管理不全空家の今後の取組といたしましては、管理がされていない空家の一群として、適切な管理がされるよう、所有者や管理者に啓発してまいりたいと考えます。

次に、今後の空家対策の取組についてでございますが、第2次坂城町空家等対策計画では、所有者等が空家を適正に管理され、利活用につなげていくことを目的としていることから、適正に管理されていない空家等につきましては、引き続き、所有者もしくは管理者に連絡し、改善を依頼していくとともに、個別相談会等の実施に関しまして、随時開催してまいりたいと考えております。

また、空家は今後年々増加していくことが予想されているところでありますが、所有者に対しましては、適正な管理に努めていただくようお知らせし、啓発していくとともに、空き家バンク等を通じ、空家を提供したい方と取得したい方とをマッチングさせ、空家を有効活用してしていくことも努めてまいりたいと考えております。

そのほか、町といたしましても、移住体験ハウスとして活用を検討するなど、空家を有益な資産として各種施策において活用してまいりたいと考えております。

6番（宮入君） 各項目について、丁寧な答弁をいただきました。私自身も町の空き家バンク制度を活用しまして、時間はかかりましたけれども、幸いにも買手の方が見つかりまして、ちょっと肩の荷が下りたかなというのを今の話を聞きながら実感したところであります。

さて、国土交通省は、空家対策をめぐる現状について、住居目的のない空家は、先ほど町長の答弁にもありましたが、1998年が182万戸だったのが20年が経過した2018年には、1.9倍の349万戸に増加した。この数字は、住宅の5%強に相当する。また、このまま推移すると、2030年には推定470万戸になるとの見通しを報告しました。さらに、このような背景から空家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除去等の三本柱で対応を強化する方向性を打ち出しました。

また、3月2日の日本経済新聞では、空家対策特別措置法が施行された2015年以降の自治体による問題物件の処理状況を国土交通省の資料を踏まえて推計した結果、状態の悪い空家を解体による撤去や利活用に向けた修繕により処理ができた割合は、全国平均が2023年3月末で16.7%、都道府県では、埼玉県が30.3%と唯一3割を超えた。三重県、茨城県がそれに続いており、18の都道府県が全国平均を上回った。

なお、長野県は、北信越においても撤去と修繕率は1割にも満たない7.2%と最も低く、全国の順位では44位との結果を報じました。

以上の結果も考慮して、先ほど住民環境課長からお話がありましたが、第2次空家対策等対策計画は、策定から3年が経過しました。折り返し点でもあること、また、今回の地震による追加・改善等を含めた必要性の検討をお願いしたいと思います。

最後になりますが、空家による推定される問題は、防災性の低下として倒壊、崩壊、屋根及び外壁の落下、火災の発生のおそれなどがあり、防犯性の低下、ごみの不法投棄、衛生の悪化と悪臭の発生、風景・景観の悪化など、住民への影響が生じることなど、対岸の火事とは言っ

ていられないことから、町としても法規制についてなど、住民への理解を高める施策を講じながら、今後も引き続き攻めの空家対策強化を希望するところであります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（滝沢君） ここで昼食のため、午後１時３０分まで休憩いたします
(休憩 午前１１時５４分～再開 午後 １時３０分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

議長（滝沢君） 続いて、日程第２「発委第１号 坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」以下、１２件の議案については、全て去る２月２９日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第２「発委第１号 坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第３「議案第１８号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第４「議案第１９号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第５「議案第２０号 坂城町隣保館条例の一部を改正する条例について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第６「議案第２１号 坂城町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第７「議案第２２号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第８「議案第２３号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第 9 「議案第 24 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第 10 「議案第 25 号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第 11 「議案第 26 号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第 12 「議案第 27 号 坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第 13 「議案第 28 号 新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例
に関する条例を廃止する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第 14 「議案第 29 号 令和 6 年度坂城町一般会計予算について」

議長（滝沢君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

9 番（玉川君） 歳入についてお尋ねします。4 点あります。9 ページ、款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 2 農林水産業使用料、節 1 農業使用料、ファミリー農園の使用料 16 万円あります。この区画数、そして使用の状況について一つ。

二つ目として、9 ページ、款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 3 土木使用料、節 2 の住宅使用料、これの町営住宅の入居率と今後の管理の計画について。

三つ目として、20 ページ、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金、これの 001 財政調整基金の残高について伺います。

四つ目、21ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入、節2の同和地区住宅新築資金等貸付金の元利収入12万円とあります。この残高、そして人数、件数についてお答えをお願いします。

商工農林課長（竹内君） ページ9ページの目2農林水産業使用料のうち、ファミリー農園の区画数と使用状況についてお答えをいたします。

町内ファミリー農園につきましては、坂城地区2か所24区画、南条・中之条地区2か所32区画、村上地区2か所16区画で、町内6か所、計72区画を設置しております。

使用状況につきましては、全72区画において毎年50区画前後の利用をいただいている状況で、令和6年度においては、50区画の利用を想定しているところでございます。

建設課長（堀内君） 予算書ページ9ページ、目3土木使用料、節2住宅使用料について、町営住宅の入居率と今後の管理計画はということですが、町営住宅入居率といたしますと、全219戸のうち111戸の入居で50.7%ですが、事業用地に係るものや老朽化等で募集停止となっている80戸を除きますと、実質79.9%といった入居率になります。

今後の管理計画につきましては、ただいま申し上げた様々な事業関連、老朽化の進む住宅につきましては、計画的な統廃合について検討しているところでございます。

財政係長（宮嶋君） 予算書20ページ、財政調整基金の基金残高についての質問についてお答えいたします。

財政調整基金については、8号補正までの残高は23億1,952万1千円、令和6年度当初予算で基金からの繰入金は3億4,560万1千円、一方、積立金は基金利子分294万3千円を見込み、残高は19億7,686万3千円でございます。

企画政策課長（伊達君） 予算書21ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入、節2の同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入につきまして、令和6年2月末現在で申し上げます。残高につきましては、2,461万9,627円、人数は6人、件数は9件となっております。

議長（滝沢君） ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） では、これにて歳入の質疑を終結いたします。

続いて、歳出の質疑に入ります。

12番（大日向君） 3点ほどお伺いします。予算書119ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、小学校150周年記念事業、これは各学校における記念事業の内容とこの準備はどのような方々で行っていくのかと式典の開催の時期について、それと同じく予算書119ページから120ページにかけての小中学生国際交流事業、これは中学生海外派遣補助金890万円とあります。これ何名派遣の予定なのか。それとその生徒の選定方法はどのよう

になるのか。それと、各家庭における費用負担はどのぐらいになるか。それと、１２０ページにかけての同じく国際交流村事業、これはどのような事業なのでしょうか。

それともう１点、予算書１３３ページ、款１０教育費、項４社会教育費、目２公民館費、ここでちょっとお聞きしたいんですけど、各種スポーツ大会、この２月にスマイルボーリング等が本来なら開催予定だったんですが、今後のその計画と春の球技大会や町民運動会はどのようなになっていくのかお聞きします。

教育文化課長（長崎さん） 予算書１１９ページ、款１０教育費、項１教育総務費、目２事務局費のうち教育振興事業の小学校１５０周年事業補助金についてのご質問に順次お答えいたします。

令和６年度は、町内の３小学校が創立１５０周年の節目を迎えることから、各小学校では、保護者やＰＴＡのＯＢなどで組織された記念事業実行委員会において、創立１５０周年に向けた式典や行事など、様々な記念事業を計画・準備しているところでございます。

各小学校で計画しております記念事業の主な内容は、南条小学校では記念式典と記念コンサートを、坂城小学校では記念式典と記念コンサート、また中庭の坂城っ子の森の整備や図書の購入、楽器購入、記念誌の発行など。また、村上小学校では記念式典と講演会、校門入り口にあります子どもの森の整備や遊具の整備などが計画されております。

このほか、児童への記念品として、３小学校ともに全校児童で撮った写真入りのクリアファイルを全児童へ配布することも計画されております。また、記念式典の開催につきましては、村上小学校は９月、南条小学校は１０月、坂城小学校が１１月に行えるよう準備を進めているとお聞きしております。

同じく予算書１１９ページ、目２事務局費、小中学生国際交流事業、中学生海外派遣補助金のご質問にお答えします。

中学生海外派遣事業は、町の次代を担う感受性豊かな中学生を海外に派遣し、海外生活を体験することにより豊かな国際感覚を養うとともに、国際社会の中で心豊かな人格の形成を図ることを目的として、アメリカカリフォルニア州シリコンバレーへ海外派遣を行う事業でございます。ご質問の派遣人数につきましては、中学２年生８名、随員３名の合計１１名を予定しております。

次に、派遣する生徒の選考方法につきましては、１０月以降に参加者の募集を行い、選考委員会において審査の上参加者を決定し、学校長を通じて伝えることとなります。また、参加者の選考につきましては、町理事者、教育委員会及び学校関係者により選考委員会を組織し、決定してまいります。

次に、保護者負担につきましては、円安や物価の高騰等の影響を受け、渡航費などの諸経費が高騰しておりますが、保護者負担が増額しないよう、今年度と同額の１名１５万円の負担を

予定しております。

続きまして、予算書120ページの国際交流村補助金につきましては、これからの国際社会に生きる児童生徒が外国の方々との交流体験を通じ、様々な国の文化や言語を理解しながら外国への興味や関心を持ち、外国の方々と一緒にスポーツやゲームを行い、母国の紹介などのコミュニケーションを図ることの楽しさを学ぶとともに、日頃行っている外国語学習などの成果をはかる場とすることを目的として、毎年夏休み期間の7月に開催をしている事業でございます。

次に、予算書133ページ、款10教育費、項4社会教育費、目2公民館費、各種公民館事業における町の公民館によるスポーツ大会についてのご質問にお答えいたします。

町公民館活動につきましては、教育や文化などの生涯学習に関する各種事業を行うことで地域住民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進などを図ることを目的に各種行事等を実施しております。町公民館が実施しておりますスポーツ大会におきましても、健康増進はもとより、住民の交流や親睦を深めることで地域の連携が図られるものと考えております。

一方において、社会情勢の変化に伴い地域住民のニーズは変化し、価値観が多様化してきており、これまでと同様の事業では、町民の皆様の参加が減少してしまう状況でございます。このような状況を踏まえ、町公民館におきましても、各スポーツ大会の種目や内容について工夫をし、町民運動会につきましては、住民アンケート調査を行い、調査結果を基に、できる限り地域住民の皆様が参加しやすくなるよう、分館の役員の皆様とともに種目などの調整を行ってまいりました。

令和6年度の公民館事業であるスポーツ大会につきましては、今年の2月の分館長会議において、これまでの町民運動会の経過や昨年のアンケート結果などを説明する中で、令和6年度は町民運動会の開催は難しいとの判断をさせていただいたところでございます。

今年度は、より多くの分館の皆さんが参加しやすい行事や開催方法などを検討させていただき、これまで行ってきたスマイルボーリング、春の球技大会に加え、町民運動会に代わり秋のスポーツ大会を開催したいと考えているところでございます。

また、スマイルボーリングにつきましては、これまで2月に開催してまいりましたが、コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の流行などにより中止としてきた経過や、分館からの意見・要望などにより、今年度は7月に開催をしたいと考えております。

今後におきましても、町民の皆様の生涯学習の場の提供や地域住民の親睦や連携を図り、長期総合計画が目指す「すべての人がともにつくるまち」を推進するためにも、内容や開催方法などについて検討を行ってまいりたいと考えております。

12番（大日向君） 1点ちょっとお伺いします。中学生海外派遣事業のところで、すみません、今年度の予定はどのようになっているか、お聞かせください。

教育文化課長（長崎さん） 中学生海外派遣事業の再質問にお答えいたします。

令和5年度のアメ리카海外派遣事業につきましては、中学生8名に加え、坂城中学校長及び英語コーディネーターの2名が、今月23日から28日までの6日間の日程でアメリカ合衆国カリフォルニア州のシリコンバレーにおいて、先進企業などの視察見学や現地中学生との交流等を計画しております。

また、今年度は、交流する現地中学生のお宅でホームステイを予定しており、現在メール等で相互理解などを図っているところでございます。中学生の皆さんは、この経験が大変刺激になり、物の見方など視野が広がる大変貴重な体験になると考えており、アメリカにおいて肌で感じた貴重な体験を学校内の皆さんに伝えていただきたいと考えております。

議長（滝沢君） ほかに。

5番（水出君） 2点ほど質問させていただきます。ページ110ページ、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費、節14工事請負費、その中の遊具整備等工事161万6千円、その下の施設改修工事費1,600万円について、まず遊具の整備等工事についてですけど、魅力ある充実した環境整備をしていくということで、以前から取組をされておりますが、この予算内に新しい遊具とか、何か整備するということで具体的にお決まりのものがあればお答えをお願いします。それとあと施設改修工事については、どこの施設の工事になるのか、お答えをお願いします。

続きまして、次のページの111ページです。款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費、その12委託料、この中の乗合タクシー運行業務816万円とございますけれど、これは乗合タクシーの乗車料金1回当たり500円、その差額の町負担分なのか、タクシー会社の何か別な契約ルールがあつてのお支払いなのか、その辺について質問させていただきます。以上お願いします。

建設課長（堀内君） 最初に、予算書110ページ、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費中、公園管理一般経費の節14遊具整備等工事161万6千円について、こちらの内訳ですが、びんぐしの里公園のローラー滑り台と同じくからくり時計の修繕に係るもので、今年度まず人気の設備修繕を優先させていただきまして、新規遊具については見込んでおりません。

そしてその下、施設改修工事1,600万円、こちらにつきましては、千曲川バラ公園のトイレの改修工事、令和6年度で第19回、7年度で第20回を迎えますので、それに間に合うようにトイレの改修工事を行ってまいりたいと考えております。

そして111ページ、高速交通総務費中、高速交通対策一般経費、節12乗合タクシー運行業務につきましては、内訳といたしますと、本事業は乗合タクシーの運行についてタクシー事業者へ委託を行うもので、運輸局が定めますタクシー時間制運賃に基づきまして、1時間8,600円という単価がございます。これで1日5時間、240日年間を掛けまして

1, 032万円、それと業務委託固定経費としまして、登録手続、予約受付業務等に対しまして、月当たり2万円お支払いをしております。こちら1, 032万円と24万円を足したのから、利用者にご負担いただく利用料金500円掛ける10回の240日で、2人を想定しまして240万円、こちらを引きまして816万円になるものでございます。

5番（水出君） この利用者のほうは、何名見込みで計算されていますでしょうか。失礼しました。今の111ページの款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費、12委託料のただいま乗合タクシー運行業務の内容について説明いただきましたけれど、タクシー料金の差額のところの人数については、何名ぐらいを見込んでの予算、計画になっていますでしょうか。

建設課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

乗合タクシーの積算内訳のうち、利用者からご負担いただく利用料金につきましては、何名という形ではなく、1日あたり10回を想定しまして、それがその都度2人を想定しております。それを240日で掛けておりまして、240万円という見込みであります。ですので、1日10回の2人ということで、20回の利用を240日ということで積算しております。

議長（滝沢君） ほか。

7番（中村君） ページ78ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4健康増進事業費、節18、18043アピアランスケア助成事業補助金30万円について、費用助成の内容についてご説明をお願いします。

保健センター所長（竹内さん） ページ78ページ、アピアランスケア助成事業補助金につきまして、アピアランスケア助成事業は、がん患者の方の治療に伴う外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具等の購入費用の一部を助成するものであります。助成の対象となるのは、ウィッグなどの頭髮補整具、乳房補整具、その他の三つの区分がありまして、それぞれ2万円を上限とし、購入費用の2分の1が助成額となります。

なお、お一人で区分ごとに1回ずつ助成を受けることができ、乳房補整具につきましては、左右1回ずつ助成を受けられますので、お一人で最大4回助成を受けることができるものとなっております。

議長（滝沢君） ほかに。

6番（宮入君） 1点確認いたします。ページ49、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、010301社会福祉一般経費の中の12006行旅死亡人等移送等業務委託、新規創設の理由と内容をお聞かせください。

福祉健康課長（鳴海さん） 予算書49ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の社会福祉一般経費の行旅死亡人等移送等業務委託についてのご質問にお答えいたします。

こちらは、行旅中の身元不明者や身寄りのない方が亡くなった場合、自治体が安置し火葬等を実施するため、葬儀業者に委託し実施をするものでございます。

理由といたしましては、町内において独居高齢者で身寄りのない方がお亡くなりになると、葬儀を執り行う親族がいないことが想定され、また、事案発生から火葬まで時間的な猶予が少ないため、予算措置を行い速やかに対応できるよう新たに予算を計上したものでございます。

内訳でございますが、ひつぎや骨つぼの葬具のほか、遺体の安置、寝台車移送料など、まとめて業者に委託をするものでございます。こちらについて、そのほかにも死亡時の診断書作成料ですとか、火葬の費用を別に予算計上しております。

議長（滝沢君） よろしいですか。

8 番（星君） ページ 100 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 4 商工企画費、010717 坂城テクノセンター支援事業、18045 さかきテクノセンター施設改修補助金 8,900 万円。施設改修全体の費用はどのくらいを見込んでいるか。町の負担割合はどのようになっているか。今回の工業振興施設等整備基金から 9,100 万円を繰り入れ改修予定だと思うが、基金残高はどのようになるのか。以上質問です。

商工農林課長（竹内君） ページ 100 ページ、目 4 商工企画費、坂城テクノセンター支援事業の中のさかきテクノセンター施設改修補助金のご質問に順次お答えをいたします。

まず、施設改修全体の費用見込みにつきましては、テクノセンター改修工事に係る入札が予定されていることから、詳細な金額は差し控えさせていただきますけれども、改修及び設備の導入に要する経費のほか Z E B 設計の委託など、諸経費を全て含めた全体の費用として、おおむね 3 億 8 千万円と見積もられているところでございます。

また、全体の経費に対して町からの補助金が占める割合は、4 分の 1 程度となっております。テクノセンター改修及び設備導入と N e a r l y Z E B 達成に要する額の 3 分の 2 を国の補助金で賄う予定であり、残りの 3 分の 1 と既存設備の撤去費用など、国補助の対象外の経費は自己負担額となり、この自己負担額については、テクノセンターによる自己資金と町からの補助金 8,900 万円を合わせて賄う予定としているものであります。

次に、工業振興施設等整備基金の残高についてであります。本年 2 月末現在の基金残高は、2 億 9 0 7 万 4 千円であります。令和 6 年度当初予算では、先ほど申し上げましたテクノセンター Z E B 化に係る施設改修補助金に 8,900 万円、テクノセンターにおいて新たに更新を予定している試験機器の整備補助金に 200 万円を繰り入れ、工業振興施設等整備基金積立金利子として 26 万円を積み立てることにより、基金残高は 1 億 1,833 万 4 千円となる見込みでございます。

議長（滝沢君） ほかに。

3 番（塚田さん） 予算書 123 ページ、款 10 教育費、項 2 小学校費、目 1 小学校総務費、011034 災害用マンホールトイレ整備事業の中の 14001 災害用マンホールトイレ等設置工事費 1,200 万円についてです。どのような設備になるのか、断水時の対応と水の確保

は。下水管が使えない場合はどうするのかについてお聞きます。

建設課長（堀内君） ページ 1 2 3 ページ、款 1 0 教育費、項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中の災害用マンホールトイレ整備事業につきましてお答えいたします。

マンホールトイレの形式につきましては、当町では貯留型を採用する予定でございます。貯留型を採用する理由といたしましては、維持管理頻度が 1 日 1 回から 2 回ということ、また、地中に埋設されている排水管にあらかじめ水洗用水を貯水することが可能なため、有事の際に迅速に対応できるといったところから選定しております。

トイレの設置基数につきましては、障がい者用 1 基、女性用 2 基、男性用 2 期の計 5 基を予定しております。

断水時における水洗用水の確保につきましては、「安心の蛇口」と学校プールを想定しております。「安心の蛇口」につきましては、「安心の蛇口」までの水道管は耐震化されていることから、マンホールトイレの給水用として予定しております。さらには、万が一「安心の蛇口」も使用できない場合も想定し、学校プールの水を利用することを計画しております。

続いて、マンホールトイレ下流下水管路が被災した場合の対応でございます。こちら当町で採用予定の貯留型につきましては、埋設された管路に汚水をためて、貯留弁を開放することにより排水するものでございます。有事の際、下流の管路が被災した場合には、バキュームにより汚水を収集し処理することも可能でありますことから、貯留型を採用しております。以上です。

議長（滝沢君） ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて、歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 9 号「令和 6 年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款 1 議会費、款 2 総務費のうち項 1 総務管理費中、目 1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費及び項 3 戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中、目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中、目 9 上水道費、目 1 0 合併処理浄化槽設置費、款 5 労働費、款 6 農林水産業費、款 7 商工費、款 8 土木費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中、目 4 水防費、目 5 防災費、款

10 教育費のうち項2 小学校費中、目1 小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業、款12 公債費、款14 予備費の各事項を総務産業常任委員会に。

歳出の款2 総務費のうち項1 総務管理費中、目11 防犯対策費、目12 交通安全対策費、目13 消費生活費及び項3 戸籍住民基本台帳費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中、目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費を除く民生費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中、目9 上水道費、目10 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9 消防費のうち項1 消防費中、目4 水防費、目5 防災費を除く消防費、款10 教育費のうち項2 小学校費中、目1 小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に、それぞれ審査を付託いたします。

◎日程第15 「議案第30号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第16 「議案第31号 令和6年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第１７「議案第３２号 令和６年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第１８「議案第３３号 令和６年度坂城町下水道事業会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は収入支出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第１４「議案第２９号」から日程第１８「議案第３３号」までの５件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日１３日から３月２０日までの８日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日１３日から３月２０日までの８日間は、休会とすることに決定いたしました。

次回は、３月２１日午前１０時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 ２時２６分）

3月21日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	10 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	11 〃	祢 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	関 貞 巳 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	
保健センター所長	竹 内 優 子 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 議案第 29 号 令和 6 年度坂城町一般会計予算について
- 第 2 議案第 30 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 3 議案第 31 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 4 議案第 32 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議案第 33 号 令和 6 年度坂城町下水道事業会計予算について
- 追加第 1 選第 1 号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 追加第 2 議案第 34 号 令和 5 年度坂城町文化センター耐震補強及び大規模改修工事変更請負契約の締結について
- 追加第 3 議案第 35 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 追加第 4 議案第 36 号 令和 5 年度坂城町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 追加第 5 議案第 37 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 6 議案第 38 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 追加第 7 議案第 39 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 8 議案第 40 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 9 発議第 1 号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時停戦及び人質の即時解放を求める意見書について
- 追加第 10 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議長（滝沢君） 日程第 1「議案第 29 号」以下、日程第 5「議案第 33 号」までは、いずれも去る 3 月 12 日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。審査結果の

報告が各委員長からなされております。

◎日程第1「議案第29号 令和6年度坂城町一般会計予算について」

議長（滝沢君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（大日向君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算」のうち歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月13日、14日の2日間にわたり、委員全員の出席の下委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、企画政策課長、会計管理者、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要をご報告申し上げます。

＜歳入＞

- 法人町民税の状況は。
- △ 町内企業の経営状況を確認する中で、設備投資や賃上げなども考慮し、前年度と同額を見込んでいる。
- 個人町民税が前年より減少している理由は。
- △ 個人町民税については、2千万円の増収を見込んだが、国が実施する定額減税による6千万円の減収が見込まれるので、全体としては4千万円の減収とした。
- 固定資産税が前年より減少している理由は。
- △ 3年に一度の評価替えが実施され、令和6年度は初年度になる。土地の評価額の下落の影響が大きく、令和5年度の当初予算と比較し、3.6%の減額となっている。
- 地方交付税が増えている要因は。
- △ 地方交付税については、国の予算総額が前年度比1.7%増額したこと、普通交付税の算定に関して、基準財政需要額の算定費目に子ども子育て費が創設されることにより増額を見込んでいる。
- 臨時財政対策債が4千万円減額している要因と残高の見込額は。

△ 令和5年度の臨時財政対策債は約4,200万円であるのに対し、令和6年度の国の予算総額が前年度比54.3%減となったことにより、予算額2千万円を見込んでいる。残高は令和6年度末で約29億9,270万円を見込んでいる。

＜歳出＞

（総務課）

○ 顧問弁護士への相談件数は。

△ 顧問弁護士は上田市の弁護士1名に依頼しており、令和5年度の相談件数は4件である。

○ 職員研修で実施する内容は。

△ 毎年メンタルヘルスやコンプライアンス、人事評価など全職員を対象とする各種研修を実施するほか、各業務における専門的な研修、広域連合等において開催する共同研修の参加などを実施している。

○ 庁用バスの更新予定はあるか。

△ 現在の車両を導入してから約20年経過しており、今後更新を検討していく。

○ 庁舎等改修工事の内容は。

△ 役場前の町道拡幅に合わせて役場前駐車場の整備を実施する。また、庁舎の高圧受電設備の老朽化が見られるので、その改修工事を予定している。役場前駐車場の整備に関しては、区画線の引き方や北側駐車場などの利用方法を工夫する中で、来庁者に対し配慮していきたい。

○ 選挙管理委員に対して、法改正の内容などに関する研修等は実施しているのか。

△ 毎年、選挙管理委員会の中でも、その都度関連する事項を事務局から説明している。また、県の選挙管理委員会においても毎年研修会が開催されており、委員に参加していただいている。

（会計室）

○ 令和8年1月に予定されている八十二銀行と長野銀行の合併により、役場の会計処理に影響はあるか。

△ 銀行名が変わることで、現在登録されている口座情報の変更などは必要になるが、システム自体に変更が及ぶものではないため、会計処理への影響はない。

（企画政策課）

○ 高校生タイ国研修の参加予定人数と1人当たりの自己負担額及び補助金額は。

△ 高校生の参加者は8名で、1人当たりの自己負担額は11万円、補助金額は23万円である。

○ 入札参加資格申請受付審査システムの内容と負担金の内訳は。

△ 現在、自治体ごとに書面で行っている入札参加資格の受付審査を、令和6年度から県が開発したシステムを利用し、電子申請による受付審査を一本化することで事務の効率化と利便性の向上を図るものである。令和6年度は、参加34市町村が、初期導入費用として175万円または209万円を負担するが、当町は175万円の負担である。また、保守運用費用や共同受

付窓口運用管理費用などのランニングコストを、毎年、人口割により負担する。

○ まちづくり推進事業におけるシステム等導入委託とは。

△ 国のデジタル田園都市国家構想の交付金事業として現在申請している。書かない窓口、公共施設予約管理、観光資源・文化財デジタル化の3事業に係るシステム導入経費である。

○ 町のホームページのデザインの更新の頻度は。

△ ホームページ管理システムなどの構築に係るリース契約に合わせて、おおむね5年間を更新のめどとしている。

○ 坂城男女共同みんなの会の会員数と発足時からの状況は。また、会員の増加に向けた取組は。

△ 現在、会員数は114名で、徐々に減少している状況である。会員の増加に向けては、講演会や講座等、会の事業や、全戸配布の会報においての活動のPRと会員募集を呼びかけている。

○ ワイン文化推進について今後の展望は。

△ 広域特区加入市町村の増加が見込まれており、加入市町村が連携してのホームページでの情報発信や、広域連携によるイベントのさらなる充実が期待される。

○ 防災行政無線の非常電源は。

△ 停電等、電力が途絶えた場合、戸別受信機については附属の乾電池から給電される。屋外スピーカーについては、自動的に内蔵された非常用バッテリーに切り替わり、72時間の運用が可能である。

○ 防災行政無線用屋外スピーカーの設置数と管理主体は。

△ 屋外スピーカーは25機で、管理は全て町で行っている。

(商工農林課)

○ 松くい虫防除対策事業の予算額が例年より増加しているが、詳細は。

△ 来年度は、例年実施している松くい虫防除対策に加え、昨年4月に発生した林野火災の延焼範囲内において、焼損したアカマツに多数の害虫が集まる状況が確認されていることから、周囲への松くい虫被害を拡大させないために、被害木の伐倒駆除を行う費用を計上している。

○ 林野火災の延焼範囲における山林の復旧への見通しは。

△ 伐倒駆除を行ったアカマツ林は山肌が露出し、土砂災害等二次災害の危険性があるため、土地所有者の同意を得て、県を通じて国へ保安林の指定を申請していく。指定された後には県の管理の下、必要に応じて治山事業を行っていく予定である。

○ CO₂削減に向けて林業施策が転換期に来ていると思われるが、林業全体の動きを町はどのように考えているか。

△ CO₂削減に向けて森林の若返りが大事と考えるが、民有林においては伐採適齢期を迎えているにもかかわらず放置されている森林が多く存在するなど、管理がされていない山林が増えてきている状況である。山地災害の危険性もあることから、国では森林環境税及び森林環境譲与

税を法制化し、県や市町村に譲与税を交付し、木材利用の促進や人材育成、担い手の確保などを進めている。町でもこの譲与税を活用して、実施方針を定めて管理されていない森林の整備を進めている。

○ 水門の監視体制はどのように行われているか。

△ 坂城地区の宮沢川、新町川、前田川、入田川では、水位が上昇すると職員に連絡が来るようになっている。他の地区に関しては、水門管理者が降雨の状況により水門操作を行っている。なお、昨年町内11か所の主要な水門に水位センサーを設置し、職員が水位の状況を把握できるようにした。将来的には、一元管理を目指していきたい。

○ 来年度の熊の対応はどのように考えているか。

△ 広範囲に出没する熊に対応するため、新たに熊用捕獲おりを1基購入する。また、坂城町有害鳥獣対策協議会においてセンサーカメラを導入し、捕獲の効率化を図るほか、県の熊対策員による電気柵の設置講習会を開催したいと考えている。

○ 町は、今後農業施策をどのように考えていくのか。

△ 農業者の高齢化、減少という課題に直面していることから、新たな担い手の確保を進めるとともに、農地の集約化など効率のよい生産を行える体制を整えていきたい。また、スマート農業については、町内の営農状況を考慮し推進していきたい。

○ レンタサイクル事業運営委託の内容は。

△ ステキさかき観光協会が、坂城駅前観光案内所と坂城勤労者総合福祉センターにおいて普通自転車のレンタルを行ってきた。令和6年度からは、新たに電動アシスト付自転車を10台導入し、事業の拡充を図るものである。

○ 中小企業能力開発学院の事業概要は。

△ 町内企業の経営者や従業員の専門知識や技能の習得等を目的として、様々な研修を実施している。事務局は町商工会で、昭和55年に開校し、令和4年度末までに累計約6千人が修了している。大企業は社内研修を行うことができるが、中小企業においては難しい状況にある中で、学院がその担い手となっている。

○ 公益財団法人さかきテクノセンター試験機器整備補助金の内容は。

△ 金属3Dプリンターのリース料・保守料・試験検査・測定機器の校正点検のほか、令和6年度ではマイクロビッカース硬度計の更新に対する補助を予定している。

○ 中心市街地活性化事業の建設工事等の内容は。また、今後のビジョンは。

△ 中心市街地コミュニティセンターの冷暖房設備改修工事と旧兒玉邸敷地の基盤整備工事を計画している。旧兒玉邸敷地の工事では、令和5年度に行った竹や樹木の伐採等につき、抜根・整地等を行う予定である。今後のビジョンについては、鉄の展示館周辺を中心とした坂城駅前中心市街地のまちづくりについて、地域の皆さん等からご意見をいただきながら検討していき

たい。

(建設課)

- 上水道一般経費について、水道事業広域化について、今後の予定は。
- △ 水道事業広域化研究会にて、令和3年度から現在まで水道事業広域化に向けて検討を行っている。6年度の早期設立を予定している上田長野地域水道事業広域化協議会にて事業統合を含めたより詳細な検討を行う予定である。
- 水道事業の今後について、広域化も含め、町としての考えは。
- △ 町としては、災害時にも対応できるよう送水管を千曲川右岸にも整備する二重化について要望している。
- 道路新設改良一般事業について、A06号線（村上工区）施工の今後の予定は。
- △ A06号線の施工については、令和5年度予算を繰り越し、舗装工事を行い、6年度予算で終点までの区間に擁壁工事を実施する予定である。その後、国道バイパスに取り付ける交差点については、国と協議を行っていく予定である。
- 急傾斜地崩落対策事業について、施工箇所はどこか。
- △ 土井の入2号ため池下の道路のり面である。
- 当初予算資料に記載されている舗装修繕工事、橋梁修繕工事に共通するライフサイクルコストの縮減とはどのようなことか。
- △ ライフサイクルコストの縮減とは、道路や橋梁などの建築物の維持について、より経済的な手法やタイミングで修繕し、維持管理費を縮減させていくといった考え方である。いずれも定期的な点検に基づき、より経済的な手法により維持コストを下げられるよう取り組んでいる。
- 住宅管理一般経費について、町営住宅を今後どのように集約し管理していく予定か。
- △ 中之条団地、旭ヶ丘ハイツなど建築年が新しい住宅については、修繕改修を行いながら管理をし、インター先線の用地対象になる網掛団地が用途廃止する予定のほか、昭和40年代に建設された町営住宅等老朽化の進む古い住宅については、計画的に集約し除却する方向で検討している。
- 災害用マンホールトイレ整備事業について、町全体の小中学校の設置が終わるのはいつ頃を予定しているか。また、貯留型マンホールトイレの選定理由は。
- △ 令和6年度の村上小学校から1年に1校ずつ施工し、9年度で完了予定である。また、貯留型マンホールトイレの選定理由としては、維持管理頻度や事前に貯水できるといった初動対応の優位さや、下水管路災害時には、ある程度貯留できるといった機能面を考慮し選定した。
- 災害時のマンホールトイレ設置については、誰が行うのか。
- △ 設置については、町職員だけでなく、学校や地元自治区においても設置ができるように説明会を実施する予定で検討している。また、誰もが設置できるように、説明看板も設置する予定

である。

(議会事務局)

○ 議員年金の受給者数は。また、年間の支給額は。

△ 現在、退職年金 10 名、遺族年金 6 名の計 16 名が受給している。令和 5 年度の年間支給額は約 930 万円である。

○ 議場会議システム賃借料の内容は。

△ 議場内のマイクや録音装置、システムを制御する機器やソフトウェアをリースしている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第 29 号「令和 6 年度坂城町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて総務産業常任委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る 3 月 12 日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第 29 号「令和 6 年度坂城町一般会計予算」のうち、款 2 総務費のうち項 1 総務管理費中、目 11 防犯対策費、目 12 交通安全対策費、目 13 消費生活費及び項 3 戸籍住民基本台帳費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中、目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費を除く民生費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中、目 9 上水道費、目 10 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中、目 4 水防費、目 5 防災費を除く消防費、款 10 教育費のうち項 2 小学校費中、目 1 小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各事項について、3 月 13 日、14 日の 2 日間にわたり、委員全員の出席の下委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、子ども支援室長、保健センター所長、図書館長、食育・学校給食センター所長、各保育園長、子育て支援センター所長、ふれあいセンター所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳出>

(住民環境課)

○ 防犯灯について、年間の工事予定件数と LED 化の現状、そして LED 化率の目標値は。

- △ 工事数は、おおむね年間10か所を想定している。町で新設したものや、故障により灯具の修繕を行う場合にLED灯としている。単独でLEDに交換した区もある。現在、町の防犯灯のうち約200本、率にして12%がLED灯となっている。LED化率は目標値を決めてはいないが、LED灯具は高価であり、全てを短期間に交換するのは難しい。
- 灯具をLED化することで、電気代はどの程度変化があるのか。
- △ 電気代の変動はあるが、蛍光灯のものと比較して半額程度になると認識している。
- 千曲少年警察ボランティア協会の活動内容は。
- △ 警察から直接委嘱された町内の6名の方が、環境防犯パトロール、有害環境の点検、小売店舗を回り、犯罪防止パトロール等を警察と連携して活動していただいている。
- 自転車用ヘルメット補助金として10万円を計上しているが、その内容は。
- △ 令和5年4月の道路交通法一部改正により、自転車搭乗時のヘルメット着用が努力義務となったことを受け、ヘルメット着用の促進を図るため、ヘルメット購入代金の2分の1、上限を2千円とし、年間で50名の交付を見込んでいる。
- 特殊詐欺防止装置取付費補助金について15万円を計上しているが、何件を想定しているのか。また、町で発生した特殊詐欺の件数と、実際に特殊詐欺を食い止めたという具体例はあるか。
- △ 令和5年度の実績は、3月12日時点で30件であり、令和6年度も同様の30件を想定している。特殊詐欺の件数については、警察の統計資料によると、令和5年1月から12月に2件発生しており、いずれも架空請求詐欺であった。令和4年には3件発生している。実際に特殊詐欺を食い止めたという具体例はお聞きしていないが、他市町村でのアンケート結果によると、特殊詐欺防止装置により不審な電話が減少したという例もあるため、特殊詐欺防止装置については防犯効果があるものと考えている。
- 令和6年度のコンビニ交付の見込件数は。また、コンビニで交付可能な証明書の種類は。
- △ 年間約3千件、総発行件数のうち25%程度を見込んでいる。交付できる証明書は、戸籍証明書、住民票、印鑑証明書、税務の所得証明書である。
- 犬の登録頭数と狂犬病予防接種率は。また、予防接種をしていない飼い主に対して、どのような対応を取っているか。
- △ 町内で735頭が登録されており、そのうち91.9%にあたる676頭が接種済みである。春に予防接種を促すはがきを送付し、未接種が続く場合は督促通知を送付している。場合によっては個別に訪問することもある。
- 町における地域猫活動の浸透の程度は。
- △ ボランティア団体である「ふくねこさかき」が各地区の区長に協力を求めており、活動に対し快い返事をいただいている。効果が大きく表れるまでには長期間の取組が必要だが、その途

上である現段階においても効果が見えてきている。

○ 「ふくねこさかき」の会員数は。

△ 現在の会員数は7名。人数不足による代表者への負担集中の感は否めない。そのため、町も協力して広報等で会員募集を行っている。

○ し尿処理についての今後の見通しは。

△ 下水道の普及により処理量が減少傾向をたどっており、今後も減少していくことが見込まれるが、下水道区域外の物件や下水道に接続できない物件もあるので、し尿くみ取りは続けていく。

○ 消防団の団員数と平均年齢は。また、婦人消防隊の隊員数は。

△ 女性団員19名を含め現在の隊員数は265名、平均年齢は36.7歳となっている。婦人消防隊については、現在528名を委嘱している。

○ ポンプ操法大会の今後の開催の考えは。

△ 坂城町、千曲市それぞれで大会を行い、上位大会への出場者を選出する現在の方式ではなく、埴科大会に一本化し、出場についても、分団ごとの要望に応える方向で、埴科消防協会で検討中である。消防署での操法の指導や規律訓練は継続の予定である。ラッパ分団については、坂城町と千曲市が1年交代で県大会に出場する方式を予定している。

○ 消防団自動車運転免許取得費補助金の内容は。

△ ポンプ車の運転には準中型以上の免許が必要である。現在、分団の中には運転できない団員がおり、特に今後消防団に新たに加入する若年層の中には、運転できない者がほとんどとなることが予想されるため、予算を計上した。

○ 今後はポンプ車を所有する自動車分団に入団する団員全員に準中型免許を取得してもらってどうか。

△ 免許の取得においては、団員に時間的・金銭的な負担を強いることになってしまうため、全員に取得を依頼することはできない。しかし、理想はポンプ車所有分団の団員全員が運転可能な状態である。それに近づけるようにサポートをしていく。

○ 消防団で防災士の資格取得を進める取組の状況は。

△ 毎年、分団長経験者、消防団本部を対象に取得を進めており、予算計上している。令和5年度は15人が取得済みである。分団長以上は受講料が免除されるため、1人5千円で登録できる。ほかに1人4千円の教本代費が必要である。

(福祉健康課)

○ 生活困窮者等自立相談支援事業委託の内容と対象者、相談件数は。

△ 令和2年度から社協に委託している事業で、生活困窮者や就労支援を必要としている方に対して相談支援を行っている。令和5年度の相談件数は、令和6年1月末現在、新規相談受付者

数14人、相談支援延べ件数524件である。

○ ヤングヒューマンネットワークの登録者数、結婚相談件数は。

△ 令和6年1月末時点の登録者数は男性10名、女性5名で、町内在住の方は男性9名、女性3名である。相談件数は211件、お見合いにつながった件数は4件である。

○ 町主体で若者同士の交流や出会いの場をつくるなど、今後の結婚支援や少子化対策への考えは。

△ 結婚支援施策に関する事業は拡充に努めている。坂城町への移住も含め、若者が住みやすい、子育てをしやすい環境を整えるため、様々な事業を行っていく。

○ 福祉タクシーのタクシー券交付者数と利用実績は。

△ 重度心身障がい者の外出負担軽減のためタクシー券を交付しており、令和6年2月末時点の交付者数は98人、利用実績は703件である。

○ 寝たきり老人等介護者慰労金の予算内訳は。

△ 年間9万円を上限に支給を行う事業で、令和4年度の慰労金支給実績から平均を算出し、令和6年度は84人分の支給を見込んでいる。

○ 寝具洗濯等サービス、訪問理美容サービスの対象者は。

△ 要介護3から5の高齢者または重度障がい者で、利用を希望する登録者を対象としている。また、訪問理美容サービスについては、利用者の負担軽減を図るため、年間4枚交付する利用券の補助額を増額とする事業拡充の予算を令和6年度に計上した。

○ 成年後見支援センターの相談件数と普及状況は。

△ 令和5年度は、坂城町社会福祉協議会に成年後見事業を委託している。令和6年1月末現在の成年後見に関する相談件数は33件であり、町広報や社協だよりで周知を図っている。より専門性を高め、権利擁護が必要な人への住民サービス向上のため、来年度からは上田地域での取組にも参加し、普及啓発、市民後見人養成等に係る事業の一部を上田市社会福祉協議会へ委託を予定している。

○ 介護予防ケアマネジメント業務委託について、委託の状況や町内のケアマネジャーの充足度は。

△ 要支援認定者に係るケアマネジメント業務については、年間約2,300件のケアプランのうち、約73%を地域包括支援センターで行い、残り約27%を外部事業所に委託している。町内ケアマネジャーの事業所は、地域包括支援センターのほかに2か所であるが、適正なプラン作成を行うための研修会や事例検討会などを実施し、情報交換・情報共有に努めている。

○ 自殺対策推進計画の策定状況は。

△ 現行の計画が今年度で計画期間満了となるため、令和6年度から10年度の計画策定を進めている。町民意識調査を実施し、福祉・医療・保健・法務等分野の有識者など10人を自殺対

策連絡協議会委員に委嘱し、計画案について審議をいただいております、3月末に策定完了予定である。

○ 信州上田医療センター医師確保事業の状況と補助金の算定方法は。

△ 令和5年4月時点での医師の確保数は85人という状況である。上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町の5市町村で補助をしており、補助金の算定方法は、均等割が10%、人口割が90%である。

○ 未熟児療育医療の内容は。

△ 出生時の体重が2千グラム以下等で、入院して治療が必要な1歳未満のお子さんの入院費への助成で、2名分を計上している。

○ 不妊・不育治療費助成の状況は。

△ 令和4年度は不妊治療費を13人に助成し、7人が妊娠された。今年度は現在のところ5人に助成をし、うち3人が妊娠されている。

○ 後期高齢者健診委託料の見込人数は。

△ 一般健診が500人、人間ドックの日帰りが100人、1泊2日が30人を見込んでいる。

○ 健康運動教室の開催状況と効果は。

△ 主に運動を習慣づけるため、ストレッチ&ウォーキング教室やヨガ教室のほか、トレーニングジムを利用した体力低下予防と筋力アップを目的とした体づくり塾を実施している。参加者のアンケートからは、健康になった、体力がついたと感じている方が大勢いる状況である。

(教育文化課)

○ 保育園総務費の広域入所負担金の内容は。

△ 保護者の就労の都合により、町内の保育園に送迎が間に合わないなどの理由により、町外の保育園に保育を委託する際の負担金である。令和6年度は千曲市の保育園に2名分を予定している。

○ 子育てのための施設等利用給付費の内容は。

△ 一時預かり事業や認可外保育施設を利用する児童の保育無償化に伴う給付である。令和6年度については、上田市の認可外保育園を利用する1名分を予定している。

○ 令和6年度の未満児の在籍人数の予定は。

△ 南条保育園は、2歳児17名、1歳児12名、0歳児9名、合計38名。坂城保育園は、2歳児12名、1歳児12名、0歳児8名、合計32名。村上保育園は、2歳児12名、1歳児12名、0歳児12名、合計36名の予定である。

○ 令和6年度の保育園のクラス数及び職員体制の予定は。

△ 南条保育園は14クラス、正規職員8名、会計年度任用職員6名。坂城保育園は11クラス、正規職員6名、会計年度任用職員5名。村上保育園は11クラス、正規職員5名、会計年度任

用職員6名である。

○ 町奨学金の令和6年度の受給者の見込みは。

△ 令和5年度からの継続が5名、新規7名、計12名を見込んでいる。

○ 学校給食費等補助金の内容と令和6年度の見込みは。

△ 町立小中学校の学校給食費無償化に合わせて、食物アレルギーにより給食の代わりに弁当を持参する児童生徒や、町外の小中学校等に就学する児童生徒のいる家庭に対し補助金を交付するものである。補助対象者については、令和5年度の状況を踏まえ、食物アレルギーを有する児童生徒を30名、町外の学校に就学する児童生徒を20名見込んでいる。

○ 教員住宅の入居見込みと今後の管理の考えは。

△ 令和5年度中は入居実績がなく、令和6年度に向けた入居申込みも、現在のところない状況である。今後の管理については、令和5年度に村上教員住宅を取り壊し、山金井教員住宅も令和11年度をめどに取り壊す予定である。南日名教員住宅は一部移住体験ハウスとしても活用されており、当面維持したいと考えている。

○ 全国学力・学習状況調査の結果は。また、調査結果を踏まえた今後の方針は。

△ 全体としては、全国・県の平均と比較して大きな差はない。数学では発展的な内容で弱い部分が見受けられる。学校では、この調査結果も踏まえ、引き続き個別最適な学習と、グループで話し合う協同的学習の両立により、発展的な内容について互いに意見を出し合い、学びを深められるよう授業改善に取り組んでいるところである。

○ 発達障がい等特別な支援を有する児童生徒の状況は。

△ 小中学校の特別支援学級における令和6年度の在籍児童生徒は、小学校の知的障がい学級では3クラス17名、自閉症・情緒障がい学級では7クラス38名、中学校の知的障がい学級では1クラス2名、自閉症・情緒障がい学級では3クラス22名を予定している。

○ 小中学校の1人1台端末の運用状況と今後の更新の計画は。

△ 現行の端末は令和2年度に購入し、運用開始から4年目となる。新入生分については、卒業生の端末を初期化して配付している。令和8年度をめどに次期端末への更新を計画している。

○ 令和6年度公民館事業におけるスポーツ行事の予定と、公民館として、種目等見直しを行ったのか。

△ これまで、各スポーツ大会の開催にあたっては、種目や内容について工夫をし、町民運動会では、住民アンケート調査を行い、調査結果をもとに、できる限り地域住民が参加しやすいよう種目などの検討見直しを行ってきたが、今年2月の分館長会議において、これまでの町民運動会の経過や昨年のアンケート結果などを説明し、令和6年度は、町民運動会の開催は難しいと判断した。令和6年度は、より多くの分館・町民が参加できるよう行事内容等の見直しを行い、春の球技大会、スマイルボーリング大会、町民運動会に代わる秋のスポーツ大会を開催し

たいと考えている。

- 令和6年度の分館施設整備補助事業の内容と各分館のエアコン設置の状況は。
- △ 令和6年度は5分館から施設整備補助金の要望があり、町横尾公民館ではエアコン設置工事、込山公民館では空調・床修繕工事、北日名公民館はトイレ・エアコン設置工事、新町公民館はエアコン・給湯器設置工事、網掛公民館は駐車場修繕工事である。エアコンは27分館のうち19分館が設置済みである。
- 村上義清没後450年記念事業の内容は。
- △ 村上義清没後450年記念事業としては、9月にふれあい大学として砥石城親子トレッキングや、10月の町文化祭に併せ、信濃村上氏フォーラムとして講演会及びパネルディスカッションを計画している。また、信濃村上氏フォーラムの記念誌を発行する予定である。
- 体育施設整備事業の体育施設整備委託、設計委託の内容は。
- △ 体育施設整備委託は、鼠橋運動公園マレットゴルフ場の草刈り等整備委託などである。設計委託は、鼠橋運動公園と上五明運動公園の千曲川河川敷地内の占有申請に必要な図面作成に係る設計委託である。
- 食育・給食センター運営費の機器更新工事の内容は。
- △ 給食センターの厨房の空調機フィルター更新工事及びボイラーの圧力機器内部塗装等工事を予定している。
- 令和6年度の1食当たりの給食費はいくらか。
- △ 令和6年度は物価高騰などを踏まえ、1食当たり小学校315円、中学校360円で、令和5年度より15円引き上げる予定である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて社会文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時49分～再開 午前10時59分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加したいと思います。ご異議ご

ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

では、引き続きこれより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（中嶋君） 議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算について」、賛成の立場から討論をいたします。

日本でも猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、昨年5月8日、感染法上の位置づけが5類へ移行し、社会経済活動がようやく正常化に戻りつつあります。このような状況の中、日本経済は持ち直しの動きが続いているものの、ウクライナや中東地域をめぐる情勢や昨今の円安などの影響は、物価高騰を引き起こしております。日本経済への影響が危惧されるところであります。

坂城町は、言うまでもなく工業の町でありますので、国内外の経済動向や社会情勢などの影響による町内企業の動向は、地域住民の生活をはじめ、町の税収にも大きな影響を与える可能性がありますので、国内外の経済動向や社会情勢に一層の注視を払いつつ、政策を実行していただきたいと思うものであります。

それでは、討論に入ります。

坂城町の令和6年度当初予算につきましては、第6次長期総合計画で定めた町の将来像、「輝く未来を奏でるまち」の実現に向け、SDGsの達成とデジタル変革の取組の視点を踏まえつつ、六つの基本目標を重点に予算が計上され、5年度が骨格予算編成であったことから、前年度対比7.1%増の68億1千万円の予算規模となっております。

まず、歳入であります。3年ごとに評価替えによる地価下落の反映に伴う固定資産税の減収、また、国の定額減税の影響による個人町民税減収により、町税全体では、前年度対比2.4%減の約25億3,500万円が予算計上されております。

ここ数年、ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行などの影響により、原油や原材料等の価格が高騰しており、物価が上昇しております。こうした状況が長期化した場合、企業活動に多大な影響を及ぼし、コロナ禍からの回復への足取りを阻みかねないことが懸念されることから、状況把握に引き続き努めていただきたいと思います。

また、公平な税負担の観点から収納未済額の縮減に向けては、厳正な対応をいただくよう一層の取組をお願いするものでございます。

国・県支出金については、継続事業である道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、新たに自治体

システムの標準化や、デジタル技術を活用した事業の補助金などが計上され、特定財源の確保に努められております。

町の魅力や特産品などの情報発信にも大きく寄与しているふるさと寄附金につきましては、さらに魅力ある返礼品の充実を図り、より多くの寄附がいただけるよう、さらなる取組をお願いをするものであります。

次に歳出でございます。

老人福祉センター、保健センターを統合し、子育て支援や図書館機能を併せ持つ新複合施設建設事業では、基本設計、ボーリング調査等の予算が計上されております。子どもや高齢者に限らず、全世代の町民の皆様の集いの場所となるような施設を望むところであります。

また、令和5年度までに、3小学校への太陽光発電設備、蓄電設備の整備を完了し、6年度は災害時の避難場所となる小中学校体育館のトイレの施設改修や、村上小学校へ災害用マンホールトイレが設置されるほか、ゼロカーボンの推進に向けた取組として、坂城テクノセンターやびんぐし湯さん館へ太陽光発電設備設置等の施設改修が実施される予定であります。災害に強く、環境に優しいまちづくりに向け、より一層の環境整備が図られるものと思われまます。

生活基盤の整備について、継続事業のA01号線などの道路改良事業や、昭和橋などの橋梁修繕事業に関する予算が計上されております。各事業の推進を期待するところであります。また、国道18号バイパス坂城町区間整備や県道坂城インター線先線整備についても、関係機関への要望活動等、事業促進に向けた積極的な取組をお願いするものであります。

このほか、移住・定住施策、高齢者・障がい者などの福祉施策、GIGAスクール構想推進事業によるICT教育の推進や、部活動地域移行に係る負担金、外国語指導講師・支援員の配置など充実した教育施策等の予算も計上がなされております。行政の継続性にも配慮されたものとなっております。

最後に、町の最上位計画である第6次長期総合計画に掲げてあります「輝く未来を奏でるまち」につながる施策の推進をお願いをいたしまして、私は議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算について」賛成をいたします。

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（玉川君） 私は、議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算について」賛成の立場から討論をします。

今月15日は、所得税等の確定申告の最終日でした。国会議員の裏金無申告問題が大きく取り上げられ、毎日その責任と納税について注目されています。確定申告をする庶民は、インボイス制度による複雑な事務業務や、赤字でも払わなければならない消費税のために、領収書を

そろえ、1円の違いもないようにと気を遣い、期日までに手続をしている一方で、全く納税意識のない政治家の存在に憤慨する毎日であります。

そんな中ではありますが、町では丁寧に多くの町民の申告の相談に乗っていただきました。改めて感謝をいたします。

令和6年度一般会計予算についても、町民の多くが利用する施設整備や災害時の対応、福祉補助などで、安心安全快適な生活を町民に届けるための予算となっています。

予算の主な内容について見ていきます。

歳入歳出予算総額は、68億1千万円。前年度の骨格予算比でプラス7.1%、4億5千万円の増額。

歳入について。

自主財源の主要な財源である町民税について、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進みながらも、一方でウクライナや中東地域などの世界情勢の不安定化、円安などの影響による物価高騰を考慮して、法人町民税は前年度同額。一方で、個人町民税は、国の定額減税の影響で4千万円の減額。町民税全体では、10億7,360万円を計上しています。

特別会計繰入金を除く繰入金は、財政調整基金から3億4,560万1千円、ふるさとまちづくり基金から1億6,281万1千円などを繰り入れ、前年度比4億371万9千円増の7億7,620万5千円を計上しています。

個別の施策では、施設整備関連で新複合施設の基本設計等の経費として5,425万3千円、中心市街地コミュニティセンター空調設備改修工事などに4,983万円、坂城テクノセンター施設ZEB化改修工事に8,900万円、びんぐし湯さん館の太陽光発電施設設置工事など、温泉施設維持補修工事に3,450万円、村上小学校への災害用マンホールトイレ整備に1,200万円、水門自動化工事など水路等改修工事に2,500万円。

福祉人権関連では、精神障がい者入院医療費助成金として350万円、犯罪被害者等日常生活支援助成金として60万円、子ども福祉医療費として3,900万円、出産・子育て応援支援金として700万円、がん患者へのアピアランスケア助成事業補助金として30万円と、胃がんでの死亡率減少のために、胃のエックス線検診に加え、内視鏡検診を開始する健康増進事業全体で2,133万円。

そのほかとして、観光集客のための電動レンタルサイクル事業に55万円、中学生海外派遣補助金として890万円、村上義清公の没後450年記念の「第3回信濃村上氏フォーラム」の開催を含む生涯学習推進事業に515万8千円、有害獣侵入防止柵などの資材費534万7千円及び施設設置事業補助に50万円など、幅広い施策で町民の要望に応えていく予算となっています。

そのほか、デマンド交通の実証実験も最終年となりますので、複合施設、子育て支援など主

役である利用者の要望をよく聞いて生かして、より一層使いやすいものにしていってほしいと考えます。

一方で、見直しや町民への予算の説明について要望をします。

解放同盟については、他の運動団体と同様に扱うべきで、解放団体補助金120万円はやめるべきです。また、同和地区住宅新築資金等貸付金の残金約2,400万円強についても早急に解決を望みます。

もう一つ、松枯れ対策の農薬の空中散布ですが、人体への影響は短期間では現れません。子どもの発達障がいの原因とも指摘されています。上田市、千曲市では、既に中止をしています。坂城町でも空中散布は中止すべきです。

開会の町長の挨拶の中で、DX・GX化を推進するために、デジタル技術を活用した住民サービスの向上と業務の効率化を図るデジタル田園都市国家構想交付金事業や坂城テクノセンターのZEB化改修に係る補助金の新たな計上などで、その他経費として34億4,781万2千円を計上したとありますが、総予算の半分もの金額になります。どこにいくら使うかについて、その内容について誰が見てもわかりやすい説明が必要だとも考えました。

以上、一部要望をして、議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算について」賛成討論とします。

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（滝沢君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2「議案第30号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（滝沢君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 坂城町国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第30号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月13日の委員会におい

て、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 国民健康保険加入者世帯数と加入者数は。
- △ 令和6年2月末現在1, 720世帯、加入者数は2, 558人である。
- 1人当たりの国民健康保険税の見込額は。
- △ 11万5, 700円の見込みである。

<歳出>

- 国民健康保険1人当たりの医療費と県内の順位の推移は。
- △ 令和4年度の1人当たりの医療費は、41万3, 989円で、県内の順位は高いほうから15番目、令和3年度は40万7, 233円で、県内の順位は同じく高いほうから15番目である。
- 医療費削減に向けた今後の施策は。
- △ 医療費削減対策としては、まずは健診を受けていただき、自分の健康状態を知っていただくことや、治療が必要な方には受診を勧めるとともに、訪問指導を実施している。また、今後も引き続き集団健診受診者に対して、健診結果報告会で健康に関して意識していただく保健指導を行っていくことと、重症化予防事業として、高血圧、高血糖の方を対象とした学習会等を実施していきたいと考えている。
- 特定健診の受診率と県内順位は。
- △ 令和3年度は57.8%で18位、令和4年度は58.3%で21位である。
- 産前産後期間の保険税免除の対象は何名分見込んでいるのか。
- △ 令和6年度は9名分を見込んでいる。
- 低所得者軽減、7割、5割、2割軽減の対象世帯数は。また、未就学児の均等割軽減の対象人数と世帯数は。
- △ 令和6年2月末時点で、7割軽減が469世帯、5割軽減が289世帯、2割軽減が222世帯となっている。未就学児の均等割軽減の対象人数と世帯数は、51名33世帯となっている。
- 保険証の資格証明書、短期証、窓口預かりなどの数は。
- △ 令和6年2月末の状況で、保険証の資格証明書は1世帯、短期証1か月が18世帯で、うち子どものいる1世帯に短期証6か月を発行している。窓口預かりは8世帯である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第30号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、全員の賛成により、原案のとおり可決することに決

定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

14番（大森君） 私は、議案第30号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、反対の討論を行います。

国は、マイナ保険証を10月からスタートするため、従来の保険証を廃止し、資格証明書に切り替えるとしています。これまで機器の不具合や暗証番号の間違いなど、トラブルが頻発しています。また、どんなにポイント付与の施策を実施しても、この制度に信頼性がないため、マイナンバーカードの取得はこれ以上進まない状況となっております。

厚労省は、このほど医療機関や保健所などに対して、マイナ保険証の利用促進に積極的に取り組むよう協力を求めた保健局長通達を出しております。保険者に対しては、定期的な進捗と対策の見直しというPDCAサイクルに基づく取組を進めてもらうとして、マイナ保険証の利用率の目標を設定するよう各保険者に求めています。今年の5月、8月、11月時点の目標値を設定し、厚労省に報告することになっております。

そもそもマイナンバーカードの取得は任意であり、強制するものではありません。それなのに、利用目的設定と目標を地方自治体に対し、業務を押しつけることは言語道断であります。

最近の国保新聞の記事によりますと、現在の国民皆保険は、1961年、昭和36年に国民健康保険制度が創設されました。このときの全国の市町村国保は、被保険者が4,511万人で、総人口の47.0%が加入しました。農林水産業が44.7%、自営業が24.2%、非正規雇用で働く人たちの被用者は13.9%、無職が9.8%で、農林水産業・自営業者が多数を占めておりました。

しかし、その後、産業構造の変化などで、1985年、昭和60年度で国保の被保険者は4,173万人で、加入割合が34.5%と減少し、農林水産業は44.7%から13.5%に低下しております。自営業は24.2%から約6%増で30.1%の微増でありました。非正規等の被用者は、1961年、昭和36年度の13.9%の約2倍にあたる28.7%。そしてまた無職が9.8%から23.7%へと無職の割合が高まり、老人加入率は12.4%でした。

1985年、昭和60年から36年後のこの2021年、令和3年の間で、いろんな施策が

繰り広げられました。まず一つは、労働者派遣事業が始まり、非正規で働く人が大量につくり出されました。本来、事業所が社会保険費用を負担すべきことが、国保がその受皿になっています。また、国保会計の中で老人保健として運用していましたが、後期高齢者医療制度の創設で、家族単位であった国保から高齢者が切り離されたことで、世帯での負担が重くなっています。さらに2018年、平成30年には市町村国保が都道府県一本化となり、こうした制度改革が行われてきました。

2021年、令和3年度の全国の国保の状況は、被保険者2,537万人で加入割合が20.2%に縮小してきております。農林水産業では2.2%、自営業が17.2%、被用者が32.5%、無職の方が43.3%へと大きく変化しております。そして、前期高齢者加入率は45.1%に上昇しています。これまで国保については、自営業者が加入する国保ということで頭についていましたけれども、まさしく中身は全く逆転しております。

また、医療費の支払いでは、国保は他の制度と比べて加入者の年齢構成が高く、1人当たり医療費が高い一方、加入者の所得額に対する保険料負担が重いという構造的な課題を抱えております。

国保の加入者の平均年齢は54.0歳で、協会けんぽは38.4歳、健保組合が35.5歳と比べ格段に高い年齢となっています。前期高齢者加入割合は、2020年、令和2年度と比較すると、国保の44.4%に対し協会けんぽが8.0%、保険組合は3.4%と低く、年間の1人当たりの医療費でも国保の37万3千円に対し、協会けんぽが18万円、保険組合が15万6千円と半額以下となっています。ここに、国保の構造的欠陥があると言わなければなりません。

さて、町の国民健康保険特別会計予算は、それぞれ13億5,446万円としました。前年度比マイナス5.7%の8,247万6千円減となっております。

町の国保の状況は、この2月末現在1,720世帯2,558人が加入しています。所得階層別では、200万円未満の所得の世帯が1,217世帯で約70%を占めています。この階層の皆さんには、年間で若干の減額をすることになりました。この点については一定の評価をするところであります。200万円以上の世帯には引上げになっています。さきに見たように、町の1人当たりの医療費は、2022年、令和4年度41万3,989円で、県下の高いほうから15番目となっています。

低所得世帯に対する軽減措置では、この2月末時点で、7割軽減が469世帯、5割軽減が289世帯、2割軽減が222世帯となっています。また、未就学児の均等割軽減の状況は、33世帯51名となっています。しかし、小学校に上がるとこの軽減措置はなくなり、一気に3万7,100円が課税されます。義務教育期間で労働の義務のない子にまで課税することは憲法違反と言わなければなりません。さらに、子育て支援にも逆行するものとなります。

保険料を滞納すれば、ペナルティーとして正規の保険証が交付されません。この２月末では、保険証の資格証明書が１世帯、短期証の１か月が１８世帯、うち子どものいる１世帯に対し短期証６か月を発行しております。ほかに窓口預かりが８世帯あります。保険証は命の最後のとりです。国民皆保険制度でありながら、このようなペナルティーを課すことは絶対にあってはなりません。非常に残念なことです。これら問題点を指摘し、以下の点を要望してまいります。

１、国は一般会計からの法定外繰入れを全面的に禁止しているわけではありません。厚生労働省の通達では、被保険者の応能割保険料の負担能力が特に不足していること、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることなどが設けられております。協会けんぽ並みにするために、町は一般会計からの法定外繰入れを行い、国保加入者の負担を軽減すること。

二つ目に、均等割について、勤労義務のない子どもに対し課税するのはやめるべきであります。当面、町の施策として一般会計から法定外繰入れを行い、軽減措置を取ること。

三つ目に、国保税の負担を軽減するため、全国知事会が国に要望している国費の負担率を引き上げるよう、町としても国に強く働きかけること。

四つ目に、１０月から従来の保険証からマイナ保険証に切り替えるとして準備を進めていますが、今の保険証も活用するよう国に働きかけること。

以上、国保の問題点を指摘し改善を求め、議案第３０号「令和６年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対の討論といたします。

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

５番（水出君） 私は、議案第３０号「令和６年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の一翼を担う地域保険として、加入者の健康増進と適切な医療の提供に重要な役割を果たし、地域住民の福祉の向上に大きく貢献してきました。

一方、国保の運営を担う市町村においては、加入者の高齢化に伴う受診機会の増加や医療の高度化などを背景とした医療費の増大が、健全な財政運営を維持・確保していく上で大きな課題となっていたところです。

国民健康保険の財政運営は、都道府県と保険者が責任主体となり制度の安定化が図られることとなりましたが、町においては、年々増大する医療費の削減や給付の適正化の取組として、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた普及啓発や、生活習慣病の重症化予防に向けた特定健診、特定保健指導を積極的に実施しており、加入者の健康増進に向けた取組をしております。

保険税に関しては、県に支払う国保事業費納付金を賄うための税率設定が求められます。令和６年度の納付金は前年度より減額されたものの加入者の減少もあり、税率の改定は避けられない状況であります。

しかし、昨今の社会情勢を踏まえ、町独自の激変緩和措置を講じる中で、全体では前年度とほぼ同額とし、所得の低い方への軽減となるよう資産割の段階的縮小も行われており、将来的な保険料統一も見据えた配慮もされています。

徴収に関しては、税収確保と負担の公平化に向けて、個別相談や納税相談の実施、年間を通じての滞納整理など、大変ご苦勞をいただいております、収入未済額も減少してきています。保険税の適正徴収は、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続きご努力をお願いいたします次第であります。

将来的な県統一の仕組みに向け、さらなる健全な財政運営と保健事業の充実、そして適切な保険税の賦課徴収等による安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして、議案第30号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」の賛成討論といたします。

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第3「議案第31号 令和6年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（滝沢君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 坂城町介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第31号「令和6年度坂城町介護保険特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

○ 第1号被保険者の人数は。

△ 令和6年2月末で、5,064人である。

○ 介護保険の基金残高は。

△ 現在約４億円である。

＜歳出＞

○ 令和５年度の介護保険の認定申請件数は。

△ 令和６年２月末現在で、新規申請が１９２件、更新申請が２９０件、区分変更の申請が１３５件で、合計６１７件である。

○ 特別養護老人ホームの待機者は。

△ 県が実施した令和５年４月の状況調査から、町内在住の待機者は２８名である。

○ 要支援者数と要介護認定者数は。

△ 令和５年１２月末時点で、要支援認定者２０５名、要介護認定者６１４名、合計８１９名である。

○ 施設介護サービス給付費について、前年度と比べて２，５００万円減額した理由は。

△ 急性期病院から回復期病棟への転院が増えたことにより、介護老人保健施設の利用が減少している。国の示す推計方法を参考にし、過去の実績を踏まえた予算計上としている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第３１号「令和６年度坂城町介護保険特別会計予算について」、全員の賛成により、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第４「議案第３２号 令和６年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（滝沢君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 坂城町後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る３月１２日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第３２号「令和６年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、３月１３日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

＜歳入歳出一括＞

○ 被保険者数と各負担割合の人数は。

△ 令和６年１月末時点の被保険者数は、３，１１８人で、窓口負担割合については、３割負担が１９０人、２割負担が５５８人、１割負担が２，３７０人である

○ １人当たりの医療費と県内順位は。

△ 令和4年度の1人当たり医療費は、90万40円で、県内順位は高いほうから14番目である。

○ 保険料賦課の限度額は。

△ 令和5年度における保険料賦課限度額は66万円となっている。保険料率等については、長野県後期高齢者医療広域連合において決定しており、令和6・7年度は賦課限度額が80万円に改定されることが示されている。

○ 令和5年度と6年度の予算を比較すると、11.9%の増額となっている理由は。

△ 被保険者数の増加が主な理由である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第32号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、全員の賛成により、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第33号 令和6年度坂城町下水道事業会計予算について」

議長（滝沢君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（大日向君） 坂城町下水道事業会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第33号「令和6年度坂城町下水道事業会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

○ 受益者負担金について、令和6年度の新規件数と対象面積の見込みは。

△ 新規は8件で、そのうち工場等も含むため、対象面積は1万9,500平方メートルを見込んでいる。

○ 令和6年度の工事予定は。

△ 上平地区工場付近及び文化センター南側道路について、令和5年度に仮復旧した箇所の本復旧工事を行う。

○ 管渠費の修繕費については、どこの何を修繕予定か。

△ 町内全27か所にあるマンホールポンプについて、点検を行った上で必要な箇所の修繕を予定している。

○ 下水道保険の内容は。

△ 下水道管路の管理瑕疵が原因で第三者に危害を及ぼした場合に対応するもので、保険金額は

身体賠償について1名につき1億円、1事故につき3億円、財物賠償について1事故につき3千万円となっている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第33号「令和6年度坂城町下水道事業会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（滝沢君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

議長（滝沢君） 次に、追加日程に入ります。

追加日程第1「選第1号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」から追加日程第9「発議第1号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時停戦及び人質の即時解放を求める意見書について」までの9件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 私からは、議案第34号から40号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第34号「令和5年度坂城町文化センター耐震補強及び大規模改修工事変更請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、令和5年9月定例会において、工事請負契約の締結について議決をいただいた町文化センター耐震補強及び大規模改修工事に係るもので、工事請負費の増額及び工期の延長を行うものであります。

工事費につきましては、建物の基礎部分や建物設備について、老朽化や建設当時の設計と実際の構造に一部差異があったことから、一部設計を変更し、新たに工事を追加することに係るものであります。

これに伴い、請負金額を変更前の4億7,850万円に1,815万円を増額し、4億9,665万円に変更するものであります。

また、世界的な半導体不足により、工事に係る一部機器の調達が遅延し、納期が遅れるため、工期を令和6年6月28日まで延長するものであります。

次に、議案第35号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、令和6年1月9日、役場駐車場内において、職員が公用車を駐車しようとしたところ、隣に駐車していた相手方車両の右後方と公用車左側前方が接触し、相手方車両を損傷した事故につきまして、相手方への損害賠償額を決定し、和解したいので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,551万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億6,414万2千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、町税1,800万円、地方消費税交付金7,878万4千円、国の補正予算により追加交付された普通交付税5,009万7千円、ふるさと寄附金及び小学校150周年記念事業などへの寄附金1,560万円をそれぞれ増額し、新型コロナウイルス予防接種事業などの国庫支出金9,606万4千円、財政調整基金等からの繰入金2億728万9千円、町債2,450万円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、障害者自立支援給付費等に係る国庫返還金775万2千円、防災重点農業用ため池耐性評価委託827万5千円、小学校教科書改訂に伴う教師用指導書883万9千円、普通交付税追加交付に伴う減債基金積立金2,564万7千円、ふるさとまちづくり基金積立金1,529万7千円をそれぞれ増額し、児童手当1,801万5千円、新型コロナウイルス予防接種事業4,651万7千円、A01号線道路改良事業3,378万9千円をそれぞれ減額するとともに、歳入・歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正であります。

また、繰越明許費といたしまして、文化センター耐震補強・大規模改修工事、農業用水路の自動化及び無停電電源装置設置工事等につきまして、令和6年度に事業繰越をするものであります。

次に、議案第37号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,671万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億5,096万2千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、諸収入1,064万2千円を増額し、県支出金9,790万6千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、償還金1,099万9千円を増額し、保険給付費9,790万円を減額するものであります。

続きまして、議案第38号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）につ

いて」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,760万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億8,487万9千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、下水道受益者負担金570万円、下水道使用料600万円、上流処理区維持管理負担金207万円を増額し、社会資本整備総合交付金210万円、公共下水道事業債3,480万円、公営企業会計適用債1,590万円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、一般管理費93万6千円、施設管理費489万円、公共下水道事業費2,982万3千円、公債費195万3千円を減額するものであります。

続きまして、議案第39号「令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,007万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億4,584万9千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、支払基金交付金869万4千円、県支出金516万3千円、一般会計繰入金408万4千円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、総務費96万1千円、保険給付費3,200万円を減額し、基金積立金1,380万円を増額するものであります。

最後に、議案第40号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ142万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,637万2千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金142万3千円を減額するもので、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金142万3千円を減額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 次に、趣旨説明を求めます。

10番（山城君） 私からは、発議第1号「パレスチナ自治区ガザ地区における即時停戦及び人質の即時解放を求める意見書」について、趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

パレスチナ自治区ガザ地区において、イスラエル軍とパレスチナのイスラム組織ハマスとの軍事衝突が続いています。

令和5年11月15日、国連安全保障理事会は、ガザ地区の子どもの人道状況を改善するための戦闘休止などを求める決議を採択し、12月12日には国連総会の緊急特別会合において、即時の人道的停戦を求める決議を、日本を含む国連加盟国の約8割にわたる153か国の賛成

多数で採択した。

これは、一般市民の危機的状況を改善しなければならないと国際社会の意思が表明されたものである。

いかなる場合においても人間の生命と尊厳を守るべきとの国際人道法の理念を尊重し、この戦闘により一般市民が直面している人道上の危機的な状況を改善するために事態の早期鎮静化が求められている。

よって、坂城町議会は、全世界の平和を願い、イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者、国会、日本政府、国際社会に対し、一刻も早い事態の解決に向けて、次の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 即時停戦及び人質を即時解放すること。
- 2 国際法及び国際人道法を遵守すること。
- 3 物資の供給等により人道上の危機的状況の速やかなる改善を図ること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時48分～再開 午後 1時58分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎追加日程第1「選第1号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」

議長（滝沢君） 令和6年3月31日をもって任期が満了する坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

坂城町選挙管理委員に岩野幸夫君、荒井洋子さん、中村耕一君、滝澤毅彦君の4氏を、同補充員として第1順位 小島繁男君、第2順位 手塚秀樹君、第3順位 山崎裕夫君、第4順位

宮下秀陣君の4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方々を坂城町選挙管理委員及び同補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岩野幸夫君、荒井洋子さん、中村耕一君、滝澤毅彦君を選挙管理委員に、また、補充員として第1順位 小島繁男君、第2順位 手塚秀樹君、第3順位 山崎裕夫君、第4順位 宮下秀陣君が当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

◎追加日程第2「議案第34号 令和5年度坂城町文化センター耐震補強及び大規模改修工事
変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第3「議案第35号 和解及び損害賠償の額を定めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第4「議案第36号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

12番（大日向君） 1点お伺いします。9ページ、款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、これは土地売払収入606万1千円とありますが、これ場所はどこなんでしょうか。

企画政策課長（伊達君） 補正予算書9ページ、款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入606万1千円でありますけれども、こちらにつきましては、町の普通財産の売払いで、件数として4件ございます。1件は中之条地区で、民間事業者への売払い。それと2件目が戌久保になります。戌久保砂防堰堤用地として県への売払い。同じく戌久保砂防堰堤用地の道路用地として、こちらも県への売払い。最後の1件は、小網の砂防堰堤用地ということで、こちらも県への売払いということでございます。

10番（山城君） 1点お聞きします。ページは60ページになりまして、款10教育費、項5保健体育費、目3の食育・給食センター運営費の説明のところの10061修繕料、こちらの説明をお願いいたします。以上です。

教育文化課長（長崎さん） 予算書60ページ、款10教育費、項5保健体育費、目3食育・給食センター運営費の修繕料の内容につきましては、調理室からコンテナ配送車に給食コンテナを積載する際の搬入口及び搬出口のシャッターにつきまして、老朽化に伴い、骨組み等のゆが

みにより上げ下げに不具合が生じており危険であること、また、今年の保健所の衛生点検においても、骨組み等のゆがみによりシャッターを閉めても隙間があり、改善するよう指摘されていることから、シャッター修繕に係る経費を計上したものでございます。

11番（祢津さん） 1点お願いします。ページ42ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、010628、もう一度、農村地域防災減災事業の事業内容と場所をお願いします。

商工農林課長（竹内君） ページ42ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費の農村地域防災減災事業についてのご質問にお答えをいたします。

こちらの事業につきましては、防災重点農業用ため池の堤体の安全性と貯水機能確保のための耐性評価、要は耐久性の評価になるんですけれども、そういったものを行うもので、今回、国の補正予算による県からの追加配分により、町内6か所の防災重点農業用ため池のうち3か所、場所が入田の池、土井の入2号、入横尾の池について評価を行うもので、国・県の補正予算の都合上、今年度の補正予算で計上させていただいて、繰越しにより来年度実施する予定となっております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第5「議案第37号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第6「議案第38号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第7「議案第39号 令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第8「議案第40号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第9「発議第1号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時停戦及び人質の即時解

放を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第10「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（滝沢君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の委員会継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（滝沢君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和6年第1回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

2月29日に開会されました本定例会は、本日までの22日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決処分事項の報告、農業委員会委員の人事案件、広域連合規約の変更及び財産処分の協議、条例の制定、一部改正及び廃止、令和6年度の一般会計・特別会計・下水道事業会計予算、さらに追加議案でお願いいたしました工事変更請負契約の締結、和解及び損害賠償額の決定、令和5年度一般会計・特別会計の補正予算など、全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

さて、コロナ禍の影響により中止を余儀なくされておりました中学生の海外派遣事業であります。坂城中学校2年生の8名が、この23日から28日までの6日間の日程で、アメリカ合衆国カリフォルニア州へ出発いたします。

研修内容といたしましては、アメリカのプレジディオ中学校での授業体験や生徒との交流をはじめ、シリコンバレーにおける世界トップレベルの企業やスタンフォード大学の見学、併せて、交流する現地中学生のお宅でのホームステイなどを予定しており、現在、ホームステイ先の家庭と生徒によりメール等で相互理解などを深めているところであります。

また、5年ぶりの実施となります高校生タイ国研修事業につきましても、8名の高校生が24日から28日までの5日間の日程で、タイに向け出発いたします。

今月6日には、現地視察でご協力いただく企業3社の町内工場、これはアルプスツール様、

カヤマ様、高松製作所様の三つですけれども、この見学とタイ国の状況などを学ぶ事前学習を行ったところであります。現地では、タイ国工場の視察や、在タイ日本大使館の見学のほか、現地学生との交流、歴史・文化等の異文化体験など、様々なメニューを体験する計画となっております。

多感な時期にある中・高校生が、両研修を通じて国際理解や国際感覚を養うとともに、将来展望を考える有意義な研修になればと期待しております。

さて、卒業シーズンを迎え、坂城中学校で15日に、町内各小学校では18日に卒業式が行われました。卒業する児童・生徒の皆さんは、真つすぐ前を向いて入場し、卒業証書授与では、学校長から一人一人に証書が授与され、お世話になった恩師や苦楽を共にした同級生との別れを惜しんでいました。

また、保育園につきましては、3園とも明日22日に卒園式を行います。令和5年度の卒園児は、3園合計で61人であります。小学校への期待を胸いっぱい、元気に入學式を迎えられることを願っております。

15日には町消防団任命式が行われ、自分たちの地域は自分たちで守るという消防精神の下、新たな本部及び分団長等の幹部、新入団員の皆さんに辞令が交付されました。町民の安心・安全な生活を守るため、ご活躍されることを期待するところであります。

さて、将来のまちづくりに向け、令和4年度から2か年計画で進めている都市計画マスタープラン及び立地適正化計画につきまして、1年目となる昨年度は、住民の皆様の意向を当計画に反映して、まちづくりの課題等を分析・整理するため、住民アンケートを行ってまいりました。

2年目となる今年度につきましては、アンケート結果を踏まえ、庁内検討会等での検討や、有識者で組織する都市計画審議会での3回にわたる協議により作成した計画（案）について、建設課窓口での縦覧や町ホームページを活用した意見聴取を経て、来週28日に開催予定の第4回審議会にて最終的な計画について決定をいただき、公表していく予定となっております。

また、本日、追加上程させていただきました、文化センター耐震補強及び大規模改修事業につきましては、部材の調達が遅延などにより工期の延長が必要となったところであります。工事の進捗状況につきましては、現在、外部塗装及び建物内部、壁面等の解体工事が終了したところであります。引き続き、より使いやすい施設となるよう、建物の内装や、太陽光パネル、蓄電池の設置工事など、令和6年6月末の竣工に向けて鋭意工事を進めてまいります。

なお、7月には、リニューアルされた文化センター大会議室において、チェリストの海野幹雄さんなどによるお披露目コンサートを開催する予定であります。新施設をご覧いただきながら多くの皆様にご来場いただければと考えております。

さて、千曲建設事務所が事業主体となり工事が進められてきました主要地方道坂城インター

線の先線、国道１８号から町道Ａ０９号線間の道路整備がこのたび完成の運びとなり、来週２５日に開通式を執り行い、式典終了後の１５時頃に、国道１８号交差点信号機の稼働に合わせまして供用開始の予定としております。

本事業は、平成２７年度に国の交付金事業として着手以来、９年の歳月と、総事業費約２９億円を要した一つの大きな事業を完成していただいたことは、今後の町の交通体系・都市体系が変容していく大きな転換点になるものと捉えております。ここに至るまでには、地権者の皆様をはじめ、町議会・期成同盟会をはじめ多くの関係者や関係団体に多大なご支援・ご協力をいただきましたこと、この場をお借りしまして感謝申し上げる次第であります。

今後は、千曲川を渡り、国道１８号バイパスに接続する区間の延伸整備に、重ねてのお力添えをお願い申し上げます。

次に、鉄の展示館では、今月２７日から６月２日まで、企画展「刀身彫刻に注目！」を開催いたします。本展覧会は、日本刀の刀身に彫られる細長い溝、これは樋ですけれども、樋をはじめとして、三鈷剣を簡略化し、剣の部分のみを表した素剣、素の剣ですね。素剣やインドのサンスクリット語を起源とした梵字など、刀身に刻まれた彫刻類に着目し、鎌倉時代から現代までの日本刀を展示いたしますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。

さて、年度が替わり、４月２日には各保育園の入園式が、４日には小中学校、５日には坂城高校の入学式が、また８日には坂城幼稚園の入園式が行われます。未来を担う子どもたちの晴れの姿をご覧いただくとともに、祝福していただければと思います。

また、４月６日から１５日までの１０日間、春の全国交通安全運動が実施されます。町民の皆様におかれましては、交通事故に遭わないよう、また巻き込まれることのないよう、より一層のご注意をいただきますようお願い申し上げます。

また、４月２１日には、第２５回目となります千曲川クリーンキャンペーンを共催の坂城ライオンズクラブとともに計画しております。会場を埴科用水頭首工付近、大望橋周辺、鼠マレットゴルフ場付近の３会場とし、時間は午前７時から８時半まで行います。町のシンボルである千曲川の自然環境を守る取組を進めるため、大勢の皆様のご参加をお願いいたします。

また、第１９回目を迎えるばら祭りにつきましては、５月２５日から６月９日までの１６日間の日程で開催を計画しております。今回も大勢の皆様にご覧いただき、盛会に開催できますよう、今後、ばら祭り実行委員会の皆さんとイベント等の内容について協議を進めてまいります。

さて、この冬は、数日を除き積雪もほとんどない暖冬が続き、最近では日中の寒さも和らぎ、本格的な春の到来がこれから待たれるところであります。

議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会の挨拶をさせていただきます。

議長（滝沢君） これにて、令和6年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時25分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 朝 倉 国 勝

坂城町議会議員 大 森 茂 彦

坂城町議会議員 中 嶋 登

一 般 質 問 通 告 一 覧 表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 耕作放棄地対策について イ. 住宅地周辺の耕作放棄地の状況は ロ. 町の対応は ハ. 今後の取り組みについて 2. 空家対策について イ. 老朽化した空家に対する町の認識は ロ. 今後の取り組みについて 3. ゴミの出し方について イ. ゴミ出しルールの遵守状況は ロ. 自治区との連携は	8 番 星 哲 夫	町 長 住 民 環 境 課 長
2	1. 子育て支援について イ. 18歳までの子どもの医療費の完全無料化を 2. 犯罪被害者支援について イ. 日常生活支援助成金について ロ. 支援について 3. 道路の安全対策について イ. 交差点での事故防止対策について 4. 学校での安全対策について イ. 校内での緊急事態への対応について	9 番 玉 川 清 史	町 長 教 育 長 企 画 政 策 課 長 福 祉 健 康 課 長 建 設 課 長
3	1. 防災計画について イ. 地区防災計画策定の推進について ロ. 避難所について 2. 移住・定住施策について イ. 坂城町U I J ターン就業・創業移住支援金について ロ. 当町独自のU I J ターン者支援事業創設について	5 番 水 出 康 成	町 長 企 画 政 策 課 長 住 民 環 境 課 長 福 祉 健 康 課 長
4	1. 犯罪被害者支援の広報・啓発について イ. 広報・啓発の現状について ロ. 広報・啓発の今後について 2. 子ども・子育て支援事業計画について イ. 計画策定について	10番 山 城 峻 一	町 長 教 育 長 企 画 政 策 課 長 子 ども 支 援 室 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 健康寿命の延伸について イ. 健康寿命の延伸に向けた取り組みについて 2. 持続可能な町づくりについて イ. ゼロカーボンの推進に向けた取り組みについて ロ. テクノセンターZ E B化について ハ. 今後の取り組みについて	3 番 塚 田 舞	町 長 企画政策課長 福祉健康課長
6	1. 防災・減災対策について イ. 住宅耐震化の推進について ロ. 防災訓練について 2. 農地の有効活用について イ. 耕作放棄地対策について ロ. 新規就農について 3. 坂城駅周辺の活性化について イ. 坂城駅周辺の活性化について	7 番 中 村 忠 靖	町 長 商工農林課長 建設課長
7	1. 胃がんの原因ピロリ菌について イ. 集団健診でピロリ菌検査を ロ. 小学生にピロリ菌検査を 2. ふるさと納税について イ. 今までの寄附額の推移と今後の見通しは ロ. 選べる使い道は	2 番 中 嶋 登	町 長 企画政策課長 保健センター所長
8	1. 防災・減災について イ. 災害時の協力体制について ロ. 配慮が必要な人に対して ハ. B C P（事業継続計画）について 2. ハラスメントについて イ. 事業所等へのカスタマーハラスメント対策の周知について	1 1 番 柊 津 明 子	町 長 総 務 課 長 住民環境課長 福祉健康課長 商工農林課長
9	1. 子育て支援について イ. 保育の保護者負担軽減のために 2. 町の公共交通のあり方は イ. デマンド交通について ロ. 循環バスの今後は 3. 行政と町民との協働について イ. 広報広聴のあり方は	1 4 番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 企画政策課長 建設課長 子ども支援室長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. 地震災害への対応について イ. 災害時の避難場所等について ロ. 備蓄の状況について ハ. 災害ゴミについて ニ. 職員の参集について 2. 空家対策について イ. 空家等対策計画について ロ. 官民連携した取り組みについて ハ. 今後の空家対策について	6 番 宮 入 健 誠	町 長 総 務 課 長 住 民 環 境 課 長

パレスチナ自治区ガザ地区における即時停戦及び人質の即時解放を求める意見書

パレスチナ自治区ガザ地区において、イスラエル軍とパレスチナのイスラム組織ハマスとの軍事衝突が続いている。

令和5年11月15日、国連安全保障理事会は、ガザ地区の子どもの人道状況を改善するための戦闘休止などを求める決議を採択し、12月12日には国連総会の緊急特別会合において、「即時の人道的停戦」を求める決議を、日本を含む国連加盟国の約8割にあたる153カ国の賛成多数で採択した。

これは、「一般市民の危機的状況を改善しなければならない」と国際社会の意思が表明されたものである。

いかなる場合においても人間の生命と尊厳を守るべきとの国際人道法の理念を尊重し、この戦闘により一般市民が直面している人道上の危機的な状況を改善するために事態の早期鎮静化が求められている。

よって、坂城町議会は、全世界の平和を願い、イスラエルとハマスの双方をはじめとするすべての当事者、国会、日本政府、国際社会に対し、一刻も早い事態の解決に向けて、次の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 即時停戦及び人質を即時解放すること
- 2 国際法及び国際人道法を遵守すること
- 3 物資の供給等により人道上の危機的状況の速やかなる改善を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 3月 日

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

外務大臣 上 川 陽 子 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映